

ネクストコア

追加型投信 内外 資産複合

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年11月14日)

この目論見書により行なうネクストコアの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月15日に関東財務局長に提出しており、2025年5月16日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	3
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	33
4【手数料等及び税金】	37
5【運用状況】	40
第2【管理及び運営】	70
1【申込（販売）手続等】	70
2【換金（解約）手続等】	71
3【資産管理等の概要】	72
4【受益者の権利等】	75
第3【ファンドの経理状況】	76
1【財務諸表】	79
2【ファンドの現況】	305
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	308
第三部【委託会社等の情報】	309
第1【委託会社等の概況】	309
1【委託会社等の概況】	309
2【事業の内容及び営業の概況】	311
3【委託会社等の経理状況】	312
4【利害関係人との取引制限】	350
5【その他】	350
約款	351

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ネクストコア

(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%(税抜2.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1 万口以上 1 万口単位 (当初元本 1 口=1 円) または 1 万円以上 1 円単位

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025 年 5 月 16 日から 2026 年 5 月 14 日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象*とし、また為替予約取引等を主要取引対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

※ ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」、「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ネクストコア)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を含む)		
	年 2 回			
	年 4 回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
	年 12 回 (毎月)	欧州		
	年 12 回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国

際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの

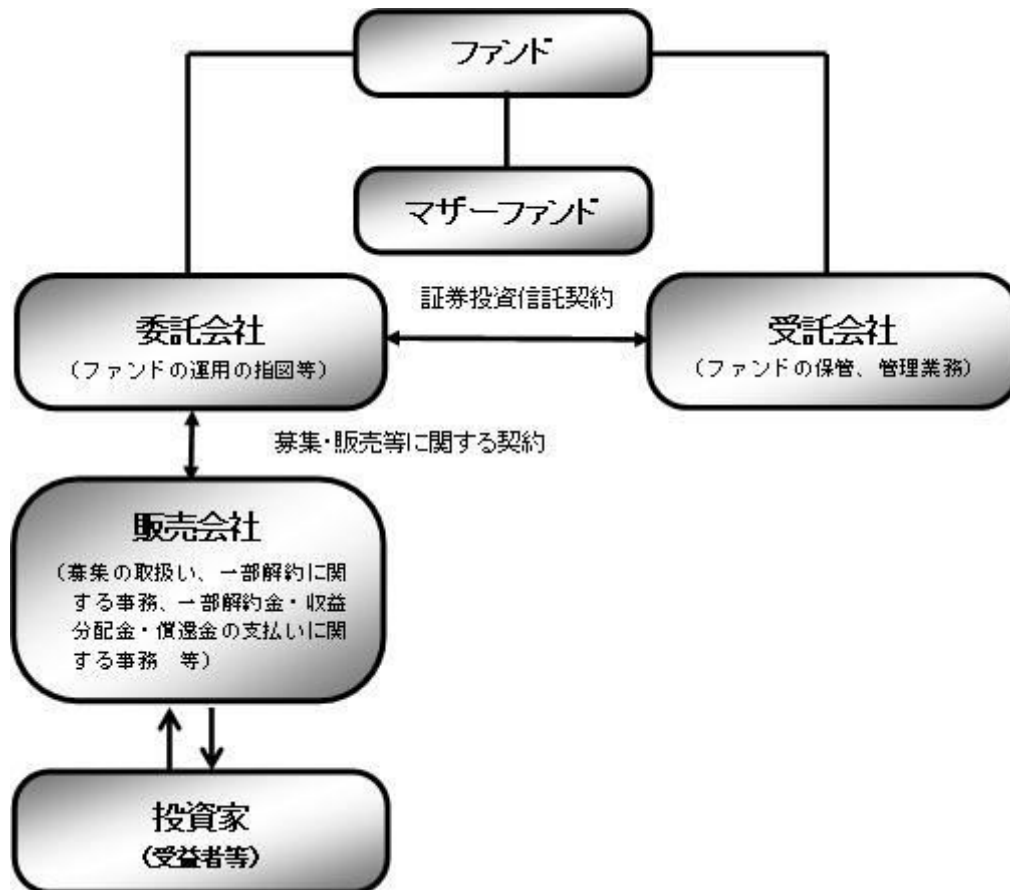
をいう。

- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

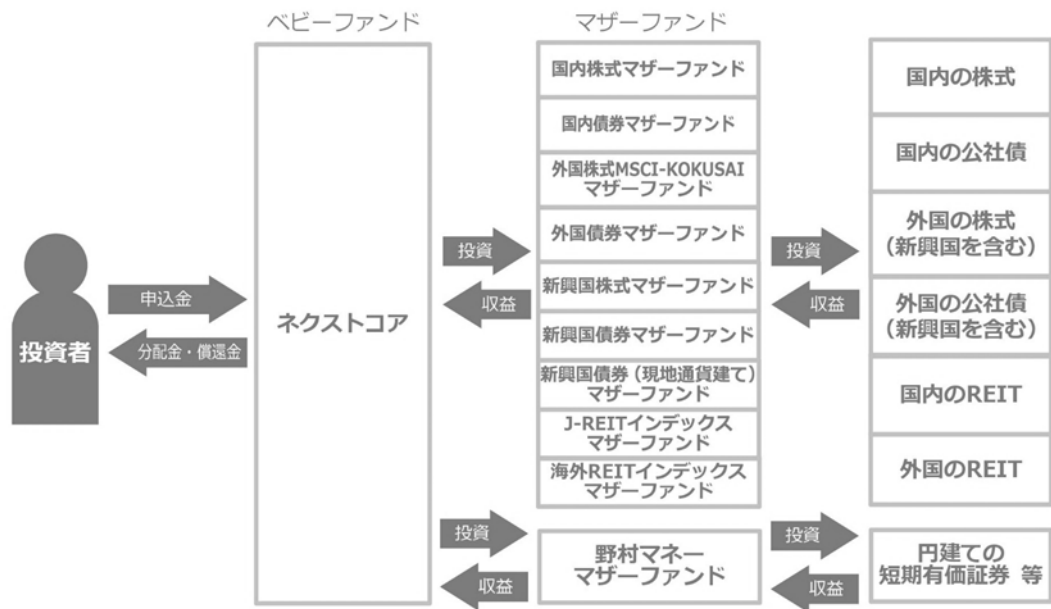
2013 年 1 月 31 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	ネクストコア
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド 国内債券マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 外国債券マザーファンド 新興国株式マザーファンド 新興国債券マザーファンド 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド J-REIT インデックス マザーファンド 海外 REIT インデックス マザーファンド 野村マネー マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



※ファンドは、各マザーファンドへの投資を行なうと共に、為替予約取引等を活用します。

■委託会社の概況(2025 年 9 月末現在)■

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 資本金の額
17,180 百万円
- ・ 会社の沿革
1959 年 12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準^{※1}を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジション^{※2}を決定します。

- ※1 リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。ファンドでは推定される基準価額の「振れ幅」（上下変動の程度）を表しています。なお、市場環境等によってはポートフォリオのリスク水準をより引き下げた運用を行なう場合があります。
- ※2 マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式およびREITへの投資比率、ファンドが投資する外貨建資産と為替予約取引等を加味した実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、以下の範囲内となります。

実質的な内外の株式 およびREITへの投資比率	実質的な外貨の エクスポージャー
純資産総額の50%以内	純資産総額の50%以内

- ◆各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行ないます。
- ◆一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。
- ◆各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）は、各々以下の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

「野村マネー マザーファンド」は、円建ての短期有価証券等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
国内債券マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI国債指数
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし） ^{*1}
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証券） ^{※1} を含みます。）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース） ^{*2}
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース） ^{*3}
新興国債券（現地通貨建て） マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円換算ベース） ^{*4}

J-REITインデックス マザーファンド	J-REIT ^{※2}	東証REIT指数（配当込み）
海外REITインデックス マザーファンド	日本を除く世界各国のREIT ^{※3}	S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース） ^{※5}

※1 Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRIは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

※3 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合がありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

*1 MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

*2 MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

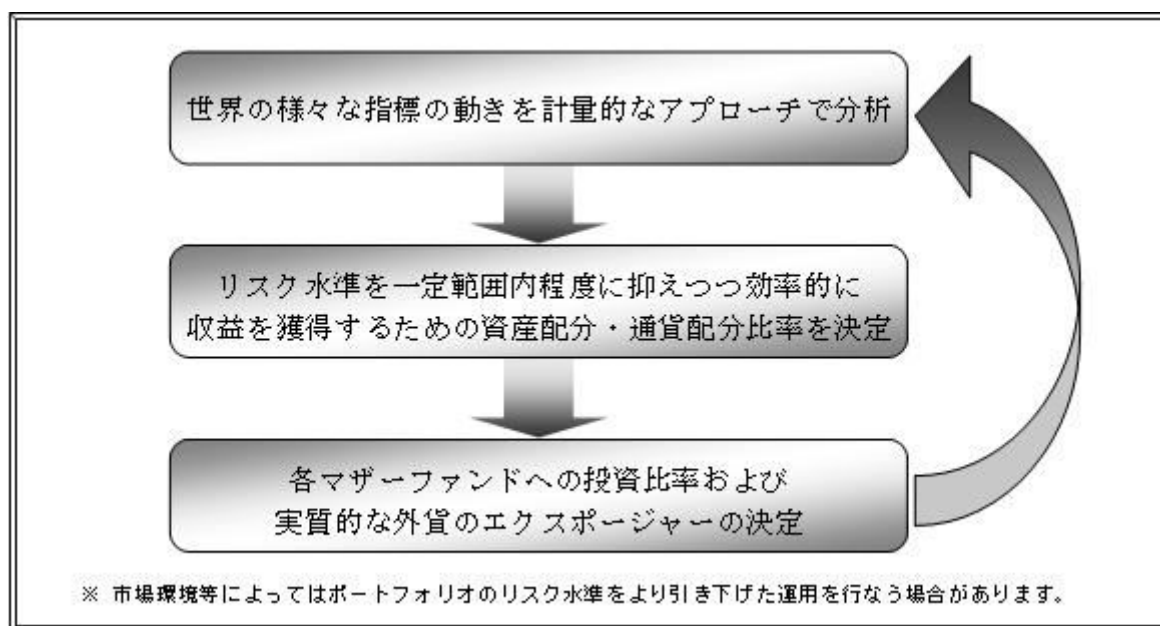
*3 JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

*4 JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (USドルベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。

*5 S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

◆内外の株式および REIT をそれぞれ主な投資対象とする「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。

■運用プロセスについて■



[2] 為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。

◆為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の 100%以内とします。

◆実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内となるように調整を行ないます。

「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」

- ①配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

「NOMURA-BPI 国債指数」

NOMURA-BPI に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「MSCI-KOKUSAI 指数」

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.（MSCI）、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事

者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係は一切主張することはできません。

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス」

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価

格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

「東証 REIT 指数（配当込み）」

- ① 東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

⑧以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

◆ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」および「野村マネー マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、実質的に国内および外国（新興国を含む）の株式、国内および外国（新興国を含む）の公社債、国内および外国の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行います。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④、⑤、⑧および⑩」に定めるものに限りまゝ。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、J-REIT インデックス マザーファンド、海外 REIT インデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリフ

アード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 金利先渡取引^{※1}

4. 為替先渡取引^{※2}

5. 直物為替先渡取引^{※3}

※1 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※2 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※3 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

（参考）各マザーファンドの概要

（国内株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

- ④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（国内債券マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 外貨建資産への投資は行ないません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債※への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国株式マザーファンド） 運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とし

ます。

- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券マザーファンド）
運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J-REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への直接投資は行ないません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数(配当込み)における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(野村マネー マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

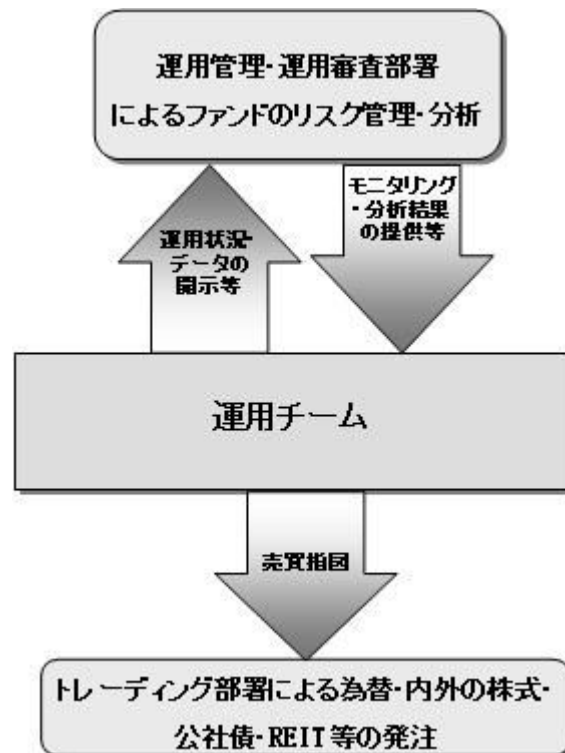
④スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

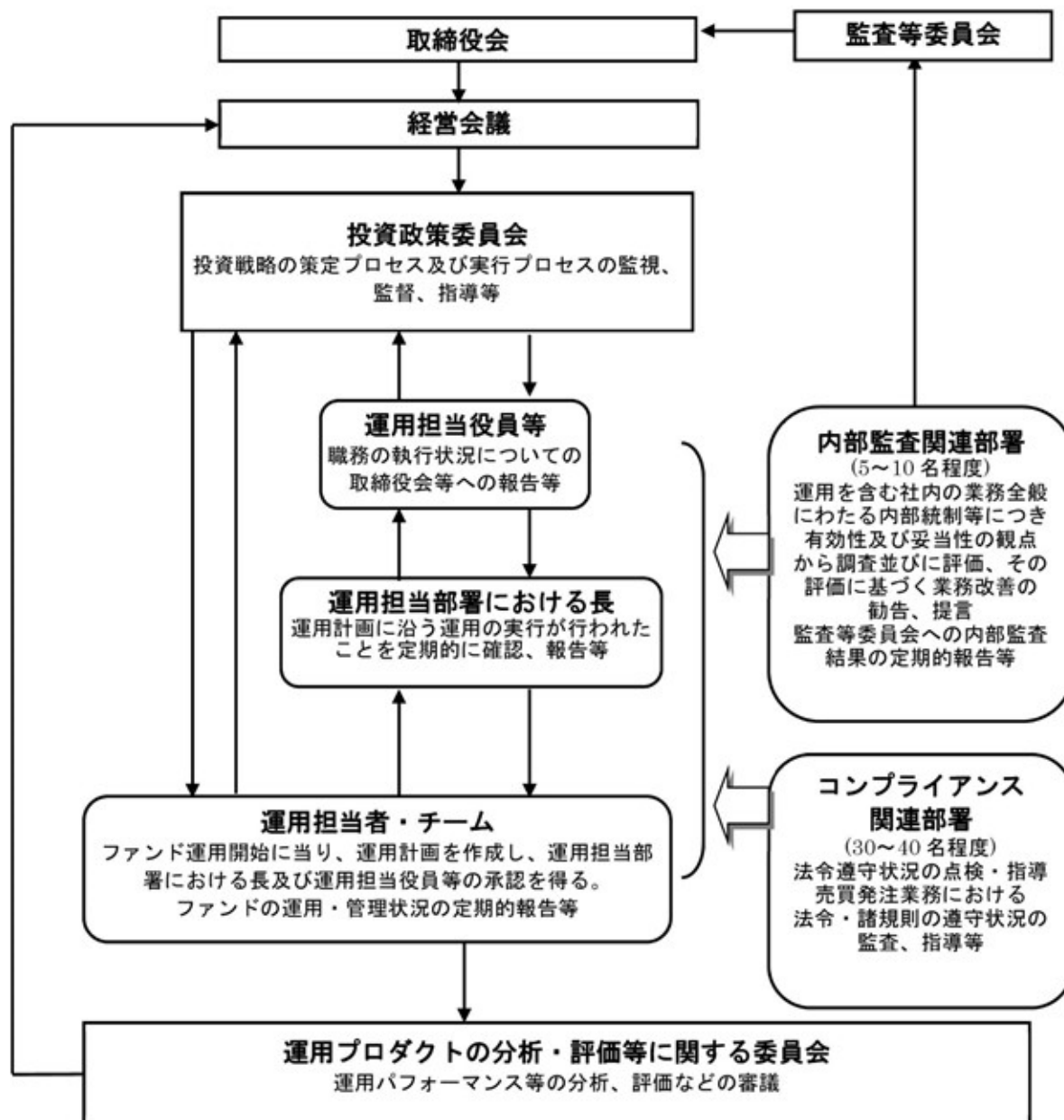
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年2月および8月の各17日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

(5)【投資制限】

①運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

(i)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを

指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 上記 (i) の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額

の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑦公社債の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ii) 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわない

ものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

◆ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

◆REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

◆債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

◆ファンドは、為替変動リスクの低減を図る目的(ヘッジ目的)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外)で為替予約取引等を活用しますので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

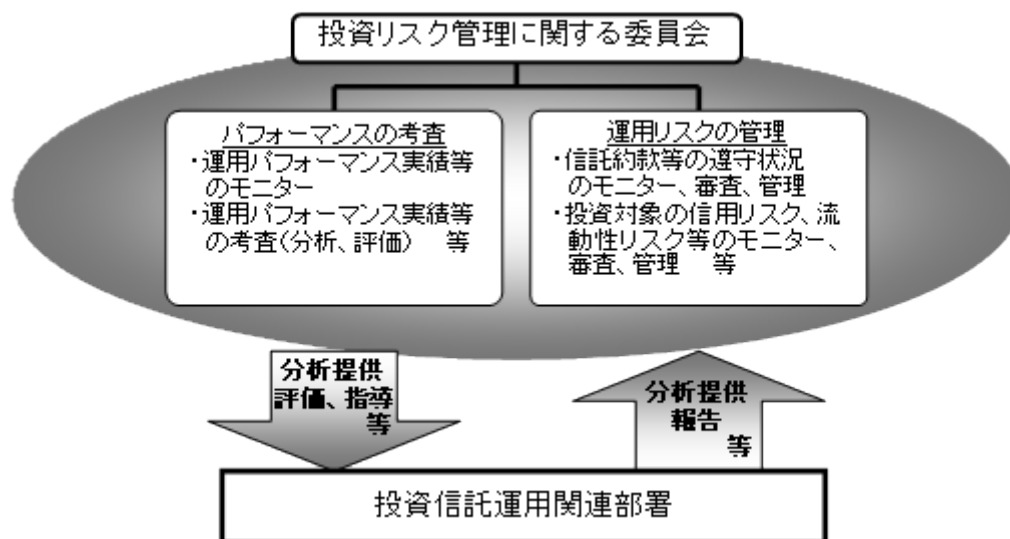
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

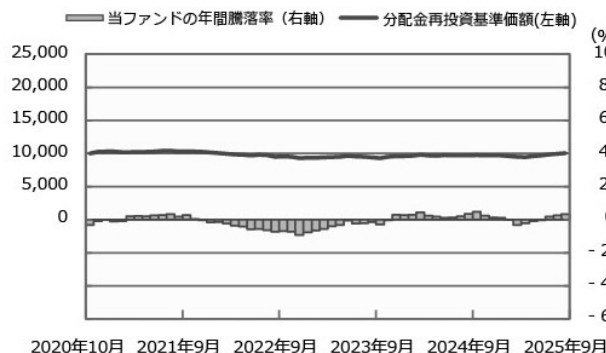
リスク管理体制図



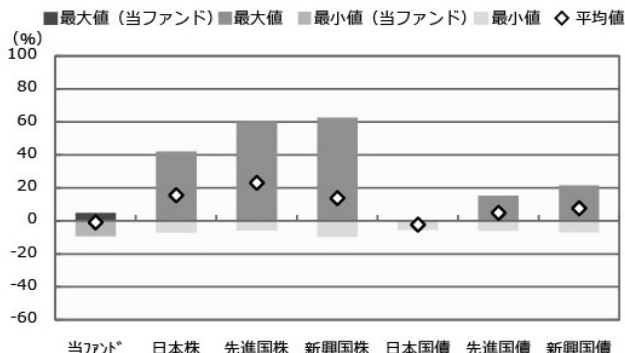
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較 (2020年10月末～2025年9月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
最大値 (%)	4.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 9.3	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	△ 0.9	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜 2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 1.485%（税抜年 1.35%）の率を乗じた額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬の分配については次の通り（税抜）とします。

ファンドの 純資産総額	300 億円以下 の部分	300 億円超 500 億円以下 の部分	500 億円超 の部分
委託会社	年 0.65%	年 0.66%	年 0.67%
販売会社	年 0.65%	年 0.65%	年 0.65%
受託会社	年 0.05%	年 0.04%	年 0.03%

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報

酬支払いのときにファンドから支払われます。

- ④ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税 (所得税及び復興特別所得税) 15.315% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対する課税>

換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) については、申告分離課税により 20.315% (国税 15.315% および地方税 5%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315% の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま

す。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債 (同族会社が発行した社債を除きます。) などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA (少額投資非課税制度) の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金 (解約) 時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税 15.315%) の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

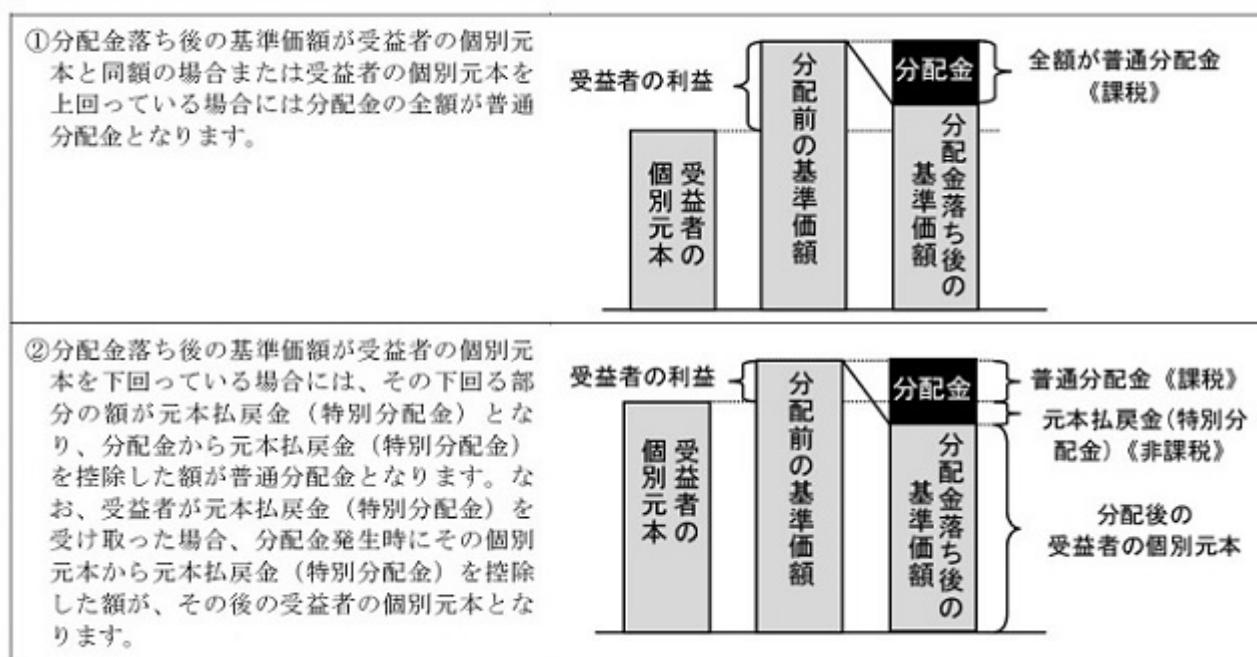
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

*外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*上記は 2025 年 9 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位: %)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	1.55	1.49	0.06

(2025年2月18日～2025年8月18日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は 2025 年 9 月 30 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

ネクストコア

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	554, 228, 567	89. 92
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	62, 104, 671	10. 07
合計（純資産総額）		616, 333, 238	100. 00

(参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	866, 112, 651, 180	97. 93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	18, 235, 189, 464	2. 06
合計（純資産総額）		884, 347, 840, 644	100. 00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	17, 369, 730, 000	1. 96

(参考) 国内債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	15, 756, 187, 550	99. 31
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	107, 902, 595	0. 68
合計（純資産総額）		15, 864, 090, 145	100. 00

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2, 525, 376, 083, 062	74. 78
	カナダ	115, 980, 974, 638	3. 43
	ドイツ	83, 719, 795, 192	2. 47
	イタリア	27, 363, 158, 253	0. 81
	フランス	90, 585, 626, 737	2. 68
	オランダ	44, 538, 409, 453	1. 31
	スペイン	29, 476, 119, 942	0. 87
	ベルギー	7, 058, 849, 105	0. 20
	オーストリア	1, 852, 712, 633	0. 05
	ルクセンブルグ	474, 697, 976	0. 01
	フィンランド	9, 251, 029, 236	0. 27
	アイルランド	3, 785, 801, 849	0. 11
	ポルトガル	1, 789, 769, 124	0. 05
	スイス	704, 553, 477	0. 02
	ジャージー	145, 293, 382	0. 00
	イギリス	124, 816, 695, 925	3. 69
	スイス	78, 972, 897, 767	2. 33
	スウェーデン	26, 217, 188, 752	0. 77
	ノルウェー	5, 228, 043, 534	0. 15
	デンマーク	16, 420, 339, 216	0. 48
	オーストラリア	55, 016, 433, 721	1. 62
	ニュージーランド	1, 543, 470, 952	0. 04
	香港	15, 938, 628, 370	0. 47
	シンガポール	10, 794, 943, 358	0. 31
	イスラエル	5, 525, 250, 587	0. 16
	小計	3, 282, 576, 766, 241	97. 20
新株予約権証券	カナダ	0	0. 00
投資証券	アメリカ	47, 325, 187, 866	1. 40
	フランス	1, 273, 946, 790	0. 03
	イギリス	763, 792, 970	0. 02
	オーストラリア	3, 303, 748, 344	0. 09
	香港	584, 168, 984	0. 01
	シンガポール	878, 780, 503	0. 02
	小計	54, 129, 625, 457	1. 60
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	40, 364, 771, 942	1. 19
合計（純資産総額）		3, 377, 071, 163, 640	100. 00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	30,484,929,340	0.90
	買建	カナダ	1,361,537,334	0.04
	買建	ドイツ	3,598,775,243	0.10
	買建	イギリス	1,496,631,620	0.04
	買建	スイス	942,410,952	0.02
	買建	オーストラリア	696,506,926	0.02

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	489,896,235,142	45.52
	カナダ	21,210,202,493	1.97
	メキシコ	9,280,364,706	0.86
	ドイツ	57,037,780,740	5.30
	イタリア	84,561,434,240	7.85
	フランス	69,396,539,804	6.44
	オランダ	12,333,353,727	1.14
	スペイン	53,986,068,002	5.01
	ベルギー	15,612,256,488	1.45
	オーストリア	10,839,139,878	1.00
	フィンランド	5,329,460,673	0.49
	アイルランド	4,900,959,127	0.45
	ポルトガル	4,513,363,557	0.41
	イギリス	59,989,087,671	5.57
	スウェーデン	1,995,084,170	0.18
	ノルウェー	1,779,377,376	0.16
	デンマーク	2,415,659,503	0.22
	ポーランド	7,085,767,122	0.65
	オーストラリア	13,668,427,755	1.27
	ニュージーランド	3,156,368,297	0.29
	シンガポール	4,332,259,729	0.40
	マレーシア	5,401,140,876	0.50
	中国	120,930,183,703	11.23
	イスラエル	4,046,175,090	0.37
小計		1,063,696,689,869	98.85
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	12,333,902,456	1.14
合計（純資産総額）		1,076,030,592,325	100.00

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	5,911,087,956	2.92

	メキシコ	3,711,119,984	1.83
	ブラジル	7,049,845,243	3.48
	チリ	382,596,626	0.18
	コロンビア	119,651,861	0.05
	ギリシャ	1,113,008,858	0.55
	イギリス	127,452,429	0.06
	トルコ	895,451,150	0.44
	チェコ	319,102,894	0.15
	ハンガリー	525,576,600	0.26
	ポーランド	1,953,359,554	0.96
	香港	49,427,407,258	24.46
	マレーシア	2,284,916,408	1.13
	タイ	2,023,955,723	1.00
	フィリピン	758,957,076	0.37
	インドネシア	2,203,445,141	1.09
	韓国	21,467,280,014	10.62
	台湾	37,612,086,168	18.61
	インド	29,540,461,088	14.62
	カタール	1,333,138,029	0.65
	エジプト	26,830,379	0.01
	南アフリカ	6,790,291,442	3.36
	アラブ首長国連邦	2,808,567,382	1.39
	クウェート	1,425,236,587	0.70
	サウジアラビア	6,392,247,625	3.16
	小計	186,203,073,475	92.16
投資信託受益証券	アメリカ	7,335,643,275	3.63
投資証券	メキシコ	149,207,426	0.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	8,354,395,865	4.13
合計（純資産総額）		202,042,320,041	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,748,239,250	3.83
	買建	香港	421,017,007	0.20

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	51,796,127,367	97.44
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,360,509,107	2.55
合計（純資産総額）		53,156,636,474	100.00

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	1,975,276,385	9.94
	ブラジル	1,301,985,410	6.55
	チリ	320,219,420	1.61
	コロンビア	717,549,036	3.61
	ペルー	363,890,741	1.83
	ウルグアイ	31,577,198	0.15
	ドミニカ共和国	41,612,855	0.20
	セルビア	46,969,702	0.23
	トルコ	221,773,118	1.11
	チェコ	932,785,822	4.69
	ハンガリー	429,094,883	2.15
	ポーランド	1,500,679,409	7.55
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	620,868,965	3.12
	マレーシア	1,890,726,122	9.51
	タイ	1,676,517,577	8.43
	インドネシア	1,913,451,464	9.63
	中国	1,926,070,218	9.69
	インド	1,928,502,073	9.70
	南アフリカ	1,457,511,174	7.33
	小計	19,297,061,572	97.12
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	570,630,507	2.87
合計（純資産総額）		19,867,692,079	100.00

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	73,861,571,600	97.60
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,814,469,906	2.39
合計（純資産総額）		75,676,041,506	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,807,312,500	2.38

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	75,401,309,831	77.14

	カナダ	1, 247, 687, 381	1. 27
	ドイツ	29, 566, 210	0. 03
	イタリア	10, 567, 648	0. 01
	フランス	2, 162, 164, 156	2. 21
	オランダ	164, 588, 194	0. 16
	スペイン	517, 531, 931	0. 52
	ベルギー	1, 045, 358, 290	1. 06
	アイルランド	37, 661, 792	0. 03
	シンガポール	38, 994, 045	0. 03
	ガーナ	73, 465, 828	0. 07
	イギリス	3, 919, 225, 860	4. 00
	オーストラリア	7, 595, 949, 283	7. 77
	ニュージーランド	120, 137, 047	0. 12
	香港	986, 636, 560	1. 00
	シンガポール	3, 123, 783, 217	3. 19
	韓国	199, 382, 448	0. 20
	イスラエル	163, 902, 880	0. 16
	小計	96, 837, 912, 601	99. 07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	901, 577, 639	0. 92
合計（純資産総額）		97, 739, 490, 240	100. 00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	840, 076, 218	0. 85

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5, 208, 312, 137	100. 00
合計（純資産総額）		5, 208, 312, 137	100. 00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ネクストコア

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	55, 807, 383	3. 0815	171, 970, 451	3. 1396	175, 212, 859	28. 42
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券マザーファンド	78, 583, 850	1. 2056	94, 740, 690	1. 2025	94, 497, 079	15. 33
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSC I－KOKUSA I マザーファンド	7, 310, 745	8. 2045	59, 981, 008	8. 5376	62, 416, 216	10. 12

4	日本	親投資信託 受益証券	JーREITインデックス マザ ーファンド	18,793,513	2.9856	56,109,913	3.0364	57,064,622	9.25
5	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	15,419,484	3.6075	55,625,789	3.6616	56,459,982	9.16
6	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	11,406,784	2.6675	30,427,597	2.7193	31,018,467	5.03
7	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザ ーファンド	14,034,091	1.9712	27,664,001	2.0106	28,216,943	4.57
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	9,126,074	2.3708	21,636,097	2.5283	23,073,452	3.74
9	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	5,284,198	3.9843	21,053,831	4.1458	21,907,228	3.55
10	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	4,259,076	1.0236	4,359,590	1.0241	4,361,719	0.70

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	89.92
合 計	89.92

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	10,385,900	2,751.57	28,577,630,498	2,849.50	29,594,622,050	3.34
2	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	12,343,400	1,844.34	22,765,495,666	2,394.00	29,550,099,600	3.34
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,739,600	2,857.97	19,261,607,615	4,259.00	28,703,956,400	3.24
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,019,600	3,842.16	19,286,125,604	3,930.00	19,727,028,000	2.23
5	日本	株式	ソフトバンクグルー プ	情報・通 信業	966,600	7,556.83	7,304,434,200	18,685.00	18,060,921,000	2.04
6	日本	株式	三井住友フィナンシ ャルグループ	銀行業	3,945,000	3,462.21	13,658,418,450	4,176.00	16,474,320,000	1.86
7	日本	株式	任天堂	その他製 品	1,233,500	11,603.79	14,313,282,754	12,805.00	15,794,967,500	1.78
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,820,100	2,799.89	10,695,861,092	3,531.00	13,488,773,100	1.52
9	日本	株式	三菱重工業	機械	3,450,700	2,756.02	9,510,225,545	3,879.00	13,385,265,300	1.51
10	日本	株式	みずほフィナンシャ ルグループ	銀行業	2,571,200	3,708.94	9,536,444,328	4,988.00	12,825,145,600	1.45
11	日本	株式	リクルートホールデ ィングス	サービ ス業	1,485,400	8,336.22	12,382,635,270	7,963.00	11,828,240,200	1.33
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,389,500	7,493.16	10,411,754,194	8,426.00	11,707,927,000	1.32
13	日本	株式	東京海上ホールディ ィングス	保険業	1,836,900	5,937.72	10,907,008,954	6,269.00	11,515,526,100	1.30
14	日本	株式	三井物産	卸売業	2,971,700	2,914.69	8,661,612,778	3,680.00	10,935,856,000	1.23
15	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	413,500	22,908.63	9,472,718,964	26,360.00	10,899,860,000	1.23
16	日本	株式	キーエンス	電気機器	195,500	63,279.24	12,371,091,956	55,180.00	10,787,690,000	1.21
17	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	615,700	7,346.26	4,523,093,384	14,650.00	9,020,005,000	1.01
18	日本	株式	N T T	情報・通 信業	58,285,400	156.54	9,124,539,810	154.70	9,016,751,380	1.01
19	日本	株式	信越化学工業	化学	1,740,300	4,495.40	7,823,348,932	4,853.00	8,445,675,900	0.95
20	日本	株式	H O Y A	精密機器	376,000	17,723.53	6,664,049,970	20,475.00	7,698,600,000	0.87
21	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,007,100	2,863.69	5,747,723,103	3,803.00	7,633,001,300	0.86
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,743,600	4,008.78	6,989,710,925	4,315.00	7,523,634,000	0.85

23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,629,100	1,487.77	6,887,056,872	1,531.00	7,087,152,100	0.80
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,476,200	221.85	6,983,259,736	217.70	6,852,368,740	0.77
25	日本	株式	日本電気	電気機器	1,395,400	3,743.70	5,223,971,412	4,739.00	6,612,800,600	0.74
26	日本	株式	KDDI	情報・通信業	2,753,700	2,653.87	7,307,972,763	2,360.50	6,500,108,850	0.73
27	日本	株式	富士通	電気機器	1,815,800	3,331.51	6,049,365,774	3,484.00	6,326,247,200	0.71
28	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	139,500	48,646.64	6,786,206,812	45,040.00	6,283,080,000	0.71
29	日本	株式	丸紅	卸売業	1,698,700	2,771.96	4,708,731,642	3,698.00	6,281,792,600	0.71
30	日本	株式	第一三共	医薬品	1,799,200	3,266.69	5,877,438,976	3,315.00	5,964,348,000	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.31
		建設業	2.29
		食料品	2.84
		繊維製品	0.36
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.64
		医薬品	3.50
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.65
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	0.73
		非鉄金属	1.26
		金属製品	0.47
		機械	5.94
		電気機器	17.18
		輸送用機器	6.69
		精密機器	1.92
		その他製品	2.96
		電気・ガス業	1.28
		陸運業	2.38
		海運業	0.52
		空運業	0.32
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.87
		卸売業	7.16
		小売業	4.40
		銀行業	9.40
		証券、商品先物取引業	0.94
		保険業	3.21

		その他金融業	1. 13
		不動産業	1. 93
		サービス業	4. 05
合 計			97. 93

(参考) 国内債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 C T 利付 (5年) 第 2回	280,000,000	98.37	275,441,600	97.68	273,509,600	0.5	2029/6/20	1.72
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 50回	190,000,000	98.28	186,733,900	97.89	185,996,700	0.1	2028/3/20	1.17
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第47 3回	180,000,000	100.11	180,198,400	99.83	179,703,000	0.8	2027/6/1	1.13
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第47 1回	170,000,000	100.34	170,591,400	100.03	170,061,200	0.9	2027/4/1	1.07
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第17 8回	160,000,000	100.10	160,168,000	99.13	158,609,600	1	2030/3/20	0.99
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 45回	160,000,000	99.15	158,653,000	99.11	158,588,800	0.1	2026/12/20	0.99
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 54回	150,000,000	97.29	145,939,500	96.66	144,991,500	0.1	2029/3/20	0.91
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第18 0回	140,000,000	99.43	139,211,800	99.44	139,218,800	1.1	2030/6/20	0.87
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 51回	140,000,000	98.05	137,270,000	97.60	136,647,000	0.1	2028/6/20	0.86
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 65回	145,000,000	93.91	136,183,100	92.61	134,291,750	0.1	2031/12/20	0.84
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 07回	130,000,000	104.39	135,717,100	103.30	134,291,300	2.1	2028/12/20	0.84
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 69回	140,000,000	95.55	133,775,600	93.63	131,093,200	0.5	2032/12/20	0.82
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 66回	140,000,000	94.47	132,261,600	92.83	129,962,000	0.2	2032/3/20	0.81
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 0回	130,000,000	99.00	128,712,600	99.00	128,705,200	0.005	2026/12/20	0.81
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 78回	130,000,000	99.73	129,655,600	98.11	127,546,900	1.4	2035/3/20	0.80
16	日本	国債証券	国庫債券 C T 利付 (5年) 第 1回	130,000,000	98.19	127,647,000	97.60	126,883,900	0.3	2028/12/20	0.79
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 52回	130,000,000	97.82	127,166,000	97.32	126,516,000	0.1	2028/9/20	0.79
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 53回	130,000,000	97.54	126,802,000	96.98	126,075,300	0.1	2028/12/20	0.79

19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 77回	130,000,000	98.36	127,872,200	96.59	125,569,600	1.2	2034/12/20	0.79
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 55回	130,000,000	96.82	125,866,000	96.30	125,199,100	0.1	2029/6/20	0.78
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 60回	130,000,000	95.59	124,277,500	94.55	122,917,600	0.1	2030/9/20	0.77
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 76回	130,000,000	96.20	125,063,700	94.32	122,621,200	0.9	2034/9/20	0.77
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年) 第3 2回	120,000,000	103.79	124,548,000	101.65	121,986,000	2.3	2040/3/20	0.76
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年) 第3 4回	120,000,000	101.18	121,416,000	99.14	118,969,200	2.2	2041/3/20	0.74
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 75回	120,000,000	98.00	117,604,400	96.24	115,497,600	1.1	2034/6/20	0.72
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 59回	120,000,000	95.93	115,116,000	94.87	113,851,200	0.1	2030/6/20	0.71
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 72回	120,000,000	96.30	115,561,400	94.81	113,776,800	0.8	2033/9/20	0.71
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 74回	120,000,000	95.85	115,023,100	94.17	113,010,000	0.8	2034/3/20	0.71
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第9 9回	110,000,000	103.63	113,998,500	102.54	112,797,300	2.1	2027/12/20	0.71
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年) 第3 1回	110,000,000	103.09	113,402,300	101.02	111,127,500	2.2	2039/9/20	0.70

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.31
合 計	99.31

(参考) 外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	7,206,800	16,422.10	118,350,811,929	27,073.82	195,115,663,630	5.77
2	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュ ーター・周 辺機器	4,411,500	32,403.29	142,947,138,023	37,879.53	167,105,583,652	4.94
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	2,085,500	56,706.50	118,261,421,342	76,613.64	159,777,762,904	4.73
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	2,822,100	28,712.06	81,028,325,671	33,076.66	93,345,669,278	2.76
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	641,300	86,065.10	55,193,553,820	110,677.39	70,977,411,490	2.10
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製	1,319,800	25,564.86	33,740,509,779	48,817.75	64,429,669,090	1.90

				造装置						
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,719,000	23,111.63	39,728,893,405	36,334.16	62,458,427,916	1.84
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	856,200	39,528.75	33,844,522,466	65,985.10	56,496,446,730	1.67
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,451,100	23,364.00	33,903,509,565	36,380.31	52,791,477,709	1.56
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	820,800	36,243.33	29,748,530,656	46,999.92	38,577,540,246	1.14
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	400,300	78,237.69	31,318,549,406	74,328.34	29,753,634,502	0.88
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	237,900	122,135.86	29,056,121,457	108,162.80	25,731,932,214	0.76
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	505,400	51,043.23	25,797,251,000	50,643.02	25,594,982,712	0.75
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	125,700	140,131.32	17,614,507,552	179,610.32	22,577,017,325	0.66
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,272,900	17,466.14	22,232,660,469	17,005.07	21,645,758,185	0.64
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	252,900	80,897.53	20,458,986,356	84,584.68	21,391,466,381	0.63
17	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	500,400	21,292.82	10,654,929,413	42,097.30	21,065,493,324	0.62
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,296,300	12,757.30	16,537,297,157	15,346.55	19,893,733,284	0.58
19	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	710,700	24,340.47	17,298,775,728	27,039.58	19,217,033,486	0.56
20	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	130,950	138,788.75	18,174,387,290	136,503.60	17,875,147,153	0.52
21	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア	668,800	13,707.78	9,167,766,792	26,628.67	17,809,259,044	0.52
22	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	293,900	53,410.21	15,697,263,613	60,564.38	17,799,872,458	0.52
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	521,700	30,455.73	15,888,757,103	33,224.06	17,332,992,519	0.51
24	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	116,300	109,372.99	12,720,079,582	144,024.98	16,750,105,755	0.49
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	2,113,000	6,168.69	13,034,451,743	7,804.28	16,490,463,925	0.48
26	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	692,500	24,977.19	17,296,704,212	22,857.54	15,828,850,882	0.46
27	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	航空宇宙・防衛	315,000	29,876.36	9,411,055,554	43,715.63	13,770,424,836	0.40
28	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	267,900	76,413.17	20,471,089,816	51,390.39	13,767,487,731	0.40
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	578,962	24,278.02	14,056,056,796	23,240.16	13,455,174,146	0.39
30	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	308,400	42,999.37	13,261,007,030	39,351.70	12,136,066,901	0.35

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)

株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.62
		メディア	0.33
		娯楽	1.57
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.17
		石油・ガス・消耗燃料	3.40
		化学	1.27
		建設資材	0.34
		容器・包装	0.16
		金属・鉱業	1.34
		紙製品・林産品	0.04
		航空宇宙・防衛	2.66
		建設関連製品	0.56
		建設・土木	0.38
		電気設備	1.26
		コングロマリット	0.63
		機械	1.61
		商社・流通業	0.42
		商業サービス・用品	0.55
		航空貨物・物流サービス	0.30
		旅客航空輸送	0.08
		海上運輸	0.03
		陸上運輸	0.85
		運送インフラ	0.08
		自動車用部品	0.08
		自動車	2.08
		家庭用耐久財	0.22
		繊維・アパレル・贅沢品	0.74
		ホテル・レストラン・レジャー	1.78
		販売	0.04
		大規模小売り	3.25
		専門小売り	1.54
		生活必需品流通・小売り	1.66
		飲料	1.02
		食品	0.87
		タバコ	0.66
		家庭用品	0.76
		パーソナルケア用品	0.40
		ヘルスケア機器・用品	1.83
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.28
		バイオテクノロジー	1.47

		医薬品	3.64
		銀行	6.59
		金融サービス	3.00
		保険	2.94
		情報技術サービス	1.24
		ソフトウェア	9.12
		通信機器	0.73
		コンピュータ・周辺機器	5.31
		電子装置・機器・部品	0.62
		半導体・半導体製造装置	10.70
		各種電気通信サービス	0.92
		無線通信サービス	0.21
		電力	1.62
		ガス	0.08
		総合公益事業	0.70
		水道	0.07
		消費者金融	0.51
		資本市場	3.62
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.14
		ヘルスケア・テクノロジー	0.07
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.67
		専門サービス	0.78
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.60
合 計			98.80

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,550,000	14,937.63	10,687,877,058	14,949.35	10,696,262,392	4.125	2026/10/31	0.99
2	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	59,850,000	17,656.87	10,567,640,350	17,513.29	10,481,709,212	2.75	2030/2/25	0.97
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,750,000	14,933.65	10,266,886,137	15,240.13	10,477,593,116	4.375	2034/5/15	0.97
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,250,000	15,060.72	10,128,336,306	15,078.46	10,140,264,817	4.5	2027/5/15	0.94
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	69,100,000	14,455.89	9,989,025,609	14,585.87	10,078,841,571	2.375	2027/5/15	0.93
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,200,000	14,844.25	9,975,340,198	14,888.74	10,005,239,238	3.75	2026/8/31	0.92
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,400,000	15,346.06	9,882,863,389	15,499.80	9,981,873,135	4.625	2031/5/31	0.92
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,400,000	13,849.45	9,750,013,010	14,030.77	9,877,666,134	0.375	2027/7/31	0.91
9	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000	2,104.97	9,699,708,381	2,102.24	9,687,151,840	1.85	2027/5/15	0.90
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,650,000	14,861.38	9,310,656,877	15,067.12	9,439,550,996	4.25	2034/11/15	0.87
11	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	52,100,000	17,827.88	9,288,329,467	17,787.19	9,267,126,162	3.1	2031/7/30	0.86

12	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	45,900,000	20,494.14	9,406,813,500	20,156.51	9,251,842,267	5.5	2031/1/4	0.85
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,100,000	14,571.67	9,049,011,299	14,650.14	9,097,737,176	2.75	2027/7/31	0.84
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,706.84	8,803,906,949	14,000.82	8,992,730,262	2.875	2032/5/15	0.83
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,400,000	14,521.03	8,625,493,680	14,637.92	8,694,929,085	2.625	2027/5/31	0.80
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,600,000	13,595.72	8,374,964,505	13,838.86	8,524,738,071	1	2028/7/31	0.79
17	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,050,000	19,695.91	8,676,052,011	19,301.21	8,502,186,665	4.75	2035/4/25	0.79
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,150,000	14,545.75	8,021,981,229	14,859.21	8,194,855,729	4	2034/2/15	0.76
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,800,000	12,623.40	7,548,797,613	12,941.21	7,738,848,556	0.625	2030/5/15	0.71
20	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43,300,000	17,615.88	7,627,677,667	17,552.55	7,600,256,035	2.7	2030/1/31	0.70
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	14,473.89	7,432,342,655	14,605.36	7,499,852,489	2.875	2028/5/15	0.69
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,800,000	14,165.40	7,337,681,314	14,460.55	7,490,565,227	3.5	2033/2/15	0.69
23	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	41,950,000	17,629.58	7,395,609,632	17,560.39	7,366,586,446	2.5	2027/5/31	0.68
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	14,057.23	7,218,391,554	14,260.78	7,322,912,301	2.375	2029/3/31	0.68
25	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,350,000	19,248.29	7,381,722,938	18,582.79	7,126,503,685	4.5	2041/4/25	0.66
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,850,000	14,642.73	7,006,548,362	14,826.06	7,094,271,118	3.625	2030/3/31	0.65
27	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	34,750,000	20,302.07	7,054,971,169	20,176.59	7,011,365,890	4.375	2030/3/7	0.65
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,550,000	14,475.38	6,738,289,654	14,773.72	6,877,167,912	3.875	2033/8/15	0.63
29	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	39,280,000	17,425.90	6,844,897,065	17,323.12	6,804,524,010	2.7	2031/2/25	0.63
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,050,000	13,502.41	6,622,936,206	13,792.91	6,765,426,095	4.25	2054/8/15	0.62

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.85
合 計	98.85

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	3,319,000	4,698.49	15,594,304,788	6,354.53	21,090,685,070	10.43
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	864,500	9,546.75	8,253,168,968	12,625.80	10,915,004,100	5.40
3	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	2,313,980	2,362.77	5,467,410,338	3,317.14	7,675,800,245	3.79
4	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	8,759,500	684.57	5,996,568,011	837.45	7,335,643,275	3.63
5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	638,070	5,916.86	3,775,372,939	8,950.45	5,711,020,012	2.82
6	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	73,570	20,813.93	1,531,281,205	37,098.70	2,729,351,359	1.35
7	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1,529,000	1,600.90	2,447,781,572	1,606.00	2,455,584,703	1.21

8	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	2,311,000	986.69	2,280,255,691	1,024.41	2,367,414,977	1.17
9	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	820,500	2,332.99	1,914,223,421	2,320.03	1,903,586,256	0.94
10	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	95,640	16,429.01	1,571,270,546	19,454.14	1,860,594,868	0.92
11	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	12,957,000	128.55	1,665,663,577	143.09	1,854,048,227	0.91
12	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,684,649	731.34	1,232,067,788	1,072.93	1,807,523,845	0.89
13	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	711,500	2,351.76	1,673,282,416	2,278.28	1,621,002,623	0.80
14	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	670,640	2,673.27	1,792,802,794	1,966.56	1,318,856,481	0.65
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	205,538	6,496.83	1,335,345,876	6,403.41	1,316,144,290	0.65
16	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	268,800	3,814.68	1,025,386,145	4,188.83	1,125,958,579	0.55
17	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	21,050	44,142.02	929,189,621	53,353.40	1,123,089,150	0.55
18	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	345,700	3,129.95	1,082,027,074	3,214.71	1,111,328,013	0.55
19	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	447,800	2,550.25	1,142,002,406	2,436.64	1,091,128,288	0.54
20	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	456,900	1,927.33	880,598,758	2,374.63	1,084,971,188	0.53
21	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	電子装置・機器・部品	261,681	1,901.37	497,553,970	4,145.10	1,084,696,216	0.53
22	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	235,050	3,188.40	749,435,096	4,438.16	1,043,189,508	0.51
23	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	496,500	2,454.18	1,218,503,858	2,077.51	1,031,487,687	0.51
24	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジャー	84,000	9,188.09	771,799,565	11,439.74	960,938,160	0.47
25	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,640,000	104.90	906,416,838	109.61	947,072,736	0.46
26	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	903,000	897.35	810,313,797	1,023.45	924,179,865	0.45
27	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	328,617	2,512.97	825,806,129	2,613.15	858,728,142	0.42
28	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	810,140	992.58	804,135,662	994.10	805,361,956	0.39
29	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	492,552	1,484.00	730,951,509	1,601.53	788,837,601	0.39
30	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュータ・周辺機器	110,880	4,940.97	547,854,822	7,068.95	783,805,176	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	6.60
		メディア	0.03
		娯楽	0.97
		不動産管理・開発	1.28

	エネルギー設備・サービス	0.07
	石油・ガス・消耗燃料	3.60
	化学	1.09
	建設資材	0.62
	容器・包装	0.02
	金属・鉱業	3.98
	紙製品・林産品	0.07
	航空宇宙・防衛	0.84
	建設関連製品	0.01
	建設・土木	0.46
	電気設備	1.08
	コングロマリット	0.90
	機械	0.83
	商社・流通業	0.06
	商業サービス・用品	0.02
	航空貨物・物流サービス	0.21
	旅客航空輸送	0.29
	海上運輸	0.23
	陸上運輸	0.12
	運送インフラ	0.57
	自動車用部品	0.43
	自動車	2.78
	家庭用耐久財	0.31
	繊維・アパレル・贅沢品	0.61
	ホテル・レストラン・レジャー	1.80
	大規模小売り	5.95
	専門小売り	0.66
	生活必需品流通・小売り	1.01
	飲料	0.74
	食品	1.02
	タバコ	0.28
	家庭用品	0.03
	パーソナルケア用品	0.41
	ヘルスケア機器・用品	0.04
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.49
	バイオテクノロジー	1.01
	医薬品	1.01
	銀行	15.61
	金融サービス	0.90
	保険	2.63
	情報技術サービス	1.47

		ソフトウェア	0.19
		通信機器	0.23
		コンピュータ・周辺機器	5.71
		電子装置・機器・部品	2.52
		半導体・半導体製造装置	13.45
		各種電気通信サービス	0.98
		無線通信サービス	1.43
		電力	1.02
		ガス	0.22
		総合公益事業	0.10
		水道	0.14
		消費者金融	0.62
		資本市場	0.81
		各種消費者サービス	0.11
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.60
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.48
		専門サービス	0.09
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.63
投資証券	—	—	0.07
合 計			95.86

(参考) 新興国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	13,500,000	9,986.98	1,348,243,077	8,213.70	1,108,850,796	4.125	2035/7/9	2.08
2	アメリカ	国債証券	EAGLE FUNDING LUXCO SARL	6,400,000	15,121.74	967,791,463	15,143.32	969,173,069	5.5	2030/8/17	1.82
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	7,700,000	8,895.58	684,959,660	11,387.83	876,863,002	6.9	2035/7/31	1.64
4	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	8,160,000	11,469.32	935,896,602	10,341.94	843,903,055	0.75	2030/7/9	1.58
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	9,100,000	10,538.40	958,994,798	8,812.20	801,910,855	5	2038/1/9	1.50
6	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	4,400,000	14,891.96	655,246,309	15,476.82	680,980,098	6.625	2035/3/15	1.28
7	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	3,700,000	15,739.07	582,345,847	15,910.35	588,682,951	8.6	2027/9/24	1.10
8	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,300,000	15,614.53	515,279,635	16,152.30	533,026,174	6.25	2031/1/25	1.00
9	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3,700,000	13,534.78	500,787,061	14,282.80	528,463,704	4.875	2032/9/23	0.99
10	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,400,000	14,955.27	508,479,378	15,463.33	525,753,537	5.375	2035/2/12	0.98
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,600,000	13,658.56	491,708,477	14,390.96	518,074,762	5.5	2054/3/18	0.97

12	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT' L	3,300,000	14,604.26	481,940,789	15,561.55	513,531,183	5.5	2054/4/30	0.96
13	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000	15,327.07	475,139,205	15,902.13	492,966,180	5.625	2035/1/13	0.92
14	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000	16,338.96	473,830,073	16,862.84	489,022,607	9.125	2030/7/13	0.91
15	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,000,000	15,001.52	450,045,630	16,101.37	483,041,160	6.875	2037/5/13	0.90
16	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000	14,728.98	456,598,650	15,263.83	473,178,905	5	2034/1/16	0.89
17	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	3,384,326	11,385.59	385,325,752	13,651.55	462,013,009	6.9	2030/7/31	0.86
18	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000	16,214.22	453,998,394	16,348.73	457,764,570	9.875	2028/1/15	0.86
19	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF CHILE	3,000,000	15,085.96	452,578,823	15,254.24	457,627,344	4.85	2029/1/22	0.86
20	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2,700,000	14,668.65	396,053,554	16,406.57	442,977,552	7.375	2055/5/13	0.83
21	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,900,000	14,745.07	427,607,181	15,247.86	442,188,180	5.125	2034/9/18	0.83
22	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,300,000	12,613.85	416,257,314	13,264.46	437,727,299	2.659	2031/5/24	0.82
23	アメリカ	国債証券	HUNGARY	2,900,000	14,137.64	409,991,699	14,975.83	434,299,337	5.5	2036/3/26	0.81
24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000	16,209.36	421,443,609	16,633.52	432,471,591	9.375	2029/3/14	0.81
25	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000	15,370.22	399,625,780	16,555.45	430,441,856	8.5	2035/4/25	0.80
26	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000	14,925.24	417,906,785	15,215.03	426,021,043	4.75	2030/1/16	0.80
27	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000	13,823.40	400,878,859	14,625.00	424,125,274	6.5	2035/1/3	0.79
28	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	2,800,000	14,077.92	394,181,983	14,977.32	419,365,184	5.875	2054/8/8	0.78
29	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000	13,828.14	387,188,005	14,963.21	418,969,913	5.75	2054/1/16	0.78
30	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	2,700,000	14,000.67	378,018,230	15,420.24	416,346,642	6.4	2035/2/14	0.78

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.44
合 計	97.44

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOIRO NACIONAL	830,000	2,529.70	209,973,988	2,636.07	218,793,846	10	2029/1/1	1.10
2	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	26,500,000	730.05	193,464,348	768.24	203,584,113	7.75	2034/11/23	1.02
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOIRO NACIONAL	9,300,000	2,136.75	198,718,301	2,154.37	200,357,089	—	2027/7/1	1.00
4	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	23,000,000	812.67	186,915,303	818.57	188,271,204	8.5	2030/2/28	0.94

5	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	26,600,000	666.99	177,420,541	705.37	187,629,226	7.75	2042/11/13	0.94
6	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	22,000,000	810.56	178,323,365	851.50	187,331,228	8.25	2032/3/31	0.94
7	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	21,800,000	792.35	172,733,426	847.71	184,802,683	8.875	2035/2/28	0.93
8	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	660,000	2,651.69	175,028,053	2,745.35	181,193,566	10	2027/1/1	0.91
9	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	23,800,000	674.79	160,602,187	745.50	177,430,931	8.75	2048/2/28	0.89
10	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	101,000,000	164.29	165,937,175	165.70	167,365,164	5.79	2030/5/11	0.84
11	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	21,600,000	700.56	151,323,108	750.53	162,114,526	8.75	2044/1/31	0.81
12	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,300,000	789.82	152,435,416	820.34	158,326,070	8.5	2029/3/1	0.79
13	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,800,000	742.06	146,929,288	789.33	156,287,426	7.75	2031/5/29	0.78
14	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	18,550,000	782.98	145,243,655	809.37	150,139,340	7.5	2027/6/3	0.75
15	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	6,300,000	2,345.68	147,777,846	2,353.05	148,242,759	—	2026/7/1	0.74
16	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	18,100,000	723.30	130,918,060	790.49	143,079,429	9	2040/1/31	0.72
17	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	83,000,000	171.41	142,273,157	171.71	142,521,950	7.3	2053/6/19	0.71
18	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,900,000	893.00	141,987,557	892.10	141,845,436	10.5	2026/12/21	0.71
19	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	3,900,000	3,601.80	140,470,419	3,632.95	141,685,153	3.828	2034/7/5	0.71
20	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	80,000,000	175.08	140,064,050	176.65	141,323,897	7.32	2030/11/13	0.71
21	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	20,400,000	693.95	141,566,663	690.42	140,845,717	2.75	2029/7/23	0.70
22	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	15,000,000,000	0.91	137,495,250	0.93	140,599,125	6.5	2030/7/15	0.70
23	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	25,600,000	508.62	130,208,185	548.00	140,289,230	3.3	2038/6/17	0.70
24	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	88,000,000	162.43	142,945,608	158.99	139,915,925	6.67	2050/12/17	0.70
25	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,000,000	830.99	132,959,253	866.02	138,564,555	8	2030/1/31	0.69
26	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	18,000,000	740.73	133,331,821	763.85	137,494,440	7.5	2033/5/26	0.69
27	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000	4,014.40	136,489,777	4,017.72	136,602,718	4.5	2030/7/25	0.68
28	マレーシア	国債証券	MALYSIAN GOVERNMENT	3,600,000	3,716.24	133,784,803	3,758.20	135,295,295	4.254	2035/5/31	0.68
29	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,900,000	3,316.55	129,345,673	3,425.53	133,595,935	1.25	2030/10/25	0.67
30	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,300,000	2,101.83	132,415,422	2,092.87	131,851,050	1.79	2032/3/25	0.66

種別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)

国債証券	97.12
合 計	97.12

(参考) J－R E I Tインデックス マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	39,168	132,152	5,176,150,731	139,500	5,463,936,000	7.22
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	33,910	118,797	4,028,418,144	124,500	4,221,795,000	5.57
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	34,284	99,171	3,399,984,275	113,700	3,898,090,800	5.15
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	21,039	143,345	3,015,845,630	160,400	3,374,655,600	4.45
5	日本	投資証券	K D X不動産投資法人 投資証券	19,253	153,529	2,955,894,804	168,500	3,244,130,500	4.28
6	日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	21,725	127,493	2,769,790,958	136,500	2,965,462,500	3.91
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	33,988	78,397	2,664,565,116	86,400	2,936,563,200	3.88
8	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	26,311	91,870	2,417,194,574	100,200	2,636,362,200	3.48
9	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	20,786	120,085	2,496,106,213	126,000	2,619,036,000	3.46
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	14,598	154,267	2,251,998,686	179,400	2,618,881,200	3.46
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	36,446	63,331	2,308,182,447	67,400	2,456,460,400	3.24
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	13,595	148,182	2,014,540,495	166,100	2,258,129,500	2.98
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	24,295	75,338	1,830,343,772	89,200	2,167,114,000	2.86
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	17,855	91,409	1,632,117,807	103,100	1,840,850,500	2.43
15	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	12,089	119,952	1,450,108,072	135,800	1,641,686,200	2.16
16	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	19,722	76,914	1,516,901,191	79,600	1,569,871,200	2.07
17	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	14,579	101,519	1,480,055,100	106,300	1,549,747,700	2.04
18	日本	投資証券	三井不動産アコモデーションファンド投資法人 投資証券	11,399	116,476	1,327,710,051	132,000	1,504,668,000	1.98
19	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	10,194	119,208	1,215,214,341	134,600	1,372,112,400	1.81
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	13,089	92,418	1,209,659,547	97,800	1,280,104,200	1.69
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	8,559	135,223	1,157,377,765	143,500	1,228,216,500	1.62
22	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	7,642	131,372	1,003,951,475	143,000	1,092,806,000	1.44
23	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	3,347	285,937	957,033,459	325,000	1,087,775,000	1.43
24	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	9,751	95,202	928,316,619	107,400	1,047,257,400	1.38
25	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	8,017	125,212	1,003,825,070	129,700	1,039,804,900	1.37
26	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	11,604	82,961	962,687,618	89,300	1,036,237,200	1.36
27	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	5,834	152,394	889,071,526	169,500	988,863,000	1.30
28	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資	2,697	309,757	835,417,034	365,000	984,405,000	1.30

			証券						
29	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	12,726	67,169	854,803,201	75,800	964,630,800	1.27
30	日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人	6,648	129,414	860,347,781	136,000	904,128,000	1.19

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.60
合 計	97.60

(参考) 海外R E I Tインデックス マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	284,420	22,553.89	6,414,778,323	26,232.65	7,461,092,020	7.63
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	394,550	16,211.54	6,396,264,370	17,008.05	6,710,526,601	6.86
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	41,600	134,449.06	5,593,080,963	116,382.47	4,841,510,902	4.95
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	138,840	24,052.52	3,339,452,313	27,669.34	3,841,612,276	3.93
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	388,600	8,462.33	3,288,465,013	9,014.68	3,503,106,202	3.58
6	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	136,250	26,275.83	3,580,082,001	25,325.97	3,450,664,339	3.53
7	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	67,100	44,964.73	3,017,133,893	42,956.34	2,882,370,843	2.94
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	863,800	3,288.12	2,840,282,461	3,235.26	2,794,621,475	2.85
9	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	453,100	4,770.11	2,161,339,197	4,847.53	2,196,417,112	2.24
10	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	193,070	9,343.70	1,803,989,858	10,302.49	1,989,102,903	2.03
11	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	90,170	22,364.75	2,016,629,832	21,059.07	1,898,896,883	1.94
12	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	125,470	15,045.81	1,887,798,132	14,940.10	1,874,535,351	1.91
13	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	60,410	30,755.63	1,857,947,632	28,817.21	1,740,847,825	1.78
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	148,010	10,300.14	1,524,524,024	9,546.18	1,412,930,931	1.44
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	27,340	42,205.99	1,153,911,800	39,634.83	1,083,616,351	1.10
16	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	239,400	4,932.39	1,180,815,219	4,323.47	1,035,039,963	1.05
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	49,690	22,452.59	1,115,669,336	20,636.25	1,025,415,600	1.04
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	49,930	18,627.86	930,089,329	19,221.89	959,749,307	0.98
19	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	92,930	9,428.57	876,197,048	10,135.75	941,915,285	0.96
20	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	287,400	3,135.41	901,117,639	3,226.22	927,218,387	0.94
21	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	2,215,000	362.19	802,257,495	401.34	888,988,035	0.90
22	香港	投資証券	LINK REIT	1,098,000	801.92	880,518,701	768.64	843,970,453	0.86
23	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	120,400	6,973.74	839,639,014	6,978.00	840,151,874	0.85
24	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	294,800	2,572.64	758,416,158	2,830.20	834,345,554	0.85
25	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	66,200	10,710.42	709,030,281	12,568.44	832,031,364	0.85
26	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	51,780	14,628.11	757,444,011	15,513.87	803,308,313	0.82
27	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	125,400	5,494.46	689,005,623	6,185.96	775,719,886	0.79
28	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	574,100	1,365.04	783,671,646	1,302.28	747,643,403	0.76
29	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	69,300	10,735.73	743,986,560	10,752.11	745,121,472	0.76
30	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	82,500	9,270.38	764,806,833	8,859.84	730,937,526	0.74

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.07

合 計	99.07

(参考) 野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

ネクストコア

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ネクストコア

該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 12 月限)	買建	553	日本円	17,368,682,934	17,369,730,000	1.96

(参考) 国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ マ ーカンタイ ル取引所	E-mini S&P500 株 価指数先物(2025 年 12 月限)	買建	610	米ドル	203,958,252.5	30,365,304,633	204,761,750	30,484,929,340	0.90
	カナダ	モントリオ ール取引所	S&P TSX60 株価指 数先物(2025 年 12 月限)	買建	36	カナダド ル	12,564,280	1,343,247,173	12,735,360	1,361,537,334	0.04
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ 50 株価指 数先物(2025 年 12 月限)	買建	373	ユーロ	20,390,510	3,557,532,281	20,626,900	3,598,775,243	0.10
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	SPI200 株価指数先 物(2025 年 12 月 限)	買建	32	豪ドル	7,124,925	697,458,908	7,115,200	696,506,926	0.02
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100 株価指数先 物(2025 年 12 月 限)	買建	80	英ポンド	7,466,765	1,492,307,651	7,488,400	1,496,631,620	0.04
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI 株価指数先物 (2025 年 12 月限)	買建	42	スイスフ ラン	5,081,390	947,780,865	5,052,600	942,410,952	0.02

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	インターコ ンチネンタ ル取引所	MSCI エマージン グ・マーケット指 数先物(2025 年 12 月限)	買建	768	米ドル	51,915,500	7,729,179,640	52,043,520	7,748,239,250	3.83

	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物 (2025 年 10 月限)	買建	43	米ドル	2,766,620	411,894,385	2,827,895	421,017,007	0.20

(参考) 新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) J-REIT インデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT 指数先物 取引	大阪取引所	REIT 指数先物 (2025 年 12 月限)	買建	945	日本円	1,790,518,350	1,807,312,500	2.38

(参考) 海外 REIT インデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ ボ ード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先 物 (2025 年 12 月 限)	買建	153	米ドル	5,666,760	843,667,226	5,642,640	840,076,218	0.85

(参考) 野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ネクストコア

2025 年 9 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 6 計算期間	(2016 年 2 月 17 日)	3,004	3,004	0.9984	0.9984
第 7 計算期間	(2016 年 8 月 17 日)	3,714	3,714	1.0329	1.0329
第 8 計算期間	(2017 年 2 月 17 日)	4,295	4,295	1.0153	1.0153
第 9 計算期間	(2017 年 8 月 17 日)	3,911	3,911	1.0230	1.0230
第 10 計算期間	(2018 年 2 月 19 日)	3,134	3,134	1.0190	1.0190

第 11 計算期間	(2018 年 8 月 17 日)	2, 822	2, 822	1. 0165	1. 0165
第 12 計算期間	(2019 年 2 月 18 日)	2, 882	2, 882	1. 0211	1. 0211
第 13 計算期間	(2019 年 8 月 19 日)	2, 545	2, 545	1. 0574	1. 0574
第 14 計算期間	(2020 年 2 月 17 日)	1, 926	1, 926	1. 0840	1. 0840
第 15 計算期間	(2020 年 8 月 17 日)	1, 767	1, 767	1. 0471	1. 0471
第 16 計算期間	(2021 年 2 月 17 日)	1, 611	1, 611	1. 0732	1. 0732
第 17 計算期間	(2021 年 8 月 17 日)	1, 472	1, 472	1. 0775	1. 0775
第 18 計算期間	(2022 年 2 月 17 日)	1, 296	1, 296	1. 0414	1. 0414
第 19 計算期間	(2022 年 8 月 17 日)	1, 093	1, 093	1. 0217	1. 0217
第 20 計算期間	(2023 年 2 月 17 日)	998	998	0. 9727	0. 9727
第 21 計算期間	(2023 年 8 月 17 日)	939	939	0. 9835	0. 9835
第 22 計算期間	(2024 年 2 月 19 日)	797	797	0. 9981	0. 9981
第 23 計算期間	(2024 年 8 月 19 日)	723	723	1. 0058	1. 0058
第 24 計算期間	(2025 年 2 月 17 日)	649	649	1. 0053	1. 0053
第 25 計算期間	(2025 年 8 月 18 日)	629	629	1. 0312	1. 0312
2024 年 9 月末日		711	—	1. 0100	—
10 月末日		703	—	1. 0114	—
11 月末日		687	—	1. 0084	—
12 月末日		671	—	1. 0093	—
2025 年 1 月末日		655	—	1. 0098	—
2 月末日		642	—	0. 9992	—
3 月末日		627	—	0. 9865	—
4 月末日		634	—	0. 9830	—
5 月末日		637	—	0. 9948	—
6 月末日		637	—	1. 0092	—
7 月末日		625	—	1. 0221	—
8 月末日		619	—	1. 0316	—
9 月末日		616	—	1. 0430	—

②【分配の推移】

ネクストコア

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 6 計算期間	2015 年 8 月 18 日～2016 年 2 月 17 日	0. 0000 円
第 7 計算期間	2016 年 2 月 18 日～2016 年 8 月 17 日	0. 0000 円
第 8 計算期間	2016 年 8 月 18 日～2017 年 2 月 17 日	0. 0000 円
第 9 計算期間	2017 年 2 月 18 日～2017 年 8 月 17 日	0. 0000 円
第 10 計算期間	2017 年 8 月 18 日～2018 年 2 月 19 日	0. 0000 円
第 11 計算期間	2018 年 2 月 20 日～2018 年 8 月 17 日	0. 0000 円

第 12 計算期間	2018 年 8 月 18 日～2019 年 2 月 18 日	0.0000 円
第 13 計算期間	2019 年 2 月 19 日～2019 年 8 月 19 日	0.0000 円
第 14 計算期間	2019 年 8 月 20 日～2020 年 2 月 17 日	0.0000 円
第 15 計算期間	2020 年 2 月 18 日～2020 年 8 月 17 日	0.0000 円
第 16 計算期間	2020 年 8 月 18 日～2021 年 2 月 17 日	0.0000 円
第 17 計算期間	2021 年 2 月 18 日～2021 年 8 月 17 日	0.0000 円
第 18 計算期間	2021 年 8 月 18 日～2022 年 2 月 17 日	0.0000 円
第 19 計算期間	2022 年 2 月 18 日～2022 年 8 月 17 日	0.0000 円
第 20 計算期間	2022 年 8 月 18 日～2023 年 2 月 17 日	0.0000 円
第 21 計算期間	2023 年 2 月 18 日～2023 年 8 月 17 日	0.0000 円
第 22 計算期間	2023 年 8 月 18 日～2024 年 2 月 19 日	0.0000 円
第 23 計算期間	2024 年 2 月 20 日～2024 年 8 月 19 日	0.0000 円
第 24 計算期間	2024 年 8 月 20 日～2025 年 2 月 17 日	0.0000 円
第 25 計算期間	2025 年 2 月 18 日～2025 年 8 月 18 日	0.0000 円

③【収益率の推移】

ネクストコア

	計算期間	収益率
第 6 計算期間	2015 年 8 月 18 日～2016 年 2 月 17 日	△1.9%
第 7 計算期間	2016 年 2 月 18 日～2016 年 8 月 17 日	3.5%
第 8 計算期間	2016 年 8 月 18 日～2017 年 2 月 17 日	△1.7%
第 9 計算期間	2017 年 2 月 18 日～2017 年 8 月 17 日	0.8%
第 10 計算期間	2017 年 8 月 18 日～2018 年 2 月 19 日	△0.4%
第 11 計算期間	2018 年 2 月 20 日～2018 年 8 月 17 日	△0.2%
第 12 計算期間	2018 年 8 月 18 日～2019 年 2 月 18 日	0.5%
第 13 計算期間	2019 年 2 月 19 日～2019 年 8 月 19 日	3.6%
第 14 計算期間	2019 年 8 月 20 日～2020 年 2 月 17 日	2.5%
第 15 計算期間	2020 年 2 月 18 日～2020 年 8 月 17 日	△3.4%
第 16 計算期間	2020 年 8 月 18 日～2021 年 2 月 17 日	2.5%
第 17 計算期間	2021 年 2 月 18 日～2021 年 8 月 17 日	0.4%
第 18 計算期間	2021 年 8 月 18 日～2022 年 2 月 17 日	△3.4%
第 19 計算期間	2022 年 2 月 18 日～2022 年 8 月 17 日	△1.9%
第 20 計算期間	2022 年 8 月 18 日～2023 年 2 月 17 日	△4.8%
第 21 計算期間	2023 年 2 月 18 日～2023 年 8 月 17 日	1.1%
第 22 計算期間	2023 年 8 月 18 日～2024 年 2 月 19 日	1.5%
第 23 計算期間	2024 年 2 月 20 日～2024 年 8 月 19 日	0.8%
第 24 計算期間	2024 年 8 月 20 日～2025 年 2 月 17 日	△0.0%
第 25 計算期間	2025 年 2 月 18 日～2025 年 8 月 18 日	2.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

ネクストコア

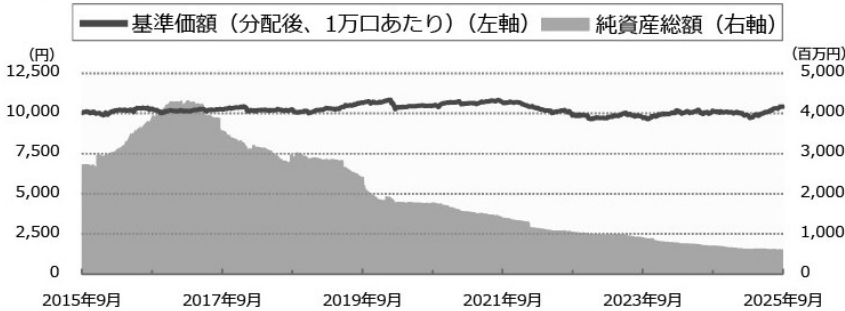
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第6計算期間	2015年8月18日～2016年2月17日	547,418,537	203,743,660	3,009,353,706
第7計算期間	2016年2月18日～2016年8月17日	954,092,064	366,986,976	3,596,458,794
第8計算期間	2016年8月18日～2017年2月17日	939,380,069	304,883,559	4,230,955,304
第9計算期間	2017年2月18日～2017年8月17日	332,500,890	739,734,400	3,823,721,794
第10計算期間	2017年8月18日～2018年2月19日	110,489,900	857,902,021	3,076,309,673
第11計算期間	2018年2月20日～2018年8月17日	172,843,131	472,676,803	2,776,476,001
第12計算期間	2018年8月18日～2019年2月18日	414,396,154	367,449,793	2,823,422,362
第13計算期間	2019年2月19日～2019年8月19日	145,606,121	562,058,695	2,406,969,788
第14計算期間	2019年8月20日～2020年2月17日	177,689,783	807,437,000	1,777,222,571
第15計算期間	2020年2月18日～2020年8月17日	71,260,857	160,465,274	1,688,018,154
第16計算期間	2020年8月18日～2021年2月17日	97,049,943	283,704,095	1,501,364,002
第17計算期間	2021年2月18日～2021年8月17日	34,398,882	168,986,079	1,366,776,805
第18計算期間	2021年8月18日～2022年2月17日	25,162,458	147,393,429	1,244,545,834
第19計算期間	2022年2月18日～2022年8月17日	21,412,466	195,892,679	1,070,065,621
第20計算期間	2022年8月18日～2023年2月17日	17,228,204	60,886,312	1,026,407,513
第21計算期間	2023年2月18日～2023年8月17日	20,606,299	92,014,460	954,999,352
第22計算期間	2023年8月18日～2024年2月19日	13,597,046	169,777,394	798,819,004
第23計算期間	2024年2月20日～2024年8月19日	8,171,376	87,234,525	719,755,855
第24計算期間	2024年8月20日～2025年2月17日	7,688,382	81,767,315	645,676,922
第25計算期間	2025年2月18日～2025年8月18日	15,935,007	51,317,163	610,294,766

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2025年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移 (日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2025年8月	0 円
2025年2月	0 円
2024年8月	0 円
2024年2月	0 円
2023年8月	0 円
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

銘柄	投資比率(%)
国内株式マザーファンド	9.2
国内債券マザーファンド	15.3
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	10.1
外国債券マザーファンド	28.4
新興国株式マザーファンド	3.7
新興国債券マザーファンド	5.0
新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド	4.6
J-REITインデックスマザーファンド	9.3
海外REITインデックスマザーファンド	3.6
野村マネーマザーファンド	0.7

実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.3
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.3
3	ソニーグループ	電気機器	0.3
4	日立製作所	電気機器	0.2
5	ソフトバンクグループ	情報・通信業	0.2

・「国内債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	国庫債券 CT利付(5年)第2回	国債証券	0.3
2	国庫債券 利付(10年)第350回	国債証券	0.2
3	国庫債券 利付(2年)第473回	国債証券	0.2
4	国庫債券 利付(2年)第471回	国債証券	0.2
5	国庫債券 利付(5年)第178回	国債証券	0.2

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.6
2	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.5
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.5
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.3
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
2	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	0.3
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.3
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.3

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.4
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2
3	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.1
4	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.1
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.1

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1
2	EAGLE FUNDING LUXCO SARL	国債証券	0.1
3	REPUBLIC OF ECUADOR	国債証券	0.1
4	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1
5	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1

・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	NOTA DO TESOURO NACIONAL	国債証券	0.1
2	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.0
3	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	0.0
4	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.0
5	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	0.0

・「JーREITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.7
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.5
3	日本都市ファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.5
4	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.4
5	KDX不動産投資法人 投資証券	投資証券	0.4

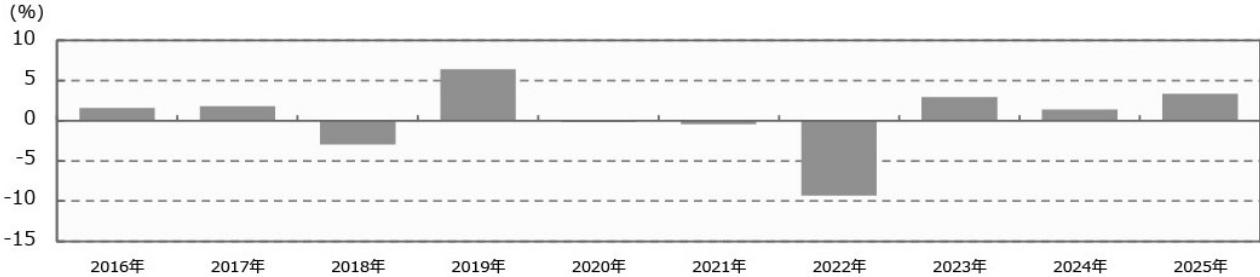
・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	WELLTOWER INC	投資証券	0.3
2	PROLOGIS INC	投資証券	0.2
3	EQUINIX INC	投資証券	0.2
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.1
5	REALTY INCOME CORP	投資証券	0.1

・「野村マネー マザーファンド」を通じての投資銘柄

資産の種類	投資比率 (%)
現金・預金・その他資産（負債控除後）	0.7

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 販売単位

1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。

(4) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(6) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(7) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後 3 時 30 分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。
(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

(3) 換金単位

1 万口単位、1 口単位または 1 円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4) 換金価額

解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 6 営業日目から申込みの販売会社において支払います。
ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時
インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※ ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※ ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。※ ² ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※ ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※¹ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※² 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2028年2月17日までとします(2013年1月31日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年2月18日から8月17日までおよび8月18日から翌年2月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付しま

す。

(d) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- (i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信

託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

上記にかかわらず、累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から 5 年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間(2025年2月18日から2025年8月18日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年10月21日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているネクストコアの2025年2月18日から2025年8月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネクストコアの2025年8月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ネクストコア】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 24 期 (2025 年 2 月 17 日現在)	第 25 期 (2025 年 8 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	145,187,797	75,980,294
親投資信託受益証券	504,091,614	558,204,718
派生商品評価勘定	2,997,902	517,952
未収入金	2,000,000	-
未収利息	1,939	1,015
流動資産合計	654,279,252	634,703,979
資産合計	654,279,252	634,703,979
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	396,710
未払解約金	79,865	265,973
未払受託者報酬	189,056	173,549
未払委託者報酬	4,915,328	4,512,110
その他未払費用	11,279	10,346
流動負債合計	5,195,528	5,358,688
負債合計	5,195,528	5,358,688
純資産の部		
元本等		
元本	645,676,922	610,294,766
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,406,802	19,050,525
(分配準備積立金)	51,899,264	53,704,156
元本等合計	649,083,724	629,345,291
純資産合計	649,083,724	629,345,291
負債純資産合計	654,279,252	634,703,979

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 期 自 2024 年 8 月 20 日 至 2025 年 2 月 17 日	第 25 期 自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日
営業収益		
受取利息	185,262	287,526
有価証券売買等損益	14,959,771	26,513,104
為替差損益	△10,063,901	△6,055,928
営業収益合計	5,081,132	20,744,702

営業費用

受託者報酬	189,056	173,549
委託者報酬	4,915,328	4,512,110
その他費用	118,318	163,667
営業費用合計	5,222,702	4,849,326
営業利益又は営業損失（△）	△141,570	15,895,376
経常利益又は経常損失（△）	△141,570	15,895,376
当期純利益又は当期純損失（△）	△141,570	15,895,376
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	200,306	△148,234
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,162,316	3,406,802
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,212	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,212	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	473,850	399,887
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	473,850	255,771
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	144,116
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,406,802	19,050,525

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2025年２月18日から2025年8月18日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第24期 2025年２月17日現在	第25期 2025年８月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 645,676,922口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 610,294,766口
2. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.0053円 (10,000口当たり純資産額) (10,053円)	2. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.0312円 (10,000口当たり純資産額) (10,312円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第24期 自 2024年８月20日 至 2025年２月17日	第25期 自 2025年２月18日 至 2025年８月18日

1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,815,690 円	費用控除後の配当等収益額	A	5,857,154 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	61,743,119 円	収益調整金額	C	59,588,856 円
分配準備積立金額	D	50,083,574 円	分配準備積立金額	D	47,847,002 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	113,642,383 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	113,293,012 円
当ファンドの期末残存口数	F	645,676,922 口	当ファンドの期末残存口数	F	610,294,766 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,760 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,856 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)	
(1) 金融商品の状況に関する事項	
第 24 期 自 2024 年 8 月 20 日 至 2025 年 2 月 17 日	第 25 期 自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
当ファンドは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされておりますが、主要投資対象である親投資信託受益証券の保有状況によっては、市場リスクの内容は変動する場合があります。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項	
第 24 期 2025 年 2 月 17 日現在	第 25 期 2025 年 8 月 18 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左

ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)	
第 24 期 自 2024 年 8 月 20 日 至 2025 年 2 月 17 日	第 25 期 自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)	
1 元本の移動	
第 24 期 自 2024 年 8 月 20 日 至 2025 年 2 月 17 日	第 25 期 自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日
期首元本額	719,755,855 円
期中追加設定元本額	7,688,382 円
期中一部解約元本額	81,767,315 円
期首元本額	645,676,922 円
期中追加設定元本額	15,935,007 円
期中一部解約元本額	51,317,163 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第 24 期 自 2024 年 8 月 20 日 至 2025 年 2 月 17 日	第 25 期 自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,698,366	38,171,270
合計	5,698,366	38,171,270

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 24 期(2025 年 2 月 17 日現在)				第 25 期(2025 年 8 月 18 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超				うち 1 年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	150,699,154	—	147,701,252	2,997,902	215,850,231	—	215,728,989	121,242
米ドル	62,372,920	—	60,688,560	1,684,360	121,932,644	—	122,274,770	△342,126
カナダドル	28,209,870	—	27,849,536	360,334	24,249,892	—	24,015,487	234,405
ユーロ	25,992,768	—	25,478,400	514,368	38,030,718	—	37,943,686	87,032
英ポンド	6,716,720	—	6,683,264	33,456	7,933,276	—	7,987,860	△54,584
豪ドル	27,406,876	—	27,001,492	405,384	23,703,701	—	23,507,186	196,515
合計	150,699,154	—	147,701,252	2,997,902	215,850,231	—	215,728,989	121,242

(注) 時価の算定方法
1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 8 月 18 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 8 月 18 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	16, 135, 422	58, 208, 534	
		国内債券マザーファンド	79, 414, 553	95, 742, 185	
		外国債券マザーファンド	57, 091, 946	175, 928, 831	
		外国株式MSCI－KOKUSA Iマザーファンド	7, 551, 907	61, 959, 620	
		野村マネー マザーファンド	4, 259, 076	4, 359, 590	
		J－REITインデックス マザーファンド	19, 125, 806	57, 102, 006	
		海外REITインデックス マザーファンド	5, 723, 609	22, 804, 575	
		新興国株式マザーファンド	9, 622, 558	22, 813, 160	
		新興国債券マザーファンド	11, 481, 523	30, 626, 962	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	14, 538, 989	28, 659, 255	
	小計	銘柄数：10	224, 945, 389	558, 204, 718	
		組入時価比率：88.7%		100.0%	
合計				558, 204, 718	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

当ファンドは、当該計算期間末現在、主要投資対象である親投資信託受益証券のうち、「国内株式マザーファンド」、「国内債券マ

ザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」および「野村マネー マザーファンド」受益証券に投資しており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2025 年 8 月 18 日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	34,923,268,598
株式	872,886,953,210
派生商品評価勘定	498,946,012
未収入金	2,316,855,220
未収配当金	1,053,456,352
未収利息	466,842
その他未収収益	30,202,879
流動資産合計	911,710,149,113
資産合計	911,710,149,113
負債の部	
流動負債	
前受金	58,517,559
未払解約金	2,155,126,865
未払利息	5,991,073
有価証券貸借取引受入金	26,669,334,753
流動負債合計	28,888,970,250
負債合計	28,888,970,250
純資産の部	
元本等	
元本	244,715,091,603
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	638,106,087,260
元本等合計	882,821,178,863
純資産合計	882,821,178,863
負債純資産合計	911,710,149,113

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3. 6075 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(36, 075 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	25, 728, 549, 420 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 8 月 18 日現在	
期首	2025 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	245,405,519,246 円
同期中における追加設定元本額	17,283,370,370 円
同期中における一部解約元本額	17,973,798,013 円
期末元本額	244,715,091,603 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	59,176,853 円
バランスセレクト５０	176,998,471 円
バランスセレクト７０	313,293,598 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,315,172,418 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,052,678,013 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	13,283,048,127 円
野村資産設計ファンド２０１５	19,022,898 円
野村資産設計ファンド２０２０	20,261,093 円
野村資産設計ファンド２０２５	27,489,020 円
野村資産設計ファンド２０３０	52,787,698 円
野村資産設計ファンド２０３５	60,213,532 円
野村資産設計ファンド２０４０	109,735,154 円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	17,800,828,241 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,330,412,107 円
のむラップ・ファンド（普通型）	16,008,441,959 円
のむラップ・ファンド（積極型）	13,074,099,874 円
野村資産設計ファンド２０４５	24,481,930 円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,182,500,392 円
マイ・ロード	1,663,030,251 円
ネクストコア	16,135,422 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	751,909,497 円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,020,024,392 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	697,796,134 円
野村資産設計ファンド２０５０	28,607,349 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２６－２０２８年目標型	4,925,161 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２９－２０３１年目標型	3,710,938 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３２－２０３４年目標型	3,672,239 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３５－２０３７年目標型	3,724,929 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	486,155,984 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,792,314,274 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,113,852 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,387,139 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	21,014,481 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	9,668,949 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	37,302,368 円
野村６資産均等バランス	5,881,143,758 円
世界６資産分散ファンド	96,423,078 円
野村資産設計ファンド２０６０	27,841,941 円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	1,199,901,381 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	3,375,899,818 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	114,673,490 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	81,063,092 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	156,144,885 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	75,868,326 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	594,149 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	2,856,256 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	145,604 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,054,717,303 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,392,891 円

野村・国内株式インデックスファンド・V A S（適格機関投資家専用）	16,566,675 円
野村世界インデックス・バランス40 V A（適格機関投資家専用）	6,555,107 円
野村グローバル・インデックス・バランス25 V A（適格機関投資家専用）	58,323,516 円
野村グローバル・インデックス・バランス50 V A（適格機関投資家専用）	90,633,771 円
野村グローバル・インデックス・バランス75 V A（適格機関投資家専用）	2,864,813,240 円
野村世界バランス25 V A（適格機関投資家専用）	14,008,838 円
ノムラ日本株式インデックスファンドV A（適格機関投資家専用）	924,411,002 円
ノムラF O F s 用インデックスファンド・T O P I X（適格機関投資家専用）	5,776,828,195 円
野村F O F s 用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	916,301 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	109,779,747 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	4,206,311 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	19,746,374 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	33,653,966 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	74,331,888 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	6,320,045,388 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	21,002,825,255 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	30,527,543,322 円
野村国内株式インデックスファンド・T O P I X（確定拠出年金向け）	41,659,673,023 円
マイバランスD C 30	2,953,281,342 円
マイバランスD C 50	5,802,182,752 円
マイバランスD C 70	7,565,576,837 円
野村D C 国内株式インデックスファンド・T O P I X	14,157,760,371 円
野村D C 運用戦略ファンド	1,141,518,667 円
野村D C 運用戦略ファンド（マイルド）	112,824,213 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	2,425,361,693 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,959,680,725 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	2,107,266,547 円
野村世界6資産分散投信（D C）安定コース	18,857,907 円
野村世界6資産分散投信（D C）インカムコース	10,116,988 円
野村世界6資産分散投信（D C）成長コース	214,268,008 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2030	59,971,686 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2040	73,302,081 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2050	57,644,099 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	1,344,240,510 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	1,131,249,044 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	920,527,851 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	1,337,672,937 円
野村資産設計ファンド（D C・つみたてN I S A）2060	61,757,812 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	545,807,337 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	189,078,127 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金D C向け）	218,290,675 円
野村D C バランスファンド（年金運用戦略タイプ）	236,627,608 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	37,563,158 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年8月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	11,600	4,545.00	52,722,000	

ニッスイ	277,100	990.50	274,467,550	
マルハニチロ	41,100	3,248.00	133,492,800	
ユキグニファクトリー	23,600	1,095.00	25,842,000	貸付有価証券 900株 (900株)
カネコ種苗	7,800	1,420.00	11,076,000	貸付有価証券 700株
サカタのタネ	34,300	3,600.00	123,480,000	
ホクト	24,700	1,852.00	45,744,400	貸付有価証券 100株 (100株)
住石ホールディングス	34,800	651.00	22,654,800	貸付有価証券 16,400株
日鉄鉱業	11,100	8,040.00	89,244,000	貸付有価証券 100株 (100株)
I N P E X	930,700	2,330.50	2,168,996,350	貸付有価証券 130,900株
石油資源開発	152,000	1,149.00	174,648,000	貸付有価証券 300株
K&Oエナジーグループ	12,600	3,335.00	42,021,000	貸付有価証券 2,000株
ショーボンドホールディングス	36,400	5,237.00	190,626,800	
ミライト・ワン	87,800	2,809.00	246,630,200	
タマホーム	17,400	3,705.00	64,467,000	貸付有価証券 8,200株 (2,100株)
第一カッター興業	7,100	1,320.00	9,372,000	貸付有価証券 100株
安藤・間	160,600	1,701.00	273,180,600	
東急建設	86,800	1,121.00	97,302,800	
コムシスホールディングス	98,300	3,671.00	360,859,300	
ビーアールホールディングス	40,600	347.00	14,088,200	貸付有価証券 3,400株 (300株)
高松コンストラクショングループ	20,600	3,355.00	69,113,000	
東建コーポレーション	6,000	14,460.00	86,760,000	
ヤマウラ	14,000	1,397.00	19,558,000	貸付有価証券 6,500株
オリエンタル白石	102,600	428.00	43,912,800	貸付有価証券 1,500株
大成建設	176,000	9,812.00	1,726,912,000	
大林組	640,000	2,356.50	1,508,160,000	貸付有価証券 100株
清水建設	529,800	1,873.50	992,580,300	貸付有価証券 500株
長谷工コーポレーション	177,900	2,430.00	432,297,000	貸付有価証券 300株
松井建設	18,100	1,480.00	26,788,000	貸付有価証券

				1,000株 (300株)
鹿島建設	429,800	4,283.00	1,840,833,400	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
不動テトラ	12,200	2,663.00	32,488,600	貸付有価証券 700株
鉄建建設	12,200	3,350.00	40,870,000	
西松建設	30,900	5,200.00	160,680,000	
三井住友建設	156,300	599.00	93,623,700	
大豊建設	26,700	871.00	23,255,700	貸付有価証券 6,000株
奥村組	34,300	4,815.00	165,154,500	貸付有価証券 1,100株 (600株)
東鉄工業	21,300	4,415.00	94,039,500	
浅沼組	77,600	864.00	67,046,400	
戸田建設	238,500	1,022.00	243,747,000	貸付有価証券 300株
熊谷組	32,000	4,685.00	149,920,000	貸付有価証券 1,300株 (1,200株)
矢作建設工業	26,400	2,131.00	56,258,400	
ピーエス・コンストラク ション	14,000	1,794.00	25,116,000	貸付有価証券 100株
日本ハウスホールディン グス	41,400	323.00	13,372,200	貸付有価証券 5,400株
新日本建設	27,200	1,884.00	51,244,800	
東亜道路工業	33,500	1,640.00	54,940,000	
日本道路	9,700	2,510.00	24,347,000	貸付有価証券 1,500株 (100株)
東亜建設工業	58,500	2,088.00	122,148,000	
日本国土開発	59,400	491.00	29,165,400	貸付有価証券 7,600株 (200株)
若築建設	5,800	6,080.00	35,264,000	
東洋建設	55,800	1,743.00	97,259,400	
五洋建設	253,700	1,065.00	270,190,500	貸付有価証券 5,100株 (3,000株)
世紀東急工業	27,700	1,555.00	43,073,500	貸付有価証券 3,100株
福田組	6,600	5,920.00	39,072,000	貸付有価証券 100株
住友林業	502,900	1,706.50	858,198,850	貸付有価証券 5,600株
大和ハウス工業	585,000	5,277.00	3,087,045,000	貸付有価証券 700株
ライト工業	37,000	3,245.00	120,065,000	貸付有価証券 600株
積水ハウス	588,100	3,394.00	1,996,011,400	貸付有価証券 43,000株

日特建設	18,500	1,248.00	23,088,000	
北陸電気工事	13,300	1,464.00	19,471,200	貸付有価証券 300株
ユアテック	35,800	2,665.00	95,407,000	貸付有価証券 300株
日本リーテック	15,100	2,023.00	30,547,300	
四電工	24,300	1,378.00	33,485,400	貸付有価証券 1,000株
中電工	30,100	3,860.00	116,186,000	貸付有価証券 200株
関電工	106,200	3,902.00	414,392,400	
きんでん	133,000	5,247.00	697,851,000	貸付有価証券 6,600株 (6,600株)
東京エネシス	20,700	1,751.00	36,245,700	貸付有価証券 1,400株
トーエネック	32,100	1,418.00	45,517,800	貸付有価証券 100株
住友電設	15,800	7,060.00	111,548,000	
日本電設工業	36,400	2,742.00	99,808,800	貸付有価証券 100株
エクシオグループ	200,500	2,165.00	434,082,500	貸付有価証券 100株
新日本空調	25,100	3,100.00	77,810,000	貸付有価証券 500株
九電工	41,900	7,209.00	302,057,100	貸付有価証券 1,600株
三機工業	40,400	4,690.00	189,476,000	貸付有価証券 700株 (600株)
日揮ホールディングス	191,900	1,366.00	262,135,400	貸付有価証券 3,300株 (400株)
中外炉工業	6,300	4,005.00	25,231,500	貸付有価証券 300株
太平電業	12,900	6,370.00	82,173,000	貸付有価証券 500株 (200株)
高砂熱学工業	46,700	8,622.00	402,647,400	貸付有価証券 600株
朝日工業社	18,100	3,055.00	55,295,500	貸付有価証券 400株
明星工業	32,600	1,611.00	52,518,600	貸付有価証券 200株
大気社	49,600	2,886.00	143,145,600	
ダイダン	34,000	5,710.00	194,140,000	貸付有価証券 400株 (300株)
日比谷総合設備	15,800	4,610.00	72,838,000	貸付有価証券 400株 (100株)
飛島ホールディングス	19,900	2,107.00	41,929,300	
フィル・カンパニー	3,400	886.00	3,012,400	貸付有価証券 200株

テスホールディングス	47,000	349.00	16,403,000	貸付有価証券 22,100株
インフロニア・ホールディングス	203,200	1,383.50	281,127,200	
レイズネクスト	28,000	1,829.00	51,212,000	
ニッポン	68,900	2,259.00	155,645,100	
日清製粉グループ本社	193,400	1,763.00	340,964,200	
日東富士製粉	3,500	7,270.00	25,445,000	
昭和産業	16,500	3,030.00	49,995,000	
中部飼料	26,900	1,781.00	47,908,900	貸付有価証券 1,100株
フィード・ワン	28,400	1,138.00	32,319,200	貸付有価証券 1,600株
日本甜菜製糖	10,200	2,595.00	26,469,000	貸付有価証券 200株
DM三井製糖	18,600	3,205.00	59,613,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ウェルネオシュガー	10,900	2,458.00	26,792,200	貸付有価証券 900株
森永製菓	76,400	2,634.00	201,237,600	貸付有価証券 300株
中村屋	4,900	3,160.00	15,484,000	
江崎グリコ	55,700	4,888.00	272,261,600	貸付有価証券 8,300株 (2,300株)
名糖産業	8,600	2,182.00	18,765,200	貸付有価証券 4,000株
井村屋グループ	10,600	2,543.00	26,955,800	貸付有価証券 200株
不二家	13,300	2,517.00	33,476,100	貸付有価証券 1,700株 (100株)
山崎製パン	130,300	3,390.00	441,717,000	貸付有価証券 19,300株 (200株)
モロゾフ	18,900	1,559.00	29,465,100	貸付有価証券 8,900株 (1,500株)
亀田製菓	12,400	4,200.00	52,080,000	貸付有価証券 400株 (100株)
寿スピリッツ	115,100	1,923.00	221,337,300	貸付有価証券 53,000株 (14,500株)
カルビー	89,100	2,731.00	243,332,100	貸付有価証券 100株
森永乳業	72,400	3,238.00	234,431,200	貸付有価証券 100株
六甲バター	15,900	1,237.00	19,668,300	貸付有価証券 1,900株
ヤクルト本社	269,900	2,441.00	658,825,900	貸付有価証券 111,500株 (5,800株)

明治ホールディングス	250,300	3,037.00	760,161,100	貸付有価証券 4,700株
雪印メグミルク	52,300	2,738.00	143,197,400	貸付有価証券 1,000株 (200株)
プリマハム	26,100	2,374.00	61,961,400	貸付有価証券 900株
日本ハム	80,600	5,498.00	443,138,800	貸付有価証券 1,500株
丸大食品	19,600	1,946.00	38,141,600	貸付有価証券 6,900株
S F o o d s	21,500	2,717.00	58,415,500	貸付有価証券 300株 (100株)
柿安本店	8,300	2,735.00	22,700,500	貸付有価証券 3,900株 (100株)
伊藤ハム米久ホールディングス	29,700	5,550.00	164,835,000	貸付有価証券 1,900株
サッポロホールディングス	58,200	7,277.00	423,521,400	貸付有価証券 21,000株 (2,100株)
アサヒグループホールディングス	1,461,600	1,905.00	2,784,348,000	貸付有価証券 300,200株
キリンホールディングス	810,700	2,169.50	1,758,813,650	貸付有価証券 104,700株 (2,600株)
シマダヤ	5,600	1,787.00	10,007,200	貸付有価証券 700株
宝ホールディングス	131,200	1,404.00	184,204,800	貸付有価証券 18,800株 (1,500株)
オエノンホールディングス	58,200	605.00	35,211,000	貸付有価証券 5,100株 (700株)
養命酒製造	6,400	3,910.00	25,024,000	貸付有価証券 200株
コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンホールディングス	135,500	2,575.00	348,912,500	貸付有価証券 23,100株
ライフドリンクカンパニー	42,500	2,955.00	125,587,500	貸付有価証券 5,100株 (3,500株)
サントリー食品インターナショナル	137,000	4,646.00	636,502,000	貸付有価証券 22,200株
ダイドーグループホールディングス	22,000	2,650.00	58,300,000	貸付有価証券 2,200株
伊藤園	63,000	3,348.00	210,924,000	貸付有価証券 2,100株 (1,700株)
キーコーヒー	21,800	1,999.00	43,578,200	貸付有価証券 10,300株
日清オイリオグループ	27,400	5,050.00	138,370,000	
不二製油	38,800	3,471.00	134,674,800	
Jーオイルミルズ	22,300	2,049.00	45,692,700	
キッコーマン	644,900	1,328.50	856,749,650	貸付有価証券 15,900株 (8,900株)
味の素	892,000	4,091.00	3,649,172,000	貸付有価証券

				100 株
ブルドックソース	10,300	2,141.00	22,052,300	貸付有価証券 500 株
キュービー	104,600	4,230.00	442,458,000	貸付有価証券 5,100 株
ハウス食品グループ本社	65,500	2,807.50	183,891,250	貸付有価証券 3,100 株 (3,100 株)
カゴメ	104,100	2,899.50	301,837,950	貸付有価証券 44,600 株 (8,000 株)
アリアケジャパン	19,400	5,910.00	114,654,000	貸付有価証券 100 株
エバラ食品工業	4,900	2,574.00	12,612,600	
ニチレイ	151,900	1,708.00	259,445,200	
東洋水産	90,200	9,836.00	887,207,200	貸付有価証券 100 株
イトアンドホールディングス	10,100	2,100.00	21,210,000	貸付有価証券 4,700 株 (3,700 株)
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,700	901.00	9,640,700	貸付有価証券 5,000 株 (3,500 株)
日清食品ホールディングス	242,000	2,784.50	673,849,000	貸付有価証券 67,700 株 (9,400 株)
フジッコ	20,000	1,620.00	32,400,000	貸付有価証券 5,000 株 (800 株)
ロック・フィールド	21,800	1,556.00	33,920,800	貸付有価証券 7,000 株 (400 株)
日本たばこ産業	1,182,700	4,710.00	5,570,517,000	貸付有価証券 50,000 株
ケンコーマヨネーズ	12,200	1,888.00	23,033,600	貸付有価証券 200 株
わらべや日洋ホールディングス	13,000	2,724.00	35,412,000	貸付有価証券 200 株
なとり	12,200	2,017.00	24,607,400	貸付有価証券 200 株 (100 株)
ファーマフーズ	25,800	942.00	24,303,600	貸付有価証券 700 株
ユーグレナ	131,300	465.00	61,054,500	貸付有価証券 50,300 株 (10,100 株)
紀文食品	16,900	1,144.00	19,333,600	貸付有価証券 8,000 株
ピックスホールディングス	11,400	995.00	11,343,000	
理研ビタミン	15,300	2,878.00	44,033,400	
片倉工業	20,800	2,771.00	57,636,800	貸付有価証券 700 株
グンゼ	28,100	3,780.00	106,218,000	
東洋紡	85,600	1,045.00	89,452,000	貸付有価証券 4,500 株

ユニチカ	64,000	211.00	13,504,000	貸付有価証券 28,400株
富士紡ホールディングス	7,600	6,230.00	47,348,000	
倉敷紡績	13,300	8,210.00	109,193,000	貸付有価証券 500株
シキボウ	14,200	1,023.00	14,526,600	貸付有価証券 500株
日本毛織	50,700	1,445.00	73,261,500	貸付有価証券 300株
帝国繊維	20,400	3,080.00	62,832,000	貸付有価証券 1,200株 (300株)
帝人	190,200	1,292.50	245,833,500	貸付有価証券 1,400株
東レ	1,447,100	992.30	1,435,957,330	貸付有価証券 100株
セーレン	38,200	3,030.00	115,746,000	
小松マテーレ	28,700	769.00	22,070,300	貸付有価証券 1,200株
ワコールホールディングス	38,800	5,914.00	229,463,200	貸付有価証券 100株
ホギメディカル	26,700	5,410.00	144,447,000	貸付有価証券 2,300株
T S I ホールディングス	60,300	1,085.00	65,425,500	貸付有価証券 4,800株
ワールド	30,500	2,900.00	88,450,000	貸付有価証券 14,300株
三陽商会	10,300	3,140.00	32,342,000	
オンワードホールディングス	128,400	639.00	82,047,600	
ルックホールディングス	6,300	2,520.00	15,876,000	貸付有価証券 100株
ゴールドウイン	35,100	7,170.00	251,667,000	貸付有価証券 3,800株
特種東海製紙	9,600	4,185.00	40,176,000	
王子ホールディングス	749,800	778.90	584,019,220	貸付有価証券 2,600株
日本製紙	103,100	1,160.00	119,596,000	貸付有価証券 9,600株
北越コーポレーション	111,200	1,017.00	113,090,400	貸付有価証券 3,100株 (200株)
大王製紙	99,900	862.00	86,113,800	貸付有価証券 3,600株
レンゴー	180,300	894.60	161,296,380	貸付有価証券 23,500株
トーモク	11,400	3,370.00	38,418,000	貸付有価証券 900株
ザ・パック	39,700	1,157.00	45,932,900	貸付有価証券 800株

北の達人コーポレーション	83,400	150.00	12,510,000	貸付有価証券 39,700株 (1,000株)
クラレ	264,100	1,766.50	466,532,650	貸付有価証券 9,000株
旭化成	1,312,400	1,137.00	1,492,198,800	
レゾナック・ホールディングス	191,300	3,761.00	719,479,300	貸付有価証券 23,400株
住友化学	1,592,400	403.30	642,214,920	貸付有価証券 76,500株 (26,900株)
住友精化	9,300	4,595.00	42,733,500	貸付有価証券 100株
日産化学	101,100	5,456.00	551,601,600	貸付有価証券 600株 (600株)
ラサ工業	7,000	4,420.00	30,940,000	
クレハ	36,900	3,545.00	130,810,500	貸付有価証券 5,700株 (4,400株)
多木化学	7,700	3,540.00	27,258,000	貸付有価証券 400株 (400株)
テイカ	14,100	1,304.00	18,386,400	貸付有価証券 1,600株
石原産業	32,800	2,469.00	80,983,200	
日本曹達	42,000	3,330.00	139,860,000	貸付有価証券 700株 (600株)
東ソー	264,300	2,262.00	597,846,600	貸付有価証券 2,700株
トクヤマ	63,900	3,347.00	213,873,300	貸付有価証券 1,000株
セントラル硝子	25,000	3,365.00	84,125,000	貸付有価証券 400株 (400株)
東亜合成	83,500	1,499.50	125,208,250	貸付有価証券 3,400株
大阪ソーダ	69,200	1,907.00	131,964,400	貸付有価証券 2,500株 (200株)
関東電化工業	42,500	828.00	35,190,000	貸付有価証券 10,800株
デンカ	72,000	2,220.50	159,876,000	貸付有価証券 8,100株
信越化学工業	1,760,700	4,640.00	8,169,648,000	貸付有価証券 100株
日本カーバイド工業	10,400	2,046.00	21,278,400	
堺化学工業	13,800	2,884.00	39,799,200	貸付有価証券 1,100株 (800株)
第一稀元素化学工業	21,600	682.00	14,731,200	貸付有価証券 300株
エア・ウォーター	186,800	2,457.50	459,061,000	
日本酸素ホールディングス	192,100	5,648.00	1,084,980,800	貸付有価証券 1,900株

日本化学工業	7,300	2,762.00	20,162,600	貸付有価証券 300株
日本パーカライジング	88,200	1,396.00	123,127,200	貸付有価証券 200株
高压ガス工業	28,800	1,073.00	30,902,400	貸付有価証券 6,300株（100株）
四国化成ホールディングス	22,400	2,132.00	47,756,800	貸付有価証券 900株（200株）
戸田工業	4,500	1,529.00	6,880,500	貸付有価証券 1,300株
ステラ ケミファ	10,500	4,205.00	44,152,500	貸付有価証券 100株
保土谷化学工業	12,400	1,581.00	19,604,400	貸付有価証券 3,100株（200株）
日本触媒	126,800	1,790.50	227,035,400	貸付有価証券 10,700株
大日精化工業	13,400	3,680.00	49,312,000	
カネカ	48,800	4,335.00	211,548,000	
三菱瓦斯化学	156,500	2,517.00	393,910,500	貸付有価証券 5,600株
三井化学	178,200	3,605.00	642,411,000	
東京応化工業	94,500	4,630.00	437,535,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
大阪有機化学工業	16,600	3,005.00	49,883,000	貸付有価証券 1,400株
三菱ケミカルグループ	1,447,400	799.80	1,157,630,520	貸付有価証券 4,400株
KHネオケム	33,000	2,783.00	91,839,000	貸付有価証券 1,400株
ダイセル	217,000	1,350.00	292,950,000	貸付有価証券 11,200株
住友ベークライト	62,400	4,902.00	305,884,800	
積水化学工業	390,700	2,748.50	1,073,838,950	貸付有価証券 200株
日本ゼオン	143,200	1,654.50	236,924,400	貸付有価証券 1,300株
アイカ工業	50,000	3,741.00	187,050,000	
UBE	102,100	2,359.50	240,904,950	貸付有価証券 6,800株
積水樹脂	25,900	2,198.00	56,928,200	
旭有機材	13,200	4,470.00	59,004,000	貸付有価証券 500株
ニチバン	12,300	1,995.00	24,538,500	貸付有価証券 500株（100株）
リケンテクノス	34,100	1,208.00	41,192,800	貸付有価証券 500株
大倉工業	10,100	4,755.00	48,025,500	

積水化成品工業	27,800	365.00	10,147,000	貸付有価証券 2,900株（200株）
群栄化学工業	4,700	3,055.00	14,358,500	
ダイキョーニシカワ	43,700	754.00	32,949,800	貸付有価証券 1,700株（200株）
森六	10,700	2,505.00	26,803,500	貸付有価証券 200株
恵和	12,800	1,146.00	14,668,800	貸付有価証券 800株（300株）
日本化薬	130,100	1,386.00	180,318,600	
カーリット	19,600	1,382.00	27,087,200	貸付有価証券 4,000株（600株）
日本精化	13,100	2,773.00	36,326,300	貸付有価証券 1,300株
扶桑化学工業	18,400	4,630.00	85,192,000	貸付有価証券 1,500株（300株）
トリケミカル研究所	21,600	3,075.00	66,420,000	貸付有価証券 7,300株（100株）
ADEKA	69,000	3,254.00	224,526,000	
日油	227,300	2,875.50	653,601,150	貸付有価証券 2,800株
ハリマ化成グループ	15,400	855.00	13,167,000	貸付有価証券 600株
花王	482,100	6,728.00	3,243,568,800	貸付有価証券 4,300株（4,100株）
第一工業製薬	7,100	6,230.00	44,233,000	貸付有価証券 300株
石原ケミカル	8,400	2,015.00	16,926,000	貸付有価証券 700株
三洋化成工業	12,200	4,055.00	49,471,000	貸付有価証券 400株（400株）
大日本塗料	22,000	1,278.00	28,116,000	貸付有価証券 2,000株
日本ペイントホールディングス	1,051,300	1,128.00	1,185,866,400	貸付有価証券 125,000株（9,600株）
関西ペイント	157,900	2,514.00	396,960,600	貸付有価証券 17,200株（8,000株）
中国塗料	44,700	3,255.00	145,498,500	貸付有価証券 200株
藤倉化成	25,100	602.00	15,110,200	貸付有価証券 800株
太陽ホールディングス	34,500	7,250.00	250,125,000	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
D I C	70,300	3,329.00	234,028,700	貸付有価証券 6,000株
サカタインクス	44,000	2,306.00	101,464,000	貸付有価証券 2,900株
a r t i e n c e	37,200	3,110.00	115,692,000	貸付有価証券

				300 株
富士フイルムホールディングス	1, 195, 300	3, 595. 00	4, 297, 103, 500	
資生堂	384, 400	2, 530. 00	972, 532, 000	貸付有価証券 44, 900 株
ライオン	227, 500	1, 655. 50	376, 626, 250	貸付有価証券 36, 700 株 (2, 300 株)
高砂香料工業	13, 400	8, 300. 00	111, 220, 000	
マンドム	39, 200	1, 410. 00	55, 272, 000	貸付有価証券 100 株
ミルボン	31, 800	2, 484. 00	78, 991, 200	貸付有価証券 3, 300 株
コーセー	44, 800	5, 894. 00	264, 051, 200	貸付有価証券 4, 800 株
コタ	20, 100	1, 390. 00	27, 939, 000	貸付有価証券 2, 300 株 (100 株)
ポーラ・オルビスホールディングス	101, 600	1, 311. 50	133, 248, 400	貸付有価証券 13, 000 株 (1, 000 株)
ノエビアホールディングス	17, 700	4, 695. 00	83, 101, 500	貸付有価証券 200 株
新日本製薬	11, 300	2, 421. 00	27, 357, 300	貸付有価証券 5, 300 株
I - n e	5, 300	1, 523. 00	8, 071, 900	貸付有価証券 2, 400 株 (800 株)
アクシージア	12, 500	454. 00	5, 675, 000	貸付有価証券 1, 100 株
エステー	13, 600	1, 601. 00	21, 773, 600	貸付有価証券 700 株
コニシ	62, 500	1, 300. 00	81, 250, 000	
長谷川香料	37, 900	3, 060. 00	115, 974, 000	貸付有価証券 700 株 (700 株)
小林製薬	51, 900	5, 460. 00	283, 374, 000	貸付有価証券 2, 000 株 (1, 100 株)
荒川化学工業	18, 300	1, 133. 00	20, 733, 900	貸付有価証券 200 株
メック	14, 800	3, 005. 00	44, 474, 000	貸付有価証券 300 株
日本高純度化学	4, 900	3, 125. 00	15, 312, 500	
タカラバイオ	62, 300	908. 00	56, 568, 400	貸付有価証券 5, 300 株
J C U	21, 600	4, 365. 00	94, 284, 000	貸付有価証券 400 株 (400 株)
O A T アグリオ	7, 400	2, 358. 00	17, 449, 200	貸付有価証券 200 株
デクセリアルズ	169, 500	2, 094. 50	355, 017, 750	貸付有価証券 4, 500 株 (3, 100 株)
アース製薬	18, 100	5, 320. 00	96, 292, 000	貸付有価証券 100 株

北興化学工業	14,700	1,619.00	23,799,300	貸付有価証券 1,800株
大成ラミックグループ	5,700	2,589.00	14,757,300	貸付有価証券 100株
クミアイ化学工業	88,600	835.00	73,981,000	貸付有価証券 1,400株（800株）
日本農薬	30,300	1,006.00	30,481,800	
アキレス	10,800	1,160.00	12,528,000	貸付有価証券 300株
有沢製作所	29,800	1,557.00	46,398,600	
日東電工	626,900	3,352.00	2,101,368,800	貸付有価証券 500株（100株）
レック	25,400	1,202.00	30,530,800	貸付有価証券 5,500株（300株）
三光合成	25,000	919.00	22,975,000	貸付有価証券 100株
ZACROS	15,700	4,250.00	66,725,000	
前澤化成工業	14,000	2,234.00	31,276,000	貸付有価証券 3,400株（400株）
未来工業	9,500	3,975.00	37,762,500	貸付有価証券 500株
JSP	16,300	1,915.00	31,214,500	貸付有価証券 600株（100株）
エフピコ	43,800	2,650.00	116,070,000	貸付有価証券 700株（200株）
信越ポリマー	42,800	1,864.00	79,779,200	
ニフコ	74,100	4,047.00	299,882,700	
バルカー	15,200	3,655.00	55,556,000	貸付有価証券 200株（200株）
ユニ・チャーム	1,239,000	997.30	1,235,654,700	貸付有価証券 1,000株
協和キリン	233,100	2,632.00	613,519,200	貸付有価証券 22,600株（300株）
武田薬品工業	1,764,000	4,486.00	7,913,304,000	貸付有価証券 400株
アステラス製薬	1,739,000	1,684.50	2,929,345,500	
住友ファーマ	176,500	1,376.00	242,864,000	貸付有価証券 16,500株
塩野義製薬	657,600	2,640.00	1,736,064,000	
日本新薬	51,900	3,271.00	169,764,900	貸付有価証券 100株
中外製薬	620,600	6,260.00	3,884,956,000	貸付有価証券 100株
科研製薬	32,600	3,862.00	125,901,200	
エーザイ	258,700	4,661.00	1,205,800,700	
ロート製薬	209,500	2,474.00	518,303,000	貸付有価証券 3,700株（3,700株）

小野薬品工業	405,500	1,688.00	684,484,000	貸付有価証券 107,800株
久光製薬	38,900	4,266.00	165,947,400	
持田製薬	24,200	3,155.00	76,351,000	
参天製薬	354,000	1,582.00	560,028,000	
扶桑薬品工業	7,700	2,181.00	16,793,700	貸付有価証券 200株
ツムラ	68,100	3,545.00	241,414,500	貸付有価証券 1,500株 (200株)
キッセイ薬品工業	31,000	4,320.00	133,920,000	
生化学工業	37,800	651.00	24,607,800	貸付有価証券 7,900株 (1,400株)
栄研化学	31,300	2,400.00	75,120,000	貸付有価証券 1,000株
J C R ファーマ	67,100	624.00	41,870,400	貸付有価証券 31,800株
東和薬品	26,700	3,020.00	80,634,000	貸付有価証券 1,100株 (200株)
富士製薬工業	14,700	1,450.00	21,315,000	貸付有価証券 1,400株 (500株)
ゼリア新薬工業	31,400	2,031.00	63,773,400	貸付有価証券 1,600株 (1,400株)
ネクセラファーマ	87,000	940.00	81,780,000	貸付有価証券 28,600株 (23,000株)
第一三共	1,820,300	3,782.00	6,884,374,600	貸付有価証券 68,900株
杏林製薬	39,900	1,572.00	62,722,800	貸付有価証券 200株
大幸薬品	41,200	297.00	12,236,400	貸付有価証券 21,300株 (500株)
ダイト	26,700	1,281.00	34,202,700	貸付有価証券 1,300株 (200株)
大塚ホールディングス	441,500	7,924.00	3,498,446,000	
ペプチドリーム	96,100	1,530.50	147,081,050	貸付有価証券 17,200株
セルソース	11,700	666.00	7,792,200	
あすか製薬ホールディングス	17,000	2,299.00	39,083,000	
サワイグループホールディングス	102,400	1,955.00	200,192,000	貸付有価証券 2,700株 (2,000株)
日本コークス工業	201,100	98.00	19,707,800	貸付有価証券 81,500株 (5,700株)
ニチレキグループ	21,100	2,776.00	58,573,600	貸付有価証券 300株 (100株)
ユシロ	10,300	2,218.00	22,845,400	貸付有価証券 300株 (100株)
富士石油	52,000	324.00	16,848,000	貸付有価証券

				9,900株(3,200株)
出光興産	857,300	970.60	832,095,380	貸付有価証券 1,000株
ENEOSホールディングス	3,001,200	873.80	2,622,448,560	貸付有価証券 1,100株
コスモエネルギーホールディングス	65,300	7,033.00	459,254,900	
横浜ゴム	110,700	5,415.00	599,440,500	貸付有価証券 16,400株
TOYO TIRE	125,300	3,624.00	454,087,200	貸付有価証券 100株
ブリヂストン	580,300	6,635.00	3,850,290,500	貸付有価証券 56,500株
住友ゴム工業	213,900	1,712.00	366,196,800	貸付有価証券 40,000株(2,700株)
藤倉コンポジット	19,100	1,800.00	34,380,000	貸付有価証券 600株(100株)
オカモト	10,500	5,140.00	53,970,000	
フコク	11,700	1,852.00	21,668,400	貸付有価証券 100株
ニッタ	19,500	4,020.00	78,390,000	
住友理工	38,500	2,076.00	79,926,000	
三ツ星ベルト	27,600	3,675.00	101,430,000	貸付有価証券 300株
バンドー化学	29,400	1,919.00	56,418,600	貸付有価証券 400株(100株)
日東紡績	22,300	5,660.00	126,218,000	
A G C	192,900	4,663.00	899,492,700	貸付有価証券 3,200株(2,900株)
日本板硝子	101,500	538.00	54,607,000	貸付有価証券 31,300株
日本電気硝子	66,200	4,313.00	285,520,600	貸付有価証券 8,100株
オハラ	7,500	1,226.00	9,195,000	
住友大阪セメント	34,400	3,975.00	136,740,000	貸付有価証券 200株
太平洋セメント	122,300	3,922.00	479,660,600	
日本ヒューム	17,400	3,085.00	53,679,000	貸付有価証券 8,200株(700株)
日本コンクリート工業	38,400	317.00	12,172,800	貸付有価証券 6,600株(200株)
三谷セキサン	7,000	9,160.00	64,120,000	
アジアパイルホールディングス	28,200	1,269.00	35,785,800	貸付有価証券 100株
東海カーボン	199,500	1,039.50	207,380,250	貸付有価証券 6,500株(400株)
日本カーボン	11,400	4,165.00	47,481,000	貸付有価証券

				100 株
東洋炭素	17, 100	4, 105. 00	70, 195, 500	貸付有価証券 2, 400 株
ノリタケ	21, 500	4, 480. 00	96, 320, 000	貸付有価証券 700 株 (400 株)
T O T O	143, 900	3, 835. 00	551, 856, 500	貸付有価証券 10, 500 株
日本碍子	220, 200	2, 257. 00	496, 991, 400	貸付有価証券 1, 000 株 (500 株)
日本特殊陶業	162, 000	5, 438. 00	880, 956, 000	
M A R U W A	8, 200	42, 410. 00	347, 762, 000	貸付有価証券 500 株 (100 株)
品川リフクトリーズ	24, 400	1, 905. 00	46, 482, 000	貸付有価証券 300 株
黒崎播磨	13, 500	4, 090. 00	55, 215, 000	貸付有価証券 900 株 (600 株)
ヨータイ	10, 100	1, 716. 00	17, 331, 600	貸付有価証券 200 株
フジミインコーポレーテ ッド	53, 300	2, 155. 00	114, 861, 500	貸付有価証券 200 株
ニチアス	50, 100	5, 583. 00	279, 708, 300	貸付有価証券 200 株
ニチハ	24, 800	3, 045. 00	75, 516, 000	
日本製鉄	1, 032, 700	2, 997. 00	3, 095, 001, 900	貸付有価証券 182, 400 株
神戸製鋼所	410, 200	1, 781. 50	730, 771, 300	貸付有価証券 25, 100 株 (10, 100 株)
中山製鋼所	42, 000	660. 00	27, 720, 000	貸付有価証券 7, 600 株 (1, 200 株)
合同製鐵	11, 400	4, 000. 00	45, 600, 000	貸付有価証券 200 株
J F E ホールディングス	614, 500	1, 787. 50	1, 098, 418, 750	貸付有価証券 5, 700 株
東京製鐵	56, 900	1, 598. 00	90, 926, 200	貸付有価証券 4, 100 株
共英製鋼	19, 900	2, 182. 00	43, 421, 800	貸付有価証券 1, 100 株
大和工業	38, 400	9, 093. 00	349, 171, 200	貸付有価証券 1, 300 株
東京鐵鋼	9, 000	5, 780. 00	52, 020, 000	
大阪製鐵	9, 400	2, 605. 00	24, 487, 000	貸付有価証券 4, 400 株
淀川製鋼所	94, 100	1, 321. 00	124, 306, 100	貸付有価証券 100 株
中部鋼鈑	16, 600	2, 230. 00	37, 018, 000	貸付有価証券 500 株
丸一鋼管	62, 100	3, 749. 00	232, 812, 900	貸付有価証券 200 株

モリ工業	25,800	933.00	24,071,400	貸付有価証券 1,900株
大同特殊鋼	128,500	1,228.50	157,862,250	貸付有価証券 100株
日本冶金工業	13,700	4,285.00	58,704,500	貸付有価証券 300株
愛知製鋼	45,200	2,534.00	114,536,800	貸付有価証券 600株
大太平洋金属	18,800	1,853.00	34,836,400	貸付有価証券 1,200株
新日本電工	111,700	327.00	36,525,900	貸付有価証券 1,300株
栗本鐵工所	9,500	7,760.00	73,720,000	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
三菱製鋼	15,100	1,714.00	25,881,400	貸付有価証券 200株
日本精線	16,200	1,124.00	18,208,800	貸付有価証券 200株
エンビプロ・ホールディングス	20,200	521.00	10,524,200	貸付有価証券 3,800株（500株）
J X金属	514,700	1,116.00	574,405,200	貸付有価証券 2,800株
大紀アルミニウム工業所	29,000	1,131.00	32,799,000	貸付有価証券 1,500株
日本軽金属ホールディングス	59,600	1,874.00	111,690,400	貸付有価証券 500株
三井金属鉱業	50,900	9,037.00	459,983,300	
三菱マテリアル	145,800	2,562.00	373,539,600	貸付有価証券 4,300株
住友金属鉱山	258,000	3,788.00	977,304,000	貸付有価証券 900株
D O W Aホールディングス	55,000	5,085.00	279,675,000	貸付有価証券 1,300株（100株）
古河機械金属	24,200	2,704.00	65,436,800	
大阪チタニウムテクノロジーズ	35,400	1,782.00	63,082,800	貸付有価証券 16,700株
東邦チタニウム	42,100	1,496.00	62,981,600	貸付有価証券 4,900株
U A C J	27,400	5,940.00	162,756,000	貸付有価証券 200株
C Kサンエツ	4,900	4,090.00	20,041,000	
古河電気工業	67,900	8,903.00	604,513,700	貸付有価証券 3,200株
住友電気工業	704,200	4,037.00	2,842,855,400	
フジクラ	218,700	12,400.00	2,711,880,000	貸付有価証券 900株
S W C C	27,300	8,230.00	224,679,000	貸付有価証券 1,100株（1,100株）

平河ヒューテック	13,700	1,923.00	26,345,100	
リョービ	24,100	2,465.00	59,406,500	貸付有価証券 2,200株 (100株)
A R E ホールディングス	82,500	1,980.00	163,350,000	
稲葉製作所	11,300	1,803.00	20,373,900	貸付有価証券 5,400株
宮地エンジニアリンググループ	24,600	2,032.00	49,987,200	貸付有価証券 1,300株
トーカロ	58,800	2,056.00	120,892,800	貸付有価証券 1,700株
S U M C O	388,300	1,261.00	489,646,300	貸付有価証券 87,300株 (4,900株)
川田テクノロジーズ	12,900	3,860.00	49,794,000	
R S T e c h n o l o g i e s	13,700	3,415.00	46,785,500	貸付有価証券 800株
東洋製罐グループホールディングス	120,600	3,492.00	421,135,200	貸付有価証券 3,500株
ホッカンホールディングス	11,000	2,039.00	22,429,000	貸付有価証券 1,000株
コロナ	11,400	961.00	10,955,400	貸付有価証券 1,200株
横河ブリッジホールディングス	35,100	2,754.00	96,665,400	
三和ホールディングス	197,800	4,691.00	927,879,800	貸付有価証券 2,400株 (1,900株)
文化シヤッター	53,400	2,633.00	140,602,200	貸付有価証券 6,300株 (6,000株)
三協立山	25,700	633.00	16,268,100	貸付有価証券 6,400株 (1,600株)
アルインコ	15,600	1,069.00	16,676,400	貸付有価証券 500株
L I X I L	297,300	1,910.00	567,843,000	貸付有価証券 22,900株 (1,300株)
ノーリツ	35,900	2,007.00	72,051,300	貸付有価証券 4,400株 (300株)
長府製作所	20,200	1,900.00	38,380,000	貸付有価証券 100株
リンナイ	106,400	3,960.00	421,344,000	
日東精工	26,600	647.00	17,210,200	貸付有価証券 3,900株
岡部	36,400	960.00	34,944,000	貸付有価証券 1,600株 (200株)
ジーテクト	22,700	1,929.00	43,788,300	貸付有価証券 500株
東ブレ	35,900	2,156.00	77,400,400	貸付有価証券 2,100株 (1,300株)
高周波熱錬	28,000	1,201.00	33,628,000	貸付有価証券 900株

東京製綱	12,000	1,419.00	17,028,000	
サンコール	22,700	781.00	17,728,700	貸付有価証券 10,600株 (1,300株)
パイオラックス	27,400	1,824.00	49,977,600	貸付有価証券 800株
エイチワン	21,000	1,404.00	29,484,000	貸付有価証券 100株
日本発條	170,800	1,840.00	314,272,000	貸付有価証券 4,700株
中央発條	13,200	3,190.00	42,108,000	貸付有価証券 5,200株 (400株)
立川ブラインド工業	10,400	1,818.00	18,907,200	貸付有価証券 300株
日本製鋼所	60,500	9,706.00	587,213,000	貸付有価証券 800株 (300株)
三浦工業	92,600	2,920.50	270,438,300	
タクマ	65,500	2,272.00	148,816,000	貸付有価証券 900株 (700株)
ツガミ	42,600	2,221.00	94,614,600	貸付有価証券 300株
オークマ	34,900	3,655.00	127,559,500	貸付有価証券 800株 (300株)
芝浦機械	25,700	3,910.00	100,487,000	貸付有価証券 600株
アマダ	266,800	1,788.00	477,038,400	
アイダエンジニアリング	44,700	947.00	42,330,900	貸付有価証券 6,300株
F U J I	86,800	2,720.50	236,139,400	貸付有価証券 3,500株 (900株)
牧野フライス製作所	22,100	11,490.00	253,929,000	貸付有価証券 700株 (700株)
オーエスジー	73,300	2,029.50	148,762,350	貸付有価証券 31,000株 (10,400株)
旭ダイヤモンド工業	49,900	786.00	39,221,400	貸付有価証券 1,400株
DMG森精機	136,800	3,462.00	473,601,600	貸付有価証券 5,500株
ソディック	48,600	852.00	41,407,200	貸付有価証券 3,300株 (2,000株)
ディスコ	96,200	41,210.00	3,964,402,000	
日東工器	7,100	1,875.00	13,312,500	貸付有価証券 700株
日進工具	16,700	788.00	13,159,600	貸付有価証券 500株
富士ダイス	14,800	816.00	12,076,800	貸付有価証券 400株
リケンNPR	25,100	2,838.00	71,233,800	貸付有価証券 1,600株

島精機製作所	31,800	1,130.00	35,934,000	貸付有価証券 4,500株
オプトラン	32,800	1,597.00	52,381,600	貸付有価証券 5,000株 (100株)
イワキポンプ	13,300	2,506.00	33,329,800	貸付有価証券 200株
フリュー	18,800	1,082.00	20,341,600	
ヤマシンフィルタ	42,200	632.00	26,670,400	貸付有価証券 19,000株 (600株)
日阪製作所	21,200	1,367.00	28,980,400	貸付有価証券 900株 (300株)
やまびこ	32,600	2,318.00	75,566,800	貸付有価証券 300株 (100株)
野村マイクロ・サイエンス	33,000	3,330.00	109,890,000	貸付有価証券 7,700株
平田機工	28,600	1,972.00	56,399,200	貸付有価証券 6,200株 (6,000株)
P E G A S U S	22,000	633.00	13,926,000	貸付有価証券 500株 (100株)
マルマエ	7,700	1,567.00	12,065,900	貸付有価証券 3,600株 (300株)
タツモ	13,200	2,144.00	28,300,800	貸付有価証券 6,200株 (2,400株)
ナブテスコ	116,300	3,136.00	364,716,800	貸付有価証券 19,700株
三井海洋開発	50,500	7,330.00	370,165,000	貸付有価証券 4,900株
レオン自動機	21,000	1,377.00	28,917,000	貸付有価証券 1,700株 (400株)
SMC	56,700	46,640.00	2,644,488,000	
ホソカワミクロン	15,100	5,620.00	84,862,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ユニオンツール	8,800	7,520.00	66,176,000	貸付有価証券 3,300株 (1,400株)
瑞光	17,000	984.00	16,728,000	貸付有価証券 6,400株
オイレス工業	27,100	2,240.00	60,704,000	貸付有価証券 600株 (600株)
日精エー・エス・ビー機械	7,900	7,120.00	56,248,000	貸付有価証券 400株 (100株)
サトー	24,900	2,163.00	53,858,700	
技研製作所	18,800	1,451.00	27,278,800	貸付有価証券 8,800株 (700株)
日本エアーテック	9,300	1,197.00	11,132,100	
日精樹脂工業	13,200	899.00	11,866,800	貸付有価証券 1,900株
ワイエイシイホールディングス	20,200	813.00	16,422,600	貸付有価証券 4,700株

小松製作所	984,100	5,003.00	4,923,452,300	
住友重機械工業	118,100	3,355.00	396,225,500	貸付有価証券 4,200株
日立建機	79,500	4,749.00	377,545,500	貸付有価証券 1,400株 (400株)
日工	29,600	781.00	23,117,600	貸付有価証券 1,700株
巴工業	23,400	1,634.00	38,235,600	貸付有価証券 600株
井関農機	18,700	2,030.00	37,961,000	貸付有価証券 7,800株 (1,000株)
TOWA	61,100	1,718.00	104,969,800	貸付有価証券 28,800株 (1,600株)
北川鉄工所	7,800	1,512.00	11,793,600	貸付有価証券 800株
ローツェ	104,300	1,861.50	194,154,450	貸付有価証券 5,100株
クボタ	1,020,900	1,837.00	1,875,393,300	貸付有価証券 174,900株
荏原実業	10,500	4,170.00	43,785,000	貸付有価証券 200株 (100株)
三菱化工機	21,100	2,477.00	52,264,700	貸付有価証券 500株 (400株)
月島ホールディングス	26,100	2,802.00	73,132,200	貸付有価証券 1,100株 (100株)
帝国電機製作所	12,500	3,295.00	41,187,500	貸付有価証券 800株
新東工業	44,400	955.00	42,402,000	貸付有価証券 1,900株
澁谷工業	18,700	3,540.00	66,198,000	貸付有価証券 600株 (400株)
アイチ コーポレーション	33,100	1,359.00	44,982,900	貸付有価証券 300株
小森コーポレーション	47,400	1,532.00	72,616,800	貸付有価証券 100株 (100株)
鶴見製作所	14,100	3,990.00	56,259,000	
酒井重工業	7,800	2,130.00	16,614,000	貸付有価証券 100株
荏原製作所	410,000	3,292.00	1,349,720,000	貸付有価証券 58,200株
西島製作所	17,200	2,097.00	36,068,400	貸付有価証券 3,000株
AIRMAN	20,100	2,051.00	41,225,100	貸付有価証券 500株
ダイキン工業	260,000	19,860.00	5,163,600,000	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
オルガノ	30,800	11,800.00	363,440,000	貸付有価証券 4,000株 (200株)
トヨーカネット	7,100	4,320.00	30,672,000	

栗田工業	111,700	5,266.00	588,212,200	貸付有価証券 500株 (400株)
椿本チエイン	86,400	2,138.00	184,723,200	貸付有価証券 600株 (200株)
木村化工機	15,200	969.00	14,728,800	貸付有価証券 800株
アネスト岩田	33,900	1,560.00	52,884,000	貸付有価証券 400株 (300株)
ダイフク	336,900	4,528.00	1,525,483,200	貸付有価証券 24,100株 (6,000株)
サムコ	5,400	3,000.00	16,200,000	貸付有価証券 1,800株
タダノ	105,300	1,085.50	114,303,150	貸付有価証券 1,300株
フジテック	64,200	5,631.00	361,510,200	貸付有価証券 3,400株
CKD	55,200	2,568.00	141,753,600	
平和	66,400	2,198.00	145,947,200	貸付有価証券 900株
理想科学工業	31,900	1,220.00	38,918,000	貸付有価証券 6,400株
SANKYO	230,600	2,893.50	667,241,100	
日本金銭機械	24,100	985.00	23,738,500	貸付有価証券 300株
マースグループホールディングス	13,400	3,125.00	41,875,000	貸付有価証券 400株
ガリレイ	29,400	3,580.00	105,252,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ダイコク電機	8,700	2,459.00	21,393,300	貸付有価証券 600株 (100株)
竹内製作所	36,200	5,480.00	198,376,000	貸付有価証券 4,100株
アマノ	56,700	4,213.00	238,877,100	
JUKI	30,900	419.00	12,947,100	貸付有価証券 1,600株 (400株)
ジャノメ	16,100	1,151.00	18,531,100	貸付有価証券 200株 (200株)
マックス	24,100	5,720.00	137,852,000	
グローリー	52,300	3,739.00	195,549,700	貸付有価証券 500株
新晃工業	57,200	1,323.00	75,675,600	貸付有価証券 2,900株 (2,600株)
大和冷機工業	30,600	1,646.00	50,367,600	貸付有価証券 200株
セガサミーホールディングス	163,500	3,440.00	562,440,000	貸付有価証券 4,200株 (3,700株)
TPR	25,400	2,268.00	57,607,200	貸付有価証券 400株

ツバキ・ナカシマ	46,100	361.00	16,642,100	貸付有価証券 7,200株
ホシザキ	128,500	5,853.00	752,110,500	貸付有価証券 41,200株（16,200株）
大豊工業	17,300	678.00	11,729,400	貸付有価証券 900株
日本精工	369,600	770.60	284,813,760	貸付有価証券 200株
N T N	472,300	315.00	148,774,500	貸付有価証券 58,900株
ジェイテクト	164,900	1,410.00	232,509,000	貸付有価証券 6,200株（2,000株）
不二越	14,700	3,395.00	49,906,500	貸付有価証券 1,300株（300株）
日本トムソン	54,300	632.00	34,317,600	貸付有価証券 5,800株
THK	115,200	4,041.00	465,523,200	貸付有価証券 4,400株
Y U S H I N	18,400	640.00	11,776,000	貸付有価証券 1,300株（1,200株）
前澤給装工業	14,300	1,411.00	20,177,300	
イーグル工業	22,100	2,537.00	56,067,700	
P I L L A R	18,500	4,030.00	74,555,000	貸付有価証券 600株
キッツ	71,200	1,451.00	103,311,200	貸付有価証券 4,700株（300株）
マキタ	248,400	5,220.00	1,296,648,000	貸付有価証券 400株
三井E & S	106,700	4,050.00	432,135,000	貸付有価証券 400株
カナデビア	163,600	1,014.00	165,890,400	
三菱重工業	3,491,200	3,953.00	13,800,713,600	貸付有価証券 20,800株（20,800株）
I H I	160,100	17,125.00	2,741,712,500	貸付有価証券 4,300株
スター精密	32,300	1,712.00	55,297,600	貸付有価証券 100株
キオクシアホールディングス	119,600	2,442.00	292,063,200	貸付有価証券 56,000株（30,300株）
日清紡ホールディングス	150,200	1,019.00	153,053,800	貸付有価証券 15,200株
イビデン	114,500	6,968.00	797,836,000	貸付有価証券 4,500株
コニカミノルタ	445,900	515.10	229,683,090	貸付有価証券 1,900株
ブラザー工業	266,700	2,555.50	681,551,850	

ミネベアミツミ	347,300	2,546.00	884,225,800	貸付有価証券 6,400 株
日立製作所	5,078,500	4,267.00	21,669,959,500	貸付有価証券 89,500 株
三菱電機	2,030,600	3,679.00	7,470,577,400	
富士電機	121,400	9,534.00	1,157,427,600	貸付有価証券 300 株
安川電機	216,800	3,058.00	662,974,400	貸付有価証券 1,100 株 (700 株)
シンフォニアテクノロジー	19,800	8,740.00	173,052,000	貸付有価証券 100 株
明電舎	33,700	6,020.00	202,874,000	
山洋電気	8,600	9,810.00	84,366,000	貸付有価証券 100 株
デンヨー	14,500	2,985.00	43,282,500	貸付有価証券 500 株
PHCホールディングス	37,400	1,022.00	38,222,800	貸付有価証券 17,700 株
KOKUSAI ELECTRIC	140,800	3,010.00	423,808,000	貸付有価証券 59,900 株
ソシオネクスト	199,400	2,927.00	583,643,800	貸付有価証券 36,200 株 (7,100 株)
東芝テック	29,800	2,897.00	86,330,600	
芝浦メカトロニクス	14,500	9,720.00	140,940,000	貸付有価証券 800 株 (800 株)
マブチモーター	96,300	2,475.00	238,342,500	
ニデック	881,500	2,986.00	2,632,159,000	貸付有価証券 200 株
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,500	300.00	3,750,000	貸付有価証券 400 株
トレックス・セミコンダクター	9,400	1,594.00	14,983,600	貸付有価証券 400 株 (200 株)
東光高岳	10,800	3,035.00	32,778,000	
ダブル・スコープ	61,200	260.00	15,912,000	貸付有価証券 27,500 株 (16,200 株)
ダイヘン	18,600	8,100.00	150,660,000	
ヤーマン	38,800	837.00	32,475,600	貸付有価証券 17,300 株 (5,500 株)
JVCケンウッド	157,600	1,246.50	196,448,400	
ミマキエンジニアリング	16,600	1,839.00	30,527,400	
大崎電気工業	42,800	1,216.00	52,044,800	貸付有価証券 2,200 株 (600 株)
オムロン	182,900	3,947.00	721,906,300	貸付有価証券 20,900 株 (7,600 株)
日東工業	26,900	3,465.00	93,208,500	貸付有価証券 2,100 株 (700 株)

I D E C	27,800	2,319.00	64,468,200	貸付有価証券 100株
ジーエス・ユアサコーポレーション	89,100	3,237.00	288,416,700	貸付有価証券 8,500株（100株）
B U F F A L O	3,800	3,555.00	13,509,000	貸付有価証券 1,600株
テクノメディカ	3,900	1,926.00	7,511,400	
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	8,100	607.00	4,916,700	貸付有価証券 1,400株
日本電気	1,411,800	4,720.00	6,663,696,000	貸付有価証券 500株
富士通	1,837,100	3,565.00	6,549,261,500	貸付有価証券 5,900株
沖電気工業	96,700	1,621.00	156,750,700	
電気興業	8,100	2,176.00	17,625,600	貸付有価証券 300株
サンケン電気	20,400	8,378.00	170,911,200	貸付有価証券 2,300株
アイホン	12,100	2,795.00	33,819,500	貸付有価証券 800株（100株）
ルネサスエレクトロニクス	1,935,800	1,818.00	3,519,284,400	貸付有価証券 19,700株（16,700株）
セイコーエプソン	248,500	1,899.00	471,901,500	貸付有価証券 2,100株
ワコム	129,700	726.00	94,162,200	貸付有価証券 2,100株
アルバック	43,800	6,149.00	269,326,200	貸付有価証券 5,500株
アクセル	9,900	1,150.00	11,385,000	貸付有価証券 1,200株（500株）
E I Z O	26,000	2,210.00	57,460,000	貸付有価証券 100株
日本信号	45,500	1,218.00	55,419,000	貸付有価証券 200株
京三製作所	46,500	520.00	24,180,000	貸付有価証券 2,200株（500株）
能美防災	27,000	3,990.00	107,730,000	
ホーチキ	11,700	3,495.00	40,891,500	貸付有価証券 100株
エレコム	47,700	1,787.00	85,239,900	
パナソニックホールディングス	2,358,600	1,527.00	3,601,582,200	貸付有価証券 10,600株（10,600株）
シャープ	288,500	884.10	255,062,850	貸付有価証券 122,500株
アンリツ	140,600	1,785.00	250,971,000	貸付有価証券 12,600株（11,000株）

ソニーグループ	6,818,700	4,183.00	28,522,622,100	貸付有価証券 79,600株
T D K	1,724,200	1,923.50	3,316,498,700	
帝国通信工業	8,700	2,458.00	21,384,600	貸付有価証券 200株
タムラ製作所	79,500	528.00	41,976,000	貸付有価証券 8,900株 (5,100株)
アルプスアルパイン	162,100	1,656.50	268,518,650	貸付有価証券 200株
日本電波工業	18,800	910.00	17,108,000	貸付有価証券 200株 (200株)
鈴木	10,600	2,047.00	21,698,200	貸付有価証券 200株
メイコー	19,800	7,870.00	155,826,000	
日本トリム	4,500	4,590.00	20,655,000	貸付有価証券 200株
フォスター電機	20,300	2,072.00	42,061,600	貸付有価証券 1,100株
SMK	4,800	2,252.00	10,809,600	貸付有価証券 300株
ヨコオ	17,600	1,403.00	24,692,800	貸付有価証券 600株
ホシデン	48,900	2,316.00	113,252,400	貸付有価証券 5,200株 (3,200株)
ヒロセ電機	29,000	18,780.00	544,620,000	
日本航空電子工業	52,000	2,473.00	128,596,000	
T O A	20,200	1,119.00	22,603,800	貸付有価証券 500株
マクセル	38,200	2,028.00	77,469,600	貸付有価証券 400株 (400株)
古野電気	23,600	4,965.00	117,174,000	貸付有価証券 400株
スミダコーポレーション	34,300	1,042.00	35,740,600	貸付有価証券 1,200株
アイコム	7,700	2,822.00	21,729,400	貸付有価証券 200株
リオン	8,200	2,702.00	22,156,400	貸付有価証券 100株
横河電機	218,400	4,325.00	944,580,000	貸付有価証券 200株
新電元工業	7,600	3,175.00	24,130,000	貸付有価証券 400株
アズビル	520,200	1,475.50	767,555,100	
日本光電工業	176,900	1,660.00	293,654,000	貸付有価証券 1,600株
チノー	8,200	2,546.00	20,877,200	貸付有価証券 3,800株
日本電子材料	12,200	2,611.00	31,854,200	貸付有価証券

				2,600株(800株)
堀場製作所	37,500	11,015.00	413,062,500	貸付有価証券 1,000株
アドバンテスト	622,900	11,460.00	7,138,434,000	貸付有価証券 2,700株(1,200株)
エスベック	17,600	3,270.00	57,552,000	
キーエンス	197,800	56,650.00	11,205,370,000	貸付有価証券 500株(500株)
日置電機	10,400	6,110.00	63,544,000	貸付有価証券 400株
シスメックス	511,800	1,977.00	1,011,828,600	貸付有価証券 200株
日本マイクロニクス	32,500	4,290.00	139,425,000	貸付有価証券 14,900株(1,900株)
メガチップス	15,300	5,590.00	85,527,000	貸付有価証券 500株
O B A R A G R O U P	10,800	4,220.00	45,576,000	貸付有価証券 2,200株(2,000株)
コーセル	24,400	1,234.00	30,109,600	貸付有価証券 8,300株(1,100株)
イリソ電子工業	19,900	2,864.00	56,993,600	貸付有価証券 500株
オブテックスグループ	33,500	1,872.00	62,712,000	貸付有価証券 1,700株
千代田インテグレ	6,000	3,100.00	18,600,000	貸付有価証券 100株
レーザーテック	76,700	16,825.00	1,290,477,500	貸付有価証券 36,100株
スタンレー電気	112,400	2,940.50	330,512,200	貸付有価証券 2,900株(2,500株)
ウシオ電機	75,200	2,114.00	158,972,800	
日本セラミック	16,100	3,135.00	50,473,500	
古河電池	14,500	1,397.00	20,256,500	貸付有価証券 1,200株
山一電機	16,100	3,145.00	50,634,500	貸付有価証券 100株
図研	18,100	5,310.00	96,111,000	貸付有価証券 100株
日本電子	45,700	4,691.00	214,378,700	
カシオ計算機	158,100	1,194.00	188,771,400	貸付有価証券 6,100株(1,400株)
ファナック	944,000	4,565.00	4,309,360,000	
日本シイエムケイ	57,900	359.00	20,786,100	貸付有価証券 23,600株
エンプラス	5,800	5,150.00	29,870,000	貸付有価証券 500株
大真空	21,400	596.00	12,754,400	貸付有価証券 4,000株

ローム	358,100	2,079.50	744,668,950	貸付有価証券 84,200株 (7,800株)
浜松ホトニクス	330,300	1,695.00	559,858,500	貸付有価証券 3,800株
三井ハイテック	87,500	817.00	71,487,500	貸付有価証券 11,600株
京セラ	1,228,200	1,923.00	2,361,828,600	貸付有価証券 2,100株
太陽誘電	86,600	2,960.00	256,336,000	貸付有価証券 5,300株 (500株)
村田製作所	1,741,200	2,443.50	4,254,622,200	貸付有価証券 9,700株 (8,900株)
双葉電子工業	37,600	656.00	24,665,600	貸付有価証券 9,200株 (300株)
ニチコン	46,600	1,291.00	60,160,600	貸付有価証券 500株
日本ケミコン	24,300	1,281.00	31,128,300	貸付有価証券 9,700株
KOA	30,500	1,105.00	33,702,500	貸付有価証券 800株
市光工業	42,800	437.00	18,703,600	貸付有価証券 1,100株
小糸製作所	204,800	2,052.00	420,249,600	
ミツバ	37,100	920.00	34,132,000	貸付有価証券 4,700株
S C R E E Nホールディングス	82,600	11,200.00	925,120,000	貸付有価証券 600株
キャノン電子	21,800	2,587.00	56,396,600	
キャノン	887,300	4,394.00	3,898,796,200	貸付有価証券 12,000株
リコー	505,400	1,349.00	681,784,600	貸付有価証券 66,400株 (1,800株)
象印マホービン	53,700	1,782.00	95,693,400	貸付有価証券 2,200株 (600株)
東京エレクトロン	418,300	21,045.00	8,803,123,500	貸付有価証券 5,200株
イノテック	14,200	1,501.00	21,314,200	貸付有価証券 200株
トヨタ紡織	83,200	2,410.00	200,512,000	貸付有価証券 3,200株 (2,400株)
ユニプレス	33,300	1,143.00	38,061,900	
豊田自動織機	168,600	16,320.00	2,751,552,000	貸付有価証券 500株 (500株)
モリタホールディングス	31,200	2,238.00	69,825,600	
三櫻工業	27,400	773.00	21,180,200	貸付有価証券 400株
デンソー	1,936,600	2,129.00	4,123,021,400	
東海理化電機製作所	52,800	2,613.00	137,966,400	貸付有価証券

				1,000株(800株)
川崎重工業	148,900	10,150.00	1,511,335,000	
名村造船所	56,400	3,355.00	189,222,000	貸付有価証券 6,400株
日本車輛製造	7,600	2,474.00	18,802,400	
三菱ロジスネクスト	31,600	2,003.00	63,294,800	貸付有価証券 10,500株
日産自動車	2,470,800	347.20	857,861,760	貸付有価証券 1,177,100株 (289,400株)
いすゞ自動車	580,200	1,958.00	1,136,031,600	貸付有価証券 600株
トヨタ自動車	10,507,700	2,903.00	30,503,853,100	
日野自動車	297,300	393.60	117,017,280	貸付有価証券 33,400株
三菱自動車工業	755,700	411.40	310,894,980	貸付有価証券 263,700株(17,800株)
武蔵精密工業	48,500	3,295.00	159,807,500	貸付有価証券 4,900株
日産車体	30,000	1,127.00	33,810,000	貸付有価証券 11,200株(700株)
新明和工業	56,900	1,750.00	99,575,000	貸付有価証券 2,200株(2,000株)
極東開発工業	26,700	2,725.00	72,757,500	
トピー工業	16,000	2,920.00	46,720,000	貸付有価証券 1,000株
ティラド	4,400	7,150.00	31,460,000	
タチエス	36,500	1,921.00	70,116,500	貸付有価証券 100株(100株)
NOK	76,800	2,464.00	189,235,200	
フタバ産業	59,600	926.00	55,189,600	貸付有価証券 4,700株
カヤバ	33,600	3,665.00	123,144,000	貸付有価証券 1,700株
大同メタル工業	38,600	815.00	31,459,000	貸付有価証券 1,200株(500株)
プレス工業	73,900	648.00	47,887,200	貸付有価証券 1,000株
太平洋工業	45,300	2,155.00	97,621,500	貸付有価証券 3,400株(200株)
アイシン	392,700	2,325.00	913,027,500	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
マツダ	607,100	988.80	600,300,480	貸付有価証券 20,400株(1,500株)
本田技研工業	4,683,400	1,663.00	7,788,494,200	貸付有価証券 57,700株
スズキ	1,597,400	1,966.00	3,140,488,400	

S U B A R U	596,000	2,969.00	1,769,524,000	貸付有価証券 3,400株
ヤマハ発動機	978,300	1,099.50	1,075,640,850	貸付有価証券 197,100株 (1,300株)
エクセディ	32,300	5,130.00	165,699,000	
豊田合成	56,600	3,526.00	199,571,600	貸付有価証券 1,400株 (1,300株)
愛三工業	37,500	1,984.00	74,400,000	貸付有価証券 600株
ヨロズ	20,400	987.00	20,134,800	貸付有価証券 200株
エフ・シー・シー	34,600	3,080.00	106,568,000	
シマノ	84,300	16,535.00	1,393,900,500	貸付有価証券 200株
テイ・エス テック	73,300	1,839.00	134,798,700	貸付有価証券 800株
リガク・ホールディングス	118,700	820.00	97,334,000	貸付有価証券 11,700株
北里コーポレーション	15,500	1,646.00	25,513,000	貸付有価証券 6,300株 (6,300株)
テルモ	1,313,300	2,788.50	3,662,137,050	
日機装	46,000	1,398.00	64,308,000	貸付有価証券 6,600株 (2,200株)
日本エム・ディ・エム	15,700	549.00	8,619,300	貸付有価証券 700株
島津製作所	284,500	3,575.00	1,017,087,500	貸付有価証券 5,900株 (3,600株)
J M S	18,300	446.00	8,161,800	貸付有価証券 1,000株
長野計器	12,900	2,027.00	26,148,300	貸付有価証券 100株
ブイ・テクノロジー	9,700	2,950.00	28,615,000	貸付有価証券 100株
東京計器	13,900	4,945.00	68,735,500	貸付有価証券 2,300株
愛知時計電機	9,400	2,521.00	23,697,400	
インターアクション	11,900	1,425.00	16,957,500	貸付有価証券 400株
東京精密	40,600	8,416.00	341,689,600	貸付有価証券 1,700株 (1,700株)
マニー	79,100	1,301.00	102,909,100	貸付有価証券 9,800株 (1,300株)
ニコン	295,900	1,422.50	420,917,750	貸付有価証券 68,100株 (16,600株)
トプコン	112,200	3,291.00	369,250,200	
オリンパス	1,094,600	1,761.50	1,928,137,900	

理研計器	28,000	3,345.00	93,660,000	貸付有価証券 500株 (500株)
タムロン	101,000	982.00	99,182,000	貸付有価証券 20,900株
HOYA	380,400	19,620.00	7,463,448,000	
ノーリツ鋼機	56,300	1,608.00	90,530,400	貸付有価証券 4,200株 (1,000株)
A&Dホロンホールディングス	24,700	2,050.00	50,635,000	
朝日インテック	240,900	2,693.00	648,743,700	貸付有価証券 12,900株 (11,700株)
シチズン時計	181,800	993.00	180,527,400	貸付有価証券 13,800株
メニコン	73,800	1,230.00	90,774,000	貸付有価証券 12,100株 (4,200株)
松風	19,800	2,011.00	39,817,800	貸付有価証券 1,600株 (600株)
セイコーグループ	30,600	5,840.00	178,704,000	貸付有価証券 700株 (600株)
ニプロ	164,800	1,488.00	245,222,400	貸付有価証券 63,400株 (62,700株)
三井松島ホールディングス	13,500	6,350.00	85,725,000	貸付有価証券 5,300株
パラマウントベッドホールディングス	42,600	2,641.00	112,506,600	貸付有価証券 600株
トランザクション	10,900	2,434.00	26,530,600	貸付有価証券 4,400株 (1,200株)
ニホンフラッシュ	16,700	818.00	13,660,600	貸付有価証券 1,600株 (300株)
前田工織	40,300	1,792.00	72,217,600	貸付有価証券 1,400株 (400株)
アートネイチャー	20,300	818.00	16,605,400	貸付有価証券 9,500株
フルヤ金属	16,900	2,281.00	38,548,900	貸付有価証券 5,500株
バンダイナムコホールディングス	528,500	5,652.00	2,987,082,000	
SHOEI	51,600	1,862.00	96,079,200	貸付有価証券 7,800株 (2,000株)
フランスベッドホールディングス	25,700	1,287.00	33,075,900	貸付有価証券 4,200株 (3,900株)
パイロットコーポレーション	30,200	4,477.00	135,205,400	貸付有価証券 300株
萩原工業	13,200	1,609.00	21,238,800	貸付有価証券 6,200株
フジシールインターナショナル	44,500	2,925.00	130,162,500	貸付有価証券 2,200株 (1,900株)
タカラトミー	83,000	3,624.00	300,792,000	

広済堂ホールディングス	74,700	454.00	33,913,800	貸付有価証券 35,200株 (2,000株)
プロネクス	20,500	1,125.00	23,062,500	
TOPPANホールディングス	239,600	3,773.00	904,010,800	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
大日本印刷	387,700	2,407.50	933,387,750	貸付有価証券 300株
共同印刷	22,300	1,534.00	34,208,200	貸付有価証券 900株 (100株)
NISSHA	37,600	1,332.00	50,083,200	貸付有価証券 3,900株 (200株)
TAKARA & COMPANY	10,700	3,955.00	42,318,500	
アシックス	760,100	4,243.00	3,225,104,300	貸付有価証券 19,000株
ツツミ	4,600	2,258.00	10,386,800	貸付有価証券 200株
ローランド	15,700	3,280.00	51,496,000	貸付有価証券 900株 (600株)
小松ウオール工業	13,100	2,618.00	34,295,800	貸付有価証券 300株 (100株)
ヤマハ	334,600	968.30	323,993,180	貸付有価証券 2,700株 (1,700株)
河合楽器製作所	6,000	2,610.00	15,660,000	貸付有価証券 100株
クリナップ	19,400	758.00	14,705,200	貸付有価証券 300株
ピジョン	116,900	1,737.00	203,055,300	貸付有価証券 12,800株
キングジム	17,400	841.00	14,633,400	貸付有価証券 8,200株 (5,200株)
リンテック	37,500	3,190.00	119,625,000	
イトーキ	43,400	2,486.00	107,892,400	貸付有価証券 6,400株
任天堂	1,247,900	14,655.00	18,287,974,500	貸付有価証券 11,500株
三菱鉛筆	27,100	2,030.00	55,013,000	貸付有価証券 500株 (500株)
タカラスタンド	44,700	2,674.00	119,527,800	
コクヨ	410,700	919.40	377,597,580	貸付有価証券 31,400株
ナカバヤシ	21,300	579.00	12,332,700	貸付有価証券 900株
グローブライド	19,500	2,330.00	45,435,000	貸付有価証券 1,200株
オカムラ	59,500	2,394.00	142,443,000	
美津濃	58,900	2,697.00	158,853,300	貸付有価証券 4,900株 (2,100株)

グリムス	8,800	2,564.00	22,563,200	
東京電力ホールディングス	1,663,000	713.30	1,186,217,900	貸付有価証券 274,800 株
中部電力	728,400	2,020.50	1,471,732,200	
関西電力	964,200	2,018.00	1,945,755,600	貸付有価証券 1,500 株
中国電力	343,400	895.50	307,514,700	貸付有価証券 96,200 株
北陸電力	202,100	882.10	178,272,410	貸付有価証券 95,900 株
東北電力	520,400	1,153.50	600,281,400	貸付有価証券 100 株
四国電力	184,100	1,360.50	250,468,050	貸付有価証券 2,400 株
九州電力	455,700	1,510.50	688,334,850	
北海道電力	206,900	1,140.00	235,866,000	貸付有価証券 97,400 株
沖縄電力	50,500	1,002.00	50,601,000	貸付有価証券 8,700 株 (100 株)
電源開発	148,800	2,868.50	426,832,800	
エフオン	14,400	401.00	5,774,400	貸付有価証券 100 株
イーレックス	38,500	709.00	27,296,500	貸付有価証券 16,500 株 (3,900 株)
レノバ	53,900	816.00	43,982,400	貸付有価証券 2,600 株
東京瓦斯	356,600	5,724.00	2,041,178,400	貸付有価証券 4,100 株 (3,900 株)
大阪瓦斯	382,300	4,294.00	1,641,596,200	貸付有価証券 14,100 株 (1,900 株)
東邦瓦斯	72,600	4,630.00	336,138,000	貸付有価証券 1,100 株 (500 株)
北海道瓦斯	59,000	676.00	39,884,000	
広島ガス	41,800	382.00	15,967,600	貸付有価証券 2,100 株 (300 株)
西部ガスホールディングス	20,600	1,974.00	40,664,400	
静岡ガス	45,100	1,173.00	52,902,300	貸付有価証券 1,800 株
メタウォーター	26,200	2,993.00	78,416,600	
SBSホールディングス	17,600	3,440.00	60,544,000	貸付有価証券 2,700 株 (100 株)
東武鉄道	208,200	2,641.50	549,960,300	貸付有価証券 200 株 (200 株)
相鉄ホールディングス	65,300	2,545.00	166,188,500	
東急	554,300	1,888.50	1,046,795,550	貸付有価証券 800 株

京浜急行電鉄	244,600	1,594.00	389,892,400	貸付有価証券 31,000株 (7,200株)
小田急電鉄	326,900	1,735.00	567,171,500	貸付有価証券 7,500株 (700株)
京王電鉄	97,300	3,783.00	368,085,900	貸付有価証券 700株 (700株)
京成電鉄	344,100	1,313.00	451,803,300	貸付有価証券 1,200株
富士急行	24,300	2,138.00	51,953,400	貸付有価証券 100株
東日本旅客鉄道	1,090,100	3,583.00	3,905,828,300	貸付有価証券 17,800株
西日本旅客鉄道	487,400	3,460.00	1,686,404,000	
東海旅客鉄道	761,400	3,930.00	2,992,302,000	貸付有価証券 300株
東京地下鉄	440,700	1,728.00	761,529,600	貸付有価証券 194,200株 (11,500株)
西武ホールディングス	215,200	5,157.00	1,109,786,400	貸付有価証券 300株
鴻池運輸	33,700	3,360.00	113,232,000	貸付有価証券 100株
西日本鉄道	57,200	2,188.00	125,153,600	貸付有価証券 5,900株 (5,300株)
ハマキョウレックス	67,500	1,505.00	101,587,500	貸付有価証券 600株
サカイ引越センター	25,000	2,863.00	71,575,000	
近鉄グループホールディングス	211,400	2,968.00	627,435,200	貸付有価証券 6,500株 (2,800株)
阪急阪神ホールディングス	261,800	4,433.00	1,160,559,400	貸付有価証券 1,700株
南海電気鉄道	88,000	2,586.50	227,612,000	貸付有価証券 600株 (300株)
京阪ホールディングス	102,600	3,294.00	337,964,400	貸付有価証券 1,100株 (500株)
神戸電鉄	5,400	2,501.00	13,505,400	貸付有価証券 2,500株
名古屋鉄道	218,100	1,679.00	366,189,900	貸付有価証券 12,400株 (1,900株)
山陽電気鉄道	14,900	2,048.00	30,515,200	貸付有価証券 7,000株
ヤマトホールディングス	239,800	2,432.50	583,313,500	貸付有価証券 8,000株 (4,300株)
山九	45,100	8,300.00	374,330,000	貸付有価証券 100株 (100株)
丸全昭和運輸	12,200	7,390.00	90,158,000	
センコーグループホールディングス	129,900	2,019.00	262,268,100	貸付有価証券 100株
ニッコンホールディングス	112,200	3,320.00	372,504,000	貸付有価証券

ス				45,600株 (40,600株)
福山通運	21,100	3,475.00	73,322,500	
セイノーホールディングス	97,100	2,336.00	226,825,600	貸付有価証券 3,500株
神奈川中央交通	5,600	3,715.00	20,804,000	
AZ-COM丸和ホールディングス	61,200	1,212.00	74,174,400	貸付有価証券 6,300株 (100株)
九州旅客鉄道	151,200	4,160.00	628,992,000	
SGホールディングス	331,400	1,643.50	544,655,900	貸付有価証券 69,400株
NIPPON EXPRESSホールディング	212,200	3,116.00	661,215,200	貸付有価証券 14,100株 (900株)
日本郵船	385,100	5,187.00	1,997,513,700	
商船三井	375,500	4,888.00	1,835,444,000	貸付有価証券 17,400株
川崎汽船	425,200	2,214.00	941,392,800	貸付有価証券 127,000株 (114,200株)
NSユニテッド海運	12,400	4,325.00	53,630,000	
飯野海運	72,400	1,091.00	78,988,400	貸付有価証券 7,700株
乾汽船	25,100	1,484.00	37,248,400	貸付有価証券 2,500株
日本航空	452,400	3,182.00	1,439,536,800	
ANAホールディングス	537,000	3,000.00	1,611,000,000	貸付有価証券 2,400株
三菱倉庫	196,000	1,221.00	239,316,000	
三井倉庫ホールディングス	60,900	4,210.00	256,389,000	貸付有価証券 800株
住友倉庫	57,500	3,100.00	178,250,000	
澁澤倉庫	9,000	4,400.00	39,600,000	貸付有価証券 1,000株
日本トランスシティ	39,700	1,145.00	45,456,500	貸付有価証券 1,100株
中央倉庫	11,600	1,458.00	16,912,800	貸付有価証券 200株
安田倉庫	13,500	2,097.00	28,309,500	貸付有価証券 900株
上組	86,700	4,373.00	379,139,100	
キューソー流通システム	11,200	3,565.00	39,928,000	貸付有価証券 900株
エーアイテイー	12,400	1,968.00	24,403,200	
日本コンセプト	7,200	3,045.00	21,924,000	貸付有価証券 800株 (500株)
クロスキャット	11,300	1,170.00	13,221,000	

システナ	283,300	500.00	141,650,000	
デジタルアーツ	12,500	7,820.00	97,750,000	貸付有価証券 3,400株 (1,500株)
日鉄ソリューションズ	67,600	3,599.00	243,292,400	貸付有価証券 32,100株
キューブシステム	10,500	1,187.00	12,463,500	貸付有価証券 4,900株
コア	8,800	1,964.00	17,283,200	
手間いらず	2,900	2,945.00	8,540,500	
ラクーンホールディングス	14,800	712.00	10,537,600	貸付有価証券 7,000株
ソリトンシステムズ	10,200	1,387.00	14,147,400	貸付有価証券 300株
ソフトクリエイトホールディングス	14,300	2,343.00	33,504,900	貸付有価証券 1,300株
T I S	209,500	5,008.00	1,049,176,000	
グリーンホールディングス	66,400	463.00	30,743,200	貸付有価証券 3,700株
GMOペパボ	2,400	1,625.00	3,900,000	
コーエーテクモホールディングス	149,100	2,132.50	317,955,750	貸付有価証券 9,300株 (5,600株)
三菱総合研究所	9,500	4,970.00	47,215,000	
ファインデックス	13,800	812.00	11,205,600	貸付有価証券 1,400株 (600株)
ブレインパッド	14,800	1,262.00	18,677,600	貸付有価証券 5,500株
K L a b	53,600	130.00	6,968,000	貸付有価証券 19,900株
ポルトウウィンホールディングス	28,200	382.00	10,772,400	貸付有価証券 13,300株
ネクソン	486,900	3,355.00	1,633,549,500	貸付有価証券 62,200株 (4,000株)
アイスタイル	67,800	623.00	42,239,400	貸付有価証券 16,100株
エムアップホールディングス	24,300	2,376.00	57,736,800	
エイチームホールディングス	15,400	1,227.00	18,895,800	貸付有価証券 7,200株 (1,000株)
セルシス	26,800	1,767.00	47,355,600	貸付有価証券 700株
エニグモ	22,100	290.00	6,409,000	貸付有価証券 10,500株
コロプラ	67,400	536.00	36,126,400	貸付有価証券 4,600株
ブロードリーフ	72,400	722.00	52,272,800	貸付有価証券 1,200株
デジタルハーツホールディングス	14,100	962.00	13,564,200	貸付有価証券 100株

メディアドゥ	9,000	1,790.00	16,110,000	貸付有価証券 1,000株(100株)
じげん	48,800	521.00	25,424,800	貸付有価証券 23,000株
ブイキューブ	25,300	160.00	4,048,000	貸付有価証券 11,800株(7,200株)
フィックスターズ	27,300	2,002.00	54,654,600	貸付有価証券 12,800株(10,000株)
CARTA HOLDINGS	11,200	2,095.00	23,464,000	貸付有価証券 300株
オブティム	20,400	572.00	11,668,800	貸付有価証券 6,000株(700株)
セレス	9,000	2,403.00	21,627,000	貸付有価証券 4,200株
SHIFT	178,000	1,672.50	297,705,000	貸付有価証券 11,200株
セック	3,400	4,725.00	16,065,000	貸付有価証券 1,100株(200株)
テクマトリックス	42,800	2,119.00	90,693,200	
プロシップ	8,700	3,455.00	30,058,500	貸付有価証券 2,600株(400株)
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	46,000	2,871.00	132,066,000	
GMOペイメントゲートウェイ	39,600	8,325.00	329,670,000	貸付有価証券 800株(200株)
システムリサーチ	13,600	2,134.00	29,022,400	貸付有価証券 6,400株
インターネットイニシアティブ	108,300	2,976.00	322,300,800	
さくらインターネット	31,000	3,050.00	94,550,000	貸付有価証券 14,700株(900株)
GMOグローバルサイン・ホールディングス	6,100	2,168.00	13,224,800	
SRAホールディングス	11,300	4,700.00	53,110,000	
朝日ネット	21,300	704.00	14,995,200	貸付有価証券 1,100株(300株)
eBASE	27,900	506.00	14,117,400	貸付有価証券 1,900株
アバントグループ	27,800	1,559.00	43,340,200	貸付有価証券 400株
アドソル日進	15,900	1,434.00	22,800,600	貸付有価証券 600株(200株)
フリービット	10,400	1,702.00	17,700,800	
コムチュア	26,200	1,709.00	44,775,800	貸付有価証券 100株
アステリア	15,500	745.00	11,547,500	貸付有価証券 5,100株(2,200株)
アイル	11,100	2,910.00	32,301,000	貸付有価証券

				100 株 (100 株)
マークラインズ	11,700	2,176.00	25,459,200	貸付有価証券 300 株
メディカル・データ・ビ ジョン	20,700	561.00	11,612,700	貸付有価証券 9,000 株 (1,000 株)
g u m i	36,600	641.00	23,460,600	貸付有価証券 17,300 株 (1,100 株)
テラスカイ	7,600	2,304.00	17,510,400	貸付有価証券 3,600 株 (800 株)
デジタル・インフォメー ション・テクノロジー	11,500	2,321.00	26,691,500	貸付有価証券 700 株 (200 株)
ネオジャパン	5,200	1,841.00	9,573,200	
P R T I M E S	4,000	2,808.00	11,232,000	貸付有価証券 300 株
ラクス	93,300	2,675.00	249,577,500	貸付有価証券 3,600 株 (600 株)
ダブルスタンダード	7,000	1,908.00	13,356,000	
オープンドア	13,900	486.00	6,755,400	貸付有価証券 6,600 株 (1,100 株)
アカツキ	9,700	3,020.00	29,294,000	
U b i c o m ホールディ ングス	6,300	1,102.00	6,942,600	貸付有価証券 1,300 株 (300 株)
カナミックネットワーク	24,900	460.00	11,454,000	貸付有価証券 1,700 株 (500 株)
チェンジホールディング ス	49,100	1,228.00	60,294,800	貸付有価証券 23,000 株 (9,300 株)
オークネット	18,300	1,846.00	33,781,800	貸付有価証券 600 株
オロ	8,300	2,846.00	23,621,800	貸付有価証券 3,900 株
ユーザーローカル	9,600	2,132.00	20,467,200	貸付有価証券 400 株
P K S H A T e c h n o l o g y	23,600	3,655.00	86,258,000	貸付有価証券 11,200 株
マネーフォワード	45,100	6,636.00	299,283,600	貸付有価証券 15,500 株
GMOフィナンシャルゲ ート	3,200	5,870.00	18,784,000	貸付有価証券 1,500 株 (1,500 株)
S u n A s t e r i s k	17,300	465.00	8,044,500	貸付有価証券 1,100 株 (1,000 株)
プラスアルファ・コンサ ルティング	25,100	2,510.00	63,001,000	貸付有価証券 3,300 株
電算システムホールディ ングス	8,800	3,200.00	28,160,000	
A p p i e r G r o u p	75,700	1,533.00	116,048,100	貸付有価証券 26,800 株 (11,300 株)
ビジョナル	23,700	12,155.00	288,073,500	貸付有価証券 300 株 (300 株)

ハイマックス	6,200	1,208.00	7,489,600	
野村総合研究所	429,600	6,181.00	2,655,357,600	貸付有価証券 100株
日本システム技術	18,400	2,185.00	40,204,000	貸付有価証券 900株 (100株)
インテージホールディングス	14,900	1,871.00	27,877,900	
東邦システムサイエンス	9,200	1,269.00	11,674,800	貸付有価証券 4,200株
ソースネクスト	102,800	179.00	18,401,200	貸付有価証券 24,300株
シンプレクス・ホールディングス	39,100	4,430.00	173,213,000	貸付有価証券 2,100株 (400株)
HEROZ	7,900	1,166.00	9,211,400	貸付有価証券 3,700株 (3,300株)
ラクスル	39,400	1,300.00	51,220,000	貸付有価証券 9,100株
メルカリ	109,400	2,250.00	246,150,000	貸付有価証券 34,400株 (12,500株)
I P S	5,800	2,826.00	16,390,800	貸付有価証券 2,000株
システムサポートホールディングス	6,900	2,730.00	18,837,000	貸付有価証券 200株
ボードルア	5,300	3,320.00	17,596,000	
イーソル	13,300	518.00	6,889,400	貸付有価証券 1,300株 (500株)
ウイングアーク 1 s t	20,700	3,725.00	77,107,500	貸付有価証券 300株 (200株)
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	7,900	1,158.00	9,148,200	貸付有価証券 3,700株
サーバーワークス	3,500	2,255.00	7,892,500	貸付有価証券 100株
S a n s a n	56,100	1,914.00	107,375,400	
ギフトイ	15,400	1,540.00	23,716,000	貸付有価証券 4,200株
メドレー	24,200	2,800.00	67,760,000	貸付有価証券 11,400株 (400株)
ベース	8,300	3,755.00	31,166,500	
J M D C	24,200	4,381.00	106,020,200	貸付有価証券 2,800株 (2,600株)
フォーカスシステムズ	13,200	1,681.00	22,189,200	貸付有価証券 300株
クレスコ	31,000	1,673.00	51,863,000	貸付有価証券 600株 (300株)
フジ・メディア・ホールディングス	190,400	3,357.00	639,172,800	貸付有価証券 46,400株 (27,200株)
オービック	368,100	5,447.00	2,005,040,700	

ジャストシステム	28,500	4,520.00	128,820,000	貸付有価証券 2,300株 (2,200株)
TDCソフト	33,400	1,418.00	47,361,200	貸付有価証券 800株
LINEヤフー	3,174,200	484.10	1,536,630,220	貸付有価証券 178,800株 (173,000株)
トレンドマイクロ	114,600	8,182.00	937,657,200	貸付有価証券 2,300株
IDホールディングス	12,700	2,428.00	30,835,600	
日本オラクル	37,900	16,070.00	609,053,000	貸付有価証券 2,200株
アルファシステムズ	6,200	3,785.00	23,467,000	貸付有価証券 700株
フューチャー	42,300	2,377.00	100,547,100	貸付有価証券 1,700株
CAC Holdings	12,100	2,118.00	25,627,800	貸付有価証券 300株 (200株)
オービックビジネスコン サルタント	33,400	8,842.00	295,322,800	貸付有価証券 700株 (500株)
アイティフォー	22,700	1,458.00	33,096,600	貸付有価証券 100株
東計電算	5,500	4,245.00	23,347,500	
大塚商会	224,700	3,122.00	701,513,400	貸付有価証券 81,900株
サイボウズ	27,300	4,095.00	111,793,500	貸付有価証券 600株
電通総研	24,100	6,620.00	159,542,000	貸付有価証券 1,700株 (800株)
ACCESS	20,700	833.00	17,243,100	貸付有価証券 2,800株 (100株)
デジタルガレージ	31,700	3,390.00	107,463,000	
EMシステムズ	26,100	777.00	20,279,700	貸付有価証券 2,100株
ウェザーニューズ	15,800	4,715.00	74,497,000	貸付有価証券 800株 (800株)
C I J	54,300	506.00	27,475,800	貸付有価証券 900株 (200株)
ビジネスエンジニアリン グ	4,700	6,000.00	28,200,000	貸付有価証券 100株
WOWOW	14,900	1,520.00	22,648,000	貸付有価証券 6,300株 (1,900株)
スカラ	18,400	423.00	7,783,200	貸付有価証券 2,800株 (500株)
ANYCOLOR	27,100	5,010.00	135,771,000	貸付有価証券 5,400株
IMAGICA GROUP	6,600	791.00	5,220,600	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
システムソフト	69,000	60.00	4,140,000	貸付有価証券

				32,000株
アルゴグラフィックス	18,200	4,675.00	85,085,000	貸付有価証券 1,400株(1,200株)
マーベラス	36,800	547.00	20,129,600	貸付有価証券 9,300株(200株)
エイベックス	37,200	1,292.00	48,062,400	
B I P R O G Y	67,000	6,485.00	434,495,000	貸付有価証券 1,700株(1,700株)
都築電気	11,200	3,185.00	35,672,000	
T B Sホールディングス	97,900	5,472.00	535,708,800	貸付有価証券 4,800株
日本テレビホールディングス	175,500	3,768.00	661,284,000	貸付有価証券 32,900株(16,800株)
朝日放送グループホールディングス	24,700	740.00	18,278,000	貸付有価証券 11,700株
テレビ朝日ホールディングス	48,100	3,060.00	147,186,000	貸付有価証券 100株
スカパー J S A Tホールディングス	154,000	1,444.00	222,376,000	貸付有価証券 200株(200株)
テレビ東京ホールディングス	12,200	4,280.00	52,216,000	貸付有価証券 100株
ビジョン	41,400	1,241.00	51,377,400	貸付有価証券 4,200株
U-NEXT HOLDINGS	66,700	2,173.00	144,939,100	貸付有価証券 29,900株
日本通信	159,400	166.00	26,460,400	貸付有価証券 35,400株(15,500株)
N T T	58,969,200	164.60	9,706,330,320	
K D D I	2,786,000	2,653.00	7,391,258,000	
ソフトバンク	31,808,800	246.80	7,850,411,840	
光通信	22,900	42,200.00	966,380,000	
エムティーアイ	13,400	861.00	11,537,400	貸付有価証券 2,300株(100株)
GMOインターネットグループ	64,000	3,869.00	247,616,000	貸付有価証券 1,800株
ファイバーゲート	7,600	737.00	5,601,200	貸付有価証券 1,500株(900株)
K A D O K A W A	101,500	3,679.00	373,418,500	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
学研ホールディングス	36,300	1,023.00	37,134,900	貸付有価証券 2,300株
ゼンリン	33,900	1,077.00	36,510,300	貸付有価証券 6,100株
アイネット	11,400	1,820.00	20,748,000	貸付有価証券 800株
松竹	11,300	14,700.00	166,110,000	貸付有価証券

				5,400株
東宝	117,100	10,140.00	1,187,394,000	貸付有価証券 12,900株（200株）
東映	32,800	5,390.00	176,792,000	
ピー・シー・エー	13,000	2,003.00	26,039,000	貸付有価証券 600株
ビジネスブレイン太田昭和	8,500	2,939.00	24,981,500	貸付有価証券 800株
D T S	33,700	5,100.00	171,870,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	99,600	11,375.00	1,132,950,000	貸付有価証券 200株
シーイーシー	24,000	2,367.00	56,808,000	
カブコン	394,000	4,286.00	1,688,684,000	貸付有価証券 100株
アイ・エス・ビー	9,300	1,560.00	14,508,000	貸付有価証券 500株
S C S K	161,900	4,621.00	748,139,900	
N S W	8,800	2,645.00	23,276,000	貸付有価証券 700株
アイネス	15,400	1,708.00	26,303,200	貸付有価証券 600株
T K C	30,900	4,475.00	138,277,500	貸付有価証券 200株（200株）
N S D	76,300	3,402.00	259,572,600	貸付有価証券 500株（100株）
コナミグループ	74,300	25,620.00	1,903,566,000	
福井コンピュータホールディングス	13,800	3,235.00	44,643,000	
J B C Cホールディングス	52,600	1,416.00	74,481,600	貸付有価証券 100株（100株）
ミロク情報サービス	16,700	1,885.00	31,479,500	貸付有価証券 700株
ソフトバンクグループ	977,900	16,705.00	16,335,819,500	貸付有価証券 1,100株
リョーサン菱洋ホールディングス	31,900	2,855.00	91,074,500	貸付有価証券 2,000株
高千穂交易	16,500	2,009.00	33,148,500	貸付有価証券 7,800株
伊藤忠食品	4,700	10,450.00	49,115,000	貸付有価証券 200株
あらた	32,000	3,070.00	98,240,000	貸付有価証券 100株
トーマンデバイス	3,000	6,210.00	18,630,000	
東京エレクトロン デバイス	20,800	2,976.00	61,900,800	貸付有価証券 6,000株（400株）
円谷フィールズホールディングス	33,900	2,276.00	77,156,400	貸付有価証券 14,800株（11,700株）

双日	232,800	3,803.00	885,338,400	貸付有価証券 1,400株
アルフレッサ ホールディングス	183,800	2,223.50	408,679,300	
横浜冷凍	52,600	1,123.00	59,069,800	貸付有価証券 2,100株
ラサ商事	10,900	1,649.00	17,974,100	貸付有価証券 100株
アルコニックス	29,900	2,053.00	61,384,700	貸付有価証券 100株
神戸物産	182,000	4,230.00	769,860,000	貸付有価証券 54,300株
あい ホールディングス	37,600	2,580.00	97,008,000	貸付有価証券 200株
ダイワボウホールディングス	92,600	3,094.00	286,504,400	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
マクニカホールディングス	158,800	2,086.50	331,336,200	貸付有価証券 14,900株
ラクト・ジャパン	8,900	4,110.00	36,579,000	貸付有価証券 2,600株
パイタルケーエスケー・ホールディングス	28,800	1,268.00	36,518,400	貸付有価証券 400株
八洲電機	16,900	2,006.00	33,901,400	貸付有価証券 8,000株
メディアスホールディングス	13,600	867.00	11,791,200	貸付有価証券 6,400株
レスター	17,800	2,618.00	46,600,400	貸付有価証券 500株 (100株)
TOKAIホールディングス	113,600	1,113.00	126,436,800	貸付有価証券 2,900株 (2,300株)
三洋貿易	25,700	1,552.00	39,886,400	貸付有価証券 100株
ビューティガレージ	5,700	1,775.00	10,117,500	貸付有価証券 800株 (600株)
ウイン・パートナーズ	15,200	1,356.00	20,611,200	貸付有価証券 1,700株
シップヘルスケアホールディングス	76,700	2,170.50	166,477,350	
明治電機工業	10,400	2,108.00	21,923,200	貸付有価証券 300株
コメダホールディングス	54,700	3,110.00	170,117,000	貸付有価証券 10,500株
アセンテック	8,200	1,701.00	13,948,200	貸付有価証券 3,900株 (1,000株)
フルサト・マルカホールディングス	18,600	2,339.00	43,505,400	貸付有価証券 100株 (100株)
ヤマエグループホールディングス	22,500	2,658.00	59,805,000	貸付有価証券 500株 (200株)
小野建	22,300	1,432.00	31,933,600	貸付有価証券 300株 (100株)

佐島電機	13,300	1,818.00	24,179,400	貸付有価証券 2,300株
伯東	10,900	3,825.00	41,692,500	貸付有価証券 600株 (500株)
コンドーテック	16,100	1,617.00	26,033,700	貸付有価証券 200株
ナガイレーベン	26,400	2,283.00	60,271,200	貸付有価証券 100株 (100株)
松田産業	15,900	3,665.00	58,273,500	
第一興商	80,900	1,725.00	139,552,500	貸付有価証券 500株
メディパルホールディングス	226,900	2,576.50	584,607,850	貸付有価証券 3,300株 (2,600株)
S P K	8,500	2,355.00	20,017,500	貸付有価証券 100株
萩原電気ホールディングス	9,000	3,470.00	31,230,000	
アズワン	61,300	2,548.50	156,223,050	貸付有価証券 3,000株 (900株)
スズデン	11,900	1,702.00	20,253,800	貸付有価証券 100株
シモジマ	14,000	1,289.00	18,046,000	貸付有価証券 200株
ドウシシャ	19,300	2,598.00	50,141,400	
高速	12,400	2,901.00	35,972,400	貸付有価証券 1,700株
たけびし	8,900	1,978.00	17,604,200	貸付有価証券 4,100株
リックス	4,800	3,245.00	15,576,000	
丸文	18,700	1,131.00	21,149,700	貸付有価証券 4,200株
ハピネット	16,000	6,540.00	104,640,000	貸付有価証券 200株
橋本総業ホールディングス	8,300	1,340.00	11,122,000	
日本ライフライン	52,700	1,453.00	76,573,100	貸付有価証券 3,600株
タカショー	16,900	451.00	7,621,900	貸付有価証券 6,100株 (1,200株)
I D O M	71,100	1,046.00	74,370,600	貸付有価証券 800株
進和	12,300	3,370.00	41,451,000	貸付有価証券 1,000株
ダイトロン	8,600	4,115.00	35,389,000	貸付有価証券 300株
シークス	33,500	1,278.00	42,813,000	貸付有価証券 1,500株 (100株)
オーハシテクニカ	9,800	2,338.00	22,912,400	

白銅	5,900	2,315.00	13,658,500	貸付有価証券 2,700株
伊藤忠商事	1,405,800	8,174.00	11,491,009,200	貸付有価証券 40,500株
丸紅	1,718,600	3,248.00	5,582,012,800	貸付有価証券 400株 (400株)
長瀬産業	89,400	3,063.00	273,832,200	貸付有価証券 2,100株
蝶理	11,200	3,885.00	43,512,000	貸付有価証券 300株
豊田通商	628,100	3,775.00	2,371,077,500	貸付有価証券 1,000株
三共生興	27,200	636.00	17,299,200	貸付有価証券 800株
兼松	87,400	3,007.00	262,811,800	
三井物産	3,006,600	3,288.00	9,885,700,800	貸付有価証券 3,700株 (3,700株)
日本紙パルプ商事	99,900	679.00	67,832,100	貸付有価証券 800株
カメイ	19,500	2,869.00	55,945,500	貸付有価証券 100株
スターゼン	43,300	1,185.00	51,310,500	
山善	70,400	1,403.00	98,771,200	貸付有価証券 33,500株 (33,100株)
椿本興業	11,500	2,758.00	31,717,000	貸付有価証券 5,400株
住友商事	1,253,300	4,038.00	5,060,825,400	貸付有価証券 23,300株
内田洋行	7,700	10,840.00	83,468,000	
三菱商事	3,865,200	3,203.00	12,380,235,600	貸付有価証券 79,000株 (68,600株)
第一実業	19,400	2,644.00	51,293,600	貸付有価証券 100株
キャノンマーケティング ジャパン	49,300	5,677.00	279,876,100	
西華産業	10,000	5,760.00	57,600,000	貸付有価証券 100株
佐藤商事	14,500	1,693.00	24,548,500	貸付有価証券 200株
東京産業	21,200	921.00	19,525,200	貸付有価証券 600株 (300株)
ユアサ商事	18,000	4,955.00	89,190,000	
神鋼商事	13,800	2,154.00	29,725,200	貸付有価証券 700株
阪和興業	34,400	6,220.00	213,968,000	貸付有価証券 200株 (200株)
正栄食品工業	13,900	4,170.00	57,963,000	貸付有価証券

				100 株
カナデン	15,000	1,926.00	28,890,000	貸付有価証券 500 株
R Y O D E N	16,000	3,050.00	48,800,000	
岩谷産業	207,800	1,609.00	334,350,200	貸付有価証券 200 株
極東貿易	12,000	1,673.00	20,076,000	
アステナホールディングス	39,500	518.00	20,461,000	貸付有価証券 300 株 (100 株)
三愛オブリ	48,800	2,074.00	101,211,200	貸付有価証券 1,900 株
稲畑産業	56,600	3,405.00	192,723,000	貸付有価証券 400 株
G S I クレオス	11,200	2,261.00	25,323,200	
明和産業	29,800	778.00	23,184,400	貸付有価証券 200 株 (200 株)
ワキタ	30,800	1,782.00	54,885,600	貸付有価証券 1,700 株
東邦ホールディングス	54,000	5,370.00	289,980,000	貸付有価証券 25,600 株 (20,000 株)
サンゲツ	52,500	3,045.00	159,862,500	貸付有価証券 400 株
ミツウロコグループホールディングス	25,300	2,209.00	55,887,700	貸付有価証券 1,300 株 (300 株)
シナネンホールディングス	5,300	6,550.00	34,715,000	貸付有価証券 1,300 株 (200 株)
伊藤忠エネクス	51,800	1,979.00	102,512,200	
サンリオ	169,900	8,643.00	1,468,445,700	貸付有価証券 19,400 株
サンワテクノス	9,500	2,538.00	24,111,000	貸付有価証券 100 株
新光商事	28,100	1,003.00	28,184,300	貸付有価証券 1,800 株
トーヨー	9,000	3,530.00	31,770,000	貸付有価証券 2,800 株
三信電気	8,400	2,570.00	21,588,000	貸付有価証券 200 株
東陽テクニカ	19,300	1,570.00	30,301,000	貸付有価証券 1,400 株
モスフードサービス	30,800	4,015.00	123,662,000	貸付有価証券 500 株
加賀電子	42,400	3,225.00	136,740,000	貸付有価証券 1,700 株 (900 株)
ソーダニッカ	20,400	1,121.00	22,868,400	貸付有価証券 200 株
立花エレテック	12,500	2,850.00	35,625,000	貸付有価証券 500 株 (100 株)

フォーバル	8,200	1,462.00	11,988,400	貸付有価証券 3,900株（100株）
PAL TAC	32,600	4,437.00	144,646,200	
三谷産業	36,500	404.00	14,746,000	貸付有価証券 1,500株（100株）
コーア商事ホールディングス	18,700	762.00	14,249,400	貸付有価証券 8,800株
KPPグループホールディングス	39,800	783.00	31,163,400	貸付有価証券 3,600株（800株）
ヤマタネ	16,800	3,145.00	52,836,000	貸付有価証券 1,000株（300株）
泉州電業	13,300	4,485.00	59,650,500	貸付有価証券 600株
トラスコ中山	43,900	2,325.00	102,067,500	貸付有価証券 2,300株
オートバックスセブン	72,800	1,530.00	111,384,000	貸付有価証券 2,700株（300株）
モリト	16,600	1,562.00	25,929,200	貸付有価証券 3,900株
加藤産業	25,900	5,750.00	148,925,000	
イエローハット	65,900	1,640.00	108,076,000	貸付有価証券 2,600株（100株）
JKホールディングス	16,100	1,238.00	19,931,800	貸付有価証券 1,600株
日伝	11,600	2,853.00	33,094,800	貸付有価証券 500株
杉本商事	18,500	1,945.00	35,982,500	貸付有価証券 1,400株（100株）
因幡電機産業	58,800	4,164.00	244,843,200	貸付有価証券 400株（400株）
東テク	20,900	3,145.00	65,730,500	貸付有価証券 300株（300株）
ミスミグループ本社	316,100	2,199.00	695,103,900	貸付有価証券 600株（600株）
スズケン	64,000	5,735.00	367,040,000	貸付有価証券 200株
ジェコス	12,500	1,415.00	17,687,500	貸付有価証券 700株
インターメスティック	9,000	2,620.00	23,580,000	貸付有価証券 800株
サンエー	35,500	2,936.00	104,228,000	
カワチ薬品	16,400	2,772.00	45,460,800	貸付有価証券 100株（100株）
エービーシー・マート	91,500	2,994.00	273,951,000	
ハードオフコーポレーション	8,300	1,762.00	14,624,600	貸付有価証券 300株
アスクル	49,000	1,551.00	75,999,000	
ゲオホールディングス	23,500	1,694.00	39,809,000	貸付有価証券

				400 株
アダストリア	28,900	3,070.00	88,723,000	貸付有価証券 5,400 株 (600 株)
くら寿司	24,500	3,790.00	92,855,000	貸付有価証券 6,900 株 (300 株)
キャンドウ	7,400	3,870.00	28,638,000	貸付有価証券 3,500 株 (300 株)
パルグループホールディングス	47,900	5,410.00	259,139,000	
エディオン	91,100	1,998.00	182,017,800	貸付有価証券 1,300 株 (1,200 株)
サーラコーポレーション	43,900	1,031.00	45,260,900	貸付有価証券 300 株
ハローズ	8,300	5,240.00	43,492,000	
フジオフードグループ本社	34,100	1,123.00	38,294,300	貸付有価証券 12,600 株
あみやき亭	15,200	1,590.00	24,168,000	貸付有価証券 7,200 株
大黒天物産	7,500	8,120.00	60,900,000	貸付有価証券 2,200 株
ハニーズホールディングス	18,600	1,534.00	28,532,400	貸付有価証券 2,500 株 (200 株)
アルペン	20,100	2,331.00	46,853,100	貸付有価証券 9,400 株
クオールホールディングス	25,900	2,097.00	54,312,300	貸付有価証券 400 株
ジンズホールディングス	14,200	8,310.00	118,002,000	貸付有価証券 6,700 株
ビックカメラ	111,300	1,623.50	180,695,550	貸付有価証券 52,800 株
D C Mホールディングス	108,300	1,471.00	159,309,300	貸付有価証券 700 株
M o n o t a R O	296,500	2,803.00	831,089,500	
J．フロント リテイリング	240,000	2,374.50	569,880,000	貸付有価証券 10,600 株
ドトール・日レスホールディングス	37,100	2,584.00	95,866,400	
マツキヨココカラ&カンパニー	363,900	3,110.00	1,131,729,000	貸付有価証券 11,700 株 (11,600 株)
ブロンコビリー	12,300	3,920.00	48,216,000	
Z O Z O	461,600	1,515.00	699,324,000	貸付有価証券 3,100 株 (300 株)
トレジャー・ファクトリー	14,400	1,793.00	25,819,200	貸付有価証券 500 株
物語コーポレーション	40,600	4,320.00	175,392,000	貸付有価証券 10,800 株
三越伊勢丹ホールディングス	309,200	2,567.50	793,871,000	貸付有価証券 16,700 株 (3,700 株)

H a m e e	9,600	1,316.00	12,633,600	貸付有価証券 700株(400株)
ウエルシアホールディングス	108,600	2,610.50	283,500,300	貸付有価証券 3,100株
クリエイトSDホールディングス	29,600	3,490.00	103,304,000	貸付有価証券 500株(500株)
シュッピン	19,700	1,161.00	22,871,700	貸付有価証券 5,700株(1,100株)
オイシックス・ラ・大地	33,700	1,875.00	63,187,500	貸付有価証券 5,800株(4,600株)
ネクステージ	47,800	2,097.00	100,236,600	貸付有価証券 13,800株(2,100株)
ジョイフル本田	56,600	2,187.00	123,784,200	
エターナルホスピタリティグループ	8,600	3,235.00	27,821,000	貸付有価証券 900株
ホットランドホールディングス	16,000	2,049.00	32,784,000	貸付有価証券 7,700株
すかいらくホールディングス	285,900	3,012.00	861,130,800	貸付有価証券 53,200株(1,600株)
SFPホールディングス	11,800	2,244.00	26,479,200	貸付有価証券 5,500株
綿半ホールディングス	16,200	1,657.00	26,843,400	貸付有価証券 100株
ヨシックスホールディングス	6,900	2,743.00	18,926,700	貸付有価証券 3,200株(100株)
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	89,300	993.00	88,674,900	貸付有価証券 42,400株
あさひ	17,500	1,416.00	24,780,000	貸付有価証券 200株
日本調剤	13,800	3,915.00	54,027,000	貸付有価証券 6,500株(5,400株)
コスモス薬品	41,400	9,545.00	395,163,000	貸付有価証券 3,200株
セブン&アイ・ホールディングス	2,310,300	2,001.00	4,622,910,300	貸付有価証券 304,000株(200株)
クリエイト・レストランツ・ホールディング	157,300	1,604.00	252,309,200	貸付有価証券 75,300株(600株)
ツルハホールディングス	36,700	11,425.00	419,297,500	貸付有価証券 17,300株(11,700株)
サンマルクホールディングス	20,600	2,602.00	53,601,200	貸付有価証券 300株
トリドールホールディングス	58,900	5,277.00	310,815,300	貸付有価証券 28,100株(700株)
TOKYO BASE	22,500	518.00	11,655,000	貸付有価証券 1,200株
JMホールディングス	15,100	2,955.00	44,620,500	貸付有価証券 3,900株
アレンザホールディングス	15,600	1,057.00	16,489,200	貸付有価証券 7,300株(700株)

串カツ田中ホールディングス	6,300	2,276.00	14,338,800	貸付有価証券 2,900株
パロックジャパンリミテッド	24,400	797.00	19,446,800	貸付有価証券 11,600株
クスリのアオキホールディングス	54,400	4,060.00	220,864,000	貸付有価証券 400株
力の源ホールディングス	15,700	1,483.00	23,283,100	貸付有価証券 7,400株 (3,400株)
FOOD & LIFE COMPANIE	120,100	8,533.00	1,024,813,300	
メディカルシステムネットワーク	20,400	486.00	9,914,400	貸付有価証券 1,100株
ノジマ	68,200	3,345.00	228,129,000	貸付有価証券 400株
カップ・クリエイト	32,900	1,592.00	52,376,800	貸付有価証券 15,500株 (1,100株)
良品計画	228,300	7,175.00	1,638,052,500	貸付有価証券 200株
アドヴァングループ	16,700	870.00	14,529,000	貸付有価証券 900株 (300株)
アルビス	6,800	3,105.00	21,114,000	
G-7ホールディングス	22,800	1,364.00	31,099,200	
イオン北海道	51,500	917.00	47,225,500	貸付有価証券 22,500株 (300株)
コジマ	34,600	1,211.00	41,900,600	貸付有価証券 16,400株
コーナン商事	23,100	3,985.00	92,053,500	
エコス	7,700	2,698.00	20,774,600	貸付有価証券 3,700株
ワタミ	25,200	1,029.00	25,930,800	貸付有価証券 900株 (100株)
パン・パシフィック・インターナショナルホ	422,700	5,349.00	2,261,022,300	貸付有価証券 6,700株
西松屋チェーン	46,300	2,317.00	107,277,100	貸付有価証券 21,900株
ゼンショーホールディングス	118,800	10,325.00	1,226,610,000	貸付有価証券 2,000株
幸楽苑	18,200	1,081.00	19,674,200	貸付有価証券 7,100株
サイゼリヤ	27,000	5,530.00	149,310,000	
V Tホールディングス	81,500	486.00	39,609,000	貸付有価証券 5,000株 (100株)
魚力	7,300	2,480.00	18,104,000	貸付有価証券 3,400株
フジ・コーポレーション	8,200	2,819.00	23,115,800	貸付有価証券 300株
ユナイテッドアローズ	22,300	2,127.00	47,432,100	
ハイデイ日高	33,800	3,810.00	128,778,000	貸付有価証券

				16,000株
コロワイド	118,000	1,966.00	231,988,000	貸付有価証券 56,000株(700株)
壱番屋	82,600	994.00	82,104,400	貸付有価証券 39,100株(5,300株)
スギホールディングス	112,400	3,770.00	423,748,000	貸付有価証券 100株
薬王堂ホールディングス	10,200	2,302.00	23,480,400	貸付有価証券 1,100株
ダブルエー	5,600	1,300.00	7,280,000	貸付有価証券 1,500株
スクロール	30,500	1,092.00	33,306,000	
ヨンドシーホールディングス	19,800	1,750.00	34,650,000	貸付有価証券 5,500株(1,400株)
木曽路	31,600	2,472.00	78,115,200	貸付有価証券 14,900株
S R S ホールディングス	34,500	1,296.00	44,712,000	貸付有価証券 16,400株
千趣会	42,300	250.00	10,575,000	貸付有価証券 5,900株
リテールパートナーズ	31,000	1,506.00	46,686,000	貸付有価証券 14,800株
上新電機	20,700	2,463.00	50,984,100	貸付有価証券 2,100株
日本瓦斯	100,100	2,905.00	290,790,500	
ロイヤルホールディングス	40,500	2,706.00	109,593,000	貸付有価証券 13,700株(600株)
チヨダ	18,400	1,218.00	22,411,200	貸付有価証券 1,100株
ライフコーポレーション	40,100	2,487.00	99,728,700	貸付有価証券 3,700株
リンガーハット	27,000	2,316.00	62,532,000	貸付有価証券 12,800株(3,400株)
Mr M a x HD	26,400	893.00	23,575,200	貸付有価証券 6,300株(400株)
A O K I ホールディングス	44,800	1,756.00	78,668,800	貸付有価証券 3,400株(3,400株)
オークワ	31,000	991.00	30,721,000	貸付有価証券 3,200株(200株)
コメリ	28,200	3,210.00	90,522,000	貸付有価証券 700株(300株)
青山商事	44,700	2,414.00	107,905,800	貸付有価証券 1,400株
しまむら	49,100	10,970.00	538,627,000	貸付有価証券 200株(200株)
高島屋	279,900	1,301.00	364,149,900	貸付有価証券 66,300株(51,800株)
松屋	35,500	1,170.00	41,535,000	貸付有価証券

				3,300株 (300株)
エイチ・ツー・オー リ テイリング	101,800	2,162.00	220,091,600	貸付有価証券 3,000株 (3,000株)
近鉄百貨店	12,000	1,895.00	22,740,000	貸付有価証券 5,500株
丸井グループ	122,200	3,258.00	398,127,600	貸付有価証券 200株
アクシアル リテイリン グ	57,000	1,144.00	65,208,000	貸付有価証券 100株 (100株)
イオン	850,000	5,488.00	4,664,800,000	貸付有価証券 49,000株
イズミ	31,800	3,276.00	104,176,800	貸付有価証券 4,900株
平和堂	34,300	3,100.00	106,330,000	貸付有価証券 16,300株
フジ	38,500	2,056.00	79,156,000	貸付有価証券 18,100株
ヤオコー	24,800	9,534.00	236,443,200	
ゼビオホールディングス	28,300	1,138.00	32,205,400	貸付有価証券 3,600株 (100株)
ケーズホールディングス	129,400	1,496.50	193,647,100	貸付有価証券 700株 (500株)
シルバーライフ	5,600	787.00	4,407,200	貸付有価証券 700株
G e n k y D r u g S t o r e s	18,300	4,780.00	87,474,000	貸付有価証券 2,700株 (1,200株)
ブックオフグループホー ルディングス	15,200	1,503.00	22,845,600	貸付有価証券 1,400株 (200株)
ギフトホールディングス	11,800	3,295.00	38,881,000	貸付有価証券 4,400株 (3,800株)
アインホールディングス	21,000	6,160.00	129,360,000	
G e n k i G l o b a l D i n i n g	11,800	3,515.00	41,477,000	貸付有価証券 600株 (300株)
ヤマダホールディングス	643,200	456.00	293,299,200	貸付有価証券 4,500株
アークランズ	62,200	1,823.00	113,390,600	貸付有価証券 29,800株 (300株)
ニトリホールディングス	76,100	13,985.00	1,064,258,500	貸付有価証券 800株 (500株)
グルメ杵屋	16,900	1,008.00	17,035,200	貸付有価証券 8,000株
ケーユーホールディング ス	12,200	1,175.00	14,335,000	貸付有価証券 600株
吉野家ホールディングス	81,800	3,399.00	278,038,200	貸付有価証券 39,600株 (800株)
松屋フーズホールディン グス	9,900	7,040.00	69,696,000	
サガミホールディングス	33,600	1,885.00	63,336,000	貸付有価証券 3,200株

王将フードサービス	38,400	3,845.00	147,648,000	貸付有価証券 700株 (700株)
ミニストップ	17,400	2,030.00	35,322,000	貸付有価証券 8,300株 (100株)
アークス	35,200	3,075.00	108,240,000	貸付有価証券 200株
バローホールディングス	39,900	2,864.00	114,273,600	貸付有価証券 500株 (200株)
ベルク	10,400	7,470.00	77,688,000	
大庄	14,100	1,246.00	17,568,600	貸付有価証券 6,600株 (1,500株)
ファーストリテイリング	141,100	49,870.00	7,036,657,000	貸付有価証券 100株
サンドラッグ	70,600	4,717.00	333,020,200	
サックスパー ホールデ ィングス	19,900	801.00	15,939,900	貸付有価証券 700株
ペルーナ	50,300	1,005.00	50,551,500	貸付有価証券 1,500株
いよぎんホールディング ス	254,800	2,014.00	513,167,200	貸付有価証券 4,400株
しずおかフィナンシャル グループ	428,800	1,926.50	826,083,200	
ちゅうぎんフィナンシャ ルグループ	163,900	2,096.00	343,534,400	貸付有価証券 2,100株 (2,000株)
楽天銀行	90,300	8,780.00	792,834,000	貸付有価証券 10,100株
京都フィナンシャルグル ープ	245,000	2,870.00	703,150,000	貸付有価証券 2,600株 (700株)
めぶきフィナンシャルグ ループ	948,500	911.10	864,178,350	貸付有価証券 6,000株 (2,700株)
東京きらばしフィナンシ ャルグループ	24,900	6,900.00	171,810,000	
九州フィナンシャルグル ープ	342,500	862.70	295,474,750	貸付有価証券 3,500株
ゆうちょ銀行	1,585,900	1,839.50	2,917,263,050	貸付有価証券 25,200株
富山第一銀行	61,800	1,217.00	75,210,600	貸付有価証券 4,700株
コンコルディア・フィナ ンシャルグループ	1,015,300	1,157.00	1,174,702,100	貸付有価証券 1,200株
西日本フィナンシャルホ ールディングス	119,000	2,457.00	292,383,000	貸付有価証券 4,700株
三十三フィナンシャルグ ループ	17,400	3,505.00	60,987,000	貸付有価証券 400株
第四北越フィナンシャル グループ	61,100	3,915.00	239,206,500	貸付有価証券 1,000株
ひろぎんホールディング ス	270,800	1,386.00	375,328,800	貸付有価証券 4,900株
おきなわフィナンシャル	15,300	3,635.00	55,615,500	貸付有価証券

グループ				400 株
十六フィナンシャルグループ	27,300	5,570.00	152,061,000	貸付有価証券 300 株
北國フィナンシャルホールディングス	18,600	6,190.00	115,134,000	貸付有価証券 400 株
プロクレアホールディングス	22,200	1,708.00	37,917,600	貸付有価証券 700 株 (200 株)
あいちフィナンシャルグループ	36,300	2,911.00	105,669,300	貸付有価証券 300 株 (100 株)
あおぞら銀行	134,300	2,363.50	317,418,050	貸付有価証券 46,200 株
三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,488,200	2,313.50	28,891,450,700	
りそなホールディングス	2,387,500	1,553.50	3,708,981,250	貸付有価証券 82,600 株
三井住友トラストグループ	685,400	4,228.00	2,897,871,200	
三井住友フィナンシャルグループ	4,019,800	4,167.00	16,750,506,600	
千葉銀行	595,400	1,527.50	909,473,500	貸付有価証券 18,400 株 (400 株)
群馬銀行	330,000	1,499.00	494,670,000	貸付有価証券 5,300 株 (5,300 株)
武蔵野銀行	29,600	3,855.00	114,108,000	貸付有価証券 200 株 (200 株)
千葉興業銀行	46,000	1,582.00	72,772,000	貸付有価証券 3,300 株 (400 株)
筑波銀行	85,400	306.00	26,132,400	貸付有価証券 14,600 株
七十七銀行	62,300	5,629.00	350,686,700	
秋田銀行	13,000	3,475.00	45,175,000	貸付有価証券 400 株
山形銀行	21,400	1,603.00	34,304,200	貸付有価証券 700 株
岩手銀行	12,300	3,650.00	44,895,000	
東邦銀行	224,000	397.00	88,928,000	貸付有価証券 12,800 株
ふくおかフィナンシャルグループ	169,500	4,415.00	748,342,500	貸付有価証券 200 株
スルガ銀行	131,100	1,540.00	201,894,000	貸付有価証券 5,400 株 (3,900 株)
八十二銀行	438,000	1,436.00	628,968,000	貸付有価証券 36,800 株 (15,500 株)
山梨中央銀行	21,800	3,085.00	67,253,000	貸付有価証券 400 株
大垣共立銀行	37,100	3,035.00	112,598,500	貸付有価証券 200 株
福井銀行	17,400	1,991.00	34,643,400	貸付有価証券

				1,200株
清水銀行	7,700	1,777.00	13,682,900	貸付有価証券 900株
滋賀銀行	29,400	6,770.00	199,038,000	貸付有価証券 500株
南都銀行	29,300	4,990.00	146,207,000	貸付有価証券 100株
百五銀行	183,100	816.00	149,409,600	貸付有価証券 10,800株 (200株)
紀陽銀行	69,600	2,902.00	201,979,200	貸付有価証券 3,100株
ほくほくフィナンシャル グループ	109,500	3,532.00	386,754,000	貸付有価証券 2,000株
山陰合同銀行	121,800	1,347.00	164,064,600	貸付有価証券 1,200株
百十四銀行	19,000	4,925.00	93,575,000	
四国銀行	28,200	1,378.00	38,859,600	貸付有価証券 900株
阿波銀行	26,600	3,445.00	91,637,000	貸付有価証券 200株
大分銀行	11,300	4,880.00	55,144,000	貸付有価証券 100株
宮崎銀行	12,300	4,375.00	53,812,500	貸付有価証券 100株
佐賀銀行	11,300	2,795.00	31,583,500	貸付有価証券 1,000株
琉球銀行	44,600	1,297.00	57,846,200	貸付有価証券 2,000株 (100株)
セブン銀行	697,400	286.60	199,874,840	貸付有価証券 32,300株 (26,900 株)
みずほフィナンシャルグ ループ	2,601,400	4,850.00	12,616,790,000	
山口フィナンシャルグル ープ	190,900	1,766.00	337,129,400	貸付有価証券 1,800株
名古屋銀行	12,200	9,460.00	115,412,000	貸付有価証券 400株 (400株)
北洋銀行	251,500	687.00	172,780,500	貸付有価証券 4,700株
愛媛銀行	28,400	1,167.00	33,142,800	貸付有価証券 4,100株
京葉銀行	87,400	1,204.00	105,229,600	貸付有価証券 2,800株 (2,700株)
栃木銀行	89,100	456.00	40,629,600	貸付有価証券 5,300株
北日本銀行	6,700	3,650.00	24,455,000	
東和銀行	35,700	862.00	30,773,400	貸付有価証券 2,300株
トモニホールディングス	186,000	633.00	117,738,000	貸付有価証券

				700 株
フィデアホールディングス	20,100	1,598.00	32,119,800	貸付有価証券 1,800 株
池田泉州ホールディングス	270,000	668.00	180,360,000	貸付有価証券 4,700 株
F P G	61,900	2,408.00	149,055,200	
ジャパンインベストメントアドバイザー	31,600	1,896.00	59,913,600	貸付有価証券 1,600 株
S B I ホールディングス	313,700	6,871.00	2,155,432,700	貸付有価証券 16,300 株 (6,200 株)
ジャフコ グループ	58,000	2,578.50	149,553,000	貸付有価証券 1,600 株
大和証券グループ本社	1,392,100	1,140.50	1,587,690,050	貸付有価証券 113,400 株
野村ホールディングス	3,273,800	1,090.00	3,568,442,000	貸付有価証券 300 株
岡三証券グループ	153,800	674.00	103,661,200	貸付有価証券 5,400 株 (3,100 株)
丸三証券	64,800	949.00	61,495,200	貸付有価証券 8,500 株 (3,200 株)
東洋証券	49,100	535.00	26,268,500	貸付有価証券 16,700 株 (2,800 株)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	231,100	584.00	134,962,400	
水戸証券	53,400	537.00	28,675,800	貸付有価証券 3,400 株 (100 株)
いちよし証券	39,300	822.00	32,304,600	貸付有価証券 3,100 株 (300 株)
松井証券	134,100	766.00	102,720,600	貸付有価証券 10,300 株 (900 株)
マネックスグループ	187,500	784.00	147,000,000	貸付有価証券 19,100 株
極東証券	24,200	1,565.00	37,873,000	貸付有価証券 10,000 株
岩井コスモホールディングス	22,200	2,592.00	57,542,400	貸付有価証券 300 株
アイザワ証券グループ	23,400	1,381.00	32,315,400	貸付有価証券 2,600 株 (200 株)
スパークス・グループ	21,500	1,592.00	34,228,000	貸付有価証券 1,600 株 (100 株)
ライフネット生命保険	35,800	2,625.00	93,975,000	貸付有価証券 16,800 株 (16,800 株)
かんぽ生命保険	219,900	4,145.00	911,485,500	
F P パートナー	8,500	2,103.00	17,875,500	貸付有価証券 4,000 株 (400 株)
S O M P O ホールディングス	897,700	4,835.00	4,340,379,500	
アニコム ホールディン	60,900	874.00	53,226,600	

グス				
MS & ADインシュアランスグループホール	1,426,700	3,598.00	5,133,266,600	
第一生命ホールディングス	3,555,600	1,245.00	4,426,722,000	
東京海上ホールディングス	1,858,400	6,558.00	12,187,387,200	貸付有価証券 100株
T & Dホールディングス	522,700	3,926.00	2,052,120,200	貸付有価証券 3,900株 (3,900株)
全国保証	101,800	3,371.00	343,167,800	
ジェイリース	14,700	1,718.00	25,254,600	貸付有価証券 100株
S B I アルヒ	19,800	824.00	16,315,200	貸付有価証券 2,300株
プレミアグループ	33,000	2,368.00	78,144,000	貸付有価証券 200株
ネットプロテクションズ ホールディングス	66,100	855.00	56,515,500	貸付有価証券 26,400株
クレディセゾン	123,400	3,723.00	459,418,200	貸付有価証券 400株
芙蓉総合リース	53,700	4,327.00	232,359,900	
みずほリース	146,300	1,247.00	182,436,100	貸付有価証券 1,900株
東京センチュリー	145,500	1,840.00	267,720,000	貸付有価証券 6,100株
日本証券金融	71,600	1,857.00	132,961,200	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
アイフル	322,400	469.00	151,205,600	
リコーリース	18,500	5,670.00	104,895,000	
イオンフィナンシャルサ ービス	111,800	1,472.00	164,569,600	貸付有価証券 5,700株
アコム	463,200	466.10	215,897,520	貸付有価証券 27,400株 (2,900株)
ジャックス	23,300	4,195.00	97,743,500	貸付有価証券 300株 (300株)
オリエントコーポレーシ ョン	63,500	995.00	63,182,500	貸付有価証券 12,400株
オリックス	1,117,500	3,826.00	4,275,555,000	
三菱HCキャピタル	975,900	1,198.50	1,169,616,150	
日本取引所グループ	1,158,200	1,715.50	1,986,892,100	貸付有価証券 400株
イー・ギャランティ	31,900	1,504.00	47,977,600	貸付有価証券 6,200株
N E C キャピタルソリュ ーション	9,600	3,940.00	37,824,000	貸付有価証券 800株
r o b o t h o m e	53,900	167.00	9,001,300	貸付有価証券 25,600株

大東建託	66,300	16,015.00	1,061,794,500	
いちご	164,700	423.00	69,668,100	貸付有価証券 15,000株
日本駐車場開発	231,800	291.00	67,453,800	貸付有価証券 8,900株
スター・マイカ・ホール ディングス	20,600	1,078.00	22,206,800	貸付有価証券 200株
S R E ホールディングス	7,200	3,245.00	23,364,000	貸付有価証券 3,300株
ヒューリック	567,600	1,561.50	886,307,400	貸付有価証券 9,500株
野村不動産ホールディ ングス	610,500	918.60	560,805,300	貸付有価証券 400株
三重交通グループホール ディングス	41,600	548.00	22,796,800	貸付有価証券 19,800株
ディア・ライフ	29,900	1,358.00	40,604,200	貸付有価証券 1,300株 (1,200株)
地主	15,900	2,810.00	44,679,000	
J P M C	10,500	1,288.00	13,524,000	
フージャースホールディ ングス	30,000	1,369.00	41,070,000	貸付有価証券 1,000株
オープンハウスグループ	62,400	7,153.00	446,347,200	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
東急不動産ホールディ ングス	585,300	1,193.00	698,262,900	
飯田グループホールディ ングス	186,500	2,280.00	425,220,000	貸付有価証券 3,800株
A n d D o ホールディ ングス	11,800	1,083.00	12,779,400	貸付有価証券 5,500株
ケイアイスター不動産	10,600	5,360.00	56,816,000	貸付有価証券 200株
グッドコムアセット	20,300	1,475.00	29,942,500	貸付有価証券 9,600株 (2,300株)
ジェイ・エス・ビー	8,100	3,910.00	31,671,000	
ロードスターキャピタル	11,100	2,925.00	32,467,500	貸付有価証券 800株
アズーム	1,700	9,990.00	16,983,000	貸付有価証券 300株 (300株)
霞ヶ関キャピタル	8,000	19,540.00	156,320,000	貸付有価証券 700株
パーク 2 4	139,100	2,035.00	283,068,500	貸付有価証券 19,700株 (1,900株)
パラカ	5,400	1,990.00	10,746,000	
三井不動産	2,673,500	1,585.00	4,237,497,500	貸付有価証券 300株
三菱地所	1,109,500	3,156.00	3,501,582,000	
平和不動産	63,200	2,372.00	149,910,400	

東京建物	185,500	2,787.50	517,081,250	貸付有価証券 25,700株 (1,700株)
京阪神ビルディング	32,500	1,612.00	52,390,000	貸付有価証券 700株
住友不動産	316,700	6,160.00	1,950,872,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
テーオーシー	34,700	772.00	26,788,400	貸付有価証券 800株
レオパレス21	170,500	730.00	124,465,000	貸付有価証券 100株
スターツコーポレーション	31,900	4,880.00	155,672,000	
フジ住宅	24,500	760.00	18,620,000	貸付有価証券 700株 (200株)
空港施設	27,400	1,064.00	29,153,600	貸付有価証券 2,300株
明和地所	15,600	1,070.00	16,692,000	
ゴールドクレスト	13,200	3,490.00	46,068,000	貸付有価証券 1,200株 (300株)
エスリード	9,100	5,220.00	47,502,000	貸付有価証券 100株
日神グループホールディングス	31,200	571.00	17,815,200	貸付有価証券 500株
エスコン	51,000	999.00	50,949,000	貸付有価証券 5,500株
MIRARTHホールディングス	114,100	393.00	44,841,300	貸付有価証券 21,100株 (12,500株)
カチタス	52,300	2,637.00	137,915,100	貸付有価証券 1,700株
トーセイ	28,800	3,155.00	90,864,000	貸付有価証券 100株
サンフロンティア不動産	32,400	2,263.00	73,321,200	
FJネクストホールディングス	20,500	1,413.00	28,966,500	貸付有価証券 1,900株
グランディハウス	18,200	579.00	10,537,800	貸付有価証券 1,300株 (200株)
日本空港ビルデング	68,900	5,031.00	346,635,900	貸付有価証券 200株
LIFULL	59,600	231.00	13,767,600	貸付有価証券 14,400株
MIXI	36,900	3,245.00	119,740,500	
ジェイエイシーリクルートメント	73,400	1,087.00	79,785,800	貸付有価証券 2,900株 (2,900株)
日本M&Aセンターホールディングス	298,900	754.90	225,639,610	貸付有価証券 12,100株
メンバーズ	7,900	1,271.00	10,040,900	貸付有価証券 500株
UTグループ	26,500	2,695.00	71,417,500	

アイティメディア	10,900	1,643.00	17,908,700	
ケアネット	34,600	1,125.00	38,925,000	貸付有価証券 5,200株
E・Jホールディングス	13,400	1,820.00	24,388,000	
オープンアップグループ	67,900	1,932.00	131,182,800	貸付有価証券 800株
コシダカホールディングス	55,700	1,405.00	78,258,500	貸付有価証券 26,500株
パソナグループ	23,800	2,177.00	51,812,600	貸付有価証券 7,100株 (4,800株)
リンクアンドモチベーション	48,300	619.00	29,897,700	貸付有価証券 22,700株 (1,800株)
エス・エム・エス	77,700	1,608.00	124,941,600	貸付有価証券 1,100株 (800株)
パーソルホールディングス	1,852,600	275.40	510,206,040	
クックパッド	39,700	189.00	7,503,300	貸付有価証券 25,800株
学情	9,200	1,907.00	17,544,400	貸付有価証券 4,900株
スタジオアリス	10,200	2,154.00	21,970,800	貸付有価証券 4,800株
N J S	4,500	5,590.00	25,155,000	貸付有価証券 2,300株
A L S O K	339,400	1,124.50	381,655,300	
カカクコム	146,500	2,942.50	431,076,250	
セントケア・ホールディング	12,900	801.00	10,332,900	貸付有価証券 300株
ルネサンス	15,800	1,174.00	18,549,200	貸付有価証券 7,500株
ディップ	35,600	2,441.00	86,899,600	貸付有価証券 16,200株 (5,200株)
デジタルホールディングス	10,300	1,504.00	15,491,200	貸付有価証券 300株
新日本科学	21,500	1,604.00	34,486,000	貸付有価証券 7,700株 (700株)
エムスリー	401,600	2,326.00	934,121,600	貸付有価証券 34,400株 (4,500株)
ワールドホールディングス	9,300	2,540.00	23,622,000	貸付有価証券 1,000株 (100株)
ディー・エヌ・エー	81,300	2,306.00	187,477,800	貸付有価証券 38,300株
博報堂D Yホールディングス	230,400	1,202.00	276,940,800	貸付有価証券 12,500株 (8,300株)
ぐるなび	37,900	244.00	9,247,600	貸付有価証券 17,500株 (7,300株)
タカミヤ	27,500	346.00	9,515,000	貸付有価証券 1,100株

ファンコミュニケーションズ	29,400	520.00	15,288,000	貸付有価証券 1,300株
ライク	10,600	1,482.00	15,709,200	貸付有価証券 5,000株 (100株)
エスプール	52,600	329.00	17,305,400	貸付有価証券 300株
WDBホールディングス	10,400	1,781.00	18,522,400	貸付有価証券 4,800株
アドウェイズ	21,700	302.00	6,553,400	貸付有価証券 6,100株 (4,300株)
バリューコマース	17,800	809.00	14,400,200	貸付有価証券 1,100株
インフォマート	191,800	414.00	79,405,200	貸付有価証券 30,800株
J Pホールディングス	51,900	586.00	30,413,400	貸付有価証券 24,400株
CLホールディングス	5,200	930.00	4,836,000	貸付有価証券 2,300株 (200株)
プレステージ・インター ナショナル	94,000	704.00	66,176,000	貸付有価証券 3,600株 (1,200株)
アミューズ	12,400	2,017.00	25,010,800	貸付有価証券 900株
ドリームインキュベータ	4,900	2,631.00	12,891,900	貸付有価証券 2,300株
クイック	13,900	2,328.00	32,359,200	貸付有価証券 300株
電通グループ	196,500	2,848.00	559,632,000	貸付有価証券 21,700株
テイクアンドギヴ・ニーズ	9,700	875.00	8,487,500	貸付有価証券 500株
ぴあ	6,900	3,385.00	23,356,500	
イオンファンタジー	8,800	3,930.00	34,584,000	貸付有価証券 4,100株
シーティーエス	27,900	914.00	25,500,600	貸付有価証券 2,800株 (500株)
H. U. グループホール ディングス	59,500	3,400.00	202,300,000	貸付有価証券 1,200株 (300株)
アルプス技研	16,900	3,130.00	52,897,000	貸付有価証券 900株
日本空調サービス	21,800	1,252.00	27,293,600	貸付有価証券 500株
オリエンタルランド	1,197,800	3,492.00	4,182,717,600	貸付有価証券 11,800株
ダスキン	42,600	3,957.00	168,568,200	貸付有価証券 1,100株
明光ネットワークジャ パン	26,700	773.00	20,639,100	貸付有価証券 12,900株 (2,300株)
ファルコホールディング ス	8,000	2,484.00	19,872,000	貸付有価証券 100株

ラウンドワン	191,900	1,646.00	315,867,400	
リゾートトラスト	160,400	1,930.00	309,572,000	貸付有価証券 800株
ビー・エム・エル	25,000	3,485.00	87,125,000	
リソー教育	127,000	220.00	27,940,000	貸付有価証券 58,600株 (600株)
早稲田アカデミー	11,200	2,740.00	30,688,000	貸付有価証券 5,300株
ユー・エス・エス	385,400	1,780.00	686,012,000	貸付有価証券 186,400株
東京個別指導学院	24,100	359.00	8,651,900	貸付有価証券 2,200株
サイバーエージェント	411,800	1,826.00	751,946,800	貸付有価証券 22,900株 (22,900株)
楽天グループ	1,599,900	875.10	1,400,072,490	貸付有価証券 138,500株
クリーク・アンド・リバー社	10,200	1,500.00	15,300,000	貸付有価証券 1,500株
SBIグローバルアセットマネジメント	39,800	644.00	25,631,200	貸付有価証券 5,000株
デー・オー・ダブリュー	36,200	378.00	13,683,600	貸付有価証券 1,300株 (400株)
GMOインターネット	5,000	1,497.00	7,485,000	貸付有価証券 2,300株 (200株)
山田コンサルティンググループ	10,300	1,815.00	18,694,500	貸付有価証券 1,300株
セントラルスポーツ	7,600	2,560.00	19,456,000	貸付有価証券 3,600株
フルキャストホールディングス	15,600	1,762.00	27,487,200	貸付有価証券 900株
エン・ジャパン	33,100	1,741.00	57,627,100	貸付有価証券 4,400株 (4,300株)
テクノプロ・ホールディングス	123,600	4,823.00	596,122,800	貸付有価証券 8,200株
アイ・アールジャパンホールディングス	10,500	775.00	8,137,500	貸付有価証券 3,300株
KeePer 技研	12,500	3,580.00	44,750,000	貸付有価証券 5,900株 (2,100株)
Gunosy	16,100	702.00	11,302,200	貸付有価証券 3,600株
イー・ガーディアン	6,200	2,013.00	12,480,600	貸付有価証券 2,900株
ジャパンマテリアル	62,200	1,482.00	92,180,400	貸付有価証券 8,900株
ベクトル	27,700	1,125.00	31,162,500	貸付有価証券 1,200株
チャーム・ケア・コーポレーション	16,900	1,125.00	19,012,500	貸付有価証券 3,200株

キャリアリンク	7,500	2,379.00	17,842,500	貸付有価証券 1,000株
I B J	15,500	797.00	12,353,500	貸付有価証券 100株
アサンテ	10,000	1,641.00	16,410,000	貸付有価証券 4,200株 (600株)
バリューHR	18,200	1,610.00	29,302,000	貸付有価証券 8,600株 (100株)
M&Aキャピタルパート ナーズ	16,400	3,080.00	50,512,000	貸付有価証券 300株
ライドオンエクスプレス ホールディングス	8,100	999.00	8,091,900	貸付有価証券 100株
シグマクシス・ホールデ ィングス	59,200	1,047.00	61,982,400	
ウィルグループ	17,100	981.00	16,775,100	貸付有価証券 400株
メドピア	16,300	696.00	11,344,800	貸付有価証券 2,000株
リクルートホールディン グス	1,502,900	9,287.00	13,957,432,300	貸付有価証券 28,400株
エラン	17,900	851.00	15,232,900	貸付有価証券 200株
日本郵政	2,017,100	1,519.00	3,063,974,900	
ベルシステム24ホール ディングス	22,000	1,341.00	29,502,000	貸付有価証券 3,200株
鎌倉新書	17,300	602.00	10,414,600	貸付有価証券 700株
エアトリ	16,600	974.00	16,168,400	貸付有価証券 7,800株 (200株)
アトラエ	15,700	815.00	12,795,500	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
ストライク	9,900	4,210.00	41,679,000	貸付有価証券 200株
ソラスト	56,000	480.00	26,880,000	貸付有価証券 300株
セラク	6,100	1,617.00	9,863,700	貸付有価証券 300株
インソース	44,100	991.00	43,703,100	貸付有価証券 7,300株 (300株)
ベイカレント	149,300	8,689.00	1,297,267,700	貸付有価証券 100株
O r c h e s t r a H o l d i n g s	4,500	744.00	3,348,000	貸付有価証券 700株 (100株)
アイモバイル	30,100	646.00	19,444,600	貸付有価証券 3,700株
MS-J a p a n	11,100	980.00	10,878,000	貸付有価証券 1,200株
ジャパンエレベーターサ ービスホールディン	79,000	3,850.00	304,150,000	貸付有価証券 500株 (400株)

エル・ティー・エス	2,800	2,057.00	5,759,600	貸付有価証券 200株 (200株)
ミダックホールディングス	12,300	1,991.00	24,489,300	貸付有価証券 1,000株
キュービーネットホールディングス	11,700	1,305.00	15,268,500	貸付有価証券 5,500株
オープングループ	32,400	395.00	12,798,000	貸付有価証券 1,100株 (300株)
マネジメントソリューションズ	11,200	1,450.00	16,240,000	貸付有価証券 5,200株
プロレド・パートナーズ	5,000	703.00	3,515,000	貸付有価証券 200株
フロンティア・マネジメント	7,900	708.00	5,593,200	貸付有価証券 3,200株 (100株)
アンビスホールディングス	43,500	667.00	29,014,500	貸付有価証券 14,500株 (12,300株)
カーブスホールディングス	55,500	796.00	44,178,000	貸付有価証券 15,600株
フォーラムエンジニアリング	23,700	1,260.00	29,862,000	貸付有価証券 3,900株
F a s t F i t n e s s J a p a n	6,900	1,832.00	12,640,800	
M a c b e e P l a n e t	7,600	2,698.00	20,504,800	貸付有価証券 2,900株 (500株)
ダイレクトマーケティングミックス	21,100	293.00	6,182,300	貸付有価証券 2,700株 (2,300株)
ポピンズ	3,000	1,526.00	4,578,000	貸付有価証券 400株
L I T A L I C O	18,500	1,404.00	25,974,000	貸付有価証券 100株
リログループ	113,100	1,816.00	205,389,600	貸付有価証券 2,800株
東祥	17,000	702.00	11,934,000	貸付有価証券 400株 (100株)
ビーウィズ	5,200	1,536.00	7,987,200	貸付有価証券 2,400株
サンウェルズ	10,400	840.00	8,736,000	貸付有価証券 4,900株 (4,800株)
T R Eホールディングス	46,700	1,499.00	70,003,300	貸付有価証券 3,900株 (1,500株)
人・夢・技術グループ	8,400	1,775.00	14,910,000	
N I S S Oホールディングス	17,600	667.00	11,739,200	貸付有価証券 8,300株
大栄環境	44,300	2,938.00	130,153,400	貸付有価証券 4,100株 (200株)
G E N O V A	9,200	649.00	5,970,800	貸付有価証券 1,300株 (900株)
日本管財ホールディングス	21,300	2,836.00	60,406,800	

M&A総研ホールディングス	26,300	1,433.00	37,687,900	貸付有価証券 12,400株（400株）
エイチ・アイ・エス	59,000	1,480.00	87,320,000	貸付有価証券 7,500株
ラックランド	9,200	1,300.00	11,960,000	貸付有価証券 4,300株（600株）
共立メンテナンス	63,800	3,425.00	218,515,000	貸付有価証券 30,200株（16,200株）
イチネンホールディングス	19,300	1,783.00	34,411,900	貸付有価証券 1,600株
建設技術研究所	20,900	3,010.00	62,909,000	貸付有価証券 200株（200株）
スペース	14,700	1,322.00	19,433,400	貸付有価証券 200株
燦ホールディングス	17,000	1,560.00	26,520,000	
スバル興業	7,900	3,495.00	27,610,500	貸付有価証券 200株
タナベコンサルティンググループ	17,000	710.00	12,070,000	貸付有価証券 7,900株（300株）
ナガワ	5,400	6,780.00	36,612,000	貸付有価証券 2,500株
東京都競馬	14,900	5,120.00	76,288,000	
カナモト	28,600	3,465.00	99,099,000	貸付有価証券 100株
ニシオホールディングス	16,800	4,110.00	69,048,000	
トランス・コスモス	25,900	3,660.00	94,794,000	貸付有価証券 400株（400株）
乃村工藝社	88,600	1,019.00	90,283,400	貸付有価証券 4,700株
藤田観光	8,100	11,850.00	95,985,000	貸付有価証券 3,200株
KNT-CTホールディングス	12,100	1,406.00	17,012,600	貸付有価証券 2,300株（500株）
トーカイ	18,000	2,233.00	40,194,000	貸付有価証券 400株（100株）
セコム	413,900	5,760.00	2,384,064,000	貸付有価証券 200株
セントラル警備保障	11,000	2,542.00	27,962,000	貸付有価証券 400株
丹青社	43,000	1,396.00	60,028,000	貸付有価証券 8,700株
メイテックグループホールディングス	75,000	3,299.00	247,425,000	
応用地質	18,400	3,035.00	55,844,000	貸付有価証券 100株
船井総研ホールディングス	40,700	2,547.00	103,662,900	貸付有価証券 400株（200株）
学究社	8,100	2,301.00	18,638,100	貸付有価証券

					200 株
	ナック	20,700	548.00	11,343,600	貸付有価証券 9,700 株
	ダイセキ	49,000	3,715.00	182,035,000	貸付有価証券 10,000 株 (2,500 株)
	ステップ	7,400	2,351.00	17,397,400	貸付有価証券 1,000 株
	小計	銘柄数：1,667 組入時価比率：98.9%		872,886,953,210 100.0%	
	合計			872,886,953,210	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注 2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 8 月 18 日現在)

該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 8 月 18 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	7,059,804,198	—	7,558,870,000	498,946,012
合計	7,059,804,198	—	7,558,870,000	498,946,012

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2025 年 8 月 18 日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	43,496,249
国債証券	16,035,263,750
未収入金	29,089,200
未収利息	57,853,831
前払費用	7,353,987
流動資産合計	16,173,057,017
資産合計	16,173,057,017

負債の部

流動負債	
未払解約金	21,607,568
流動負債合計	21,607,568
負債合計	21,607,568
純資産の部	
元本等	
元本	13,396,632,830
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,754,816,619
元本等合計	16,151,449,449
純資産合計	16,151,449,449
負債純資産合計	16,173,057,017

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.2056 円
(10,000 口当たり純資産額)	(12,056 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

(その他の注記)
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 8 月 18 日現在	
期首	2025 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	13,203,973,786 円
同期中における追加設定元本額	5,028,596,408 円
同期中における一部解約元本額	4,835,937,364 円
期末元本額	13,396,632,830 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト 3 0	482,516,053 円
バランスセレクト 5 0	700,280,068 円
バランスセレクト 7 0	408,317,160 円
ネクストコア	79,414,553 円
バランスセレクト 3 0 (確定拠出年金向け)	34,186,002 円
バランスセレクト 5 0 (確定拠出年金向け)	74,097,590 円
バランスセレクト 7 0 (確定拠出年金向け)	42,688,959 円
野村日本国債インデックスファンド (確定拠出年金向け)	4,565,045,425 円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	210,427,683 円
野村DC運用戦略ファンド	5,631,527,463 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	1,168,131,874 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2025 年 8 月 18 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 8 月 18 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付 (2 年) 第 4 6 8 回	160,000,000	159,696,000	
		国庫債券 利付 (2 年) 第 4 6 9 回	40,000,000	39,968,000	
		国庫債券 利付 (2 年) 第 4 7 0 回	10,000,000	10,005,200	
		国庫債券 利付 (2 年) 第 4 7 1 回	170,000,000	170,311,100	
		国庫債券 利付 (2 年) 第 4 7 2 回	100,000,000	99,840,000	
		国庫債券 利付 (2 年) 第 4 7 3 回	180,000,000	179,967,600	
		国庫債券 利付 (2 年) 第 4 7 4 回	110,000,000	109,766,800	
		国庫債券 利付 (5 年) 第 1 4 9 回	180,000,000	178,696,800	

		国庫債券 利付（５年）第１５０回	110,000,000	108,950,600	
		国庫債券 利付（５年）第１５３回	60,000,000	59,125,800	
		国庫債券 利付（５年）第１５４回	20,000,000	19,700,200	
		国庫債券 利付（５年）第１５６回	30,000,000	29,553,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５７回	30,000,000	29,484,600	
		国庫債券 利付（５年）第１５８回	70,000,000	68,620,300	
		国庫債券 利付（５年）第１６３回	60,000,000	59,036,400	
		国庫債券 利付（５年）第１６５回	70,000,000	68,495,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６８回	70,000,000	69,043,100	
		国庫債券 利付（５年）第１６９回	20,000,000	19,657,400	
		国庫債券 利付（５年）第１７０回	60,000,000	59,069,400	
		国庫債券 利付（５年）第１７１回	10,000,000	9,769,300	
		国庫債券 利付（５年）第１７３回	40,000,000	39,294,400	
		国庫債券 利付（５年）第１７４回	110,000,000	108,490,800	
		国庫債券 利付（５年）第１７８回	180,000,000	179,253,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１回	50,000,000	47,200,000	
		国庫債券 利付（４０年）第２回	70,000,000	62,960,800	
		国庫債券 利付（４０年）第３回	70,000,000	61,945,100	
		国庫債券 利付（４０年）第４回	90,000,000	78,164,100	
		国庫債券 利付（４０年）第５回	80,000,000	65,550,400	
		国庫債券 利付（４０年）第６回	80,000,000	63,233,600	
		国庫債券 利付（４０年）第７回	80,000,000	59,466,400	
		国庫債券 利付（４０年）第８回	45,000,000	30,641,400	
		国庫債券 利付（４０年）第９回	30,000,000	14,270,100	
		国庫債券 利付（４０年）第１０回	50,000,000	28,213,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１１回	10,000,000	5,340,900	
		国庫債券 利付（４０年）第１５回	40,000,000	21,202,400	
		国庫債券 利付（４０年）第１６回	80,000,000	46,488,800	
		国庫債券 利付（４０年）第１７回	140,000,000	107,133,600	
		国庫債券 利付（４０年）第１８回	100,000,000	95,582,000	
		国庫債券 C T利付（５年）第１回	130,000,000	127,184,200	
		国庫債券 C T利付（５年）第２回	310,000,000	303,769,000	
		国庫債券 C T利付（５年）第３回	10,000,000	9,947,200	
		国庫債券 C T利付（１０年）第１回	60,000,000	56,631,600	
		国庫債券 C T利付（１０年）第２回	110,000,000	106,019,100	

		国庫債券 利付（１０年）第３４４回	190,000,000	188,820,100	
		国庫債券 利付（１０年）第３４５回	150,000,000	148,758,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４６回	70,000,000	69,287,400	
		国庫債券 利付（１０年）第３４７回	80,000,000	78,972,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４８回	20,000,000	19,700,200	
		国庫債券 利付（１０年）第３４９回	50,000,000	49,140,500	
		国庫債券 利付（１０年）第３５０回	190,000,000	186,255,100	
		国庫債券 利付（１０年）第３５１回	140,000,000	136,883,600	
		国庫債券 利付（１０年）第３５２回	130,000,000	126,722,700	
		国庫債券 利付（１０年）第３５３回	130,000,000	126,343,100	
		国庫債券 利付（１０年）第３５４回	150,000,000	145,329,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５５回	130,000,000	125,538,400	
		国庫債券 利付（１０年）第３５６回	100,000,000	96,238,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５７回	110,000,000	105,490,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５８回	100,000,000	95,573,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５９回	130,000,000	123,831,500	
		国庫債券 利付（１０年）第３６０回	130,000,000	123,409,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６１回	120,000,000	113,521,200	
		国庫債券 利付（１０年）第３６２回	110,000,000	103,694,800	
		国庫債券 利付（１０年）第３６３回	110,000,000	103,316,400	
		国庫債券 利付（１０年）第３６４回	120,000,000	112,256,400	
		国庫債券 利付（１０年）第３６５回	115,000,000	107,170,800	
		国庫債券 利付（１０年）第３６６回	140,000,000	130,818,800	
		国庫債券 利付（１０年）第３６７回	120,000,000	111,678,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６８回	100,000,000	92,650,000	

		国庫債券 利付（１０年）第３６９回	140,000,000	132,055,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７０回	110,000,000	103,389,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７１回	100,000,000	92,906,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７２回	100,000,000	95,571,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７３回	100,000,000	93,677,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７４回	120,000,000	113,871,600	
		国庫債券 利付（１０年）第３７５回	100,000,000	96,992,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７６回	130,000,000	123,514,300	
		国庫債券 利付（１０年）第３７７回	130,000,000	126,443,200	
		国庫債券 利付（１０年）第３７８回	130,000,000	128,372,400	
		国庫債券 利付（３０年）第１回	30,000,000	32,101,500	
		国庫債券 利付（３０年）第３回	30,000,000	31,653,600	
		国庫債券 利付（３０年）第４回	30,000,000	32,682,300	
		国庫債券 利付（３０年）第５回	50,000,000	52,831,500	
		国庫債券 利付（３０年）第６回	20,000,000	21,421,200	
		国庫債券 利付（３０年）第９回	20,000,000	20,120,400	
		国庫債券 利付（３０年）第１０回	30,000,000	29,493,900	
		国庫債券 利付（３０年）第１１回	40,000,000	41,006,400	
		国庫債券 利付（３０年）第１２回	30,000,000	31,640,400	
		国庫債券 利付（３０年）第１３回	90,000,000	94,171,500	
		国庫債券 利付（３０年）第１４回	40,000,000	43,114,400	
		国庫債券 利付（３０年）第１５回	40,000,000	43,425,200	
		国庫債券 利付（３０年）第１６回	60,000,000	65,136,600	
		国庫債券 利付（３０年）第１７回	70,000,000	75,375,300	
		国庫債券 利付（３０年）第１８回	60,000,000	64,048,200	
		国庫債券 利付（３０年）第１９回	70,000,000	74,671,800	
		国庫債券 利付（３０年）第２０回	60,000,000	65,057,400	
		国庫債券 利付（３０年）第２１回	40,000,000	42,558,800	
		国庫債券 利付（３０年）第２２回	30,000,000	32,458,200	
		国庫債券 利付（３０年）第２３回	40,000,000	43,244,400	
		国庫債券 利付（３０年）第２４回	20,000,000	21,593,200	

		国庫債券 利付（３０年）第２５回	50,000,000	52,876,500	
		国庫債券 利付（３０年）第２６回	70,000,000	74,561,200	
		国庫債券 利付（３０年）第２７回	70,000,000	75,013,400	
		国庫債券 利付（３０年）第２８回	70,000,000	74,720,100	
		国庫債券 利付（３０年）第２９回	110,000,000	115,643,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３０回	90,000,000	93,033,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３１回	110,000,000	111,742,400	
		国庫債券 利付（３０年）第３２回	130,000,000	132,827,500	
		国庫債券 利付（３０年）第３３回	90,000,000	87,960,600	
		国庫債券 利付（３０年）第３４回	120,000,000	119,583,600	
		国庫債券 利付（３０年）第３５回	100,000,000	96,364,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３６回	110,000,000	105,279,900	
		国庫債券 利付（３０年）第３７回	100,000,000	93,600,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３８回	50,000,000	45,752,500	
		国庫債券 利付（３０年）第３９回	60,000,000	55,524,600	
		国庫債券 利付（３０年）第４０回	50,000,000	45,358,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４１回	30,000,000	26,663,700	
		国庫債券 利付（３０年）第４２回	60,000,000	53,067,600	
		国庫債券 利付（３０年）第４３回	50,000,000	44,059,500	
		国庫債券 利付（３０年）第４４回	60,000,000	52,641,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４５回	50,000,000	42,163,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４６回	50,000,000	41,964,500	
		国庫債券 利付（３０年）第４７回	40,000,000	34,052,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４８回	30,000,000	24,489,900	
		国庫債券 利付（３０年）第４９回	70,000,000	56,858,900	
		国庫債券 利付（３０年）第５０回	40,000,000	28,529,200	
		国庫債券 利付（３０年）第５１回	10,000,000	6,288,200	
		国庫債券 利付（３０年）第５２回	30,000,000	19,665,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５３回	20,000,000	13,338,800	
		国庫債券 利付（３０年）第５４回	40,000,000	27,779,600	
		国庫債券 利付（３０年）第５５回	40,000,000	27,589,200	
		国庫債券 利付（３０年）第５６回	20,000,000	13,699,600	
		国庫債券 利付（３０年）第５７回	50,000,000	34,014,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５８回	60,000,000	40,537,200	
		国庫債券 利付（３０年）第５９回	20,000,000	13,083,400	
		国庫債券 利付（３０年）第６０回	40,000,000	27,348,400	

		国庫債券 利付（３０年）第６１回	30,000,000	19,359,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６２回	10,000,000	6,069,200	
		国庫債券 利付（３０年）第６３回	10,000,000	5,846,200	
		国庫債券 利付（３０年）第６４回	10,000,000	5,793,200	
		国庫債券 利付（３０年）第６５回	10,000,000	5,741,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６６回	10,000,000	5,685,700	
		国庫債券 利付（３０年）第６７回	50,000,000	29,900,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６９回	20,000,000	12,090,200	
		国庫債券 利付（３０年）第７０回	20,000,000	11,996,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７１回	20,000,000	11,901,600	
		国庫債券 利付（３０年）第７２回	20,000,000	11,815,600	
		国庫債券 利付（３０年）第７３回	20,000,000	11,730,600	
		国庫債券 利付（３０年）第７４回	50,000,000	31,864,500	
		国庫債券 利付（３０年）第７５回	70,000,000	48,188,700	
		国庫債券 利付（３０年）第７６回	70,000,000	49,217,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７７回	70,000,000	51,599,100	
		国庫債券 利付（３０年）第７８回	70,000,000	48,820,800	
		国庫債券 利付（３０年）第７９回	50,000,000	32,881,500	
		国庫債券 利付（３０年）第８０回	70,000,000	53,715,200	
		国庫債券 利付（３０年）第８１回	80,000,000	58,126,400	
		国庫債券 利付（３０年）第８２回	80,000,000	60,959,200	
		国庫債券 利付（３０年）第８３回	70,000,000	58,492,700	
		国庫債券 利付（３０年）第８４回	80,000,000	65,267,200	
		国庫債券 利付（３０年）第８５回	80,000,000	68,329,600	
		国庫債券 利付（３０年）第８６回	80,000,000	69,848,800	
		国庫債券 利付（３０年）第８７回	40,000,000	38,051,200	
		国庫債券 利付（２０年）第９０回	20,000,000	20,330,400	
		国庫債券 利付（２０年）第９１回	10,000,000	10,176,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９２回	30,000,000	30,548,100	
		国庫債券 利付（２０年）第９３回	70,000,000	71,374,800	
		国庫債券 利付（２０年）第９４回	70,000,000	71,484,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９５回	90,000,000	92,441,700	
		国庫債券 利付（２０年）第９６回	85,000,000	86,998,350	
		国庫債券 利付（２０年）第９７回	50,000,000	51,421,500	
		国庫債券 利付（２０年）第９８回	60,000,000	61,582,200	
		国庫債券 利付（２０年）第９９回	110,000,000	113,188,900	

		国庫債券 利付（２０年）第１００回	60,000,000	62,031,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１０１回	70,000,000	72,724,400	
		国庫債券 利付（２０年）第１０２回	60,000,000	62,514,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０３回	35,000,000	36,369,900	
		国庫債券 利付（２０年）第１０４回	10,000,000	10,336,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０５回	60,000,000	62,134,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１０６回	60,000,000	62,314,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１０７回	130,000,000	134,856,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１０８回	50,000,000	51,544,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１０９回	60,000,000	61,921,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１１０回	40,000,000	41,558,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１１回	10,000,000	10,445,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１１２回	85,000,000	88,469,700	
		国庫債券 利付（２０年）第１１３回	60,000,000	62,530,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１１５回	40,000,000	41,908,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１６回	60,000,000	62,962,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１１７回	70,000,000	73,133,900	
		国庫債券 利付（２０年）第１１８回	40,000,000	41,672,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１９回	50,000,000	51,618,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１２０回	50,000,000	51,147,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１２１回	70,000,000	72,662,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１２２回	40,000,000	41,328,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１２３回	60,000,000	62,961,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２４回	60,000,000	62,643,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２５回	60,000,000	63,355,200	

		国庫債券 利付（２０年）第１２６回	30,000,000	31,354,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１２７回	30,000,000	31,196,700	
		国庫債券 利付（２０年）第１２８回	70,000,000	72,830,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１２９回	20,000,000	20,699,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１３０回	80,000,000	82,793,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１３３回	80,000,000	82,826,400	
		国庫債券 利付（２０年）第１３４回	20,000,000	20,706,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１４０回	50,000,000	51,398,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４１回	60,000,000	61,607,400	
		国庫債券 利付（２０年）第１４３回	70,000,000	71,326,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１４４回	50,000,000	50,585,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１４５回	60,000,000	61,509,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１４６回	50,000,000	51,220,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４７回	90,000,000	91,343,700	
		国庫債券 利付（２０年）第１４８回	130,000,000	130,695,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１４９回	100,000,000	100,313,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５０回	90,000,000	89,315,100	
		国庫債券 利付（２０年）第１５１回	100,000,000	97,264,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５２回	50,000,000	48,479,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５３回	40,000,000	39,029,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１５４回	60,000,000	57,814,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１５５回	60,000,000	56,455,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１５６回	30,000,000	26,371,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１５７回	40,000,000	34,166,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５８回	50,000,000	43,931,000	

		国庫債券 利付（２０年）第１５９回	40,000,000	35,330,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１６０回	40,000,000	35,526,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１６１回	50,000,000	43,613,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１６２回	60,000,000	52,000,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１６３回	60,000,000	51,661,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１６４回	50,000,000	42,226,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６５回	50,000,000	41,932,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１６６回	70,000,000	59,908,100	
		国庫債券 利付（２０年）第１６７回	40,000,000	33,073,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１６８回	30,000,000	24,276,300	
		国庫債券 利付（２０年）第１６９回	50,000,000	39,545,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１７０回	20,000,000	15,693,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１７１回	30,000,000	23,354,700	
		国庫債券 利付（２０年）第１７２回	20,000,000	15,695,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１７３回	40,000,000	31,145,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１７４回	40,000,000	30,898,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１７５回	40,000,000	31,182,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１７６回	40,000,000	30,958,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１７７回	30,000,000	22,647,300	
		国庫債券 利付（２０年）第１７８回	30,000,000	22,879,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１７９回	30,000,000	22,710,900	
		国庫債券 利付（２０年）第１８０回	40,000,000	31,693,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１８１回	50,000,000	40,046,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１８２回	60,000,000	49,439,400	
		国庫債券 利付（２０年）第１８３回	60,000,000	51,704,400	

		国庫債券 利付（２０年）第１８４回	50,000,000	40,753,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８５回	50,000,000	40,515,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１８６回	70,000,000	60,452,700	
		国庫債券 利付（２０年）第１８７回	50,000,000	41,516,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１８８回	70,000,000	60,885,300	
		国庫債券 利付（２０年）第１８９回	40,000,000	36,436,400	
		国庫債券 利付（２０年）第１９０回	70,000,000	62,457,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１９１回	100,000,000	91,924,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１９２回	90,000,000	87,948,900	
		国庫債券 利付（２０年）第１９３回	40,000,000	39,606,000	
	小計	銘柄数：256 組入時価比率：99.3%	17,095,000,000	16,035,263,750 100.0%	
	合計			16,035,263,750	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 8 月 18 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	6,424,752,758
コール・ローン	1,060,029,039
株式	3,131,909,097,227
投資証券	52,073,905,973
派生商品評価勘定	739,752,543
未収入金	11,230,675
未収配当金	2,595,673,295
未収利息	14,170
差入委託証拠金	26,092,040,109
流動資産合計	3,220,906,495,789
資産合計	3,220,906,495,789
負債の部	
流動負債	

派生商品評価勘定	2,463,357
未払解約金	971,567,002
その他未払費用	6,566,800
流動負債合計	980,597,159
負債合計	980,597,159
純資産の部	
元本等	
元本	392,457,478,545
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,827,468,420,085
元本等合計	3,219,925,898,630
純資産合計	3,219,925,898,630
負債純資産合計	3,220,906,495,789

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	8,2045 円
(10,000 口当たり純資産額)	(82,045 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
新株予約権証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 8 月 18 日現在	
期首	2025 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	371,343,541,018 円
同期中における追加設定元本額	37,706,643,654 円
同期中における一部解約元本額	16,592,706,127 円
期末元本額	392,457,478,545 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト 30	12,955,859 円

バランスセレクト50	51,589,102円
バランスセレクト70	75,374,724円
野村外国株式インデックスファンド	405,018,656円
野村世界6資産分散投信（安定コース）	1,643,190,737円
野村世界6資産分散投信（分配コース）	2,564,638,197円
野村世界6資産分散投信（成長コース）	5,531,994,618円
野村資産設計ファンド2015	4,674,121円
野村資産設計ファンド2020	4,978,504円
野村資産設計ファンド2025	6,754,532円
野村資産設計ファンド2030	13,044,104円
野村資産設計ファンド2035	14,795,420円
野村資産設計ファンド2040	27,014,470円
野村外国株インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	31,344,860,913円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,386,743,678円
のむラップ・ファンド（普通型）	22,943,334,137円
のむラップ・ファンド（積極型）	28,440,157,246円
野村資産設計ファンド2045	6,036,031円
野村インデックスファンド・外国株式	10,232,488,118円
マイ・ロード	1,471,171,651円
ネクストコア	7,551,907円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	150,878,710円
野村外国株インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	4,630,347,214円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	156,537,693円
野村資産設計ファンド2050	7,069,038円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,217,028円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	913,641円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	902,397円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	924,994円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	606,004,740円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,468,887,931円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,981,223円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,220,755円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	24,592,623円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	11,738,611円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	45,509,465円
野村6資産均等バランス	2,449,321,530円
野村つみたて外国株投信	21,687,522,292円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,027,617,920円
世界6資産分散ファンド	40,157,347円
野村資産設計ファンド2060	6,857,816円
野村スリーゼロ先進国株式投信	5,261,586,303円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カンントリー）	8,468,778,663円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,718,085,142円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	8,351,785,309円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	47,754,729円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	33,766,425円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	193,361,985円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	156,585,876円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	247,491円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	1,454,151円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	133,430円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1,219,892円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	322,761,613円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,047,878円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	16,196,312円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	37,746,302円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,363,552,768円

野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,835,341 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	726,944,077 円
野村ＦｏＦｓ用・外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,406,717,813 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	381,573 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	663,096,670 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	922,322 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	5,483,504 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	7,860,876 円
野村外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（確定拠出年金向け）	124,561,944,571 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,377,552,021 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	5,992,829,218 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,194,051,059 円
マイバランスＤＣ３０	633,136,145 円
マイバランスＤＣ５０	1,645,432,173 円
マイバランスＤＣ７０	1,783,347,040 円
野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ	54,600,907,791 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	534,777,039 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	38,734,355 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	606,582,076 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	408,074,319 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	585,075,862 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	23,561,273 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	12,640,274 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	89,236,184 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	14,819,346 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	18,045,509 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	14,244,178 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	336,335,568 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	296,988,415 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	221,176,444 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	309,500,465 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	15,211,716 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	126,284,748 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	98,431,770 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	60,607,505 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	98,548,371 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	8,691,088 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	446,835,884 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 8 月 18 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	293,000	42.80	12,540,400.00	
		HALLIBURTON CO	254,000	21.12	5,364,480.00	
		SCHLUMBERGER LTD	439,000	32.99	14,482,610.00	
		CHENIERE ENERGY INC	65,300	230.14	15,028,142.00	

CHEVRON CORP	574,662	156.55	89,963,336.10
CONOCOPHILLIPS	370,000	95.33	35,272,100.00
COTERRA ENERGY INC	226,000	24.03	5,430,780.00
DEVON ENERGY CORP	179,000	33.69	6,030,510.00
DIAMONDBACK ENERGY INC	56,400	140.22	7,908,408.00
EOG RESOURCES INC	162,800	118.99	19,371,572.00
EQT CORP	163,000	52.85	8,614,550.00
EXPAND ENERGY CORP	59,500	95.13	5,660,235.00
EXXON MOBIL CORP	1,266,900	106.49	134,912,181.00
KINDER MORGAN INC	589,000	26.67	15,708,630.00
MARATHON PETROLEUM CORP	91,200	162.34	14,805,408.00
OCCIDENTAL PETE CORP	207,000	44.61	9,234,270.00
ONEOK INC	183,000	73.93	13,529,190.00
PHILLIPS 66	119,400	123.61	14,759,034.00
TARGA RESOURCES CORP	64,100	163.19	10,460,479.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,820	882.15	5,134,113.00
VALERO ENERGY CORP	93,800	136.80	12,831,840.00
WILLIAMS COS	354,000	57.46	20,340,840.00
AIR PRODUCTS	64,700	290.46	18,792,762.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	85.90	4,295,000.00
CORTEVA INC	201,000	71.76	14,423,760.00
DOW INC	205,000	23.36	4,788,800.00
DUPONT DE NEMOURS INC	124,000	73.08	9,061,920.00
ECOLAB INC	74,100	280.83	20,809,503.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	73,000	65.82	4,804,860.00
LINDE PLC	139,100	480.08	66,779,128.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	77,000	53.38	4,110,260.00
PPG INDUSTRIES	66,500	111.80	7,434,700.00
RPM INTERNATIONAL INC	35,800	123.20	4,410,560.00
SHERWIN-WILLIAMS	69,400	364.40	25,289,360.00
CRH PLC	200,000	110.84	22,168,000.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	18,100	609.58	11,033,398.00
VULCAN MATERIALS CO	38,300	291.62	11,169,046.00
AMCOR PLC	658,000	8.73	5,744,340.00
AVERY DENNISON CORP	24,400	174.78	4,264,632.00
BALL CORP	84,000	53.85	4,523,400.00

CROWN HOLDINGS INC	33,700	100.56	3,388,872.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	144,000	46.60	6,710,400.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	25,500	193.42	4,932,210.00
SMURFIT WESTROCK PLC	150,000	42.69	6,403,500.00
FREEPORT-MCMORAN INC	415,000	42.36	17,579,400.00
NEWMONT CORP	335,000	69.33	23,225,550.00
NUCOR CORP	69,900	145.41	10,164,159.00
RELIANCE INC	16,000	286.06	4,576,960.00
STEEL DYNAMICS	41,600	126.42	5,259,072.00
AXON ENTERPRISE INC	21,100	754.24	15,914,464.00
BOEING CO	220,400	235.26	51,851,304.00
GENERAL DYNAMICS	67,900	313.69	21,299,551.00
GENERAL ELECTRIC CO	312,400	267.85	83,676,340.00
HEICO CORP	13,400	307.91	4,125,994.00
HEICO CORP-CLASS A	22,300	240.71	5,367,833.00
HOWMET AEROSPACE INC	112,400	171.25	19,248,500.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	55,400	270.55	14,988,470.00
LOCKHEED MARTIN	61,800	437.56	27,041,208.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	40,200	583.96	23,475,192.00
RTX CORP	391,500	154.09	60,326,235.00
TEXTRON INC	54,000	78.89	4,260,060.00
TRANSDIGM GROUP INC	16,320	1,387.88	22,650,201.60
ALLEGION PLC	24,300	167.17	4,062,231.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	34,100	136.88	4,667,608.00
CARLISLE COS INC	13,300	381.42	5,072,886.00
CARRIER GLOBAL CORP	228,000	65.40	14,911,200.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	195,000	103.52	20,186,400.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	9,400	591.66	5,561,604.00
MASCO CORP	63,000	73.52	4,631,760.00
OWENS CORNING INC	25,200	150.27	3,786,804.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	66,100	423.43	27,988,723.00
AECOM	37,700	119.57	4,507,789.00
EMCOR GROUP INC	13,500	605.62	8,175,870.00
QUANTA SERVICES INC	43,100	380.81	16,412,911.00
AMETEK INC	68,400	181.36	12,405,024.00

EATON CORP PLC	114,700	351.03	40,263,141.00
EMERSON ELEC	165,600	131.75	21,817,800.00
GE VERNOVA INC	80,100	621.91	49,814,991.00
HUBBELL INC	15,700	427.65	6,714,105.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	32,400	342.28	11,089,872.00
VERTIV HOLDINGS CO	105,000	133.07	13,972,350.00
3M CORP	158,000	152.39	24,077,620.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	189,900	216.77	41,164,623.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	58.59	2,695,140.00
CATERPILLAR INC DEL	140,000	407.79	57,090,600.00
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	12.19	3,010,930.00
CUMMINS INC	39,700	399.42	15,856,974.00
DEERE & COMPANY	75,900	488.80	37,099,920.00
DOVER CORP	41,000	176.54	7,238,140.00
FORTIVE CORP	101,000	48.16	4,864,160.00
GRACO INC	47,000	84.40	3,966,800.00
IDEX CORP	22,000	164.77	3,624,940.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	81,700	258.64	21,130,888.00
INGERSOLL-RAND INC	118,000	78.32	9,241,760.00
NORDSON CORP	14,900	213.44	3,180,256.00
OTIS WORLDWIDE CORP	115,500	87.43	10,098,165.00
PACCAR	153,000	98.22	15,027,660.00
PARKER HANNIFIN CORP	37,400	729.96	27,300,504.00
PENTAIR PLC	49,000	104.98	5,144,020.00
SNAP-ON INC	15,600	326.01	5,085,756.00
WABTEC CORP	49,900	189.16	9,439,084.00
XYLEM INC	70,700	140.81	9,955,267.00
AERCAP HOLDINGS NV	56,300	113.08	6,366,404.00
FASTENAL CO	334,000	48.88	16,325,920.00
FERGUSON ENTERPRISES INC	57,400	231.26	13,274,324.00
GRAINGER(W.W.) INC	13,460	969.93	13,055,257.80
UNITED RENTALS INC	19,400	908.88	17,632,272.00
WATSCO INC	10,100	415.12	4,192,712.00
CINTAS CORP	105,400	216.55	22,824,370.00
COPART INC	270,000	47.08	12,711,600.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	63,800	232.85	14,855,830.00

ROLLINS INC	88,000	57.33	5,045,040.00
VERALTO CORP	72,200	107.27	7,744,894.00
WASTE CONNECTIONS INC	76,100	184.77	14,060,997.00
WASTE MANAGEMENT INC	117,900	226.81	26,740,899.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	121.24	3,940,300.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	40,400	119.86	4,842,344.00
FEDEX CORPORATION	67,500	227.26	15,340,050.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	215,000	88.48	19,023,200.00
DELTA AIR LINES INC	50,000	60.24	3,012,000.00
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	24,000	100.93	2,422,320.00
CSX CORP	555,000	36.32	20,157,600.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	670,000	5.13	3,437,100.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	143.45	3,213,280.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	66,500	280.74	18,669,210.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	55,800	151.14	8,433,612.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	30,000	53.06	1,591,800.00
UBER TECHNOLOGIES INC	553,000	92.60	51,207,800.00
UNION PAC CORP	175,500	220.78	38,746,890.00
APTIV PLC	71,000	74.18	5,266,780.00
FORD MOTOR COMPANY	1,140,000	11.44	13,041,600.00
GENERAL MOTORS CO	283,000	56.31	15,935,730.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	234,000	12.24	2,864,160.00
TESLA INC	847,900	330.56	280,281,824.00
DR HORTON INC	85,600	165.62	14,177,072.00
GARMIN LTD	45,000	232.34	10,455,300.00
LENNAR CORP-A	68,000	131.95	8,972,600.00
NVR INC	890	8,235.00	7,329,150.00
PULTEGROUP INC	59,300	128.69	7,631,317.00
DECKERS OUTDOOR CORP	44,700	102.96	4,602,312.00
LULULEMON ATHLETICA INC	32,200	198.46	6,390,412.00
NIKE INC-B	348,000	76.97	26,785,560.00
AIRBNB INC-CLASS A	126,000	125.10	15,762,600.00
BOOKING HOLDINGS INC	9,610	5,454.29	52,415,726.90
CARNIVAL CORP	311,000	29.76	9,255,360.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	401,000	44.04	17,660,040.00
DARDEN RESTAURANTS INC	33,800	207.35	7,008,430.00

DOMINOS PIZZA INC	10,100	451.26	4,557,726.00
DOORDASH INC-A	105,200	248.00	26,089,600.00
DRAFTKINGS INC	130,000	44.94	5,842,200.00
EXPEDIA GROUP INC	36,000	207.44	7,467,840.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	51,400	293.31	15,076,134.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	70,200	267.73	18,794,646.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	141.13	1,820,577.00
LAS VEGAS SANDS CORP	109,000	53.66	5,848,940.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	69,600	265.20	18,457,920.00
MCDONALD'S CORP	209,300	308.93	64,659,049.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	75,300	313.95	23,640,435.00
STARBUCKS CORP	333,000	90.60	30,169,800.00
YUM BRANDS INC	80,700	148.18	11,958,126.00
GENUINE PARTS CO	40,900	137.80	5,636,020.00
LKQ CORP	76,000	30.97	2,353,720.00
POOL CORP	10,500	321.75	3,378,375.00
AMAZON.COM INC	2,797,500	231.03	646,306,425.00
EBAY INC	136,000	100.70	13,695,200.00
MERCADOLIBRE INC	13,390	2,392.30	32,032,897.00
AUTOZONE	4,940	4,006.91	19,794,135.40
BEST BUY COMPANY INC	61,000	71.63	4,369,430.00
BURLINGTON STORES INC	18,700	280.22	5,240,114.00
CARVANA CO	35,600	349.99	12,459,644.00
DICK S SPORTING GOODS INC	17,300	223.97	3,874,681.00
HOME DEPOT	291,100	399.38	116,259,518.00
LOWES COS INC	163,900	252.06	41,312,634.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	254,550	101.54	25,847,007.00
ROSS STORES INC	97,400	146.94	14,311,956.00
TJX COS INC	328,300	132.62	43,539,146.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	155,000	60.49	9,375,950.00
ULTA BEAUTY INC	13,900	521.00	7,241,900.00
WILLIAMS SONOMA INC	36,500	203.23	7,417,895.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	19.19	2,014,950.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	129,950	972.04	126,316,598.00
DOLLAR GENERAL CORP	63,000	112.77	7,104,510.00

DOLLAR TREE INC	60,000	113.49	6,809,400.00
KROGER CO	184,000	69.69	12,822,960.00
SYSCO CORP	144,000	79.52	11,450,880.00
TARGET CORP	133,700	103.02	13,773,774.00
WALMART INC	1,290,300	100.00	129,030,000.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	55,000	30.43	1,673,650.00
COCA COLA CO	1,195,000	69.92	83,554,400.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	68,000	90.70	6,167,600.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	47,200	168.23	7,940,456.00
KEURIG DR PEPPER INC	381,000	34.78	13,251,180.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	51.42	2,673,840.00
MONSTER BEVERAGE CORP	211,000	64.64	13,639,040.00
PEPSICO INC	400,700	150.40	60,265,280.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	138,000	59.75	8,245,500.00
BUNGE GLOBAL SA	41,000	81.78	3,352,980.00
CONAGRA BRANDS INC	135,000	19.17	2,587,950.00
GENERAL MILLS	161,000	49.65	7,993,650.00
HERSHEY CO/THE	44,100	177.99	7,849,359.00
HORMEL FOODS CORP	86,000	28.48	2,449,280.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	32,400	110.76	3,588,624.00
KELLANOVA	82,000	80.19	6,575,580.00
KRAFT HEINZ CO/THE	258,000	27.67	7,138,860.00
MCCORMICK & CO INC.	76,000	69.70	5,297,200.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	379,000	62.08	23,528,320.00
THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	32.51	1,690,520.00
TYSON FOODS INC-CL A	84,000	56.80	4,771,200.00
ALTRIA GROUP INC	497,000	65.82	32,712,540.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	455,900	166.19	75,766,021.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	69,800	92.48	6,455,104.00
CLOROX CO	35,200	122.17	4,300,384.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	225,300	85.07	19,166,271.00
KIMBERLY-CLARK CORP	96,300	132.94	12,802,122.00
PROCTER & GAMBLE CO	687,700	154.36	106,153,372.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	68,000	90.97	6,185,960.00
KENVUE INC	567,000	21.20	12,020,400.00
ABBOTT LABORATORIES	506,500	131.75	66,731,375.00

ALIGN TECHNOLOGY INC	21,100	142.43	3,005,273.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	143,000	24.18	3,457,740.00
BECTON, DICKINSON	84,300	195.94	16,517,742.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	433,800	103.17	44,755,146.00
COOPER COS INC/THE	58,000	73.26	4,249,080.00
DEXCOM INC	116,000	80.95	9,390,200.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	171,000	78.26	13,382,460.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	136,000	73.40	9,982,400.00
HOLOGIC INC	69,000	67.81	4,678,890.00
IDEXX LABORATORIES INC	23,900	650.84	15,555,076.00
INSULET CORP	19,900	321.27	6,393,273.00
INTUITIVE SURGICAL INC	104,900	480.26	50,379,274.00
MEDTRONIC PLC	376,000	93.02	34,975,520.00
RESMED INC	42,600	284.89	12,136,314.00
SOLVENTUM CORP	44,000	71.42	3,142,480.00
STERIS PLC	28,000	245.56	6,875,680.00
STRYKER CORP	100,600	381.91	38,420,146.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	57,000	102.75	5,856,750.00
CARDINAL HEALTH INC	70,200	149.61	10,502,622.00
CENCORA INC	54,200	292.82	15,870,844.00
CENTENE CORP	146,000	28.49	4,159,540.00
CVS HEALTH CORP	371,000	68.60	25,450,600.00
DAVITA INC	12,300	135.38	1,665,174.00
ELEVANCE HEALTH INC	66,300	309.57	20,524,491.00
HCA HEALTHCARE INC	54,100	395.79	21,412,239.00
HUMANA INC	34,900	286.39	9,995,011.00
LABCORP HOLDINGS INC	24,200	270.38	6,543,196.00
MCKESSON CORP	36,700	673.05	24,700,935.00
MOLINA HEALTHCARE INC	16,700	167.49	2,797,083.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	31,700	179.77	5,698,709.00
THE CIGNA GROUP	79,400	296.86	23,570,684.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	268,700	304.01	81,687,487.00
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	18,000	178.47	3,212,460.00
ABBVIE INC	518,100	206.69	107,086,089.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	38,300	448.91	17,193,253.00
AMGEN INC	157,000	296.47	46,545,790.00

BIOMER INC	41,800	138.60	5,793,480.00
BIOMERIN PHARMACEUTICAL INC	55,000	57.54	3,164,700.00
GILEAD SCIENCES INC	365,500	118.37	43,264,235.00
INCYTE CORP	47,000	86.92	4,085,240.00
NATERA INC	38,000	163.02	6,194,760.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	30,800	132.90	4,093,320.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	31,400	580.41	18,224,874.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	12,300	313.13	3,851,499.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	75,600	392.79	29,694,924.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	595,000	48.44	28,821,800.00
ELI LILLY & CO.	236,100	701.23	165,560,403.00
JOHNSON & JOHNSON	705,800	176.64	124,672,512.00
MERCK & CO INC	739,100	84.21	62,239,611.00
PFIZER INC	1,662,000	25.14	41,782,680.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	108,000	36.35	3,925,800.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	333,000	17.86	5,947,380.00
ZOETIS INC	130,700	154.11	20,142,177.00
BANK OF AMERICA CORP	2,116,000	46.94	99,325,040.00
CITIGROUP	552,000	93.69	51,716,880.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	125,000	48.28	6,035,000.00
FIFTH THIRD BANCORP	197,000	42.48	8,368,560.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,890	1,871.35	5,408,201.50
HUNTINGTON BANCSHARES INC	434,000	16.57	7,191,380.00
JPMORGAN CHASE & CO	819,000	290.49	237,911,310.00
KEYCORP	260,000	18.04	4,690,400.00
M & T BANK CORP	48,300	190.07	9,180,381.00
PNC FINANCIAL	115,300	191.27	22,053,431.00
REGIONS FINANCIAL CORP	269,000	25.60	6,886,400.00
TRUIST FINANCIAL CORP	387,000	44.42	17,190,540.00
US BANCORP	453,000	45.93	20,806,290.00
WELLS FARGO CO	955,000	77.10	73,630,500.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	116,800	139.39	16,280,752.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	392,500	477.20	187,301,000.00
BLOCK INC	163,000	75.80	12,355,400.00
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	33.79	2,568,040.00
CORPAY INC	19,100	317.66	6,067,306.00

EQUITABLE HOLDINGS INC	91,000	53.90	4,904,900.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	155,000	70.83	10,978,650.00
FISERV INC	163,600	136.70	22,364,120.00
GLOBAL PAYMENTS INC	73,400	86.79	6,370,386.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	21,400	160.39	3,432,346.00
MASTERCARD INC	238,500	581.70	138,735,450.00
PAYPAL HOLDINGS INC	277,000	69.23	19,176,710.00
TOAST INC-CLASS A	132,000	43.15	5,695,800.00
VISA INC-CLASS A SHARES	505,000	344.47	173,957,350.00
AFLAC INC	151,900	105.38	16,007,222.00
ALLSTATE CORP	77,900	206.78	16,108,162.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	131.66	2,633,200.00
AMERICAN INTL GROUP	171,000	80.01	13,681,710.00
AON PLC	56,500	367.01	20,736,065.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	107,800	90.72	9,779,616.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	75,100	292.72	21,983,272.00
BROWN & BROWN INC	85,900	95.34	8,189,706.00
CHUBB LTD	112,400	274.21	30,821,204.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	46,700	151.06	7,054,502.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	366.52	2,528,988.00
EVEREST GROUP LTD	12,400	331.84	4,114,816.00
FNF GROUP	75,000	59.59	4,469,250.00
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	84,000	130.56	10,967,040.00
LOEWS CORP	53,000	95.00	5,035,000.00
MARKEL GROUP INC	3,710	1,928.00	7,152,880.00
MARSH & MCLENNAN COS	144,100	207.21	29,858,961.00
METLIFE INC	170,000	77.33	13,146,100.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	65,000	77.64	5,046,600.00
PROGRESSIVE CO	171,100	247.15	42,287,365.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	103,100	105.92	10,920,352.00
TRAVELERS COS INC/THE	66,000	265.59	17,528,940.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	28,900	330.50	9,551,450.00
WR BERKLEY CORP	88,000	70.79	6,229,520.00
ACCENTURE PLC-CL A	182,700	247.01	45,128,727.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	74.42	3,095,872.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	90,500	200.91	18,182,355.00

COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	144,000	70.00	10,080,000.00
GARTNER INC	22,100	238.69	5,275,049.00
GODADDY INC - CLASS A	40,100	145.96	5,852,996.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	271,600	239.72	65,107,952.00
MONGODB INC	24,100	218.26	5,260,066.00
OKTA INC	47,000	92.02	4,324,940.00
SNOWFLAKE INC	93,300	199.08	18,574,164.00
TWILIO INC - A	40,700	105.67	4,300,769.00
VERISIGN INC	25,300	269.89	6,828,217.00
WIX.COM LTD	16,000	124.35	1,989,600.00
ADOBE INC	124,800	354.85	44,285,280.00
APPLOVIN CORP-CLASS A	68,100	438.68	29,874,108.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	47,900	167.00	7,999,300.00
AUTODESK INC.	63,300	286.73	18,150,009.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	48,000	53.14	2,550,720.00
CADENCE DESIGN SYS INC	79,600	349.88	27,850,448.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	26,100	188.92	4,930,812.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	72,300	427.90	30,937,170.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	13,400	423.85	5,679,590.00
DATADOG INC - CLASS A	83,800	127.25	10,663,550.00
DOCUSIGN INC	61,000	70.90	4,324,900.00
DYNATRACE INC	84,000	48.24	4,052,160.00
FAIR ISAAC CORP	7,180	1,343.16	9,643,888.80
FORTINET INC	191,700	79.11	15,165,387.00
GEN DIGITAL INC	153,000	31.47	4,814,910.00
HUBSPOT INC	14,600	439.37	6,414,802.00
INTUIT INC	81,700	716.74	58,557,658.00
MICROSOFT CORP	2,068,500	520.17	1,075,971,645.00
MONDAY.COM LTD	11,500	175.74	2,021,010.00
NUTANIX INC - A	72,000	68.68	4,944,960.00
ORACLE CORPORATION	492,800	248.28	122,352,384.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	627,400	177.17	111,156,458.00
PALO ALTO NETWORKS INC	194,300	177.09	34,408,587.00
PTC INC	34,600	205.84	7,122,064.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	31,200	529.64	16,524,768.00

SALESFORCE INC	281,500	242.44	68,246,860.00
SAMSARA INC-CL A	85,000	33.53	2,850,050.00
SERVICENOW INC	60,630	867.24	52,580,761.20
STRATEGY INC	72,700	366.32	26,631,464.00
SYNOPSYS INC	53,465	617.91	33,036,558.15
TYLER TECHNOLOGIES INC	12,500	572.03	7,150,375.00
WORKDAY INC-CLASS A	63,100	226.09	14,266,279.00
ZOOM COMMUNICATIONS INC	73,000	73.14	5,339,220.00
ZSCALER INC	29,700	274.97	8,166,609.00
ARISTA NETWORKS INC	315,000	137.30	43,249,500.00
CISCO SYSTEMS	1,163,000	66.20	76,990,600.00
F5 INC	16,700	315.34	5,266,178.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	49,200	460.31	22,647,252.00
APPLE INC	4,399,900	231.59	1,018,972,841.00
DELL TECHNOLOGIES-C	95,800	138.28	13,247,224.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	377,000	21.16	7,977,320.00
HP INC	270,000	26.74	7,219,800.00
NETAPP INC	58,400	108.79	6,353,336.00
PURE STORAGE INC - CLASS A	90,000	58.62	5,275,800.00
SEAGATE TECHNOLOGY	63,000	154.43	9,729,090.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	151,000	45.37	6,850,870.00
WESTERN DIGITAL CORP	104,000	75.06	7,806,240.00
AMPHENOL CORP-CL A	356,000	109.21	38,878,760.00
CDW CORPORATION	39,800	163.76	6,517,648.00
CORNING INC	241,000	65.44	15,771,040.00
JABIL INC	31,400	215.33	6,761,362.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	51,600	163.40	8,431,440.00
TE CONNECTIVITY PLC	87,300	202.71	17,696,583.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	13,300	538.47	7,161,651.00
TRIMBLE INC	74,000	82.24	6,085,760.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	14,900	317.90	4,736,710.00
ADVANCED MICRO DEVICES	473,900	177.51	84,121,989.00
ANALOG DEVICES INC	145,600	231.63	33,725,328.00
APPLIED MATERIALS	238,600	161.75	38,594,743.00
BROADCOM INC	1,308,300	306.34	400,784,622.00
ENTEGRIS INC	46,000	77.12	3,547,520.00

FIRST SOLAR INC	30,100	199.95	6,018,495.00
INTEL CORP	1,280,000	24.56	31,436,800.00
KLA CORP	38,800	874.94	33,947,672.00
LAM RESEARCH CORP	378,000	99.51	37,614,780.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	252,000	76.19	19,199,880.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	157,000	65.71	10,316,470.00
MICRON TECHNOLOGY	328,000	120.87	39,645,360.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	14,200	826.47	11,735,874.00
NVIDIA CORP	7,146,700	180.45	1,289,622,015.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	73,400	228.78	16,792,452.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	124,000	51.09	6,335,160.00
QUALCOMM INC	324,400	157.85	51,206,540.00
TERADYNE INC	50,000	109.42	5,471,000.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	266,400	194.57	51,833,448.00
AT & T INC	2,095,000	28.87	60,482,650.00
VERIZON COMMUNICATIONS	1,237,000	44.24	54,724,880.00
T-MOBILE US INC	133,800	254.63	34,069,494.00
ALLIANT ENERGY CORP	72,000	64.62	4,652,640.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	156,900	111.99	17,571,231.00
CONSTELLATION ENERGY	92,000	322.23	29,645,160.00
DUKE ENERGY CORP	226,800	122.45	27,771,660.00
EDISON INTERNATIONAL	113,000	55.50	6,271,500.00
ENTERGY CORP	128,000	89.12	11,407,360.00
EVERGY INC	68,000	71.95	4,892,600.00
EVERSOURCE ENERGY	105,000	65.53	6,880,650.00
EXELON CORPORATION	293,000	44.58	13,061,940.00
FIRSTENERGY CORP	158,000	43.47	6,868,260.00
NEXTERA ENERGY INC	601,000	75.41	45,321,410.00
NRG ENERGY INC	58,700	148.62	8,723,994.00
PG&E CORP	641,000	15.02	9,627,820.00
PPL CORPORATION	217,000	36.55	7,931,350.00
SOUTHERN CO.	322,000	94.07	30,290,540.00
XCEL ENERGY INC	166,000	71.93	11,940,380.00
ATMOS ENERGY CORP	46,300	165.37	7,656,631.00
AMEREN CORPORATION	76,800	100.56	7,723,008.00
CENTERPOINT ENERGY INC	186,000	38.12	7,090,320.00

CMS ENERGY CORP	88,000	72.30	6,362,400.00
CONSOLIDATED EDISON INC	106,100	100.77	10,691,697.00
DOMINION ENERGY INC	248,000	61.14	15,162,720.00
DTE ENERGY COMPANY	60,800	138.92	8,446,336.00
NISOURCE INC	134,000	41.95	5,621,300.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	144,000	85.32	12,286,080.00
SEMPRA	192,000	81.23	15,596,160.00
WEC ENERGY GROUP INC	93,800	107.36	10,070,368.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	57,900	143.92	8,332,968.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	76,000	39.18	2,977,680.00
AMERICAN EXPRESS CO	164,600	305.47	50,280,362.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	187,724	215.43	40,441,381.32
SYNCHRONY FINANCIAL	112,000	71.49	8,006,880.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	28,000	503.08	14,086,240.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	60,100	187.78	11,285,578.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	211,000	101.00	21,311,000.00
BLACKROCK INC	42,950	1,135.01	48,748,679.50
BLACKSTONE INC	212,000	171.62	36,383,440.00
CARLYLE GROUP INC/THE	65,000	63.86	4,150,900.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	31,200	247.63	7,726,056.00
CME GROUP INC	105,800	273.92	28,980,736.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	58,700	317.55	18,640,185.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	11,300	369.62	4,176,706.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	17,000	174.25	2,962,250.00
GOLDMAN SACHS GROUP	91,000	730.72	66,495,520.00
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	123,200	63.31	7,799,792.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	168,500	181.20	30,532,200.00
KKR & CO INC-A	182,900	142.28	26,023,012.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	23,200	350.98	8,142,736.00
MOODYS CORP	48,000	516.46	24,790,080.00
MORGAN STANLEY	352,900	144.63	51,039,927.00
MSCI INC	22,600	557.02	12,588,652.00
NASDAQ INC	126,000	94.68	11,929,680.00
NORTHERN TRUST CORP	59,400	126.02	7,485,588.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	57,200	163.32	9,341,904.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	215,000	114.17	24,546,550.00

S&P GLOBAL INC	91,900	556.47	51,139,593.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	503,000	96.11	48,343,330.00
STATE STREET CORP	87,000	111.07	9,663,090.00
T ROWE PRICE GROUP INC	65,100	107.04	6,968,304.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	33,300	130.20	4,335,660.00
VISTRA CORP	100,500	197.33	19,831,665.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	45,100	280.61	12,655,511.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	82,900	119.20	9,881,680.00
AVANTOR INC	185,000	12.93	2,392,050.00
DANAHER CORP	188,600	210.93	39,781,398.00
ILLUMINA INC	46,000	100.11	4,605,060.00
IQVIA HOLDINGS INC	51,600	191.09	9,860,244.00
METTLER-TOLEDO INTL	6,020	1,312.34	7,900,286.80
REVVITY INC	35,700	90.78	3,240,846.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	110,600	489.01	54,084,506.00
WATERS CORP	16,800	291.55	4,898,040.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	20,900	246.20	5,145,580.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	119,500	301.79	36,063,905.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	38,100	109.32	4,165,092.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	34,800	260.60	9,068,880.00
EQUIFAX INC	36,300	247.72	8,992,236.00
JACOBS SOLUTIONS INC	36,600	147.95	5,414,970.00
LEIDOS HOLDINGS INC	37,200	177.63	6,607,836.00
PAYCHEX INC	95,700	138.25	13,230,525.00
PAYCOM SOFTWARE INC	15,600	217.18	3,388,008.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	63,000	86.83	5,470,290.00
TRUNSON	58,000	88.89	5,155,620.00
VERISK ANALYTICS INC	40,800	267.86	10,928,688.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	26,800	267.80	7,177,040.00
COMCAST CORP-CL A	1,105,000	33.45	36,962,250.00
FOX CORP-CLASS A	68,000	58.36	3,968,480.00
FOX CORP-CLASS B	39,000	53.39	2,082,210.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	109,000	29.47	3,212,230.00
OMNICOM GROUP	57,000	76.31	4,349,670.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	133,000	52.12	6,931,960.00

		DISNEY (WALT) CO	528,800	115.39	61,018,232.00	
		ELECTRONIC ARTS	72,800	174.67	12,715,976.00	
		LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	60,000	99.43	5,965,800.00	
		LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	47,200	160.93	7,595,896.00	
		NETFLIX INC	125,290	1,238.95	155,228,045.50	
		ROBLOX CORP -CLASS A	158,000	117.34	18,539,720.00	
		SEA LTD-ADR	113,100	177.28	20,050,368.00	
		SPOTIFY TECHNOLOGY S. A.	45,200	732.81	33,123,012.00	
		TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	52,000	232.18	12,073,360.00	
		WARNER BROS DISCOVERY INC	665,000	11.85	7,880,250.00	
		ALPHABET INC-CL A	1,708,500	203.90	348,363,150.00	
		ALPHABET INC-CL C	1,449,100	204.91	296,935,081.00	
		META PLATFORMS INC-CLASS A	641,600	785.23	503,803,568.00	
		PINTEREST INC- CLASS A	179,000	35.78	6,404,620.00	
		REDDIT INC-CL A	19,200	246.50	4,732,800.00	
		SNAP INC-A	295,000	7.15	2,109,250.00	
		CBRE GROUP INC	88,600	158.93	14,081,198.00	
		COSTAR GROUP INC	125,000	89.66	11,207,500.00	
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	340,000	6.20	2,108,000.00	
		ZILLOW GROUP INC - C	46,000	85.11	3,915,060.00	
	小計	銘柄数：524			16,251,155,956.57	
					(2,397,045,503,594)	
					76.6%	
		組入時価比率：74.4%				
カナダドル		ARC RESOURCES LTD	162,000	27.05	4,382,100.00	
		CAMECO CORP	128,000	104.44	13,368,320.00	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	613,000	41.23	25,273,990.00	
		CENOVUS ENERGY INC	397,000	20.77	8,245,690.00	
		ENBRIDGE INC	639,000	65.01	41,541,390.00	
		IMPERIAL OIL	54,000	115.46	6,234,840.00	
		KEYERA CORP	68,000	44.07	2,996,760.00	
		PEMBINA PIPELINE CORP	173,000	50.68	8,767,640.00	
		SUNCOR ENERGY INC	367,000	53.71	19,711,570.00	
		TC ENERGY CORP	306,000	70.56	21,591,360.00	
		TOURMALINE OIL CORP	106,000	57.50	6,095,000.00	
		WHITECAP RESOURCES INC	360,000	10.06	3,621,600.00	

NUTRIEN LTD	144,000	78.94	11,367,360.00
CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	80.64	3,386,880.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	147,800	184.35	27,246,930.00
ALAMOS GOLD INC-CLASS A	130,000	35.88	4,664,400.00
BARRICK MINING CORP	512,000	33.31	17,054,720.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	211,000	23.66	4,992,260.00
FRANCO-NEVADA CORP	55,800	244.86	13,663,188.00
IVANHOE MINES LTD-CL A	230,000	11.51	2,647,300.00
KINROSS GOLD CORP	361,000	26.74	9,653,140.00
LUNDIN GOLD INC	35,000	79.51	2,782,850.00
LUNDIN MINING CORP	220,000	15.66	3,445,200.00
PAN AMERICAN SILVER CORP	109,000	43.85	4,779,650.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	135,000	44.55	6,014,250.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	133,000	130.33	17,333,890.00
WEST FRASER TIMBER	14,200	102.72	1,458,624.00
CAE INC	92,000	37.93	3,489,560.00
STANTEC INC	34,000	146.92	4,995,280.00
WSP GLOBAL INC	38,900	278.16	10,820,424.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	142.07	3,224,989.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	37.29	4,176,480.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	62,000	68.45	4,243,900.00
RB GLOBAL INC	54,600	158.81	8,671,026.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	155,600	128.92	20,059,952.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	271,000	102.56	27,793,760.00
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	125.33	2,619,397.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	78,000	61.20	4,773,600.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	77.91	3,350,130.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	91,000	90.25	8,212,750.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	166.48	2,364,016.00
DOLLARAMA INC	82,400	192.31	15,846,344.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	219,000	70.02	15,334,380.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	57.06	2,225,340.00
LOBLAW COMPANIES LTD	43,600	227.35	9,912,460.00
METRO INC/CN	63,000	99.12	6,244,560.00
WESTON(GEORGE)LTD	17,400	263.39	4,582,986.00

SAPUTO INC	70,000	32.66	2,286,200.00
BANK OF MONTREAL	214,700	156.70	33,643,490.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	359,000	78.47	28,170,730.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	272,000	101.99	27,741,280.00
NATIONAL BANK OF CANADA	117,000	150.51	17,609,670.00
ROYAL BANK OF CANADA	413,100	188.50	77,869,350.00
TORONTO DOMINION BANK	514,000	102.35	52,607,900.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,760	2,383.88	13,731,148.80
GREAT-WEST LIFE CO INC	83,000	54.33	4,509,390.00
IA FINANCIAL CORP INC	27,900	147.35	4,111,065.00
INTACT FINANCIAL CORP	51,600	279.17	14,405,172.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	510,000	42.00	21,420,000.00
POWER CORPORATION OF CANADA	162,000	57.42	9,302,040.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	171,000	80.25	13,722,750.00
CGI INC	60,800	129.79	7,891,232.00
SHOPIFY INC - CLASS A	356,000	195.60	69,633,600.00
CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,920	4,353.38	25,772,009.60
DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	23,900	135.70	3,243,230.00
OPEN TEXT CORP	70,000	43.80	3,066,000.00
CELESTICA INC	33,500	270.25	9,053,375.00
BCE INC	20,000	35.37	707,400.00
QUEBECOR INC-CL B	47,000	40.47	1,902,090.00
TELUS CORP	148,600	22.65	3,365,790.00
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	103,000	48.78	5,024,340.00
EMERA INC	86,000	66.17	5,690,620.00
FORTIS INC	141,000	70.15	9,891,150.00
HYDRO ONE LTD	98,000	50.87	4,985,260.00
ALTAGAS LTD	84,000	41.73	3,505,320.00
CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	38.22	1,490,580.00
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	120,000	84.85	10,182,000.00
BROOKFIELD CORP	403,000	90.48	36,463,440.00
IGM FINANCIAL INC	21,000	48.32	1,014,720.00
TMX GROUP LTD	76,000	56.92	4,325,920.00
BROOKFIELD RENEWABLE CORP	38,000	46.22	1,756,360.00
THOMSON REUTERS CORP	46,200	236.67	10,934,154.00

小計	FIRSTSERVICE CORP	11,800	274.00	3,233,200.00	
	銘柄数：83			999,524,212.40 (106,759,181,126)	
	組入時価比率：3.3%			3.4%	
ユーロ	TENARIS SA	130,000	15.47	2,011,100.00	
	ENI SPA	656,000	14.97	9,821,632.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	16.19	1,959,595.00	
	NESTE OYJ	116,000	14.63	1,697,660.00	
	OMV AG	38,000	47.80	1,816,400.00	
	REPSOL SA	338,000	13.37	4,519,060.00	
	TOTALENERGIES SE	599,000	53.47	32,028,530.00	
	AIR LIQUIDE SA	169,600	180.22	30,565,312.00	
	AKZO NOBEL	48,000	56.48	2,711,040.00	
	ARKEMA	16,800	61.95	1,040,760.00	
	BASF SE	264,000	46.16	12,186,240.00	
	COVESTRO AG TEND	52,000	58.80	3,057,600.00	
	DSM-FIRMENICH AG	55,700	82.86	4,615,302.00	
	EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	16.68	1,234,320.00	
	SYENSQO SA	19,300	77.76	1,500,768.00	
	SYMRISE AG	39,200	79.84	3,129,728.00	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	38,900	206.60	8,036,740.00	
	ARCELORMITTAL	140,000	29.10	4,074,000.00	
	STORA ENSO OYJ-R	163,000	9.83	1,603,268.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	150,000	24.10	3,615,000.00	
	AIRBUS SE	174,400	186.88	32,591,872.00	
	DASSAULT AVIATION SA	5,900	275.60	1,626,040.00	
	LEONARDO SPA	115,000	47.80	5,497,000.00	
	MTU AERO ENGINES AG	15,600	388.30	6,057,480.00	
	RHEINMETALL AG	13,170	1,621.00	21,348,570.00	
	SAFRAN SA	105,700	291.80	30,843,260.00	
	THALES SA	26,400	235.40	6,214,560.00	
	COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	132,600	99.00	13,127,400.00	
	KINGSPAN GROUP PLC	45,000	71.00	3,195,000.00	
	ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	55,328	65.50	3,623,984.00	
	BOUYGUES	57,000	39.28	2,238,960.00	
	EIFFAGE SA	19,000	125.95	2,393,050.00	

FERROVIAL SE	150,692	46.79	7,050,878.68
VINCI	143,600	129.60	18,610,560.00
LEGRAND SA	77,000	132.90	10,233,300.00
PRYSMIAN SPA	79,000	74.62	5,894,980.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	160,300	220.60	35,362,180.00
SIEMENS ENERGY AG	201,000	94.84	19,062,840.00
SIEMENS AG	221,900	234.25	51,980,075.00
ALSTOM	99,000	21.78	2,156,220.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	143,000	41.41	5,921,630.00
GEA GROUP AG	47,000	64.30	3,022,100.00
KNORR-BREMSE AG	22,000	90.50	1,991,000.00
KONE OYJ	98,000	52.50	5,145,000.00
METSO CORPORATION	194,000	11.12	2,158,250.00
RATIONAL AG	1,360	644.50	876,520.00
WARTSILA OYJ	150,000	24.26	3,639,000.00
BRENNTAG SE	34,100	54.58	1,861,178.00
IMCD NV	17,300	93.70	1,621,010.00
REXEL SA	65,000	27.80	1,807,000.00
DHL GROUP	284,000	41.79	11,868,360.00
INPOST SA	57,000	13.36	761,520.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	190,000	8.34	1,584,980.00
INTERNATIONAL CONSOLIDATED AIRLINES GRP	360,000	4.48	1,614,600.00
RYANAIR HOLDINGS PLC	249,000	26.75	6,660,750.00
ADP	9,000	121.90	1,097,100.00
AENA SME SA	220,000	25.64	5,640,800.00
GETLINK	87,000	16.87	1,467,690.00
CONTINENTAL AG	31,000	74.92	2,322,520.00
MICHELIN (CGDE)	200,000	32.23	6,446,000.00
BAYER MOTOREN WERK	85,000	90.14	7,661,900.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	82.45	1,236,750.00
DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	45.88	1,468,160.00
FERRARI NV	36,700	397.50	14,588,250.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	211,000	53.51	11,290,610.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	36.66	1,503,060.00
RENAULT SA	59,000	33.11	1,953,490.00

STELLANTIS NV	572,000	8.32	4,761,328.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	60,300	99.42	5,995,026.00
ADIDAS AG	49,500	166.20	8,226,900.00
HERMES INTERNATIONAL	9,380	2,065.00	19,369,700.00
KERING SA	20,900	211.65	4,423,485.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	80,400	476.10	38,278,440.00
MONCLER SPA	71,000	46.20	3,280,200.00
ACCOR SA	54,000	44.69	2,413,260.00
AMADEUS IT GROUP SA	133,000	72.20	9,602,600.00
DELIVERY HERO SE	59,000	23.15	1,365,850.00
FDJ UNITED	33,000	27.92	921,360.00
SODEXO	23,500	53.00	1,245,500.00
D'IETEREN GROUP	7,000	187.40	1,311,800.00
PROSUS NV	383,000	53.11	20,341,130.00
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	314,000	43.48	13,652,720.00
ZALANDO SE	60,000	23.11	1,386,600.00
CARREFOUR SUPERMARCHÉ	164,000	12.80	2,100,020.00
JERONIMO MARTINS	82,000	20.86	1,710,520.00
KESKO OYJ-B SHS	85,000	19.34	1,643,900.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	267,000	34.45	9,198,150.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	290,000	52.52	15,230,800.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	6.51	1,028,580.00
HEINEKEN HOLDING NV	40,000	60.00	2,400,000.00
HEINEKEN NV	83,000	68.32	5,670,560.00
PERNOD RICARD SA	59,500	98.30	5,848,850.00
DANONE	190,000	72.06	13,691,400.00
JDE PEET'S BV	55,000	26.20	1,441,000.00
KERRY GROUP PLC-A	48,400	79.80	3,862,320.00
LOTUS BAKERIES	110	8,160.00	897,600.00
HENKEL AG & CO KGAA	31,000	65.55	2,032,050.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	48,000	71.54	3,433,920.00
BEIERSDORF AG	28,700	101.80	2,921,660.00
LOREAL-ORD	70,600	392.90	27,738,740.00
BIOMERIEUX	11,000	125.90	1,384,900.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	84.04	504,240.00

ESSILORLUXOTTICA	87,400	267.50	23,379,500.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	238,013	23.43	5,576,644.59
SIEMENS HEALTHINEERS AG	102,000	47.07	4,801,140.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	67,000	42.63	2,856,210.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	126,000	46.01	5,797,260.00
ARGENX SE	17,500	553.80	9,691,500.00
GRIFOLS SA	89,000	12.49	1,112,055.00
BAYER AG-REG	289,000	27.04	7,816,005.00
IPSEN	11,800	112.50	1,327,500.00
MERCK KGAA	37,600	112.05	4,213,080.00
ORION OYJ	30,000	67.80	2,034,000.00
RECORDATI SPA	36,000	51.20	1,843,200.00
SANOFI	325,300	84.95	27,634,235.00
UCB SA	37,800	192.50	7,276,500.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	138,000	25.90	3,574,200.00
AIB GROUP PLC	630,000	7.35	4,630,500.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,694,000	16.48	27,917,120.00
BANCO BPM SPA	333,000	11.94	3,977,685.00
BANCO DE SABADELL SA	1,530,000	3.44	5,270,850.00
BANCO SANTANDER SA	4,450,000	8.24	36,685,800.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	296,000	13.16	3,895,360.00
BANKINTER S. A.	198,000	12.99	2,573,010.00
BNP PARIBAS	300,000	83.70	25,110,000.00
BPER BANCA	430,000	9.10	3,913,000.00
CAIXABANK	1,170,000	8.81	10,307,700.00
COMMERZBANK AG	270,000	37.30	10,071,000.00
CREDIT AGRICOLE SA	312,000	17.11	5,338,320.00
ERSTE GROUP BANK AG	90,000	88.30	7,947,000.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	178,000	18.82	3,349,960.00
ING GROEP NV	915,000	21.29	19,484,925.00
INTESA SANPAOLO	4,460,000	5.50	24,570,140.00
KBC GROEP NV	67,000	103.30	6,921,100.00
MEDIOBANCA S. P. A.	141,000	21.27	2,999,070.00
NORDEA BANK ABP	912,000	13.71	12,508,080.00
SOCIETE GENERALE	213,000	58.78	12,520,140.00

UNICREDIT SPA	410,000	68.95	28,269,500.00
ADYEN NV	7,380	1,396.40	10,305,432.00
BANCA MEDIOLANUM SPA	66,000	17.09	1,127,940.00
EDENRED	68,000	26.22	1,782,960.00
EURAZEO SE	10,700	55.10	589,570.00
EXOR NV	27,500	87.75	2,413,125.00
GROUPE BRUXELLES LAM	25,000	75.60	1,890,000.00
NEXI SPA	180,000	5.37	966,600.00
SOFINA SA	4,900	279.20	1,368,080.00
AEGON LTD	390,000	6.47	2,524,860.00
AGEAS	43,000	62.40	2,683,200.00
ALLIANZ SE-REG	112,800	377.50	42,582,000.00
ASR NEDERLAND NV	43,000	61.30	2,635,900.00
AXA SA	521,000	43.40	22,611,400.00
GENERALI	253,000	34.17	8,645,010.00
HANNOVER RUECK SE	17,500	256.00	4,480,000.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	39,300	556.60	21,874,380.00
NN GROUP NV	79,000	60.78	4,801,620.00
POSTE ITALIANE SPA	139,000	20.19	2,806,410.00
SAMPO OYJ-A SHS	712,000	9.90	7,050,224.00
TALANX AG	17,700	122.90	2,175,330.00
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	117,000	18.17	2,125,890.00
CAPGEMINI SA	48,400	123.05	5,955,620.00
DASSAULT SYSTEMES SE	198,000	26.89	5,324,220.00
NEMETSCHEK SE	16,900	123.30	2,083,770.00
SAP SE	304,900	237.00	72,261,300.00
NOKIA OYJ	1,590,000	3.61	5,746,260.00
ASM INTERNATIONAL NV	13,800	414.90	5,725,620.00
ASML HOLDING NV	115,000	636.70	73,220,500.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	24,300	118.55	2,880,765.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	378,000	36.65	13,855,590.00
STMICROELECTRONICS NV	193,000	22.03	4,252,755.00
CELLNEX TELECOM SA	145,000	30.50	4,422,500.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	1,024,000	30.84	31,580,160.00
ELISA OYJ	42,000	44.94	1,887,480.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	10.35	1,003,950.00

KONINKLIJKE KPN NV	1, 150, 000	3. 98	4, 582, 750. 00
ORANGE SA	542, 000	14. 44	7, 826, 480. 00
TELECOM ITALIA SPA	2, 700, 000	0. 45	1, 238, 760. 00
TELECOM ITALIA SPA/MIRAN-RTS	2, 700, 000	0. 00	27. 00
TELEFONICA SA	1, 080, 000	4. 81	5, 196, 960. 00
ACCIONA S. A.	8, 200	174. 40	1, 430, 080. 00
EDP SA	930, 000	3. 71	3, 454, 950. 00
ELIA GROUP SA/NV	14, 400	96. 55	1, 390, 320. 00
ENDESA S. A.	91, 000	26. 56	2, 416, 960. 00
ENEL SPA	2, 390, 000	8. 01	19, 165, 410. 00
FORTUM OYJ	140, 000	15. 18	2, 125, 200. 00
IBERDROLA SA	1, 859, 282	16. 29	30, 297, 000. 19
REDEIA CORP SA	123, 000	16. 45	2, 023, 350. 00
TERNA SPA	410, 000	8. 58	3, 521, 080. 00
VERBUND AG	21, 000	64. 40	1, 352, 400. 00
SNAM SPA	590, 000	5. 21	3, 073, 900. 00
E. ON SE	664, 000	15. 78	10, 481, 240. 00
ENGIE	541, 000	18. 91	10, 230, 310. 00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	184, 000	30. 85	5, 676, 400. 00
AMUNDI SA	17, 000	65. 25	1, 109, 250. 00
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57, 000	17. 38	990, 660. 00
DEUTSCHE BANK AG-REG	546, 000	31. 24	17, 059, 770. 00
DEUTSCHE BOERSE AG	55, 500	256. 20	14, 219, 100. 00
EURONEXT NV	23, 200	142. 00	3, 294, 400. 00
EDP RENOVAVEIS SA	88, 918	9. 73	865, 616. 73
RWE AG	186, 000	34. 83	6, 478, 380. 00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	35, 000	67. 66	2, 368, 100. 00
QIAGEN N. V.	64, 000	41. 96	2, 685, 440. 00
SARTORIUS AG-VORZUG	7, 200	197. 65	1, 423, 080. 00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8, 500	177. 40	1, 507, 900. 00
BUREAU VERITAS SA	94, 000	26. 82	2, 521, 080. 00
RANDSTAD NV	32, 000	40. 79	1, 305, 280. 00
TELEPERFORMANCE	16, 500	72. 48	1, 195, 920. 00
WOLTERS KLUWER	70, 500	113. 45	7, 998, 225. 00
PUBLICIS GROUPE	65, 400	76. 98	5, 034, 492. 00
BOLLORE SE	210, 000	4. 98	1, 047, 060. 00

小計	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	18,700	97.35	1,820,445.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	322,000	24.67	7,943,740.00	
	SCOUT24 SE	22,000	113.30	2,492,600.00	
	LEG IMMOBILIEN SE	20,000	73.35	1,467,000.00	
	VONOVIA SE	221,000	28.50	6,298,500.00	
	銘柄数：214			1,708,299,928.19	
	組入時価比率：9.2%			(294,784,235,608)	9.4%
英ポンド	BP PLC	4,680,000	4.21	19,721,520.00	
	SHELL PLC-NEW	1,753,000	26.39	46,261,670.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	25.04	876,400.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	324,110	21.70	7,033,187.00	
	ANTOFAGASTA PLC	116,000	21.22	2,461,520.00	
	GLENCORE PLC	2,970,000	2.99	8,902,575.00	
	RIO TINTO PLC-REG	332,000	45.14	14,986,480.00	
	MONDI PLC	115,727	10.71	1,239,436.17	
	BAE SYSTEMS PLC	874,000	17.60	15,382,400.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	400,000	5.96	2,387,200.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,467,000	10.74	26,495,580.00	
	DCC PLC	30,000	47.24	1,417,200.00	
	SMITHS GROUP PLC	93,000	23.22	2,159,460.00	
	SPIRAX GROUP PLC	22,000	70.70	1,555,400.00	
	ASHTED GROUP PLC	127,000	53.28	6,766,560.00	
	BUNZLE	91,000	22.80	2,074,800.00	
	RENTOKIL INITIAL PLC	750,000	3.64	2,734,500.00	
	BARRATT REDROW PLC	420,000	3.75	1,575,840.00	
	COMPASS GROUP PLC	500,000	25.91	12,955,000.00	
	ENTAIN PLC	162,000	8.86	1,436,616.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	45,600	88.46	4,033,776.00	
	WHITBREAD PLC	56,000	31.05	1,738,800.00	
	NEXT PLC	33,800	117.55	3,973,190.00	
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.87	533,872.00	
	KINGFISHER PLC	520,000	2.69	1,402,440.00	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	580,000	3.49	2,024,780.00	
	SAINSBURY	520,000	2.96	1,541,280.00	
	TESCO PLC	1,970,000	4.13	8,140,040.00	

COCA-COLA HBC AG-DI	63,000	38.82	2,445,660.00
DIAGEO PLC	655,000	20.32	13,309,600.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	100,000	22.73	2,273,000.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	584,000	41.98	24,516,320.00
IMPERIAL BRANDS PLC	235,000	30.50	7,167,500.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	203,000	54.58	11,079,740.00
UNILEVER PLC	732,000	44.84	32,822,880.00
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	13.45	3,229,200.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	452,800	115.92	52,488,576.00
GSK PLC	1,203,000	14.25	17,142,750.00
HALEON PLC	2,670,000	3.56	9,515,880.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	17.92	860,160.00
BARCLAYS PLC	4,190,000	3.71	15,551,185.00
HSBC HOLDINGS PLC	5,176,000	9.38	48,597,464.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	17,620,000	0.82	14,585,836.00
NATWEST GROUP PLC	2,360,000	5.44	12,838,400.00
STANDARD CHARTERED PLC	591,000	13.05	7,715,505.00
M&G PLC	710,000	2.66	1,889,310.00
WISE PLC - A	189,000	10.52	1,988,280.00
ADMIRAL GROUP PLC	77,000	35.66	2,745,820.00
AVIVA PLC	890,000	6.70	5,963,000.00
LEGAL & GENERAL	1,730,000	2.62	4,541,250.00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	220,000	6.90	1,518,000.00
PRUDENTIAL PLC	771,000	9.87	7,615,938.00
SAGE GROUP PLC (THE)	302,000	10.90	3,293,310.00
HALMA PLC	110,000	32.10	3,531,000.00
BT GROUP PLC	1,750,000	2.12	3,713,500.00
VODAFONE GROUP PLC	6,020,000	0.86	5,186,832.00
SSE PLC	322,000	17.83	5,742,870.00
CENTRICA PLC	1,430,000	1.66	2,385,240.00
NATIONAL GRID PLC	1,421,000	10.44	14,835,240.00
SEVERN TRENT PLC	75,000	26.02	1,951,500.00
UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	11.36	2,158,400.00
3I GROUP PLC	283,000	39.71	11,237,930.00
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	138,800	92.62	12,855,656.00

		SCHRODERS PLC	249,176	3.95	986,238.60	
		PEARSON	164,000	10.63	1,743,320.00	
		EXPERIAN PLC	272,000	38.01	10,338,720.00	
		INTERTEK GROUP PLC	48,000	46.48	2,231,040.00	
		RELX PLC	546,000	35.25	19,246,500.00	
		INFORMA PLC	395,000	8.78	3,469,680.00	
		WPP PLC	330,000	3.76	1,241,130.00	
		AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	8.04	2,018,040.00	
	小計	銘柄数：72			612,378,922.77	
		組入時価比率：3.8%			(122,426,794,240)	3.9%
スイスフラン		EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	613.00	1,207,610.00	
		GIVAUDAN-REG	2,730	3,326.00	9,079,980.00	
		SIKA AG-REG	44,900	189.10	8,490,590.00	
		AMRIZE LTD	153,600	41.68	6,402,048.00	
		HOLCIM LTD	153,600	67.60	10,383,360.00	
		SIG GROUP AG	88,000	13.15	1,157,200.00	
		GEBERIT AG-REG	9,900	636.00	6,296,400.00	
		ABB LTD	465,000	53.86	25,044,900.00	
		SCHINDLER HOLDING AG-REG	7,000	291.00	2,037,000.00	
		SCHINDLER HOLDING-PART CERT	12,300	302.20	3,717,060.00	
		VAT GROUP AG	8,100	274.00	2,219,400.00	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	14,600	168.75	2,463,750.00	
		CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	157,800	131.80	20,798,040.00	
		THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	138.70	1,165,080.00	
		AVOLTA AG	22,000	46.26	1,017,720.00	
		BARRY CALLEBAUT AG	960	940.50	902,880.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	11,540.00	3,150,420.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	31	115,400.00	3,577,400.00	
		NESTLE SA-REG	767,700	72.34	55,535,418.00	
		ALCON INC	145,600	70.54	10,270,624.00	
		SONOVA HOLDING AG-REG	14,500	226.00	3,277,000.00	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	31,300	94.08	2,944,704.00	
		GALDERMA GROUP AG	38,300	132.00	5,055,600.00	
		NOVARTIS AG-REG	556,900	99.49	55,405,981.00	
		ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	205,200	256.00	52,531,200.00	

小計	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	9,300	267.60	2,488,680.00	
	SANDOZ GROUP AG	124,000	47.94	5,944,560.00	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	92.55	832,950.00	
	BALOISE HOLDING AG	11,300	212.80	2,404,640.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	11,400	211.40	2,409,960.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	8,600	902.00	7,757,200.00	
	SWISS RE LTD	88,900	146.20	12,997,180.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	43,000	591.00	25,413,000.00	
	TEMENOS AG-REG	16,400	72.35	1,186,540.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	45,000	79.22	3,564,900.00	
	SWISSCOM AG-REG	7,600	578.00	4,392,800.00	
	BKW AG	6,200	178.80	1,108,560.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	59,000	57.66	3,401,940.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,510	1,106.00	7,200,060.00	
	UBS GROUP AG	965,000	32.24	31,111,600.00	
	LONZA AG-REG	21,400	554.40	11,864,160.00	
	SGS SA-REG	45,800	82.18	3,763,844.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	22,800	112.10	2,555,880.00	
	銘柄数：43			424,529,819.00	
	組入時価比率：2.4%			(77,612,541,509)	
				2.5%	
スウェーデン ローナ	BOLIDEN AB	88,000	323.00	28,424,000.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	364.60	8,750,400.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	180,000	127.35	22,923,000.00	
	SAAB AB-B	93,000	510.00	47,430,000.00	
	ASSA ABLOY AB-B	291,000	332.40	96,728,400.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	450,000	45.40	20,430,000.00	
	SKANSKA AB-B SHS	93,000	244.00	22,692,000.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	247.20	10,629,600.00	
	LIFCO AB-B SHS	70,000	344.00	24,080,000.00	
	ALFA LAVAL AB	83,000	422.70	35,084,100.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	794,000	148.80	118,147,200.00	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	456,000	131.95	60,169,200.00	
	EPIROC AB - A	197,000	194.60	38,336,200.00	
	EPIROC AB - B	122,000	171.90	20,971,800.00	

小計	INDUTRADE AB	74,000	236.00	17,464,000.00	
	SANDVIK AB	314,000	239.60	75,234,400.00	
	SKF AB-B SHARES	102,000	235.80	24,051,600.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	63,000	351.80	22,163,400.00	
	VOLVO AB-B SHS	459,000	293.60	134,762,400.00	
	ADDECH AB-B SHARES	78,000	339.00	26,442,000.00	
	BEIJER REF AB	113,000	171.10	19,334,300.00	
	SECURITAS AB-B SHS	138,857	148.60	20,634,150.20	
	EVOLUTION AB	48,000	823.40	39,523,200.00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	143.15	22,188,250.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	176,000	247.60	43,577,600.00	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	59,143	273.80	16,193,353.40	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	473,000	180.15	85,210,950.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	429,000	124.70	53,496,300.00	
	SWEDBANK AB	241,000	274.50	66,154,500.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	374.40	11,606,400.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	374.80	14,992,000.00	
	INVESTOR AB-B SHS	504,000	295.25	148,806,000.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	484.20	9,684,000.00	
	ERICSSON LM-B	800,000	73.98	59,184,000.00	
	HEXAGON AB-B SHS	587,000	107.65	63,190,550.00	
	TELIA CO AB	680,000	35.34	24,031,200.00	
	TELE 2 AB-B SHS	170,000	160.15	27,225,500.00	
	EQT AB	113,000	344.10	38,883,300.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	230,000	67.38	15,497,400.00	
	SAGAX AB-B	62,000	209.80	13,007,600.00	
	銘柄数：40			1,647,334,253.60	
				(25,451,314,218)	
	組入時価比率：0.8%			0.8%	
ノルウェー クロ ーネ	AKER BP ASA	95,000	243.20	23,104,000.00	
	EQUINOR ASA	238,000	249.90	59,476,200.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	380.50	17,883,500.00	
	NORSK HYDRO	400,000	65.70	26,280,000.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	133,000	297.20	39,527,600.00	
	MOWI ASA	141,000	202.40	28,538,400.00	

		ORKLA ASA	210,000	112.00	23,520,000.00	
		SALMAR ASA	21,000	460.00	9,660,000.00	
		DNB BANK ASA	256,000	269.10	68,889,600.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	285.00	14,820,000.00	
		TELENOR ASA	188,000	165.40	31,095,200.00	
		小計 銘柄数：11			342,794,500.00	
		組入時価比率：0.2%			(4,963,664,360)	0.2%
	デンマーク ローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	100,016	415.10	41,516,641.60	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	26,000	285.00	7,410,000.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	291,000	114.85	33,421,350.00	
		DSV A/S	60,400	1,480.50	89,422,200.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	890	13,940.00	12,406,600.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,420	14,095.00	20,014,900.00	
		PANDORA A/S	24,100	844.60	20,354,860.00	
		CARLSBERG B	27,400	753.00	20,632,200.00	
		COLOPLAST-B	37,400	603.60	22,574,640.00	
		DEMANT A/S	25,000	246.60	6,165,000.00	
		GENMAB A/S	18,500	1,497.50	27,703,750.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	941,000	325.90	306,671,900.00	
		DANSKE BANK AS	202,000	272.50	55,045,000.00	
		TRYG A/S	94,000	164.20	15,434,800.00	
		ORSTED A/S	49,000	208.90	10,236,100.00	
		小計 銘柄数：15			689,009,941.60	
		組入時価比率：0.5%			(15,929,909,849)	0.5%
	豪ドル	SANTOS LTD.	990,000	8.05	7,969,500.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	554,000	26.82	14,858,280.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	176,000	45.60	8,025,600.00	
		BHP GROUP LIMITED	1,488,000	41.96	62,436,480.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	24.24	2,957,280.00	
		EVOLUTION MINING LTD	610,000	8.01	4,886,100.00	
		FORTESCUE LTD	509,000	19.84	10,098,560.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	402,000	18.32	7,364,640.00	
		RIO TINTO LTD	108,000	115.05	12,425,400.00	
		SOUTH32 LTD	1,250,000	2.96	3,700,000.00	

	REECE LTD	65,000	14.93	970,450.00	
	SGH LTD	55,000	46.89	2,578,950.00	
	BRAMBLES LTD	398,000	23.23	9,245,540.00	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	11.63	2,558,600.00	
	TRANSURBAN GROUP	900,000	14.00	12,600,000.00	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	168,000	70.68	11,874,240.00	
	LOTTERY CORP LTD/THE	630,000	5.43	3,420,900.00	
	WESFARMERS LIMITED	334,000	89.40	29,859,600.00	
	COLES GROUP LTD	397,000	21.06	8,360,820.00	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	350,000	32.35	11,322,500.00	
	COCHLEAR LTD	18,300	309.03	5,655,249.00	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	1,450,000	2.84	4,118,000.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	128,000	28.30	3,622,400.00	
	CSL LIMITED	142,900	270.37	38,635,873.00	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	878,000	33.08	29,044,240.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	488,700	168.17	82,184,679.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	893,000	39.19	34,996,670.00	
	WESTPAC BANKING CORP	997,000	36.81	36,699,570.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	73,000	42.65	3,113,450.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	720,000	8.84	6,364,800.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	820,000	5.17	4,239,400.00	
	QBE INSURANCE	432,000	21.60	9,331,200.00	
	SUNCORP GROUP LTD	321,000	21.01	6,744,210.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	61,000	115.62	7,052,820.00	
	XERO LIMITED	43,900	166.81	7,322,959.00	
	TELSTRA GROUP LTD	1,130,000	4.88	5,514,400.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	500,000	12.78	6,390,000.00	
	APA GROUP	350,000	8.57	2,999,500.00	
	ASX LTD	60,000	62.64	3,758,400.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	106,900	217.41	23,241,129.00	
	PRO MEDICUS LTD	16,300	313.50	5,110,050.00	
	COMPUTERSHARE LTD	151,000	41.02	6,194,020.00	
	CAR GROUP LTD	108,000	41.35	4,465,800.00	
	REA GROUP LTD	14,500	250.28	3,629,060.00	
小計	銘柄数：44			567,941,319.00	
				(54,545,084,276)	

		組入時価比率：1.7%			1.7%
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	480,000	7.70	3,696,000.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	175,000	37.39	6,543,250.00	
	INFRATIL LTD	290,000	11.94	3,462,600.00	
	CONTACT ENERGY LTD	250,000	8.93	2,232,500.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	5.56	2,001,600.00	
	小計 銘柄数：5			17,935,950.00 (1,569,036,906)	
		組入時価比率：0.0%		0.1%	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	790,040	51.45	40,647,558.00	
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	67.75	7,046,000.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	429,000	103.00	44,187,000.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	26.84	10,199,200.00	
	MTR CORP	480,000	27.44	13,171,200.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	680,000	39.52	26,873,600.00	
	SANDS CHINA LTD	664,000	19.95	13,246,800.00	
	WH GROUP LIMITED	2,499,806	8.05	20,123,438.30	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,100,000	36.16	39,776,000.00	
	HANG SENG BANK	216,000	113.40	24,494,400.00	
	AIA GROUP LTD	3,170,000	74.95	237,591,500.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	12.26	13,113,296.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	53.60	9,112,000.00	
	CLP HLDGS	470,000	66.10	31,067,000.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	390,000	50.75	19,792,500.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	3,300,383	7.13	23,531,730.79	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	351,000	439.40	154,229,400.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	550,040	37.34	20,538,493.60	
	HENDERSON LAND	390,443	27.60	10,776,226.80	
	SINO LAND CO. LTD	1,170,000	9.40	10,998,000.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	430,000	92.00	39,560,000.00	
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	370,000	21.42	7,925,400.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	23.46	11,260,800.00	
	小計 銘柄数：23			829,261,543.49 (15,623,287,479)	

		組入時価比率：0.5%			0.5%	
シンガポールド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	470,000	8.46	3,976,200.00		
	KEPPEL LTD	430,000	8.45	3,633,500.00		
	YANGZIJANG SHIPBUILDING	690,000	2.91	2,007,900.00		
	SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.59	2,767,800.00		
	GENTING SINGAPORE LTD	2,000,000	0.75	1,510,000.00		
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	2.92	1,518,400.00		
	DBS GROUP HLDGS	629,000	49.90	31,387,100.00		
	OCBC-ORD	988,000	16.90	16,697,200.00		
	UNITED OVERSEAS BANK	375,000	35.34	13,252,500.00		
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,180,000	4.10	8,938,000.00		
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	280,000	6.15	1,722,000.00		
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	16.16	3,716,800.00		
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.70	1,944,000.00		
	小計	銘柄数：13			93,071,400.00 (10,696,696,002)	
		組入時価比率：0.3%			0.3%	
新シェケル	ICL GROUP LTD	240,000	21.00	5,040,000.00		
	ELBIT SYSTEMS LTD	8,200	1,533.30	12,573,060.00		
	BANK HAPOLIM BM	373,000	65.50	24,431,500.00		
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	430,000	64.96	27,932,800.00		
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	31.92	11,172,000.00		
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	46,000	210.90	9,701,400.00		
	NICE LTD	17,900	454.20	8,130,180.00		
	AZRIELI GROUP	12,000	343.80	4,125,600.00		
	小計	銘柄数：8			103,106,540.00 (4,501,848,060)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%		
合計				3,131,909,097,227 (3,131,909,097,227)		

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025年8月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	
		組入時価比率：0.0%		(0)	
	合計			0	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	45,400	3,454,486.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	92,000	3,199,760.00	
		AMERICAN TOWER CORP	137,200	28,279,664.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	172,000	3,582,760.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	41,700	7,947,186.00	
		BXP INC	43,000	2,813,920.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	30,700	3,279,374.00	
		CROWN CASTLE INC	128,400	13,056,996.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	99,000	16,523,100.00	
		EQUINIX INC	28,700	22,423,597.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	50,000	3,034,000.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	100,000	6,412,000.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	19,100	4,954,158.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	62,900	8,620,445.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	80,000	3,696,000.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	203,000	3,513,930.00	
		INVITATION HOMES INC	171,000	5,222,340.00	
		IRON MOUNTAIN INC	86,000	7,868,140.00	
		KIMCO REALTY CORP	195,000	4,135,950.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	33,200	4,677,880.00	
		PROLOGIS INC	271,900	28,981,821.00	
		PUBLIC STORAGE	45,900	12,986,946.00	
		REALTY INCOME CORP	262,000	15,321,760.00	
		REGENCY CENTERS CORP	51,000	3,622,020.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	31,600	6,950,104.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	95,900	16,617,552.00	
		SUN COMMUNITIES INC	36,700	4,689,159.00	
		UDR INC	88,000	3,388,880.00	
		VENTAS INC	129,000	8,742,330.00	
		VICI PROPERTIES INC	308,000	10,010,000.00	

	小計	WELLTOWER INC	190,300	30,999,870.00	
		WEYERHAEUSER CO	208,000	5,374,720.00	
		WP CAREY INC	61,000	3,972,930.00	
		銘柄数：33	3,597,600	308,353,778.00	
		組入時価比率：1.4%		(45,482,182,255)	87.3%
	ユーロ	COVIVIO	17,000	994,500.00	
		GECINA SA	11,700	1,018,485.00	
		KLEPIERRE	59,000	2,050,840.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	35,000	3,153,500.00	
		銘柄数：4	122,700	7,217,325.00	
		組入時価比率：0.0%		(1,245,421,602)	2.4%
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	220,000	1,262,800.00	
		SEGRO PLC	390,000	2,493,660.00	
		銘柄数：2	610,000	3,756,460.00	
		組入時価比率：0.0%		(750,991,483)	1.4%
	豪ドル	GOODMAN GROUP	588,000	21,103,320.00	
		SCENTRE GROUP	1,520,000	5,806,400.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	720,000	4,089,600.00	
		VICINITY CENTRES	1,200,000	3,024,000.00	
		銘柄数：4	4,028,000	34,023,320.00	
		組入時価比率：0.1%		(3,267,599,652)	6.3%
	香港ドル	LINK REIT	760,000	32,011,200.00	
		銘柄数：1	760,000	32,011,200.00	
		組入時価比率：0.0%		(603,091,008)	1.2%
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,770,807.60	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,606,397	3,534,073.40	
		銘柄数：2	2,636,437	6,304,881.00	
		組入時価比率：0.0%		(724,619,973)	1.4%
	合計			52,073,905,973	
				(52,073,905,973)	

合計		52, 073, 905, 973	
		(52, 073, 905, 973)	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 8 月 18 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	32, 883, 624, 900	—	33, 621, 399, 686	737, 774, 786
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	235, 488, 000	—	235, 973, 600	△485, 600
米ドル	235, 488, 000	—	235, 973, 600	△485, 600
合計	—	—	—	737, 289, 186

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2025 年 8 月 18 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	2, 142, 067, 859

コール・ローン	738,735,851
国債証券	1,031,405,892,456
派生商品評価勘定	1,856,419
未収入金	187,996,916
未収利息	8,227,732,464
前払費用	1,335,247,451
その他未収収益	4,293,163
流動資産合計	1,044,043,822,579
資産合計	1,044,043,822,579
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	282,334
未払金	403,477,706
未払解約金	437,155,378
その他未払費用	4,544,999
流動負債合計	845,460,417
負債合計	845,460,417
純資産の部	
元本等	
元本	338,538,753,554
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	704,659,608,608
元本等合計	1,043,198,362,162
純資産合計	1,043,198,362,162
負債純資産合計	1,044,043,822,579

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3.0815 円
(10,000 口当たり純資産額)	(30,815 円)

2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	139,044,289,391 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	147,407,352,071 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 8 月 18 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 8 月 18 日現在	
期首	2025 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	329,629,448,927 円
同期中における追加設定元本額	32,569,623,871 円
同期中における一部解約元本額	23,660,319,244 円
期末元本額	338,538,753,554 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト30	51,497,827 円
バランスセレクト50	68,821,429 円
バランスセレクト70	79,881,834 円
野村外国債券インデックスファンド	207,497,793 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,899,431,383 円

野村世界6資産分散投信（分配コース）	22,626,682,335円
野村世界6資産分散投信（成長コース）	4,183,401,684円
野村資産設計ファンド2015	15,508,384円
野村資産設計ファンド2020	16,527,030円
野村資産設計ファンド2025	22,422,874円
野村資産設計ファンド2030	43,036,822円
野村資産設計ファンド2035	36,818,051円
野村資産設計ファンド2040	59,643,129円
野村外国債券インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	78,249,960,008円
のむラップ・ファンド（保守型）	3,695,541,008円
のむラップ・ファンド（普通型）	47,464,208,293円
のむラップ・ファンド（積極型）	20,525,636,349円
野村外国債券インデックス（野村SMA向け）	270,286,870円
野村資産設計ファンド2045	11,982,002円
野村インデックスファンド・外国債券	1,141,483,107円
マイ・ロード	4,856,153,185円
ネクストコア	57,091,946円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	399,341,536円
野村外国債券インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	9,630,128,455円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	808,278,430円
野村資産設計ファンド2050	11,661,519円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,677,548円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,056,951円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,023,068円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,687,026円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,396,047,787円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	6,061,643,401円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,847,589円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,704,327円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	5,020,556円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,586,924円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	7,296,802円
野村6資産均等バランス	6,482,336,386円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	9,851,320,650円
世界6資産分散ファンド	106,244,490円
野村資産設計ファンド2060	6,488,783円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	17,163,473,253円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	10,630,057,404円
野村外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	5,212,934円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	606,710,602円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	142,934,340円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	602,414,983円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	209,074,204円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	654,771円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	4,196,908円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	64,184円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1,937,694,572円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	4,841,101円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	5,417,950円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	149,973,565円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	99,906,476円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,803,576,727円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	30,876,444円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,115,319,755円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	1,096,754,583円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	3,028,731円

野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,098,171,825 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,676,326 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	7,248,676 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,282,109 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	647,000,352 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,344,554,585 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	7,744,391,325 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,421,138,809 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	29,838,302,323 円
マイバランスＤＣ３０	2,450,158,946 円
マイバランスＤＣ５０	2,121,882,969 円
マイバランスＤＣ７０	1,833,849,960 円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	12,588,430,794 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	4,047,861,021 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	560,444,907 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	677,094,502 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,619,719,559 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	700,372,336 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	41,574,142 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	111,519,518 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	67,453,947 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	48,919,051 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	39,852,022 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	23,505,835 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	700,405,596 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	343,007,928 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	241,478,756 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	327,536,681 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	14,393,141 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	133,698,663 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	86,841,986 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	400,859,641 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	260,834,845 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	9,201,420 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 8 月 18 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 8 月 18 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	42,050,000.00	44,241,196.06	
		US TREASURY BOND	18,950,000.00	19,804,969.04	
		US TREASURY BOND	100,000.00	99,082.03	
		US TREASURY BOND	6,450,000.00	4,915,101.24	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,797,101.18	
		US TREASURY BOND	100,000.00	98,621.09	
		US TREASURY N/B	15,000,000.00	14,710,740.00	

		US TREASURY N/B	15,300,000.00	14,826,541.50	
		US TREASURY N/B	53,950,000.00	54,152,398.82	
		US TREASURY N/B	44,830,000.00	43,763,552.57	
		US TREASURY N/B	22,100,000.00	22,188,461.88	
		US TREASURY N/B	14,050,000.00	13,684,857.36	
		US TREASURY N/B	360,000.00	348,391.54	
		US TREASURY N/B	67,200,000.00	67,067,616.00	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,007,304.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,503.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,699.21	
		US TREASURY N/B	24,750,000.00	24,636,882.60	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,814,625.00	
		US TREASURY N/B	600,000.00	584,039.04	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,878.90	
		US TREASURY N/B	270,000.00	261,230.26	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,648.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,230.46	
		US TREASURY N/B	31,550,000.00	30,464,235.14	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,203.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,738.28	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,506,328.05	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,046.87	
		US TREASURY N/B	3,250,000.00	3,156,816.32	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	7,248,234.24	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,097.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,978.51	
		US TREASURY N/B	42,100,000.00	42,572,799.84	
		US TREASURY N/B	42,700,000.00	40,419,051.40	
		US TREASURY N/B	350,000.00	344,066.38	
		US TREASURY N/B	69,100,000.00	67,477,766.94	
		US TREASURY N/B	67,250,000.00	68,047,275.65	
		US TREASURY N/B	39,950,000.00	37,721,537.06	
		US TREASURY N/B	59,400,000.00	58,224,759.12	
		US TREASURY N/B	300,000.00	282,568.35	
		US TREASURY N/B	300,000.00	297,281.25	
		US TREASURY N/B	70,400,000.00	65,982,118.40	

		US TREASURY N/B	62,100,000.00	60,938,046.90	
		US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,817,417.86	
		US TREASURY N/B	50,000.00	46,857.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,810.54	
		US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,975,868.94	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,794.92	
		US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,650,363.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,818.35	
		US TREASURY N/B	41,300,000.00	38,521,121.24	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,310.54	
		US TREASURY N/B	500,000.00	465,195.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,349.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,484.37	
		US TREASURY N/B	600,000.00	586,171.86	
		US TREASURY N/B	23,750,000.00	22,271,655.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,667.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,775.39	
		US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,791,391.32	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,427.73	
		US TREASURY N/B	48,400,000.00	47,341,250.00	
		US TREASURY N/B	45,300,000.00	42,363,459.21	
		US TREASURY N/B	9,900,000.00	9,874,475.82	
		US TREASURY N/B	43,950,000.00	41,019,427.18	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,757.81	
		US TREASURY N/B	61,600,000.00	56,949,920.72	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,109.37	
		US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,442,196.72	
		US TREASURY N/B	46,900,000.00	43,428,297.85	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,833.98	
		US TREASURY N/B	17,900,000.00	16,602,599.05	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,605.46	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,497,640.04	
		US TREASURY N/B	100,000.00	103,390.62	
		US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,614,839.39	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,134.76	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,281,210.78	

		US TREASURY N/B	29,500,000.00	27,312,849.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,996.09	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,583.98	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,796.87	
		US TREASURY N/B	8,350,000.00	8,045,355.26	
		US TREASURY N/B	24,400,000.00	22,895,491.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,626.95	
		US TREASURY N/B	51,350,000.00	48,958,009.16	
		US TREASURY N/B	11,350,000.00	11,486,775.44	
		US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,762,774.32	
		US TREASURY N/B	6,200,000.00	6,381,761.68	
		US TREASURY N/B	31,200,000.00	29,698,500.00	
		US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,560,587.23	
		US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,151,523.40	
		US TREASURY N/B	41,350,000.00	40,573,877.04	
		US TREASURY N/B	7,850,000.00	7,981,394.87	
		US TREASURY N/B	29,900,000.00	28,642,681.08	
		US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,102,577.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,291.01	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	39,990,211.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,322.26	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,955,390.40	
		US TREASURY N/B	11,600,000.00	11,690,397.64	
		US TREASURY N/B	750,000.00	759,316.35	
		US TREASURY N/B	50,000.00	46,098.63	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,910,511.67	
		US TREASURY N/B	9,150,000.00	9,175,198.18	
		US TREASURY N/B	3,450,000.00	3,527,220.66	
		US TREASURY N/B	100,000.00	85,916.01	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,720.70	
		US TREASURY N/B	15,450,000.00	15,720,676.27	
		US TREASURY N/B	450,000.00	407,601.54	
		US TREASURY N/B	35,050,000.00	35,323,141.14	
		US TREASURY N/B	47,850,000.00	47,442,523.75	
		US TREASURY N/B	42,250,000.00	41,650,079.57	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	38,516,784.72	

		US TREASURY N/B	59,800,000.00	51,556,474.32	
		US TREASURY N/B	2,350,000.00	2,340,957.90	
		US TREASURY N/B	41,900,000.00	41,716,687.50	
		US TREASURY N/B	30,100,000.00	30,295,767.39	
		US TREASURY N/B	41,180,000.00	35,210,506.02	
		US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,991,088.25	
		US TREASURY N/B	6,750,000.00	6,987,172.72	
		US TREASURY N/B	100,000.00	104,683.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,343.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,330.07	
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,526,318.05	
		US TREASURY N/B	9,300,000.00	9,970,253.79	
		US TREASURY N/B	500,000.00	432,900.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,712.89	
		US TREASURY N/B	43,100,000.00	43,560,458.85	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,224.60	
		US TREASURY N/B	84,400,000.00	87,362,237.44	
		US TREASURY N/B	50,000.00	42,815.42	
		US TREASURY N/B	9,250,000.00	9,142,504.82	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	856,035.10	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,428,355.46	
		US TREASURY N/B	14,750,000.00	12,951,479.40	
		US TREASURY N/B	64,230,000.00	59,822,967.74	
		US TREASURY N/B	48,250,000.00	44,412,614.77	
		US TREASURY N/B	200,000.00	200,625.00	
		US TREASURY N/B	51,800,000.00	49,807,922.22	
		US TREASURY N/B	37,850,000.00	35,985,588.48	
		US TREASURY N/B	46,550,000.00	45,694,457.55	
		US TREASURY N/B	23,650,000.00	24,197,828.60	
		US TREASURY N/B	55,150,000.00	54,379,835.76	
		US TREASURY N/B	68,750,000.00	69,530,147.50	
		US TREASURY N/B	29,500,000.00	28,688,171.80	
		US TREASURY N/B	39,650,000.00	39,589,593.22	
		US TREASURY N/B	20,500,000.00	21,033,319.80	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,483,593.73	
		US TREASURY N/B	350,000.00	356,562.50	

		US TREASURY N/B	100,000.00	100,394.53	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,582.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,503.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,695.31	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,105.46	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,640.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,796.87	
		US TREASURY N/B	200,000.00	123,687.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,082.03	
		US TREASURY N/B	850,000.00	519,877.85	
		US TREASURY N/B	50,000.00	31,678.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,269.53	
		US TREASURY N/B	200,000.00	136,644.52	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,914.06	
		US TREASURY N/B	6,950,000.00	4,572,746.94	
		US TREASURY N/B	400,000.00	324,328.12	
		US TREASURY N/B	57,850,000.00	39,410,312.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	80,738.28	
		US TREASURY N/B	32,050,000.00	23,067,859.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	78,929.68	
		US TREASURY N/B	500,000.00	408,935.50	
		US TREASURY N/B	200,000.00	151,257.80	
		US TREASURY N/B	100,000.00	82,988.28	
		US TREASURY N/B	100,000.00	75,273.43	
		US TREASURY N/B	41,590,000.00	33,047,800.78	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,449.21	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,257.81	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,960.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,148.43	
		US TREASURY N/B	46,100,000.00	38,959,898.31	
		US TREASURY N/B	8,600,000.00	6,982,796.66	
		US TREASURY N/B	50,450,000.00	39,262,313.94	
		US TREASURY N/B	47,650,000.00	36,208,415.42	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	24,226,868.04	
		US TREASURY N/B	25,400,000.00	19,189,898.12	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,409,280.80	

		US TREASURY N/B	400,000.00	273,414.04	
		US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,187,287.06	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,131,374.72	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,183,554.60	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,476,796.80	
		US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,008,500.00	
		US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,411,353.24	
		US TREASURY N/B	49,700,000.00	36,390,687.90	
		US TREASURY N/B	52,650,000.00	39,345,587.19	
		US TREASURY N/B	39,750,000.00	28,968,587.62	
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	38,960,935.00	
		US TREASURY N/B	44,100,000.00	31,989,725.46	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,896,265.42	
		US TREASURY N/B	14,650,000.00	9,035,501.77	
		US TREASURY N/B	300,000.00	189,703.11	
		US TREASURY N/B	35,300,000.00	20,360,238.69	
		US TREASURY N/B	1,150,000.00	556,065.36	
		US TREASURY N/B	6,850,000.00	3,771,914.82	
		US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,088,657.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	56,511.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	54,494.14	
		US TREASURY N/B	100,000.00	59,859.37	
		US TREASURY N/B	16,350,000.00	11,282,776.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	70,761.71	
		US TREASURY N/B	500,000.00	486,123.00	
		US TREASURY N/B	26,600,000.00	23,796,088.68	
		US TREASURY N/B	46,050,000.00	41,216,545.95	
	小計	銘柄数：214	3,478,260,000.00	3,198,127,995.33	
		組入時価比率：45.2%		(471,723,879,311) 45.7%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	4,590,000.00	4,645,705.61	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,448,393.25	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,697,925.77	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,099,141.94	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,407,065.21	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,301,853.94	

		CANADIAN GOVERNMENT	1, 100, 000. 00	1, 119, 825. 85	
		CANADIAN GOVERNMENT	250, 000. 00	244, 945. 85	
		CANADIAN GOVERNMENT	6, 600, 000. 00	6, 680, 211. 78	
		CANADIAN GOVERNMENT	16, 150, 000. 00	16, 758, 478. 70	
		CANADIAN GOVERNMENT	9, 530, 000. 00	10, 497, 618. 06	
		CANADIAN GOVERNMENT	100, 000. 00	97, 783. 42	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 850, 000. 00	1, 890, 277. 46	
		CANADIAN GOVERNMENT	100, 000. 00	97, 268. 55	
		CANADIAN GOVERNMENT	7, 300, 000. 00	6, 729, 653. 92	
		CANADIAN GOVERNMENT	9, 400, 000. 00	8, 231, 589. 40	
		CANADIAN GOVERNMENT	13, 600, 000. 00	12, 442, 385. 68	
		CANADIAN GOVERNMENT	100, 000. 00	90, 534. 65	
		CANADIAN GOVERNMENT	8, 550, 000. 00	7, 914, 735. 00	
		CANADIAN GOVERNMENT	11, 750, 000. 00	11, 167, 653. 55	
		CANADIAN GOVERNMENT	21, 310, 000. 00	24, 826, 135. 08	
		CANADIAN GOVERNMENT	800, 000. 00	794, 295. 68	
		CANADIAN GOVERNMENT	7, 800, 000. 00	7, 874, 778. 60	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 100, 000. 00	1, 084, 448. 75	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 300, 000. 00	1, 277, 722. 42	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 050, 000. 00	1, 028, 133. 85	
		CANADIAN GOVERNMENT	6, 730, 000. 00	7, 653, 222. 07	
		CANADIAN GOVERNMENT	6, 240, 000. 00	6, 002, 692. 80	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 800, 000. 00	1, 502, 024. 94	
		CANADIAN GOVERNMENT	14, 600, 000. 00	10, 128, 583. 56	
		CANADIAN GOVERNMENT	7, 700, 000. 00	4, 917, 673. 52	
		CANADIAN GOVERNMENT	1, 550, 000. 00	1, 245, 401. 75	
		CANADIAN GOVERNMENT	5, 700, 000. 00	4, 448, 639. 10	
	小計	銘柄数 : 33	200, 890, 000. 00	193, 346, 799. 71	
				(20, 651, 371, 677)	
		組入時価比率 : 2. 0%		2. 0%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	2, 700, 000. 00	2, 676, 015. 63	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	171, 600, 000. 00	165, 748, 748. 88	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	133, 900, 000. 00	132, 973, 853. 87	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6, 000, 000. 00	6, 046, 800. 00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	52, 400, 000. 00	52, 567, 748. 12	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84, 300, 000. 00	84, 549, 173. 94	

	小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	154,566,778.10	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	63,128,161.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	366,760.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	34,580,510.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	56,800,000.00	60,579,403.84	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	160,100,000.00	149,116,083.34	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	76,473,840.34	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	117,500,000.00	99,123,176.25	
		銘柄数：14	1,143,300,000.00	1,082,497,054.61	
		組入時価比率：0.8%		(8,523,690,057)	
				0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,203.22	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,760.00	
		BELGIUM KINGDOM	5,350,000.00	5,413,130.00	
		BELGIUM KINGDOM	2,650,000.00	2,652,385.00	
		BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,930,740.00	
		BELGIUM KINGDOM	16,250,000.00	17,428,125.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	88,360.00	
		BELGIUM KINGDOM	2,000,000.00	2,007,200.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,906,515.00	
		BELGIUM KINGDOM	4,300,000.00	4,257,430.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	83,780.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	125,100.00	
		BELGIUM KINGDOM	11,150,000.00	11,874,750.00	
		BELGIUM KINGDOM	800,000.00	767,680.00	
		BELGIUM KINGDOM	150,000.00	143,250.00	
		BELGIUM KINGDOM	3,500,000.00	3,409,003.85	
		BELGIUM KINGDOM	1,700,000.00	1,470,670.00	
		BELGIUM KINGDOM	5,950,000.00	5,228,673.76	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	608,098.10	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	8,130,000.00	8,817,798.00	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	14,750,000.00	16,907,246.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,147.95	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,130.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	42,400,000.00	42,722,697.92	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,200,000.00	8,002,216.00	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	98, 003. 78	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14, 000, 000. 00	14, 042, 700. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	544, 125. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 715. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	23, 400, 000. 00	24, 301, 145. 70	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43, 300, 000. 00	43, 527, 325. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	91, 052. 40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	467, 700. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	45, 200, 000. 00	45, 994, 109. 76	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	97, 504. 74	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	100, 830. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 179. 95	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	17, 450, 000. 00	18, 011, 429. 32	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9, 050, 000. 00	9, 109, 529. 09	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 650, 000. 00	5, 751, 819. 78	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	88, 009. 71	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7, 600, 000. 00	7, 774, 100. 80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	14, 900, 000. 00	16, 869, 006. 69	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2, 000, 000. 00	1, 929, 179. 20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7, 600, 000. 00	8, 416, 008. 96	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600, 000. 00	390, 180. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 300, 000. 00	6, 180, 381. 94	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	85, 047. 14	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500, 000. 00	402, 783. 75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11, 950, 000. 00	11, 582, 147. 93	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7, 250, 000. 00	6, 073, 082. 85	
		BUNDES Obligation	10, 000, 000. 00	10, 092, 800. 00	
		BUNDES Obligation	4, 000, 000. 00	4, 019, 720. 00	
		BUNDES Obligation	8, 000, 000. 00	7, 947, 040. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	97, 588. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8, 300, 000. 00	8, 988, 319. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	96, 438. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	36, 200, 000. 00	38, 911, 742. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	94, 850. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	93, 585. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	93, 818. 00	

	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30,970,000.00	36,108,852.10	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,805,184.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	45,900,000.00	53,096,202.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	12,900,000.00	12,675,282.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	450,000.00	434,421.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,900,000.00	18,516,184.41	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,150,000.00	8,532,314.50	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	29,850,000.00	33,084,787.78	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	30,870,000.00	35,129,519.77	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	90,223.72	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,600,000.00	17,420,480.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	67,784.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	445,580.00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	16,550,000.00	14,046,481.50	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21,800,000.00	19,962,914.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	106,222.06	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	20,950,000.00	21,450,275.52	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	34,660,000.00	35,083,111.95	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	29,450,000.00	29,636,713.00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	200,567.18	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,000,000.00	7,987,267.20	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	199,227.84	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	29,050,000.00	29,303,740.13	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	30,700,000.00	32,365,379.83	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,750,000.00	1,634,937.50	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	37,550,000.00	38,661,517.55	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,925.96	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	4,061,280.80	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	166,273.87	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,889,749.08	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	103,826.38	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	24,000,000.00	25,038,602.40	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	5,050,000.00	5,089,615.73	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	13,000,000.00	12,930,336.90	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	11,200,000.00	11,837,197.12	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,446.19	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	26, 500, 000. 00	27, 340, 137. 45	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	116, 633. 60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	205, 412. 18	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7, 650, 000. 00	7, 714, 044. 27	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	138, 064. 60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	87, 268. 96	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	95, 850. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30, 950, 000. 00	36, 209, 909. 17	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	94, 511. 79	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5, 700, 000. 00	6, 063, 328. 83	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 000, 000. 00	4, 135, 776. 40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26, 450, 000. 00	29, 722, 544. 76	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 650, 000. 00	4, 793, 438. 55	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	99, 320. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30, 700, 000. 00	30, 981, 712. 41	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4, 500, 000. 00	4, 512, 956. 85	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	650, 000. 00	569, 866. 83	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	91, 670. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450, 000. 00	505, 115. 86	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	182, 143. 44	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	6, 200, 000. 00	6, 948, 408. 20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10, 500, 000. 00	10, 335, 049. 20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400, 000. 00	299, 098. 16	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	19, 000, 000. 00	19, 773, 355. 08	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8, 400, 000. 00	9, 097, 296. 60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450, 000. 00	390, 944. 74	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400, 000. 00	356, 840. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	93, 790. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	14, 050, 000. 00	13, 662, 895. 80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9, 250, 000. 00	6, 455, 677. 67	
		FINNISH GOVERNMENT	1, 700, 000. 00	1, 614, 065. 00	
		FINNISH GOVERNMENT	2, 950, 000. 00	2, 734, 271. 22	
		FINNISH GOVERNMENT	1, 050, 000. 00	924, 191. 31	
		FINNISH GOVERNMENT	2, 300, 000. 00	2, 075, 215. 94	
		FINNISH GOVERNMENT	9, 400, 000. 00	8, 600, 723. 64	
		FINNISH GOVERNMENT	350, 000. 00	351, 346. 48	

		FINNISH GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	1, 715, 027. 60	
		FINNISH GOVERNMENT	3, 500, 000. 00	3, 453, 450. 00	
		FINNISH GOVERNMENT	500, 000. 00	361, 110. 30	
		FINNISH GOVERNMENT	4, 000, 000. 00	3, 750, 228. 80	
		FINNISH GOVERNMENT	600, 000. 00	563, 580. 00	
		FINNISH GOVERNMENT	1, 450, 000. 00	584, 913. 47	
		FRANCE (GOVT OF)	600, 000. 00	158, 640. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	98, 070. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	5, 800, 000. 00	5, 847, 560. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	6, 400, 000. 00	6, 177, 920. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	23, 700, 000. 00	22, 870, 500. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	29, 100, 000. 00	29, 172, 750. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	95, 040. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	250, 000. 00	252, 900. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	93, 080. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	60, 850, 000. 00	61, 282, 035. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	900, 000. 00	896, 400. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	2, 100, 000. 00	1, 825, 110. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	28, 280, 000. 00	28, 200, 816. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	650, 000. 00	544, 375. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 150, 000. 00	1, 141, 720. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	5, 200, 000. 00	5, 320, 640. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	84, 400. 16	
		FRANCE (GOVT OF)	2, 450, 000. 00	2, 389, 730. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	16, 350, 000. 00	16, 042, 620. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 750, 000. 00	1, 673, 525. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	69, 870. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	200, 000. 00	119, 700. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	100, 000. 00	45, 810. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	400, 000. 00	177, 840. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	14, 250, 000. 00	11, 914, 425. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	15, 700, 000. 00	14, 287, 000. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	50, 000. 00	26, 155. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	5, 050, 000. 00	5, 590, 855. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	700, 000. 00	650, 511. 68	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	34, 350, 000. 00	40, 232, 750. 08	

		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44, 050, 000. 00	48, 825, 491. 33	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	17, 000, 000. 00	17, 629, 000. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38, 350, 000. 00	41, 525, 380. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10, 450, 000. 00	9, 349, 223. 12	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	23, 750, 000. 00	22, 821, 375. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	400, 000. 00	377, 680. 00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	1, 300, 000. 00	1, 261, 119. 46	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	3, 800, 000. 00	3, 235, 243. 24	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	9, 950, 000. 00	9, 627, 676. 70	
		IRISH GOVERNMENT	200, 000. 00	193, 731. 40	
		IRISH GOVERNMENT	150, 000. 00	98, 086. 51	
		IRISH TSY 0. 2% 2030	2, 650, 000. 00	2, 356, 358. 00	
		IRISH TSY 1. 10% 2029	10, 860, 000. 00	10, 404, 646. 71	
		IRISH TSY 1. 35% 2031	100, 000. 00	94, 076. 10	
		IRISH TSY 2% 2045	2, 250, 000. 00	1, 772, 347. 95	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100, 000. 00	97, 740. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	10, 730, 000. 00	11, 599, 130. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100, 000. 00	96, 135. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3, 050, 000. 00	2, 831, 315. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2, 300, 000. 00	2, 127, 551. 75	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5, 400, 000. 00	5, 410, 260. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	1, 778, 753. 80	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5, 900, 000. 00	5, 087, 759. 98	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5, 650, 000. 00	4, 891, 862. 66	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	250, 000. 00	246, 710. 62	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	10, 600, 000. 00	10, 430, 400. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	971, 300. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	12, 700, 000. 00	13, 828, 563. 91	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2, 900, 000. 00	1, 979, 830. 00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3, 050, 000. 00	3, 222, 851. 12	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	6, 800, 000. 00	6, 142, 678. 68	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700, 000. 00	287, 210. 70	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	4, 850, 000. 00	3, 569, 600. 00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	2, 600, 000. 00	2, 577, 380. 00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	9, 400, 000. 00	8, 780, 540. 00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	1, 000, 000. 00	989, 900. 00	

	小計	OBRIGACOES DO TESOURO	11, 250, 000. 00	11, 115, 000. 00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	150, 000. 00	121, 260. 00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	3, 500, 000. 00	3, 297, 700. 00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7, 000, 000. 00	3, 996, 300. 00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5, 950, 000. 00	5, 544, 805. 00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4, 850, 000. 00	4, 948, 455. 00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4, 300, 000. 00	3, 851, 510. 00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	10, 450, 000. 00	10, 898, 305. 00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7, 850, 000. 00	6, 991, 210. 00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4, 250, 000. 00	4, 255, 950. 00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1, 500, 000. 00	1, 482, 450. 00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	12, 050, 000. 00	13, 120, 372. 58	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4, 300, 000. 00	4, 060, 396. 69	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1, 550, 000. 00	1, 374, 540. 00	
		SPANISH GOVERNMENT	21, 450, 000. 00	22, 948, 220. 29	
		銘柄数 : 220	1, 771, 900, 000. 00	1, 804, 756, 830. 14	
				(311, 428, 838, 608)	
		組入時価比率 : 29. 9%		30. 2%	
	英債券	UK TREASURY	1, 150, 000. 00	1, 106, 578. 07	
		UK TREASURY	1, 400, 000. 00	1, 335, 070. 09	
		UK TREASURY	100, 000. 00	101, 166. 46	
		UK TREASURY	90, 000. 00	82, 538. 28	
		UK TREASURY	200, 000. 00	187, 228. 40	
		UK TREASURY	100, 000. 00	106, 817. 24	
		UK TREASURY	100, 000. 00	89, 336. 86	
		UK TREASURY	200, 000. 00	177, 129. 50	
		UK TREASURY	500, 000. 00	416, 603. 40	
		UK TREASURY	400, 000. 00	319, 796. 00	
		UK TREASURY	160, 000. 00	160, 072. 09	
		UK TREASURY	100, 000. 00	76, 202. 06	
		UK TREASURY	480, 000. 00	477, 600. 00	
		UK TREASURY	650, 000. 00	442, 264. 87	
		UK TREASURY	1, 480, 000. 00	1, 417, 323. 48	
		UK TREASURY	100, 000. 00	71, 754. 30	
		UK TREASURY	18, 050, 000. 00	16, 047, 280. 30	
		UK TREASURY	15, 990, 000. 00	15, 654, 851. 19	

	UK TREASURY	20,200,000.00	18,586,020.00	
	UK TREASURY	500,000.00	452,650.00	
	UK TREASURY	320,000.00	292,064.00	
	UK TREASURY	70,000.00	54,130.52	
	UK TREASURY	21,600,000.00	18,376,083.36	
	UK TREASURY	100,000.00	49,830.00	
	UK TREASURY	100,000.00	51,268.53	
	UK TREASURY	100,000.00	83,440.00	
	UK TREASURY	550,000.00	228,415.00	
	UK TREASURY	100,000.00	75,310.00	
	UK TREASURY	600,000.00	258,420.00	
	UK TREASURY	2,550,000.00	1,898,475.00	
	UK TREASURY	550,000.00	241,725.00	
	UK TREASURY	100,000.00	44,081.77	
	UK TREASURY	100,000.00	76,849.71	
	UK TREASURY	19,850,000.00	15,086,000.00	
	UK TREASURY	100,000.00	52,649.67	
	UK TREASURY	3,700,000.00	2,528,580.00	
	UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	12,175.00	
	UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	75,330.00	
	UNITED KINGDOM GILT	20,000.00	20,055.25	
	UNITED KINGDOM GILT	21,370,000.00	21,320,434.42	
	UNITED KINGDOM GILT	24,440,000.00	24,696,576.00	
	UNITED KINGDOM GILT	7,590,000.00	7,708,100.40	
	UNITED KINGDOM GILT	12,780,000.00	12,841,499.91	
	UNITED KINGDOM GILT	31,600,000.00	32,001,636.00	
	UNITED KINGDOM GILT	24,300,000.00	23,983,852.14	
	UNITED KINGDOM GILT	1,600,000.00	1,609,346.88	
	UNITED KINGDOM GILT	2,300,000.00	2,268,806.70	
	UNITED KINGDOM GILT	18,840,000.00	17,427,000.00	
	UNITED KINGDOM GILT	21,430,000.00	19,923,471.00	
	UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	62,062.00	
	UNITED KINGDOM GILT	30,800,000.00	25,625,600.00	
	UNITED KINGDOM GILT	4,300,000.00	4,193,360.00	
	UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	170,000.00	138,220.89	
小計	銘柄数 : 53	314,270,000.00	290,613,131.74	

			(58,099,377,297)	
	組入時価比率：5.6%		5.6%	
スウェーデン ローナ	SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,333,078.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	26,200,000.00	25,499,246.94	
	SWEDISH GOVERNMENT	20,000,000.00	19,053,118.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	23,400,000.00	20,971,510.56	
	SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,581,606.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	7,600,000.00	7,268,640.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	16,293,724.04	
小計	銘柄数：7	127,000,000.00	124,000,923.54	
			(1,915,814,268)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
ノルウェー クロネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,041,280.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	10,094,805.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	29,100,000.00	27,080,326.14	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,868,014.20	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	10,073,344.88	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	35,564,000.52	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,197,943.30	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,200,000.00	4,166,292.90	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	974,437.10	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,600,000.00	8,222,990.62	
小計	銘柄数：10	127,000,000.00	117,283,434.66	
			(1,698,264,133)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
デンマーク クロネ	KINGDOM OF DENMARK	8,000,000.00	8,069,295.20	
	KINGDOM OF DENMARK	9,600,000.00	9,355,592.64	
	KINGDOM OF DENMARK	18,550,000.00	17,381,350.00	
	KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,568,776.46	
	KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	52,117,885.05	
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	3,760,306.50	
小計	銘柄数：6	96,850,000.00	100,253,205.85	
			(2,317,854,119)	
	組入時価比率：0.2%		0.2%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,150,177.68	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,683,051.56	

	小計	POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	49,196,594.10	
		POLAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	8,141,024.25	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	12,196,670.85	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,511,452.95	
		POLAND GOVERNMENT BOND	14,100,000.00	13,123,123.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,700,000.00	18,501,280.71	
		POLAND GOVERNMENT BOND	38,100,000.00	32,125,142.76	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,900,000.00	9,772,769.09	
		POLAND GOVERNMENT BOND	17,600,000.00	18,571,778.72	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,236,585.88	
		銘柄数 : 12	179,300,000.00	170,209,652.35	
				(6,898,597,209)	
		組入時価比率 : 0.7%		0.7%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,670,000.00	12,269,628.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	5,219,748.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	6,225,408.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,865,059.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,570,000.00	3,552,614.10	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	3,002,815.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,000,000.00	17,209,440.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,000,000.00	6,996,800.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,600,000.00	4,962,384.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,601,985.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,550,000.00	5,545,688.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,677,377.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,700,000.00	23,507,666.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	278,049.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,403.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,280,000.00	9,751,094.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,290,000.00	2,902,043.20	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,500,000.00	13,719,755.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,960,875.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	4,007,730.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,090,000.00	4,572,372.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,344,040.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,393,595.00	

	小計	銘柄数：23 組入時価比率：1.3%	148,100,000.00	136,663,569.30 (13,125,169,195) 1.3%	
	ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	2,653,014.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,110,940.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,588,280.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,296,320.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,750,000.00	3,286,210.11	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,650,000.00	3,189,370.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,478,442.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,987,096.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	400,000.00	389,600.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,338,665.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,684,020.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	656,700.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	38,350,000.00	34,658,657.11 (3,031,939,323) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,337,050.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	350,000.00	348,804.92	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,202,230.73	
		SINGAPORE GOVERNMENT	2,200,000.00	2,258,817.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	205,640.96	
		SINGAPORE GOVERNMENT	450,000.00	471,825.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,800,000.00	1,883,700.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,939,868.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	494,825.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,381,950.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	4,313,865.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	942,650.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,390,960.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,964,150.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.4%	34,260,000.00	36,136,336.61 (4,153,149,166) 0.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,434,453.68	

		MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	109,201.79	
		MALAYSIA GOVERNMENT	6,300,000.00	6,524,972.37	
		MALAYSIA GOVERNMENT	10,000,000.00	11,147,127.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,242,540.56	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,126,987.00	
		MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	405,265.56	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,200,000.00	8,321,291.12	
		MALAYSIA GOVERNMENT	10,800,000.00	10,904,752.44	
		MALAYSIA GOVERNMENT	6,200,000.00	6,326,285.94	
		MALAYSIA GOVERNMENT	500,000.00	525,247.60	
		MALAYSIA GOVERNMENT	4,980,000.00	5,132,671.86	
		MALAYSIA GOVERNMENT	15,400,000.00	16,325,285.90	
		MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,329,460.88	
		MALAYSIA GOVERNMENT	9,300,000.00	9,799,787.58	
		MALAYSIA GOVERNMENT	12,100,000.00	12,511,044.26	
		MALAYSIA GOVERNMENT	3,600,000.00	3,857,982.48	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,134,309.70	
		MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	406,440.96	
		MALAYSIA GOVERNMENT	14,350,000.00	16,594,071.65	
		MALAYSIA GOVERNMENT	12,100,000.00	13,678,349.41	
		MALAYSIA GOVERNMENT	9,400,000.00	10,942,204.42	
		MALAYSIA GOVERNMENT	300,000.00	327,176.79	
		銘柄数 : 23	140,030,000.00	150,106,910.95	
				(5,252,210,792)	
		組入時価比率 : 0.5%		0.5%	
	小計				
人民幣		CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,390,183.84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	95,750,310.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	91,240,928.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	160,200,000.00	162,230,855.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	127,900,000.00	127,326,816.15	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,467,197.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	84,998,013.92	
		CHINA GOVERNMENT BOND	112,000,000.00	112,316,433.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,331,403.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000.00	464,274,385.92	
		CHINA GOVERNMENT BOND	18,600,000.00	18,590,301.96	

		CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,018,186.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24,400,000.00	24,499,852.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,839,424.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	40,200,000.00	40,199,300.52	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	96,637,447.92	
		CHINA GOVERNMENT BOND	131,200,000.00	131,307,151.04	
		CHINA GOVERNMENT BOND	35,300,000.00	36,408,716.52	
		CHINA GOVERNMENT BOND	97,900,000.00	98,019,653.38	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	112,556,802.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,249,754.92	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	73,239,565.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	101,410,286.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	114,396,021.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	56,720,164.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	114,900,000.00	117,070,334.61	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	77,430,092.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	210,929,473.27	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	88,411,954.24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	82,600,000.00	83,158,111.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	51,753,785.04	
		CHINA GOVERNMENT BOND	103,500,000.00	102,884,713.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,046,455.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	163,528,950.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	150,061,886.55	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	148,692,143.41	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,720,779.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	145,593,954.99	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,500,000.00	99,628,632.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,502,426.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	25,800,000.00	25,500,402.66	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,340,120.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	85,900,000.00	86,500,157.53	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,682,880.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	67,327,392.87	
		CHINA GOVERNMENT BOND	46,100,000.00	49,585,127.73	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,235,365.73	

	小計	CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,238,558.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	91,117,731.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	97,808,503.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	154,542,726.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	158,300,000.00	164,940,210.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,130,104.09	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	95,822,194.05	
		CHINA GOVERNMENT BOND	145,700,000.00	143,862,387.89	
		CHINA GOVERNMENT BOND	94,000,000.00	93,292,405.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,200,000.00	10,887,039.14	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,200,000.00	40,302,013.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	110,026,201.19	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	80,424,035.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	84,971,825.28	
		CHINA GOVERNMENT BOND	180,900,000.00	219,046,093.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,900,000.00	27,992,239.44	
		銘柄数：63	5,558,700,000.00	5,786,408,565.44	
				(118,753,884,347)	
		組入時価比率：11.4%		11.5%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	7,100,000.00	7,293,332.29	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,846,425.50	
		ISRAEL FIXED BOND	6,850,000.00	6,806,471.67	
		ISRAEL FIXED BOND	10,100,000.00	9,595,535.30	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,487,661.15	
		ISRAEL FIXED BOND	1,300,000.00	1,334,372.65	
		ISRAEL FIXED BOND	10,500,000.00	9,185,782.20	
		ISRAEL FIXED BOND	18,600,000.00	15,638,284.80	
		ISRAEL FIXED BOND	4,400,000.00	4,344,486.96	
		ISRAEL FIXED BOND	12,600,000.00	9,404,902.08	
		ISRAEL FIXED BOND	11,300,000.00	12,741,079.96	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	5,083,201.29	
		銘柄数：12	94,950,000.00	87,761,535.85	
				(3,831,852,954)	
		組入時価比率：0.4%		0.4%	
	合計			1,031,405,892,456	
				(1,031,405,892,456)	

(注 1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2025 年 8 月 18 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	28,985,000	
		US TREASURY N/B	297,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY BOND	24,742,000	
		US TREASURY N/B	4,145,000	
		US TREASURY N/B	42,000	
		US TREASURY N/B	8,250,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	20,755,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	43,600,000	
		US TREASURY N/B	47,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	49,601,000	
		US TREASURY N/B	464,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	4,595,000	
		US TREASURY N/B	25,929,000	
		US TREASURY N/B	9,368,000	
		US TREASURY N/B	27,143,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	46,000,000	
		US TREASURY N/B	3,480,000	
		US TREASURY N/B	49,999,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	22,237,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	2,889,000	

		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	6,715,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,800,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	15,300,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,355,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,866,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	15,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	230,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	250,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,138,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	582,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	25,000,000	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,350,000	
	ユーロ	BUNDESOBLIGATION	2,200,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,604,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,450,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	548,600	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,480,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,415,000	
		FRANCE (GOVT OF)	25,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	7,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	4,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	34,200,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	29,192,500	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,072,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,845,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年8月18日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	291,440,988	—	293,297,407	1,856,419
米ドル	137,229,328	—	138,192,039	962,711
カナダドル	76,817,644	—	77,111,910	294,266
ユーロ	77,394,016	—	77,993,458	599,442
売建	90,716,452	—	90,998,786	△282,334
米ドル	61,345,253	—	61,493,780	△148,527
ユーロ	29,371,199	—	29,505,006	△133,807
合計	—	—	—	1,574,085

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 8 月 18 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,057,083,476
コール・ローン	232,002,880
株式	170,010,183,057
投資信託受益証券	6,417,249,312
投資証券	138,737,085
派生商品評価勘定	241,208,294
未収入金	1,481,418
未収配当金	424,934,621
未収利息	3,101
差入委託証拠金	6,303,229,560
流動資産合計	184,826,112,804
資産合計	184,826,112,804
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	254,438
未払解約金	117,123,933
その他未払費用	4,369,800
流動負債合計	121,748,171
負債合計	121,748,171
純資産の部	
元本等	
元本	77,908,709,771
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	106,795,654,862
元本等合計	184,704,364,633
純資産合計	184,704,364,633
負債純資産合計	184,826,112,804

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 3708 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(23, 708 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資信託受益証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 8 月 18 日現在	
期首	2025 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	71,004,553,368 円
同期中における追加設定元本額	11,871,639,690 円
同期中における一部解約元本額	4,967,483,287 円
期末元本額	77,908,709,771 円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	11,257,571 円
野村資産設計ファンド2020	11,989,690 円
野村資産設計ファンド2025	16,266,882 円
野村資産設計ファンド2030	30,980,511 円
野村資産設計ファンド2035	35,629,543 円
野村資産設計ファンド2040	64,755,949 円
野村資産設計ファンド2045	14,416,723 円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,698,406,637 円
ネクストコア	9,622,558 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	522,883,424 円
野村資産設計ファンド2050	16,789,079 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,891,164 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,190,329 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,173,911 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,210,983 円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	820,816 円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	1,044,079 円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	10,498,222 円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	6,343,773 円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	25,846,329 円

野村つみたて外国株投信	9,299,842,065 円
野村外国株（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	590,881,925 円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	2,155,896,364 円
世界6資産分散ファンド	139,162,892 円
野村資産設計ファンド2060	16,418,325 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カンントリー）	3,631,381,121 円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	1,851,257,872 円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,321,373,344 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	4,340,325,639 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,367,113 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）	1,157,997,197 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	330,819 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	387,980,221 円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	47,400,211,204 円
野村DC運用戦略ファンド	677,424,396 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	40,297,646 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	35,200,284 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	43,256,363 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	33,833,955 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	36,418,436 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	68,224,913 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	191,609,504 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年8月18日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	155,000	2.08	322,555.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	19,800	45.08	892,584.00	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	18.35	396,360.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	

POLYUS PJSC	23,550	0.00	0.00
SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00
SOUTHERN COPPER CORP	11,209	95.87	1,074,606.83
LATAM AIRLINES GROUP-SA ADR	13,558	44.13	598,314.54
H WORLD GROUP LTD-ADR	27,800	33.07	919,346.00
YUM CHINA HOLDINGS INC	50,400	44.75	2,255,400.00
OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00
PDD HOLDINGS INC ADR	91,140	118.95	10,841,103.00
VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	39,400	16.96	668,224.00
X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00
JBS NV-A	49,050	14.30	701,415.00
LEGEND BIOTECH CORP-ADR	11,100	37.50	416,250.00
BANCO DE CHILE-ADR	33,600	29.30	984,480.00
BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	24.21	474,516.00
COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	330,036	1.96	646,870.56
CREDICORP LTD	8,360	251.88	2,105,716.80
GRUPO CIBEST SA-ADR	15,630	49.53	774,153.90
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	415,800	13.10	5,446,980.00
PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00
STATE BANK OF INDIA-GDR	23,210	94.60	2,195,666.00
TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00
VTB BANK JSC	35,156	0.00	0.00
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	54,288	1.27	68,945.76
MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00
ENEL CHILE SA-ADR	73,000	3.39	247,470.00
INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00
QFIN HOLDINGS INC-ADR	13,400	31.95	428,130.00
MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00
XP INC - CLASS A	53,000	17.56	930,680.00
TAL EDUCATION GROUP-ADR	50,000	11.44	572,000.00
TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	96,600	25.55	2,468,130.00
AUTOHOME INC-ADR	7,500	28.43	213,225.00
KANZHUN LTD	43,500	21.37	929,595.00
VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00
小計銘柄数：49			37,572,717.39 (5,541,975,815)

		組入時価比率：3.0%			3.3%
メキシコペソ	CEMEX SAB - CPO	1,871,985	16.01	29,970,479.85	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	417,983	127.41	53,255,214.03	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	26,310	522.65	13,750,921.50	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	130.81	8,502,650.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	24,600	612.74	15,073,404.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	43,000	250.37	10,765,910.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	45,300	467.75	21,189,075.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	236.91	4,406,526.00	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	43,000	155.04	6,666,720.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	685,000	56.56	38,743,600.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	76,400	198.72	15,182,208.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	67,000	157.95	10,582,650.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	228,000	160.12	36,507,360.00	
	ALFA S. A. B. -A	537,968	14.11	7,590,728.48	
	GRUMA S. A. B. -B	21,900	327.81	7,179,039.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157,000	56.85	8,925,450.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	245,000	35.81	8,773,450.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	330,700	167.03	55,236,821.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	49.48	10,341,320.00	
	QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	31,000	169.50	5,254,500.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,507,000	17.85	44,749,950.00	
小計	銘柄数：21			412,647,976.86	
				(3,249,231,434)	
		組入時価比率：1.8%		1.9%	
リアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	499,000	32.60	16,267,400.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	612,000	30.17	18,464,040.00	
	PRIO SA	108,700	38.81	4,218,647.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	17.59	1,512,740.00	
	KLABIN SA-UNIT	83,600	18.02	1,506,472.00	
	GERDAU SA PFD NPV	194,020	16.23	3,148,944.60	
	VALE SA	471,352	53.32	25,132,488.64	
	SUZANO SA	87,960	53.33	4,690,906.80	
	EMBRAER SA	93,000	77.29	7,187,970.00	
	WEG SA	221,648	35.97	7,972,678.56	
	LOCALIZA RENT A CAR	137,595	34.22	4,708,500.90	

	RUMO SA	164,000	15.96	2,617,440.00	
	MOTIVA INFRAESTRUTURA DE MOB	121,000	13.30	1,609,300.00	
	VIBRA ENERGIA SA	138,000	20.86	2,878,680.00	
	RAIA DROGASIL SA	153,980	17.47	2,690,030.60	
	AMBEV SA	593,956	12.04	7,151,230.24	
	BRF SA	77,000	19.93	1,534,610.00	
	NATURA COSMETICOS SA	92,500	9.14	845,450.00	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	106,500	37.53	3,996,945.00	
	BANCO BRADESCO S. A.	209,953	13.79	2,895,251.87	
	BANCO BRADESCO SA - PREF	731,042	16.03	11,718,603.26	
	BANCO DO BRASIL SA	208,000	20.65	4,295,200.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	699,990	37.49	26,242,625.10	
	ITAUSA SA	792,968	11.03	8,746,437.04	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87,000	32.79	2,852,730.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81,000	13.62	1,103,220.00	
	TOTVS SA	61,000	42.16	2,571,760.00	
	TELEFONICA BRASIL S. A.	118,400	33.43	3,958,112.00	
	TIM SA	135,900	22.30	3,030,570.00	
	CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	47.90	1,389,100.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	162,100	44.25	7,172,925.00	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	256,983	10.72	2,754,857.76	
	COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	180,000	12.06	2,170,800.00	
	CPFL ENERGIA SA	18,400	39.48	726,432.00	
	ENERGISA SA-UNITS	35,700	46.74	1,668,618.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	148,000	35.90	5,313,200.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	64,500	116.45	7,511,025.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	679,999	13.15	8,941,986.85	
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	158,000	44.45	7,023,100.00	
	ENEVA SA	98,100	14.08	1,381,248.00	
	ENGIE BRASIL SA	16,600	39.35	653,210.00	
小計	銘柄数：41			232,255,486.22	
				(6,341,132,186)	
	組入時価比率：3.4%			3.7%	
チリペン	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,457.90	173,490,100.00	
	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	5,420.00	509,480,000.00	

	小計	EMPRESAS COPEC SA	57,000	6,751.00	384,807,000.00	
		CENCOSUD SA	126,000	3,110.00	391,860,000.00	
		BANCO DE CREDITO E INVERSION	13,134	39,999.00	525,346,866.00	
		ENEL AMERICAS SA	2,325,000	98.49	228,989,250.00	
		銘柄数：6			2,213,973,216.00	
		組入時価比率：0.2%			(338,715,762)	0.2%
	小計	GRUPO CIBEST SA	28,900	59,560.00	1,721,284,000.00	
		INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	23,120.00	1,387,200,000.00	
		銘柄数：2			3,108,484,000.00	
		組入時価比率：0.1%			(114,159,074)	0.1%
	小計	METLEN ENERGY & METALS SA	15,200	54.95	835,240.00	
		FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
		OPAP SA	20,200	19.81	400,162.00	
		JUMBO SA	15,932	32.26	513,966.32	
		ALPHA BANK SA	283,000	3.57	1,011,159.00	
		EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	366,000	3.51	1,287,954.00	
		NATIONAL BANK OF GREECE	112,000	13.38	1,498,560.00	
		PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S.A.	121,000	7.23	874,830.00	
		HELLENIC TELECOM	18,000	15.99	287,820.00	
		PUBLIC POWER CORP	31,600	14.75	466,100.00	
		銘柄数：10			7,175,791.32	
		組入時価比率：0.7%			(1,238,254,550)	0.7%
	小計	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	162.70	18,987,090.00	
		SASA POLYESTER SANAYI	1,533,599	3.90	5,981,036.10	
		EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	418,000	27.66	11,561,880.00	
		ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	200,920	170.40	34,236,768.00	
		KOC HLDGS	85,000	178.10	15,138,500.00	
		TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	39.98	5,997,000.00	
		PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	29,325	257.75	7,558,518.75	
		TURK HAVA YOLLARI AO	83,000	331.00	27,473,000.00	
		FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	115,000	105.20	12,098,000.00	
		BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	55,500	523.00	29,026,500.00	
		COCA-COLA ICECEK AS	83,600	50.30	4,205,080.00	

		AKBANK T. A. S	411,000	67.20	27,619,200.00	
		HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	95.00	12,540,000.00	
		TURKIYE IS BANKASI AS-C	959,980	14.52	13,938,909.60	
		YAPI VE KREDI BANKASI A. S.	417,000	32.64	13,610,880.00	
		TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	179,000	94.75	16,960,250.00	
		小計 銘柄数：16			256,932,612.45	
					(927,706,583)	
		組入時価比率：0.5%			0.5%	
	チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	1,051.00	9,511,550.00	
		MONETA MONEY BANK AS	42,000	154.00	6,468,000.00	
		CEZ AS	21,600	1,240.00	26,784,000.00	
		小計 銘柄数：3			42,763,550.00	
					(301,483,027)	
		組入時価比率：0.2%			0.2%	
	フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	59,800	2,976.00	177,964,800.00	
		RICHTER GEDEON NYRT	16,200	10,510.00	170,262,000.00	
		OTP BANK NYRT	29,100	30,670.00	892,497,000.00	
		小計 銘柄数：3			1,240,723,800.00	
					(545,918,472)	
		組入時価比率：0.3%			0.3%	
	ズロチ	ORLEN SA	77,387	78.14	6,047,020.18	
		KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	18,100	131.55	2,381,055.00	
		BUDIMEX	2,100	557.00	1,169,700.00	
		LPP SA	130	16,380.00	2,129,400.00	
		ALLEGRO. EU SA	99,100	37.67	3,733,592.50	
		CCC SA	6,800	164.00	1,115,200.00	
		DINO POLSKA SA	66,500	47.22	3,140,130.00	
		ZABKA GROUP SA	47,000	21.88	1,028,360.00	
		BANK MILLENNIUM SA	77,000	15.68	1,207,360.00	
		BANK PEKAO SA	20,600	210.80	4,342,480.00	
		MBANK	2,040	991.60	2,022,864.00	
		PKO BANK POLSKI SA	110,600	83.28	9,210,768.00	
		SANTANDER BANK POLSKA SA	5,660	549.00	3,107,340.00	
		POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	76,900	64.90	4,990,810.00	
		POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	148,000	11.45	1,695,340.00	
		CD PROJEKT RED SA	8,000	246.60	1,972,800.00	

	小計	銘柄数：16			49,294,219.68 (1,997,894,723) 1.2%
		組入時価比率：1.1%			
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	7.24	1,476,960.00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	10.05	2,713,500.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,040,900	4.43	13,471,187.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	463,000	36.92	17,093,960.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,800,000	7.68	21,504,000.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	484,700	9.40	4,556,180.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO. LTD-H	138,000	24.70	3,408,600.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	5.00	1,965,000.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	7.33	3,591,700.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357,000	23.38	8,346,660.00	
	CMOC GROUP LTD-H	582,000	10.95	6,372,900.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	183,000	20.22	3,700,260.00	
	MMG LTD	464,800	4.99	2,319,352.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	126,250	27.60	3,484,500.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	254,000	22.30	5,664,200.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	779,000	24.10	18,773,900.00	
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	402,000	4.74	1,905,480.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	370,400	4.83	1,789,032.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	4.04	1,696,800.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	12.00	2,727,000.00	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	10,900	415.80	4,532,220.00	
	CITIC LTD	517,000	11.63	6,012,710.00	
	FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	5.55	1,253,967.00	
	CRRC CORP LTD-H	550,000	5.66	3,113,000.00	
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	103,000	21.76	2,241,280.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	23.52	1,599,360.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	16.54	3,552,792.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	36.46	2,012,592.00	
	BOC AVIATION LTD	28,100	73.85	2,075,185.00	
	J&T GLOBAL EXPRESS LTD	373,000	10.52	3,923,960.00	
	JD LOGISTICS INC	279,400	13.33	3,724,402.00	

ZTO EXPRESS CAYMAN INC	53,800	156.20	8,403,560.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD -H	368,000	14.46	5,321,280.00
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	144.80	1,954,800.00
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	15.81	2,877,420.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	9.80	1,450,400.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	7.68	1,208,217.60
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	83,200	56.75	4,721,600.00
BYD CO LTD-H	483,500	112.80	54,538,800.00
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	769,000	19.24	14,795,560.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	15.77	4,305,210.00
LI AUTO INC	172,200	94.70	16,307,340.00
NIO INC.	219,000	35.82	7,844,580.00
XPENG INC	174,400	77.40	13,498,560.00
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	12.79	1,713,860.00
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	76,000	65.40	4,970,400.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	327,000	25.38	8,299,260.00
HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD	38,000	22.70	862,600.00
MIDEA GROUP CO LTD	42,900	80.75	3,464,175.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	159,800	91.90	14,685,620.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	730,000	4.79	3,496,700.00
LI NING CO LTD	276,000	17.98	4,962,480.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	96,100	57.80	5,554,580.00
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	14.07	2,673,300.00
MEITUAN-CLASS B	653,340	121.70	79,511,478.00
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	183,200	19.70	3,609,040.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	12.23	1,333,070.00
TRIP.COM GROUP LTD	80,000	489.00	39,120,000.00
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	2,256,680	118.10	266,513,908.00
JD.COM, INC.	320,167	120.80	38,676,173.60
MINISO GROUP HOLDING LTD	68,800	38.60	2,655,680.00
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	326,000	14.10	4,596,600.00
POP MART INTERNATIONAL GROUP	69,800	271.40	18,943,720.00
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	14.59	1,050,480.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	870,000	5.33	4,637,100.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	152,900	61.25	9,365,125.00

ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	106.43	1,309,089.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	209,333	26.76	5,601,751.08
NONGFU SPRING LTD	258,400	46.68	12,062,112.00
TSING TAO BREWERY CO-H	78,000	50.75	3,958,500.00
CHINA FEIHE LTD	405,000	4.55	1,842,750.00
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	435,000	16.45	7,155,750.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	278,000	11.16	3,102,480.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	5.73	3,168,690.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	266,000	20.70	5,506,200.00
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40,000	59.40	2,376,000.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	23.90	1,434,000.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	7.10	1,760,800.00
SINOPHARM GROUP CO-H	190,000	19.57	3,718,300.00
AKESO INC	86,000	165.50	14,233,000.00
BEONE MEDICINES LTD	112,320	191.50	21,509,280.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	151,000	97.50	14,722,500.00
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	5.29	949,555.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,047,520	10.96	11,480,819.20
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	178,000	37.30	6,639,400.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,346,500	7.82	10,529,630.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	3,690,000	5.41	19,962,900.00
BANK OF CHINA LTD-H	9,330,000	4.45	41,518,500.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	1,173,790	6.87	8,063,937.30
CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	7.27	7,488,100.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	12,623,000	7.80	98,459,400.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	3.69	948,330.00
CHINA MERCHANTS BANK-H	493,692	48.84	24,111,917.28
CHINA MINSHENG BANKING-H	979,800	4.55	4,458,090.00
CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	287,000	6.16	1,767,920.00
IND & COMM BK OF CHINA-H	8,450,000	5.96	50,362,000.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	1,219,000	5.59	6,814,210.00
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	7.57	1,165,780.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	1,000,000	24.36	24,360,000.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	315,000	36.64	11,541,600.00

CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	215,072	18.89	4,062,710.08
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	133,000	52.30	6,955,900.00
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	1,210,000	6.68	8,082,800.00
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	938,420	18.33	17,201,238.60
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	880,000	57.60	50,688,000.00
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	15.96	5,841,360.00
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	108,000	40.32	4,354,560.00
ZTE CORP-H	111,052	26.86	2,982,856.72
LENOVO GROUP LTD	1,140,000	10.82	12,334,800.00
XIAOMI CORPORATION	2,247,000	52.85	118,753,950.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	47.30	4,351,600.00
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	95,300	77.30	7,366,690.00
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	1.25	3,381,250.00
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	107,000	51.30	5,489,100.00
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	3.38	1,581,840.00
CHINA TOWER CORP LTD-H	538,000	11.68	6,283,840.00
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	32.94	1,614,060.00
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	8.40	2,671,200.00
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	124,000	19.99	2,478,760.00
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	112,100	64.30	7,208,030.00
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	7.74	3,467,520.00
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.59	1,048,950.00
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	6.89	2,328,820.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	12.47	5,736,200.00
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	252,000	22.98	5,790,960.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	31.42	5,971,371.00
GUOTAI HAITONG SECURITIES CO-H	315,960	18.19	5,747,312.40
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	21.22	2,673,720.00
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	186,000	37.68	7,008,480.00
CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	3.16	4,076,400.00
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	7.06	2,583,960.00
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.19	1,563,100.00
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	238,000	20.04	4,769,520.00

小計	HUANENG POWER INTL INC-H	680,000	5.61	3,814,800.00	
	GENSCRIPT BIOTECH CORP	198,000	17.72	3,508,560.00	
	WUXI APPTEC CO LTD	36,200	107.60	3,895,120.00	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	459,000	30.94	14,201,460.00	
	CHINA LITERATURE LTD	49,800	37.42	1,863,516.00	
	CHINA RUYI HOLDINGS LTD	1,424,000	2.89	4,115,360.00	
	KINGSOFT CORP LTD	111,000	34.34	3,811,740.00	
	NETEASE, INC.	226,150	200.20	45,275,230.00	
	BAIDU INC-CLASS A	290,410	87.05	25,280,190.50	
	BILIBILI INC	30,120	191.80	5,777,016.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	354,200	74.80	26,494,160.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	845,600	592.00	500,595,200.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	18.60	1,357,800.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	563,000	14.38	8,095,940.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	420,444	33.10	13,916,696.40	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	104,000	39.84	4,143,360.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	5.26	1,278,180.00	
	KE HOLDINGS INC-CL A	287,200	48.24	13,854,528.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	272,000	10.86	2,953,920.00	
	銘柄数 : 154			2,263,292,242.76	
				(42,640,425,853)	
	組入時価比率 : 23.1%			25.2%	
リンギ	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	22.54	676,200.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	3.56	1,174,800.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	551,000	5.60	3,085,600.00	
	GAMUDA BERHAD	685,000	5.60	3,836,000.00	
	SIME DARBY BERHAD	440,000	1.68	739,200.00	
	SUNWAY BHD	418,000	4.75	1,985,500.00	
	MISC BHD	210,960	7.75	1,634,940.00	
	GENTING BHD	348,000	3.08	1,071,840.00	
	MR DIY GROUP M BHD	361,500	1.56	563,940.00	
	IOI CORP	247,000	3.82	943,540.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG	73,000	19.46	1,420,580.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	87.50	638,750.00	
	PPB GROUP BERHAD	90,740	8.93	810,308.20	

		QL RESOURCES BHD	178,500	4.17	744,345.00	
		SD GUTHRIE BHD	238,000	4.88	1,161,440.00	
		IHH HEALTHCARE BHD	260,000	6.82	1,773,200.00	
		AMMB HOLDING	313,000	5.51	1,724,630.00	
		CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	1,038,000	7.25	7,525,500.00	
		HONG LEONG BANK	92,960	19.62	1,823,875.20	
		MALAYAN BANKING	694,000	9.80	6,801,200.00	
		PUBLIC BANK BHD	1,915,000	4.45	8,521,750.00	
		RHB BANK BHD	228,023	6.43	1,466,187.89	
		TELEKOM MALAYSIA	129,000	7.10	915,900.00	
		AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.69	930,740.00	
		CELCOMDIGI BHD	429,000	3.77	1,617,330.00	
		MAXIS BHD	265,000	3.48	922,200.00	
		TENAGA NASIONAL	368,000	13.62	5,012,160.00	
		PETRONAS GAS BERHAD	91,000	18.70	1,701,700.00	
		YTL CORPORATION BERHAD	480,000	2.59	1,243,200.00	
		YTL POWER INTERNATIONAL BHD	360,000	4.20	1,512,000.00	
	小計	銘柄数：30			63,978,556.29	
					(2,238,596,888)	
		組入時価比率：1.2%			1.3%	
	パーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164,000	116.00	19,024,000.00	
		PTT PCL-NVDR	1,352,000	32.25	43,602,000.00	
		SIAM CEMENT PCL-NVDR	100,700	201.00	20,240,700.00	
		AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	544,000	39.00	21,216,000.00	
		MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414,978	24.40	10,125,463.20	
		HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	6.85	3,972,979.45	
		PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	13.10	3,379,800.00	
		CP ALL PCL-NVDR	762,000	46.00	35,052,000.00	
		CP AXTRA PCL-NVDR	204,013	18.40	3,753,839.20	
		CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	24.40	10,394,400.00	
		BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,438,000	20.90	30,054,200.00	
		BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	101,000	183.00	18,483,000.00	
		KASIKORNBANK PCL-NVDR	83,000	169.00	14,027,000.00	
		KRUNG THAI BANK-NVDR	504,050	24.50	12,349,225.00	
		SCB X PCL-NVDR	125,000	131.00	16,375,000.00	
		TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.95	4,627,350.00	

		DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	384,200	149.50	57,437,900.00	
		TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,559,966	10.80	16,847,632.80	
		ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	132,000	298.00	39,336,000.00	
		GULF DEVELOPMENT PCL-NVDR	608,119	47.00	28,581,593.00	
		CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261,000	54.50	14,224,500.00	
		小計 銘柄数：21			423,104,582.65	
		組入時価比率：1.0%			(1,925,125,851)	1.1%
	フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	28,302	606.00	17,151,012.00	
		SM INVESTMENTS CORP	30,500	796.00	24,278,000.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	142,000	485.00	68,870,000.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	85,000	218.40	18,564,000.00	
		BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	297,940	118.50	35,305,890.00	
		BDO UNIBANK INC	303,075	145.00	43,945,875.00	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	71.00	14,561,745.00	
		PLDT INC	7,000	1,280.00	8,960,000.00	
		MANILA ELECTRIC COMPANY	37,300	560.00	20,888,000.00	
		AYALA LAND INC	768,000	26.35	20,236,800.00	
		SM PRIME HOLDINGS INC	1,388,975	23.75	32,988,156.25	
		小計 銘柄数：11			305,749,478.25	
		組入時価比率：0.4%			(790,117,801)	0.5%
	ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TB	2,110,000	1,810.00	3,819,100,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	229,050	24,000.00	5,497,200,000.00	
		BARITO PACIFIC TBK PT	2,893,399	2,280.00	6,596,949,720.00	
		CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	1,290,000	9,200.00	11,868,000,000.00	
		AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	900,000	8,550.00	7,695,000,000.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	3,000,000	5,025.00	15,075,000,000.00	
		GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105,120,000	62.00	6,517,440,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	2,260.00	4,452,200,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309,000	9,900.00	3,059,100,000.00	
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	8,050.00	3,381,000,000.00	
		PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	1,140,000	4,440.00	5,061,600,000.00	
		KALBE FARMA PT	2,300,000	1,385.00	3,185,500,000.00	
		BANK CENTRAL ASIA	7,300,000	8,700.00	63,510,000,000.00	
		BANK MANDIRI	4,990,000	4,850.00	24,201,500,000.00	

	小計	BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	4,370.00	7,079,400,000.00	
		BANK RAKYAT INDONESIA	8,850,028	4,120.00	36,462,115,360.00	
		TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	6,210,000	3,310.00	20,555,100,000.00	
		銘柄数：17			228,016,205,080.00	
		組入時価比率：1.1%			(2,097,749,086)	1.2%
	ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	134,500.00	685,950,000.00	
		S-OIL CORPORATION	3,930	61,200.00	240,516,000.00	
		SK INNOVATION CO LTD	9,340	109,100.00	1,018,994,000.00	
		LG CHEMICALS LTD	6,350	282,500.00	1,793,875,000.00	
		SKC CO LTD	2,610	103,000.00	268,830,000.00	
		KOREA ZINC CO LTD	710	807,000.00	572,970,000.00	
		POSCO HOLDINGS INC	9,860	307,500.00	3,031,950,000.00	
		HANWHA AEROSPACE CO LTD	4,640	883,000.00	4,097,120,000.00	
		HANWHA SYSTEMS CO LTD	9,600	54,500.00	523,200,000.00	
		KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	10,800	90,900.00	981,720,000.00	
		DOOSAN ENERBILITY CO LTD	59,800	65,500.00	3,916,900,000.00	
		ECOPRO BM CO LTD	5,590	138,800.00	775,892,000.00	
		ECOPRO CO., LTD.	12,311	58,600.00	721,424,600.00	
		HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	3,050	487,500.00	1,486,875,000.00	
		LG ENERGY SOLUTION	5,650	394,000.00	2,226,100,000.00	
		LS ELECTRIC CO., LTD.	1,690	307,000.00	518,830,000.00	
		POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	163,200.00	558,144,000.00	
		LG CORP	11,750	74,700.00	877,725,000.00	
		SAMSUNG C&T CORP	12,230	163,900.00	2,004,497,000.00	
		SK INC	4,570	186,300.00	851,391,000.00	
		SK SQUARE CO LTD	12,900	143,700.00	1,853,730,000.00	
		DOOSAN BOBCAT INC	6,550	56,300.00	368,765,000.00	
		HANWHA OCEAN CO LTD	13,100	106,600.00	1,396,460,000.00	
		HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	477,000.00	1,326,060,000.00	
		HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	5,860	378,500.00	2,218,010,000.00	
		HYUNDAI ROTEM CO LTD	11,400	179,700.00	2,048,580,000.00	
		SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	99,600	18,890.00	1,881,444,000.00	
		POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	49,200.00	255,840,000.00	
		HYUNDAI GLOVIS CO LTD	5,350	177,300.00	948,555,000.00	

KOREAN AIR LINES CO LTD	26,500	24,900.00	659,850,000.00
HMM COMPANY LIMITED	38,300	22,100.00	846,430,000.00
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9,300	39,750.00	369,675,000.00
HYUNDAI MOBIS	8,010	296,500.00	2,374,965,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD	18,330	217,500.00	3,986,775,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	169,500.00	700,035,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	166,000.00	481,400,000.00
KIA CORP	29,860	103,700.00	3,096,482,000.00
COWAY CO LTD	7,930	104,800.00	831,064,000.00
LG ELECTRONICS INC	12,030	77,200.00	928,716,000.00
HANJIN KAL CORP	1,900	119,300.00	226,670,000.00
CJ CHEILJEDANG CORP	820	236,000.00	193,520,000.00
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	109,500.00	316,455,000.00
SAMYANG FOODS CO LTD	530	1,380,000.00	731,400,000.00
KT & G CORP	13,000	133,700.00	1,738,100,000.00
AMOREPACIFIC CORP	3,730	122,600.00	457,298,000.00
LG H&H	1,002	305,500.00	306,111,000.00
HLB INC	15,700	41,300.00	648,410,000.00
ALTEOGEN INC	5,050	437,000.00	2,206,850,000.00
CELLTRION INC	21,611	175,000.00	3,781,925,000.00
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	100,600.00	333,992,000.00
YUHAN CORPORATION	7,100	114,400.00	812,240,000.00
HANA FINANCIAL HOLDINGS	38,400	86,300.00	3,313,920,000.00
INDUSTRIAL BK OF KOREA	42,800	19,460.00	832,888,000.00
KAKAOBANK CORP	19,300	26,650.00	514,345,000.00
KB FINANCIAL GROUP INC	48,800	113,200.00	5,524,160,000.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP	56,300	69,100.00	3,890,330,000.00
WOORI FINANCIAL GROUP INC	86,400	25,450.00	2,198,880,000.00
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	12,500	120,800.00	1,510,000,000.00
DB INSURANCE CO LTD	5,600	128,900.00	721,840,000.00
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	4,390	441,000.00	1,935,990,000.00
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	10,600	128,500.00	1,362,100,000.00
SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	151,400.00	710,066,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS	621,590	71,600.00	44,505,844,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	104,500	58,200.00	6,081,900,000.00
LG INNOTEK CO LTD	1,970	166,900.00	328,793,000.00

		LG DISPLAY CO LTD	30,970	11,880.00	367,923,600.00	
		SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	7,020	162,600.00	1,141,452,000.00	
		SAMSUNG SDI CO, LTD	8,852	224,000.00	1,982,848,000.00	
		HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5,400	93,000.00	502,200,000.00	
		SK HYNIX INC	71,670	276,500.00	19,816,755,000.00	
		LG UPLUS CORP	35,700	14,910.00	532,287,000.00	
		SK TELECOM CO LTD	5,500	56,100.00	308,550,000.00	
		KOREA ELECTRIC POWER	36,700	38,850.00	1,425,795,000.00	
		KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	137,500.00	734,250,000.00	
		MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	18,810.00	465,302,970.00	
		NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	19,340.00	361,658,000.00	
		SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	2,475	1,033,000.00	2,556,675,000.00	
		HYBE CO LTD	3,330	283,500.00	944,055,000.00	
		KRAFTON INC	3,630	315,500.00	1,145,265,000.00	
		KAKAO CORP	40,170	64,400.00	2,586,948,000.00	
		NAVER CORP	19,360	224,500.00	4,346,320,000.00	
	小計	銘柄数：81			178,128,051,170.00	
					(18,952,824,644)	
		組入時価比率：10.3%			11.1%	
新台湾ドル		FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411,998	29.50	12,153,941.00	
		FORMOSA PLASTIC	492,424	39.75	19,573,854.00	
		NAN YA PLASTICS CORP	633,726	42.95	27,218,531.70	
		ASIA CEMENT	314,980	39.40	12,410,212.00	
		TCC GROUP HOLDINGS	929,888	23.70	22,038,345.60	
		CHINA STEEL	1,478,544	20.50	30,310,152.00	
		FORTUNE ELECTRIC CO LTD	20,730	620.00	12,852,600.00	
		VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	8,000	1,060.00	8,480,000.00	
		FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	455,454	27.75	12,638,848.50	
		AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15,464	799.00	12,355,736.00	
		CHINA AIRLINES LTD	375,000	21.30	7,987,500.00	
		EVA AIRWAYS CORP	303,000	39.90	12,089,700.00	
		EVERGREEN MARINE	147,950	198.00	29,294,100.00	
		WAN HAI LINES LIMITED	86,335	88.50	7,640,647.50	
		YANG MING MARINE TRANSPORT	259,000	61.20	15,850,800.00	
		TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	27.60	6,817,200.00	

CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	38.80	8,614,996.80
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	24,000	475.00	11,400,000.00
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	24,443	417.00	10,192,731.00
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69,592	124.00	8,629,408.00
POU CHEN CORP	267,468	28.75	7,689,705.00
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	42,580	558.00	23,759,640.00
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	84,816	255.00	21,628,080.00
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	627,836	78.80	49,473,476.80
PHARMAESSENTIA CORPORATION	32,000	504.00	16,128,000.00
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	939,955	19.50	18,329,122.50
CTBC FINANCIAL HOLDING	2,172,212	42.85	93,079,284.20
E. SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	2,004,943	34.00	68,168,062.00
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,519,065	29.10	44,204,791.50
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1,174,606	27.75	32,595,316.50
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,579,626	42.30	66,818,179.80
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1,509,619	26.15	39,476,536.85
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	2,794,002	16.25	45,402,532.50
TAIWAN BUSINESS BANK	785,462	15.45	12,135,387.90
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,367,265	24.60	33,634,719.00
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466,906	44.15	20,613,899.90
CHAILLEASE HOLDING CO LTD	190,422	118.00	22,469,796.00
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,311,197	32.25	42,286,103.25
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,303,293	64.70	84,323,057.10
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	2,082,789	15.90	33,116,345.10
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,076,830	88.80	95,622,504.00
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	65,000	1,035.00	67,275,000.00
ACER INC	348,767	29.35	10,236,311.45
ADVANTECH CO., LTD.	60,620	318.00	19,277,160.00
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	45,000	1,070.00	48,150,000.00
ASUSTEK COMPUTER INC	94,805	632.00	59,916,760.00
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76,840	200.50	15,406,420.00
COMPAL ELECTRONICS	571,590	27.90	15,947,361.00
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	73,000	279.00	20,367,000.00
INVENTEC CO., LTD	331,911	41.15	13,658,137.65
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	285,897	134.00	38,310,198.00

MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	101,000	145.00	14,645,000.00
PEGATRON CORP	242,692	70.90	17,206,862.80
QUANTA COMPUTER INC	357,684	270.50	96,753,522.00
WISTRON CORP	414,000	116.50	48,231,000.00
WIWYNN CORP	15,000	3,345.00	50,175,000.00
AUO CORP	802,606	12.40	9,952,314.40
DELTA ELECTRONICS INC	254,681	686.00	174,711,166.00
E INK HOLDINGS INC	116,000	253.50	29,406,000.00
ELITE MATERIAL CO LTD	39,000	1,280.00	49,920,000.00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,657,649	207.00	343,133,343.00
INNOLUX CORP	866,744	12.40	10,747,625.60
LARGAN PRECISION CO LTD	14,040	2,370.00	33,274,800.00
LOTES CO LTD	10,000	1,305.00	13,050,000.00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	194,566	58.70	11,421,024.20
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158,000	135.50	21,409,000.00
WPG HOLDINGS CO LTD	220,387	66.40	14,633,696.80
YAGEO CORPORATION	58,982	546.00	32,204,172.00
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	113,410	161.00	18,259,010.00
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	10,000	4,305.00	43,050,000.00
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	449,658	148.00	66,549,384.00
EMEMORY TECHNOLOGY INC	8,000	2,080.00	16,640,000.00
GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	1,205.00	12,050,000.00
GLOBALWAFERS CO LTD	31,000	364.00	11,284,000.00
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL COMPANY LTD	10,000	1,475.00	14,750,000.00
MEDIATEK INC	199,538	1,370.00	273,367,060.00
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	73,058	430.00	31,414,940.00
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	67,417	540.00	36,405,180.00
SILERGY CORP	47,000	319.00	14,993,000.00
TAIWAN SEMICONDUCTOR	3,234,000	1,180.00	3,816,120,000.00
UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,496,500	41.20	61,655,800.00
VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	111,335	93.10	10,365,288.50
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	500,065	135.00	67,508,775.00
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202,000	84.80	17,129,600.00
TAIWAN MOBILE CO LTD	241,200	107.00	25,808,400.00
INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	33,000	771.00	25,443,000.00

小計	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	30.30	4,626,840.30	
	銘柄数：87			7,006,342,996.70	
	組入時価比率：18.6%			(34,443,882,806)	20.3%
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	218,000	318.05	69,334,900.00	
	COAL INDIA LTD	245,000	384.45	94,190,250.00	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	131,000	394.35	51,659,850.00	
	INDIAN OIL CORPORATION LTD	343,000	140.13	48,064,590.00	
	OIL INDIA LTD	54,800	400.75	21,961,100.00	
	OIL&NATURAL GAS CORP LTD	392,000	236.94	92,880,480.00	
	PETRONET LNG LTD	77,000	271.90	20,936,300.00	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	799,300	1,373.80	1,098,078,340.00	
	ASIAN PAINTS LTD	54,100	2,528.70	136,802,670.00	
	COROMANDEL INTERNATIONAL LTD	18,300	2,353.20	43,063,560.00	
	PI INDUSTRIES LTD	10,100	3,690.20	37,271,020.00	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	19,700	3,085.40	60,782,380.00	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	4,000	15,100.00	60,400,000.00	
	SRF LTD	19,200	2,841.90	54,564,480.00	
	SUPREME INDUSTRIES LTD	7,900	4,297.70	33,951,830.00	
	UPL LTD	65,500	683.75	44,785,625.00	
	AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	578.05	32,948,850.00	
	GRASIM INDUSTRIES LIMITED	35,800	2,764.90	98,983,420.00	
	SHREE CEMENT LIMITED	1,080	30,400.00	32,832,000.00	
	ULTRATECH CEMENT LTD	16,220	12,317.00	199,781,740.00	
	APL APOLLO TUBES LTD	25,800	1,608.50	41,499,300.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	177,100	695.25	123,128,775.00	
	JINDAL STAINLESS LTD	35,920	729.90	26,218,008.00	
	JINDAL STEEL&POWER LTD	61,000	975.40	59,499,400.00	
	JSW STEEL LTD	81,300	1,045.50	84,999,150.00	
	NMDC LTD	375,000	69.40	26,025,000.00	
	TATA STEEL LIMITED	971,400	155.30	150,858,420.00	
	VEDANTA LTD	169,000	430.20	72,703,800.00	
	BHARAT ELECTRONICS LTD	491,000	384.90	188,985,900.00	
	HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	26,100	4,555.10	118,888,110.00	
	ASTRAL LTD	16,300	1,279.20	20,850,960.00	
	LARSEN&TOUBRO LIMITED	88,800	3,677.00	326,517,600.00	

RAIL VIKAS NIGAM LTD	58,600	324.10	18,992,260.00
VOLTAS LIMITED	29,100	1,274.80	37,096,680.00
ABB INDIA LTD	6,600	5,030.00	33,198,000.00
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127,000	221.33	28,108,910.00
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	78,000	665.95	51,944,100.00
HAVELLS INDIA LTD	31,600	1,479.20	46,742,720.00
POLYCAB INDIA LTD	6,630	6,970.00	46,211,100.00
SUZLON ENERGY LIMITED	1,174,000	60.06	70,510,440.00
SIEMENS LIMITED	10,200	3,169.00	32,323,800.00
ASHOK LEYLAND LIMITED	368,400	121.96	44,930,064.00
CUMMINS INDIA LTD	16,100	3,784.50	60,930,450.00
THERMAX LTD	4,500	3,274.30	14,734,350.00
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,281.60	37,646,400.00
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	38,700	724.80	28,049,760.00
INTERGLOBE AVIATION LTD	23,800	6,002.50	142,859,500.00
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	50,875	531.80	27,055,325.00
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	63,000	1,300.30	81,918,900.00
GMR AIRPORTS LTD	301,000	90.77	27,321,770.00
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	12,300	2,399.70	29,516,310.00
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,180.50	35,887,200.00
BOSCH LTD	800	38,585.00	30,868,000.00
MRF LTD	300	138,475.00	41,542,500.00
SAMVARDHANA INTERNATIONAL LTD	MOTHERSON 675,000	93.10	62,842,500.00
SONA BLW PRECISION FORGINGS	59,000	451.85	26,659,150.00
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	3,063.60	37,375,920.00
BAJAJ AUTO LIMITED	8,000	8,213.50	65,708,000.00
EICHER MOTORS LTD	17,400	5,764.00	100,293,600.00
HERO MOTOCORP LTD	14,900	4,708.10	70,150,690.00
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	24,000	2,240.70	53,776,800.00
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	122,400	3,265.40	399,684,960.00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	15,960	12,936.00	206,458,560.00
TATA MOTORS LTD	271,600	664.60	180,505,360.00
TVS MOTOR CO LTD	32,900	3,020.30	99,367,870.00
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	4,900	16,191.00	79,335,900.00
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	57,500	533.50	30,676,250.00

PAGE INDUSTRIES LTD	840	43,515.00	36,552,600.00
TITAN CO LTD	49,300	3,489.40	172,027,420.00
ETERNAL LTD	613,000	318.40	195,179,200.00
INDIAN HOTELS CO LIMITED	115,000	774.35	89,050,250.00
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	57,100	631.85	36,078,635.00
FSN E-COMMERCE VENTURES LTD	145,200	215.14	31,238,328.00
TRENT LTD	25,200	5,370.50	135,336,600.00
AVENUE SUPERMARTS LTD	22,220	4,358.20	96,839,204.00
UNITED SPIRITS LTD	41,800	1,319.30	55,146,740.00
VARUN BEVERAGES LTD	178,750	501.85	89,705,687.50
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	13,200	5,302.50	69,993,000.00
MARICO LIMITED	67,800	710.55	48,175,290.00
NESTLE INDIA LTD	90,840	1,089.40	98,961,096.00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	80,800	1,051.20	84,936,960.00
ITC LTD	416,000	411.45	171,163,200.00
COLGATE-PALMOLIVE (INDIA)	15,900	2,154.00	34,248,600.00
DABUR INDIA LTD	59,800	500.90	29,953,820.00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	55,800	1,184.90	66,117,420.00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	110,300	2,480.60	273,610,180.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	12,750	7,821.50	99,724,125.00
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	105,000	1,220.70	128,173,500.00
ALKEM LABORATORIES LTD	6,200	5,347.50	33,154,500.00
AUROBINDO PHARMA LTD	35,600	1,083.60	38,576,160.00
CIPLA LIMITED	77,200	1,564.00	120,740,800.00
DR. REDDY'S LABORATORIES	79,610	1,260.40	100,340,444.00
LUPIN LTD	34,800	1,961.60	68,263,680.00
MANKIND PHARMA LTD	18,300	2,472.60	45,248,580.00
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	123,700	1,641.40	203,041,180.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	17,100	3,623.00	61,953,300.00
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	28,300	988.80	27,983,040.00
AU SMALL FINANCE BANK LTD	49,400	750.60	37,079,640.00
AXIS BANK LIMITED	297,600	1,068.20	317,896,320.00
BANK OF BARODA	171,000	242.77	41,513,670.00
CANARA BANK	198,000	109.26	21,633,480.00
HDFC BANK LIMITED	743,300	1,991.10	1,479,984,630.00
ICICI BANK LTD	691,900	1,427.30	987,548,870.00

IDFC FIRST BANK LTD	425,300	68.77	29,247,881.00
INDUSIND BANK LTD	77,200	769.75	59,424,700.00
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	144,400	1,978.20	285,652,080.00
PUNJAB NATIONAL BANK	261,000	106.28	27,739,080.00
UNION BANK OF INDIA	184,000	134.84	24,810,560.00
YES BANK LTD	1,840,000	18.78	34,555,200.00
BAJAJ FINSERV LTD	54,140	1,925.10	104,224,914.00
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	3,780	14,136.00	53,434,080.00
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	398,800	327.40	130,567,120.00
POWER FINANCE CORPORATION	177,600	416.50	73,970,400.00
REC LTD	159,100	381.55	60,704,605.00
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	137,300	788.75	108,295,375.00
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	36,700	1,898.30	69,667,610.00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	59,000	626.60	36,969,400.00
PB FINTECH LTD	50,300	1,834.20	92,260,260.00
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	61,200	1,840.60	112,644,720.00
HCL TECHNOLOGIES LTD	122,900	1,489.80	183,096,420.00
INFOSYS LTD	436,100	1,447.70	631,341,970.00
LTIMINDTREE LTD	9,680	5,108.00	49,445,440.00
MPHASIS LTD	15,100	2,720.20	41,075,020.00
PERSISTENT SYSTEMS LTD	15,270	5,289.00	80,763,030.00
TATA CONSULTANCY SVS LTD	118,600	3,022.30	358,444,780.00
TECH MAHINDRA LTD	67,300	1,486.70	100,054,910.00
WIPRO LTD	359,200	246.81	88,654,152.00
ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,440	8,586.50	20,951,060.00
TATA ELXSI LTD	4,000	5,681.50	22,726,000.00
INDUS TOWERS LTD	191,400	333.00	63,736,200.00
TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,694.90	19,321,860.00
BHARTI AIRTEL LIMITED	336,800	1,873.80	631,095,840.00
VODAFONE IDEA LTD	2,670,000	6.15	16,420,500.00
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	641,000	288.70	185,056,700.00
TATA POWER COMPANY LIMITED	208,000	385.30	80,142,400.00
TORRENT POWER LTD	28,600	1,329.60	38,026,560.00
GAIL INDIA LTD	273,000	173.93	47,482,890.00
BAJAJ FINANCE LTD	362,170	861.45	311,991,346.50

小計	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	50,200	1,461.50	73,367,300.00	
	MUTHOOT FINANCE LTD	13,500	2,757.40	37,224,900.00	
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	42,500	789.35	33,547,375.00	
	SHRIRAM FINANCE LTD	176,500	616.45	108,803,425.00	
	SUNDARAM FINANCE LTD	7,300	4,534.70	33,103,310.00	
	BSE LTD	27,000	2,482.00	67,014,000.00	
	HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	13,700	5,491.00	75,226,700.00	
	ADANI POWER LIMITED	66,000	584.05	38,547,300.00	
	JSW ENERGY LTD	61,400	529.15	32,489,810.00	
	NHPC LTD	328,600	82.32	27,050,352.00	
	NTPC LIMITED	565,000	339.35	191,732,750.00	
	DIVIS LABORATORIES LTD	15,160	6,132.50	92,968,700.00	
	INFO EDGE INDIA LTD	43,700	1,365.40	59,667,980.00	
	DLF LIMITED	95,000	751.55	71,397,250.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	20,000	1,936.60	38,732,000.00	
	LODHA DEVELOPERS LTD	37,100	1,231.60	45,692,360.00	
	OBEROI REALTY LTD	18,200	1,619.20	29,469,440.00	
	PHOENIX MILLS LTD	21,400	1,430.00	30,602,000.00	
	PRESTIGE ESTATES PROJECTS	23,600	1,600.90	37,781,240.00	
	小計 銘柄数：157			16,980,255,312.00	
				(28,866,434,030)	
	組入時価比率：15.6%			17.0%	
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	15.28	977,920.00	
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.85	1,789,650.00	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.36	959,505.00	
	INDUSTRIES QATAR	192,000	13.20	2,534,400.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	441,000	5.01	2,212,056.00	
	DUKHAN BANK	233,000	3.77	878,410.00	
	MASRAF AL RAYAN	946,000	2.48	2,348,918.00	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	152,000	11.74	1,784,480.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	229,000	25.40	5,816,600.00	
	QATAR NATIONAL BANK	606,000	19.55	11,847,300.00	
	QOOREDOO QSC	100,000	13.88	1,388,000.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	16.48	978,912.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.82	551,655.00	
	小計 銘柄数：13			34,067,806.00	

				(1,383,152,923)	
	組入時価比率：0.7%			0.8%	
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	69,316	38.23	2,649,950.68	
	T M G HOLDING	101,000	55.85	5,640,850.00	
	小計 銘柄数：2			8,290,800.68	
	組入時価比率：0.0%			(25,301,865)	0.0%
ランド	SASOL LTD	57,900	99.53	5,762,787.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	68,200	958.11	65,343,102.00	
	GOLD FIELDS LTD	114,400	528.25	60,431,800.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	270.23	18,375,640.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	167.44	18,703,048.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	299.71	2,277,796.00	
	VALTERRA PLATINUM LIMITED	29,460	865.53	25,498,513.80	
	BIDVEST GROUP LTD	47,000	237.66	11,170,020.00	
	NASPERS LTD-N SHS	21,350	5,830.30	124,476,905.00	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	50.72	4,767,680.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	530,000	25.67	13,605,100.00	
	BID CORP LTD	47,100	464.02	21,855,342.00	
	CLICKS GROUP LTD	31,000	374.98	11,624,380.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	73,100	268.58	19,633,198.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	112.45	4,812,860.00	
	ABSA GROUP LTD	107,100	190.72	20,426,112.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	11,550	3,650.00	42,157,500.00	
	NEDBANK GROUP LTD	56,279	232.39	13,078,676.81	
	STANDARD BANK GROUP LTD	173,800	250.40	43,519,520.00	
	FIRSTRAND LTD	672,000	78.18	52,536,960.00	
	REMGRO LTD	67,200	168.20	11,303,040.00	
	DISCOVERY LTD	68,307	212.57	14,520,018.99	
	OLD MUTUAL LTD	692,000	12.65	8,753,800.00	
	OUTSURANCE GROUP LTD	86,000	74.84	6,436,240.00	
	SANLAM LIMITED	227,000	88.09	19,996,430.00	
	MTN GROUP LTD	233,100	171.78	40,041,918.00	
	VODACOM GROUP	91,100	143.50	13,072,850.00	
	REINET INVESTMENTS SCA	20,700	526.46	10,897,722.00	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	72,900	142.30	10,373,670.00	

小計	銘柄数：29			715,452,629.60	
				(6,002,647,562)	
	組入時価比率：3.2%			3.5%	
U A Eディールハム	ADNOC DRILLING COMPANY P. J. S. C.	424,000	5.63	2,387,120.00	
	ADNOC GAS PLC	780,000	3.36	2,620,800.00	
	MULTIPLY GROUP	391,000	2.89	1,129,990.00	
	SALIK CO PJSC	299,000	6.76	2,021,240.00	
	AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	2.03	613,060.00	
	ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	500,000	3.79	1,895,000.00	
	ABU DHABI COMMERCIAL BANK	359,852	15.52	5,584,903.04	
	ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	22.62	3,913,260.00	
	DUBAI ISLAMIC BANK	386,029	9.73	3,756,062.17	
	EMIRATES NBD PJSC	262,000	26.15	6,851,300.00	
	FIRST ABU DHABI BANK PJSC	601,925	17.42	10,485,533.50	
	EMIRATES TELECOM GROUP CO	450,500	18.12	8,163,060.00	
	DUBAI ELECTRICITY & WATER AU	762,000	2.75	2,095,500.00	
	ALDAR PROPERTIES PJSC	509,000	9.75	4,962,750.00	
	EMAAR DEVELOPMENT PJSC	146,000	14.90	2,175,400.00	
	EMAAR PROPERTIES PJSC	867,000	14.65	12,701,550.00	
小計	銘柄数：16			71,356,528.71	
				(2,860,683,235)	
	組入時価比率：1.5%			1.7%	
クウェートディナール	BOUBAYAN BANK K. S. C	237,953	0.70	167,756.86	
	GULF BANK	285,139	0.34	98,372.95	
	KUWAIT FINANCE HOUSE	1,409,464	0.80	1,130,390.12	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT	1,096,870	1.06	1,167,069.68	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.53	100,170.00	
	MABANEE CO SAKC	90,455	0.91	82,314.05	
小計	銘柄数：6			2,746,073.66	
				(1,332,834,311)	
	組入時価比率：0.7%			0.8%	
サウジアラビヤリヤル	ADES HOLDING CO	33,800	14.98	506,324.00	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	810,140	24.16	19,572,982.40	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	29,500	120.00	3,540,000.00	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	18.10	734,860.00	

SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	86.90	556,160.00
SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	123,800	57.95	7,174,210.00
SAUDI IND INVESTMENT GROUP	46,951	18.00	845,118.00
SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	4.88	326,960.00
YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	32.14	928,846.00
SAUDI ARABIAN MINING CO	175,700	53.60	9,417,520.00
SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	6,000	172.10	1,032,600.00
JABAL OMAR DEVELOPMENT CO	73,400	18.55	1,361,570.00
JARIR MARKETING CO	61,000	12.58	767,380.00
NAHDI MEDICAL CO	3,400	116.00	394,400.00
ALMARAI CO	63,200	46.70	2,951,440.00
DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	130.80	418,560.00
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	11,600	254.40	2,951,040.00
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	74.95	749,500.00
AL RAJHI BANK	258,500	94.90	24,531,650.00
ALINMA BANK	157,675	25.62	4,039,633.50
ARAB NATIONAL BANK	104,533	21.71	2,269,411.43
BANK AL - JAZIRA	90,781	12.40	1,125,684.40
BANK ALBILAD	100,778	25.96	2,616,196.88
BANQUE SAUDI FRANSI	169,437	17.00	2,880,429.00
RIYAD BANK	198,500	27.18	5,395,230.00
SAUDI AWWAL BANK	124,500	32.28	4,018,860.00
SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86,250	13.88	1,197,150.00
THE SAUDI NATIONAL BANK	383,184	36.02	13,802,287.68
AL RAJHI COMPANY FOR CO-OPERATIVE INSURA	4,500	119.40	537,300.00
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9,700	155.20	1,505,440.00
CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	11,400	126.30	1,439,820.00
ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	3,800	246.10	935,180.00
ELM CO	3,300	899.50	2,968,350.00
SAUDI TELECOM CO	256,000	43.04	11,018,240.00
ETIHAD ETISALAT CO	55,900	65.30	3,650,270.00
SAUDI ELECTRICITY CO	105,000	14.57	1,529,850.00
SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	169.00	929,500.00
ACWA POWER CO	18,541	229.90	4,262,575.90
SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5,000	173.00	865,000.00

	小計	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	83,000	19.35	1,606,050.00	
		MAKKAH CONSTRUCTION & DEVEPL	16,400	76.90	1,261,160.00	
		銘柄数：41			148,614,739.19	
		組入時価比率：3.2%			(5,853,934,576)	3.4%
合計					170,010,183,057	(170,010,183,057)

(注 1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 8 月 18 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	8,547,500	43,506,775.00	
	小計	銘柄数：1	8,547,500	43,506,775.00	
		組入時価比率：3.5%		(6,417,249,312)	97.9%
	合計			6,417,249,312	(6,417,249,312)
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	8,265,290.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	131,990	9,354,131.30	
	小計	銘柄数：2	450,990	17,619,421.30	
		組入時価比率：0.1%		(138,737,085)	2.1%
	合計			138,737,085	(138,737,085)
合計				6,555,986,397	(6,555,986,397)

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 8 月 18 日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	7,731,093,762	—	7,971,896,362	240,802,600

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	58,835,584	—	58,986,840	151,256
米ドル	58,835,584	—	58,986,840	151,256
合計	—	—	—	240,953,856

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 8 月 18 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	360,720,559
コール・ローン	107,751,478
国債証券	50,929,380,167
派生商品評価勘定	489,927
未収利息	550,480,758
前払費用	57,893,937
流動資産合計	52,006,716,826
資産合計	52,006,716,826
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	126,816
未払金	84,195,950
未払解約金	63,593,849
その他未払費用	88,000
流動負債合計	148,004,615
負債合計	148,004,615

純資産の部	
元本等	
元本	19, 441, 270, 602
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	32, 417, 441, 609
元本等合計	51, 858, 712, 211
純資産合計	51, 858, 712, 211
負債純資産合計	52, 006, 716, 826

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 6675 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(26, 675 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組

入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 8 月 18 日現在	
期首	2025 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,446,490,604 円
同期中における追加設定元本額	5,030,717,225 円
同期中における一部解約元本額	4,035,937,227 円
期末元本額	19,441,270,602 円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	437,344,641 円
ネクストコア	11,481,523 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	650,075,214 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	3,620,668 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	2,324,077 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	19,827,115 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	6,955,543 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	12,868,114 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Aコース (野村投資一任口座向け)	1,394,244,026 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	3,798,246,114 円
NEXT FUNDS 新興国債券・J. P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,332,678,352 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国債券	458,519,352 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	2,099,954 円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	2,128,453 円
新興国債券・インデックスF (適格機関投資家専用)	1,878,612,515 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信 (適格機関投資家転売制限付)	332,058,273 円
野村新興国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	7,999,768,498 円
野村DC運用戦略ファンド	808,402,736 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	86,860,917 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	203,154,517 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 8 月 18 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 8 月 18 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT' L	1,500,000.00	1,400,850.00	
		ABU DHABI GOVT INT' L	2,100,000.00	2,163,373.59	
		ABU DHABI GOVT INT' L	2,100,000.00	1,864,126.32	
		ABU DHABI GOVT INT' L	1,600,000.00	1,417,949.12	
		ABU DHABI GOVT INT' L	900,000.00	950,123.16	
		ABU DHABI GOVT INT' L	3,300,000.00	3,366,863.94	
		ABU DHABI GOVT INT' L	800,000.00	445,106.72	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,800,000.00	1,615,088.70	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,800,000.00	1,335,836.70	
		CBB INTL SUKUK PROG WLL	2,200,000.00	2,229,535.66	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,555,432.96	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,100,000.00	1,877,234.73	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,300,000.00	1,312,610.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	3,700,000.00	3,488,545.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,500,000.00	2,524,500.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000.00	2,404,995.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,000,000.00	1,765,000.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,800,000.00	1,824,660.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,000,000.00	2,085,000.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,100,000.00	1,915,935.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,200,000.00	2,273,480.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,400,000.00	2,415,600.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,700,000.00	2,721,600.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	4,400,000.00	4,494,600.00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,500,000.00	2,455,825.00	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	800,000.00	800,943.76	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	700,000.00	722,078.07	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,300,000.00	1,402,746.41	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,300,000.00	1,330,409.21	
		HUNGARY	2,400,000.00	2,498,253.12	
		HUNGARY	2,200,000.00	2,242,515.00	
		HUNGARY	1,900,000.00	1,944,890.73	
		HUNGARY	2,600,000.00	2,211,433.38	
		HUNGARY	2,100,000.00	2,213,610.00	
		HUNGARY	2,900,000.00	2,850,700.00	

		HUNGARY	2, 400, 000. 00	1, 463, 900. 88	
		HUNGARY	1, 800, 000. 00	1, 862, 535. 42	
		KSA SUKUK LTD	2, 200, 000. 00	2, 267, 676. 40	
		KSA SUKUK LTD	2, 000, 000. 00	2, 000, 400. 00	
		KSA SUKUK LTD	2, 000, 000. 00	2, 077, 860. 00	
		KSA SUKUK LTD	1, 000, 000. 00	891, 764. 00	
		KSA SUKUK LTD	1, 300, 000. 00	1, 288, 888. 25	
		KSA SUKUK LTD	600, 000. 00	622, 882. 50	
		MEXICO GLOBAL	1, 700, 000. 00	988, 210. 00	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	3, 700, 000. 00	3, 990, 211. 72	
		OMAN SOVEREIGN SUKUK	300, 000. 00	306, 644. 52	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	2, 100, 000. 00	2, 112, 396. 09	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	2, 200, 000. 00	2, 215, 808. 10	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2, 000, 000. 00	1, 645, 000. 00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	7, 760, 000. 00	6, 068, 320. 00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	13, 500, 000. 00	9, 051, 750. 00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	8, 400, 000. 00	5, 985, 000. 00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	5, 200, 000. 00	3, 231, 800. 00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2, 277, 590. 31	1, 481, 572. 49	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 200, 000. 00	1, 174, 500. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 400, 000. 00	2, 447, 928. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 200, 000. 00	1, 873, 652. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 000, 000. 00	1, 814, 540. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 700, 000. 00	1, 685, 720. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 900, 000. 00	1, 977, 805. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	3, 000, 000. 00	2, 255, 760. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 100, 000. 00	1, 836, 828. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 000, 000. 00	1, 407, 820. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 900, 000. 00	1, 158, 943. 00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 500, 000. 00	2, 633, 500. 00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 200, 000. 00	1, 812, 140. 00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 900, 000. 00	2, 031, 822. 00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 200, 000. 00	2, 262, 810. 00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 800, 000. 00	3, 035, 200. 00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 000, 000. 00	2, 098, 000. 00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 000, 000. 00	2, 047, 000. 00	

		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 000, 000. 00	2, 099, 780. 00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 200, 000. 00	2, 222, 880. 00	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3, 384, 326. 00	2, 987, 513. 77	
		REPUBLIC OF ECUADOR	7, 700, 000. 00	5, 694, 920. 00	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3, 600, 000. 00	2, 248, 200. 00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2, 300, 000. 00	1, 541, 777. 40	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1, 800, 000. 00	1, 684, 440. 00	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1, 800, 000. 00	1, 972, 158. 30	
		REPUBLIC OF PANAMA	3, 000, 000. 00	2, 388, 480. 00	
		REPUBLIC OF PANAMA	3, 000, 000. 00	3, 030, 900. 00	
		REPUBLIC OF PANAMA	1, 600, 000. 00	1, 104, 848. 00	
		REPUBLIC OF PERU	2, 600, 000. 00	2, 233, 582. 00	
		REPUBLIC OF PERU	1, 800, 000. 00	1, 815, 840. 00	
		REPUBLIC OF PERU	1, 800, 000. 00	1, 253, 385. 00	
		REPUBLIC OF PERU	2, 800, 000. 00	2, 744, 700. 00	
		REPUBLIC OF PERU	2, 000, 000. 00	1, 088, 300. 00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	1, 600, 000. 00	1, 055, 293. 28	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	2, 900, 000. 00	2, 086, 950. 20	
		REPUBLIC OF POLAND	1, 200, 000. 00	1, 240, 873. 08	
		REPUBLIC OF POLAND	1, 900, 000. 00	1, 931, 253. 10	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 500, 000. 00	2, 570, 598. 00	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 000, 000. 00	2, 120, 662. 60	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 000, 000. 00	2, 006, 287. 60	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 900, 000. 00	2, 927, 085. 71	
		REPUBLIC OF POLAND	3, 400, 000. 00	3, 487, 130. 78	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 600, 000. 00	2, 438, 901. 14	
		REPUBLIC OF POLAND	3, 400, 000. 00	3, 199, 265. 02	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2, 400, 000. 00	2, 406, 720. 00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1, 900, 000. 00	1, 745, 553. 37	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1, 800, 000. 00	1, 758, 074. 40	
		REPUBLIC OF TURKEY	3, 700, 000. 00	3, 946, 535. 07	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 800, 000. 00	3, 082, 904. 72	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 600, 000. 00	2, 898, 320. 10	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 900, 000. 00	3, 271, 405. 03	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 500, 000. 00	2, 469, 159. 50	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 000, 000. 00	974, 440. 70	

		REPUBLIC OF TURKEY	1, 600, 000. 00	1, 641, 237. 60	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 800, 000. 00	2, 077, 251. 30	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 200, 000. 00	1, 182, 654. 24	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 100, 000. 00	2, 209, 648. 14	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 900, 000. 00	2, 833, 743. 12	
		REPUBLIC OF TURKIYE	1, 500, 000. 00	1, 541, 818. 65	
		REPUBLIC OF TURKIYE	800, 000. 00	828, 365. 28	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	7, 000, 000. 00	1, 514, 450. 00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	8, 000, 000. 00	1, 680, 800. 00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	4, 000, 000. 00	1, 035, 400. 00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2, 700, 000. 00	2, 868, 750. 00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	1, 800, 000. 00	1, 860, 210. 00	
		ROMANIA	1, 900, 000. 00	1, 975, 719. 18	
		ROMANIA	2, 500, 000. 00	2, 555, 621. 75	
		ROMANIA	2, 400, 000. 00	2, 426, 616. 00	
		ROMANIA	2, 200, 000. 00	2, 340, 989. 20	
		ROMANIA	2, 500, 000. 00	2, 514, 654. 00	
		ROMANIA	2, 400, 000. 00	2, 290, 108. 80	
		ROMANIA	2, 000, 000. 00	2, 009, 140. 00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1, 200, 000. 00	1, 223, 970. 24	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 700, 000. 00	2, 735, 157. 24	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 800, 000. 00	2, 844, 386. 16	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1, 200, 000. 00	1, 256, 049. 72	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1, 600, 000. 00	1, 688, 293. 12	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1, 700, 000. 00	1, 445, 725. 22	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 400, 000. 00	2, 438, 142. 00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3, 100, 000. 00	3, 149, 011. 31	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3, 100, 000. 00	3, 283, 938. 81	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 100, 000. 00	1, 833, 596. 94	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 800, 000. 00	2, 753, 960. 72	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1, 500, 000. 00	957, 920. 40	
		STATE OF QATAR	800, 000. 00	785, 360. 00	
		STATE OF QATAR	1, 000, 000. 00	861, 400. 00	
		UAE INT' L GOVT BOND	2, 100, 000. 00	2, 092, 948. 83	
		UAE INT' L GOVT BOND	1, 200, 000. 00	1, 265, 046. 60	
		UAE INT' L GOVT BOND	2, 400, 000. 00	2, 507, 631. 60	

		UAE INT'L GOVT BOND	1,500,000.00	1,006,732.65	
		UKRAINE GOVERNMENT	3,800,000.00	2,096,460.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	3,400,000.00	1,410,320.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	3,700,000.00	2,017,240.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	1,300,000.00	717,210.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	2,800,000.00	1,500,520.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,000,000.00	1,042,200.00	
		UNITED MEXICAN STATES	3,300,000.00	2,909,544.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,300,000.00	2,342,320.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	1,243,125.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,000,000.00	1,706,300.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,000,000.00	2,070,740.00	
		UNITED MEXICAN STATES	3,100,000.00	3,102,325.00	
		UNITED MEXICAN STATES	3,000,000.00	3,152,700.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,100,000.00	1,127,225.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,800,000.00	1,414,350.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	1,074,900.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,900,000.00	1,775,550.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,300,000.00	2,159,608.00	
		UNITED MEXICAN STATES	3,000,000.00	3,162,750.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	784,940.00	
	小計	銘柄数：164	394,121,916.31	345,283,933.34	
				(50,929,380,167)	
		組入時価比率：98.2%		100.0%	
合計				50,929,380,167	
				(50,929,380,167)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 8 月 18 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	64,402,813	—	64,892,740	489,927
米ドル	64,402,813	—	64,892,740	489,927
売建	47,062,656	—	47,189,472	△126,816

米ドル	47,062,656	—	47,189,472	△126,816
合計	—	—	—	363,111

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 8 月 18 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	151,537,468
コール・ローン	13,180,133
国債証券	16,157,254,180
未収利息	234,061,660
前払費用	27,313,486
流動資産合計	16,583,346,927
資産合計	16,583,346,927
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	33,405
未払解約金	12,437,191
その他未払費用	701,900
流動負債合計	13,172,496
負債合計	13,172,496
純資産の部	
元本等	
元本	8,406,026,754
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,164,147,677
元本等合計	16,570,174,431
純資産合計	16,570,174,431
負債純資産合計	16,583,346,927

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 9712 円
(10,000 口当たり純資産額)	(19, 712 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 8 月 18 日現在	
期首	2025 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	8,611,186,024 円
同期中における追加設定元本額	1,870,155,839 円
同期中における一部解約元本額	2,075,315,109 円
期末元本額	8,406,026,754 円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド 2015	8,616,184 円
野村資産設計ファンド 2020	9,182,192 円
野村資産設計ファンド 2025	12,457,839 円
野村資産設計ファンド 2030	23,918,430 円
野村資産設計ファンド 2035	20,457,654 円
野村資産設計ファンド 2040	33,141,196 円
野村資産設計ファンド 2045	6,657,026 円
野村インデックスファンド・新興国債券	601,065,958 円
ネクストコア	14,538,989 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	631,471,698 円
野村資産設計ファンド 2050	6,483,580 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2026－2028 年目標型	1,488,128 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2029－2031 年目標型	1,138,405 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2032－2034 年目標型	1,124,484 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2035－2037 年目標型	937,272 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,244,189 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	7,637,476 円
世界 6 資産分散ファンド	168,082,531 円
野村資産設計ファンド 2060	3,605,081 円
ノムラ FOFs 用インデックスファンド・新興国債券（適格機関投資家専用）	5,086,243,790 円
野村 FOFs 用・ターゲット・リターン・8 資産バランス（2％コース向け）（適格機関投資家専用）	399,286 円
野村 DC 新興国債券（現地通貨建て）インデックスファンド	588,891,602 円
野村 DC 運用戦略ファンド	1,029,288,474 円
野村 DC 運用戦略ファンド（マイルド）	77,568,120 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたて NISA）2030	27,178,777 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたて NISA）2040	22,150,959 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたて NISA）2050	13,060,795 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたて NISA）2060	7,996,639 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2025 年 8 月 18 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025 年 8 月 18 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,600,000.00	9,483,652.80	

	小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	12, 200, 000. 00	12, 091, 626. 18	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	13, 400, 000. 00	12, 943, 084. 12	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	18, 550, 000. 00	18, 421, 695. 21	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4, 600, 000. 00	4, 635, 880. 00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	19, 300, 000. 00	19, 361, 785. 09	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	16, 000, 000. 00	16, 047, 292. 80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	8, 000, 000. 00	7, 990, 855. 20	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	19, 800, 000. 00	19, 008, 833. 58	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6, 500, 000. 00	5, 990, 263. 50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	19, 000, 000. 00	17, 421, 100. 00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6, 000, 000. 00	5, 607, 650. 40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2, 700, 000. 00	2, 879, 654. 76	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10, 000, 000. 00	9, 313, 934. 00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	19, 600, 000. 00	16, 453, 208. 24	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	12, 600, 000. 00	10, 629, 378. 90	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	18, 400, 000. 00	15, 612, 400. 00	
		銘柄数 : 17	216, 250, 000. 00	203, 892, 294. 78 (1, 605, 468, 318)	
		組入時価比率 : 9. 7%		9. 9%	
	リアル	LETRA TESOURO NACIONAL	6, 300, 000. 00	5, 602, 084. 11	
		LETRA TESOURO NACIONAL	4, 500, 000. 00	3, 559, 522. 95	
		LETRA TESOURO NACIONAL	2, 300, 000. 00	1, 715, 811. 50	
		LETRA TESOURO NACIONAL	2, 000, 000. 00	1, 406, 792. 80	
		LETRA TESOURO NACIONAL	3, 000, 000. 00	1, 978, 623. 00	
		LETRA TESOURO NACIONAL	7, 000, 000. 00	4, 067, 257. 60	
		LETRA TESOURO NACIONAL	2, 200, 000. 00	977, 996. 58	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	600, 000. 00	5, 807, 553. 60	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	830, 000. 00	7, 740, 504. 47	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	210, 000. 00	1, 864, 128. 63	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	350, 000. 00	2, 995, 863. 50	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	210, 000. 00	1, 740, 743. 55	
		銘柄数 : 12	29, 500, 000. 00	39, 456, 882. 29 (1, 077, 267, 583)	
		組入時価比率 : 6. 5%		6. 7%	
	チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	100, 000, 000. 00	92, 040, 710. 00	
		BONOS TESORERIA PESOS	360, 000, 000. 00	366, 771, 708. 00	

	小計	BONOS TESORERIA PESOS	300,000,000.00	298,359,270.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	375,000,000.00	395,026,200.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	78,653,218.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	235,000,000.00	231,736,508.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	110,000,000.00	119,835,386.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	195,000,000.00	206,308,615.50	
		銘柄数：8	1,745,000,000.00	1,788,731,615.50	
				(273,658,049)	
		組入時価比率：1.7%		1.7%	
	コロンビアペソ	TITULOS DE TESORERIA	1,180,000,000.00	1,162,849,054.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,400,000,000.00	1,302,789,740.00	
		TITULOS DE TESORERIA	680,000,000.00	619,968,036.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,130,000,000.00	1,877,226,510.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,370,000,000.00	1,136,716,948.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,290,000,000.00	1,022,364,216.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,040,000,000.00	1,112,374,120.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,460,000,000.00	1,863,893,046.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,900,000,000.00	1,276,264,200.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,430,000,000.00	1,941,406,218.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,000,000,000.00	944,290,000.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,460,000,000.00	1,536,290,910.00	
		銘柄数：12	19,340,000,000.00	15,796,432,998.00	
				(580,124,001)	
		組入時価比率：3.5%		3.6%	
	ソル	BONOS DE TESORERIA	300,000.00	319,490.76	
		BONOS DE TESORERIA	300,000.00	315,497.10	
		BONOS DE TESORERIA	1,100,000.00	1,158,207.60	
		BONOS DE TESORERIA	600,000.00	664,305.12	
		BONOS DE TESORERIA	1,900,000.00	1,827,437.67	
		BONOS DE TESORERIA	300,000.00	324,826.20	
		BONOS DE TESORERIA	800,000.00	701,601.76	
		PERU BONO SOBERANO	300,000.00	311,964.57	
		PERU BONO SOBERANO	900,000.00	991,210.32	
		PERU BONO SOBERANO	720,000.00	744,308.71	
		銘柄数：10	7,220,000.00	7,358,849.81	
				(304,933,074)	

		組入時価比率：1.8%		1.9%	
	ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	4,044,400.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	4,415,000.00	
	小計	銘柄数：2	8,000,000.00	8,459,400.00	
				(31,124,670)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	8,713,840.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	8,365,040.00	
	小計	銘柄数：2	16,000,000.00	17,078,880.00	
				(40,668,229)	
		組入時価比率：0.2%		0.3%	
	セルビアディナール	SERBIA TREASURY BONDS	9,000,000.00	10,057,500.00	
		SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	21,505,000.00	
	小計	銘柄数：2	31,000,000.00	31,562,500.00	
				(46,463,819)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	1,922,736.29	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	356,483.10	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,451,348.42	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,364,529.77	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	9,148,750.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	13,200,000.00	12,446,393.52	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	7,800,000.00	7,191,678.00	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	893,649.24	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	1,804,281.21	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	13,886,650.50	
		TURKEY GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,200,539.95	
	小計	銘柄数：11	66,000,000.00	54,667,040.00	
				(197,386,281)	
		組入時価比率：1.2%		1.2%	
	チェココルナ	CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	10,197,141.76	
		CZECH REPUBLIC	2,500,000.00	2,343,175.00	
		CZECH REPUBLIC	7,800,000.00	7,548,347.04	
		CZECH REPUBLIC	3,400,000.00	3,602,557.38	
		CZECH REPUBLIC	3,800,000.00	4,066,540.74	
		CZECH REPUBLIC	8,400,000.00	8,108,681.28	

		CZECH REPUBLIC	8,600,000.00	7,542,989.48	
		CZECH REPUBLIC	8,400,000.00	8,832,014.52	
		CZECH REPUBLIC	9,000,000.00	7,797,369.60	
		CZECH REPUBLIC	1,600,000.00	1,789,356.64	
		CZECH REPUBLIC	13,000,000.00	13,291,045.30	
		CZECH REPUBLIC	10,400,000.00	8,825,958.96	
		CZECH REPUBLIC	9,400,000.00	9,852,027.20	
		CZECH REPUBLIC	7,400,000.00	6,943,807.76	
		CZECH REPUBLIC	6,000,000.00	5,876,007.00	
		CZECH REPUBLIC	6,700,000.00	4,512,305.95	
		銘柄数 : 16	116,800,000.00	111,129,325.61	
		組入時価比率 : 4.7%		(783,461,745)	
				4.8%	
	フォリント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	58,212,000.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	23,000,000.00	22,040,322.70	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	39,000,000.00	40,432,832.70	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	53,000,000.00	50,652,100.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	39,313,957.20	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	67,000,000.00	64,211,547.10	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	103,000,000.00	104,186,745.40	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	90,000,000.00	77,137,596.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	90,000,000.00	77,350,842.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	84,000,000.00	69,985,305.60	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	71,000,000.00	62,799,500.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	51,552,599.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	25,253,733.60	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	37,000,000.00	36,785,400.00	
		HUNGARY GOVERNMENT BOND	78,000,000.00	50,809,200.00	
		銘柄数 : 15	943,000,000.00	830,723,681.30	
		組入時価比率 : 2.2%		(365,518,419)	
				2.3%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,162,988.62	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,600,000.00	2,583,679.28	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,132,897.36	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,350,494.74	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,279,486.79	

	小計	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	3,123,669.43	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	3,071,369.40	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,722,945.58	
		POLAND GOVERNMENT BOND	700,000.00	692,561.31	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,900,000.00	3,288,400.44	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,217,350.97	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,638,036.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,600,000.00	2,550,037.36	
		POLAND GOVERNMENT BOND	500,000.00	487,856.85	
		銘柄数：14	32,600,000.00	31,301,774.88	
				(1,268,660,935)	
		組入時価比率：7.7%		7.9%	
	ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18,700,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20,200,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27,500,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10,000,000.00	0.00	
		RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51,000,000.00	0.00	
		銘柄数：13	333,100,000.00	0.00	
				(0)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	レイ	ROMANIA	500,000.00	493,152.15	
		ROMANIA	700,000.00	677,880.00	
		ROMANIA	760,000.00	741,010.79	
		ROMANIA	230,000.00	207,828.00	
		ROMANIA	1,300,000.00	1,205,796.41	
		ROMANIA	2,350,000.00	2,384,780.00	
		ROMANIA	700,000.00	578,283.44	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	500,000.00	499,250.00	

	小計	ROMANIA GOVERNMENT BOND	300,000.00	299,987.10	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	788,375.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,031,250.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,400,000.00	1,272,950.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	800,000.00	764,040.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,036,900.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,100,000.00	1,079,210.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	800,000.00	780,080.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	775,600.00	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND	700,000.00	729,820.00	
		銘柄数 : 18	15,990,000.00	15,346,192.89	
				(523,228,446)	
		組入時価比率 : 3.2%		3.2%	
	リング	MALAYSIA GOVERNMENT	3,200,000.00	3,265,253.12	
		MALAYSIA GOVERNMENT	700,000.00	710,048.99	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,400,000.00	1,449,993.86	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,400,000.00	1,560,597.78	
		MALAYSIA GOVERNMENT	2,000,000.00	2,100,577.40	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,500,000.00	1,690,480.50	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,059,556.20	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,600,000.00	1,661,617.92	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,200,000.00	1,262,403.48	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,400,000.00	1,420,995.24	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	2,400,000.00	2,537,977.92	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	900,000.00	1,007,420.67	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,050,000.00	1,150,248.85	
		MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,500,000.00	1,619,857.20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,313,274.56	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,850,022.82	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,900,000.00	2,959,069.23	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,260,594.24	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,339,854.10	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,000,000.00	1,941,217.40	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,530,556.50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,536,483.94	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,134,309.70	

	小計	MALAYSIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,625,763.84	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,549,911.75	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,635,883.95	
		銘柄数：26	44,150,000.00	46,173,971.16	
		組入時価比率：9.8%		(1,615,618,016)	10.0%
	パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	9,300,000.00	9,396,435.42	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,596,879.00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	14,800,000.00	15,053,654.24	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	13,959,345.40	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,708,214.25	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	19,400,000.00	20,218,503.46	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	15,400,000.00	16,272,160.52	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,474,712.70	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	12,200,000.00	13,901,840.22	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,798,178.10	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	14,600,000.00	16,588,143.32	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	17,794,080.20	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	18,686,766.40	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	10,500,000.00	12,105,136.05	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	6,400,000.00	7,173,928.96	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	3,671,447.04	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7,600,000.00	7,749,288.32	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	13,100,000.00	15,654,993.87	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,900,000.00	20,460,581.57	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	25,600,000.00	30,828,577.28	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,146,860.80	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	9,300,000.00	11,604,984.54	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	19,125,377.70	
	小計	銘柄数：23	287,700,000.00	316,970,089.36	
		組入時価比率：8.7%		(1,442,213,906)	8.9%
	ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	4,200,000,000.00	4,204,956,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,400,000,000.00	6,597,888,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,800,000,000.00	5,769,550,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,450,000,000.00	4,556,622,000.00	

		INDONESIA GOVERNMENT	8,600,000,000.00	8,709,306,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	7,400,000,000.00	7,550,294,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,565,403,200.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,695,364,100.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	7,800,000,000.00	8,445,060,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,000,000,000.00	6,159,180,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,311,154,200.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	9,600,000,000.00	10,048,032,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,900,000,000.00	6,650,598,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,700,000,000.00	3,138,048,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,200,000,000.00	5,264,636,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,100,000,000.00	6,764,839,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	4,054,410,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,100,000,000.00	2,187,549,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,200,000,000.00	5,281,276,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	10,100,000,000.00	10,253,474,550.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,980,000,000.00	5,613,306,600.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	13,400,000,000.00	14,420,812,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	3,082,920,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,230,000,000.00	2,531,295,300.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,952,570,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,776,384,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,914,640,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	7,400,000,000.00	8,481,140,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	8,200,000,000.00	8,753,172,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,885,456,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	7,300,000,000.00	7,525,789,000.00	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,800,000,000.00	1,790,268,120.00	
	小計	銘柄数：32	168,800,000,000.00	177,935,393,070.00	
				(1,637,005,616)	
		組入時価比率：9.9%		10.0%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,042,405.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,814,216.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,100,000.00	2,126,621.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,720,357.73	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	815,084.24	

		CHINA GOVERNMENT BOND	3, 500, 000. 00	3, 514, 323. 05	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2, 500, 000. 00	2, 572, 882. 00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4, 700, 000. 00	4, 703, 838. 49	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 800, 000. 00	1, 856, 535. 12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500, 000. 00	513, 958. 00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 000, 000. 00	1, 033, 744. 00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500, 000. 00	514, 370. 60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 200, 000. 00	1, 255, 797. 00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 000, 000. 00	1, 018, 888. 90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4, 900, 000. 00	4, 966, 623. 83	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5, 300, 000. 00	5, 268, 492. 56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 000, 000. 00	1, 048, 262. 50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 700, 000. 00	1, 782, 705. 85	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2, 200, 000. 00	2, 273, 264. 18	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3, 000, 000. 00	3, 078, 096. 30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2, 000, 000. 00	2, 022, 916. 40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 000, 000. 00	988, 387. 70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2, 000, 000. 00	2, 013, 973. 40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500, 000. 00	534, 648. 90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 700, 000. 00	1, 828, 518. 81	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 200, 000. 00	1, 301, 314. 92	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2, 200, 000. 00	2, 330, 918. 70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 300, 000. 00	1, 392, 673. 10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800, 000. 00	838, 197. 84	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2, 100, 000. 00	2, 161, 597. 83	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 700, 000. 00	1, 742, 221. 71	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2, 200, 000. 00	2, 172, 252. 94	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 800, 000. 00	1, 786, 450. 32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800, 000. 00	853, 119. 76	
		CHINA GOVERNMENT BOND	900, 000. 00	937, 634. 04	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 500, 000. 00	1, 991, 531. 55	
		CHINA GOVERNMENT BOND	400, 000. 00	501, 829. 88	
		CHINA GOVERNMENT BOND	900, 000. 00	1, 095, 032. 25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500, 000. 00	617, 527. 80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1, 500, 000. 00	1, 664, 182. 80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	200, 000. 00	206, 100. 34	

	小計	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	968,589.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,757,061.90	
		銘柄数：43	75,200,000.00	77,627,150.54	
		組入時価比率：9.6%		(1,593,134,247)	9.9%
	インドルピー	INDIA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,285,187.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	36,038,093.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,651,814.40	
		INDIA GOVERNMENT BOND	56,000,000.00	57,821,114.40	
		INDIA GOVERNMENT BOND	58,000,000.00	58,607,144.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	74,628,906.80	
		INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	62,995,482.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	40,000,000.00	39,585,680.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	44,000,000.00	44,385,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	18,855,880.20	
		INDIA GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	62,805,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	35,000,000.00	36,410,325.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	47,000,000.00	48,694,011.60	
		INDIA GOVERNMENT BOND	57,000,000.00	58,420,445.70	
		INDIA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	66,190,849.20	
		INDIA GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	52,846,755.90	
		INDIA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,026,236.50	
		INDIA GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	84,421,392.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	42,752,123.40	
		INDIA GOVERNMENT BOND	43,000,000.00	43,954,311.90	
	小計	銘柄数：20	914,000,000.00	931,375,753.00	
		組入時価比率：9.6%		(1,583,338,780)	9.8%
	ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,400,000.00	14,925,918.24	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000.00	12,969,772.40	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,000,000.00	10,321,850.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,000,000.00	18,535,590.60	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,800,000.00	14,156,852.68	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	7,400,000.00	5,668,118.80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,800,000.00	13,195,680.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	18,100,000.00	16,012,279.03	

	小計	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13, 600, 000. 00	11, 385, 064. 56	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	23, 800, 000. 00	19, 698, 629. 30	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4, 400, 000. 00	4, 725, 005. 56	
		銘柄数：11	154, 300, 000. 00	141, 594, 761. 17	
		組入時価比率：7. 2%		(1, 187, 980, 046)	7. 4%
合計				16, 157, 254, 180	(16, 157, 254, 180)

(注 1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 8 月 18 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	4,391,100	—	4,424,505	△33,405
米ドル	4,391,100	—	4,424,505	△33,405
合計	4,391,100	—	4,424,505	△33,405

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

J－REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2025 年 8 月 18 日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,508,437,452
投資証券	72,510,509,700
派生商品評価勘定	135,564,710

未収入金	26,600,657
未収配当金	610,581,102
未収利息	20,164
流動資産合計	74,791,713,785
資産合計	74,791,713,785
負債の部	
流動負債	
前受金	58,876,165
未払金	22,022,540
未払解約金	382,005,449
流動負債合計	462,904,154
負債合計	462,904,154
純資産の部	
元本等	
元本	24,895,916,676
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	49,432,892,955
元本等合計	74,328,809,631
純資産合計	74,328,809,631
負債純資産合計	74,791,713,785

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2.9856 円
(10,000 口当たり純資産額)	(29,856 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 8 月 18 日現在	
期首	2025 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	23,948,739,819 円
同期中における追加設定元本額	5,432,298,167 円
同期中における一部解約元本額	4,485,121,310 円
期末元本額	24,895,916,676 円
期末元本額の内訳＊	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,536,573,281 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,398,233,221 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,217,023,465 円
野村資産設計ファンド2015	11,112,516 円
野村資産設計ファンド2020	11,835,959 円
野村資産設計ファンド2025	16,058,310 円
野村資産設計ファンド2030	20,557,901 円
野村資産設計ファンド2035	17,587,381 円
野村資産設計ファンド2040	42,735,771 円
野村資産設計ファンド2045	8,580,992 円
野村インデックスファンド・J-REIT	2,313,959,001 円
ネクストコア	19,125,806 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	878,488,648 円
野村J-REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,338,856,651 円

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	790,968,198円
野村資産設計ファンド2050	5,570,495円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	443,157円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	284,427円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	3,177,201円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,242,019円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	6,413,372円
野村6資産均等バランス	6,871,195,439円
野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	79,731,638円
野村資産設計ファンド2060	4,646,994円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）REIT	295,732,735円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT（適格機関投資家専用）	2,641,135,731円
J-REITインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,656,493,081円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	267,635円
野村マルチアセット・ストラテジー・オープン（適格機関投資家専用）	16,136,968円
野村DC運用戦略ファンド	1,353,912,929円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	139,558,055円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	22,032,515円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	11,820,118円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	35,762,585円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	23,355,845円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	28,547,139円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	11,224,679円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	10,307,763円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	55,227,055円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年8月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年8月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1,446	183,352,800	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	2,093	201,765,200	
		SOSILA物流リート投資法人 投資証券	3,259	387,821,000	
		東海道リート投資法人 投資証券	1,345	151,043,500	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	11,278	1,374,788,200	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	7,682	1,075,480,000	
		産業ファンド投資法人 投資証券	11,960	1,530,880,000	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	13,451	2,156,195,300	
		アクティビア・プロパティーズ投資	10,086	1,344,463,800	

	法人 投資証券			
	G L P投資法人 投資証券	21, 494	2, 944, 678, 000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	3, 312	1, 008, 504, 000	
	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	33, 627	2, 821, 305, 300	
	星野リゾート・リート投資法人 投資証券	2, 625	696, 412, 500	
	O n e リート投資法人 投資証券	1, 076	294, 716, 400	
	イオンリート投資法人 投資証券	7, 932	1, 034, 332, 800	
	ヒューリックリート投資法人 投資証券	5, 772	952, 380, 000	
	日本リート投資法人 投資証券	8, 339	797, 208, 400	
	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	19, 512	1, 564, 862, 400	
	トーセイ・リート投資法人 投資証券	1, 420	205, 190, 000	
	ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	1, 695	199, 332, 000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1, 810	194, 756, 000	
	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	20, 816	3, 386, 763, 200	
	いちごホテルリート投資法人 投資証券	1, 081	150, 583, 300	
	ラサールロジポート投資法人 投資証券	8, 539	1, 254, 379, 100	
	スターアジア不動産投資法人 投資証券	12, 038	717, 464, 800	
	マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	1, 195	137, 186, 000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	14, 424	1, 523, 174, 400	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人 投資証券	1, 393	111, 161, 400	
	投資法人みらい 投資証券	8, 995	420, 066, 500	
	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	6, 767	830, 310, 900	
	C R E ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2, 771	425, 071, 400	
	ザイマックス・リート投資法人 投資証券	1, 060	126, 882, 000	
	タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	4, 295	411, 031, 500	
	日本ビルファンド投資法人 投資証券	38, 752	5, 491, 158, 400	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	33, 550	4, 250, 785, 000	

		日本都市ファンド投資法人 投資証券	33,920	3,826,176,000	
		オリックス不動産投資法人 投資証券	13,016	2,609,708,000	
		日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	17,666	1,800,165,400	
		N T T都市開発リート投資法人	6,578	880,136,400	
		東急リアル・エステート投資法人 投資証券	4,380	880,380,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	4,709	676,212,400	
		ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	14,443	2,518,859,200	
		森トラストリート投資法人 投資証券	12,591	946,843,200	
		インヴィンシブル投資法人 投資証券	36,059	2,498,888,700	
		フロンティア不動産投資法人 投資証券	11,481	1,019,512,800	
		平和不動産リート投資法人 投資証券	5,017	747,533,000	
		日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	13,026	1,230,957,000	
		福岡リート投資法人 投資証券	3,701	684,685,000	
		K D X不動産投資法人 投資証券	19,048	3,160,063,200	
		いちごオフィスリート投資法人 投資証券	4,766	458,965,800	
		大和証券オフィス投資法人 投資証券	2,669	954,167,500	
		阪急阪神リート投資法人 投資証券	3,115	524,254,500	
		スターツプロシード投資法人 投資証券	1,092	209,882,400	
		大和ハウスリート投資法人 投資証券	10,283	2,671,523,400	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	24,037	2,021,511,700	
		大和証券リビング投資法人 投資証券	9,648	1,019,793,600	
		ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	5,477	794,165,000	
		霞ヶ関ホテルリート投資法人 投資証券	200	20,640,000	
	小計	銘柄数：58	583,812	72,510,509,700	
		組入時価比率：97.6%		100.0%	
合計				72,510,509,700	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025 年 8 月 18 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	1,671,667,740	—	1,807,337,500	135,564,710
合計	1,671,667,740	—	1,807,337,500	135,564,710

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 8 月 18 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	196,058,074
コール・ローン	49,681,252
投資証券	92,481,878,734
派生商品評価勘定	980,875
未収入金	6,539,276
未収配当金	165,387,715
未収利息	664
差入委託証拠金	414,785,786
流動資産合計	93,315,312,376
資産合計	93,315,312,376
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,178,775
未払解約金	33,230,058
その他未払費用	362,400
流動負債合計	39,771,233
負債合計	39,771,233
純資産の部	
元本等	
元本	23,410,935,128
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	69,864,606,015
元本等合計	93,275,541,143
純資産合計	93,275,541,143

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3. 9843 円
(10,000 口当たり純資産額)	(39, 843 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT 指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 8 月 18 日現在	
期首	2025 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	22,184,652,207 円
同期中における追加設定元本額	2,969,421,951 円
同期中における一部解約元本額	1,743,139,030 円
期末元本額	23,410,935,128 円
期末元本額の内訳＊	
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	1,106,816,823 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	1,727,483,463 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	1,596,955,415 円
野村資産設計ファンド 2015	8,004,291 円
野村資産設計ファンド 2020	8,525,619 円
野村資産設計ファンド 2025	11,567,041 円
野村資産設計ファンド 2030	14,808,332 円
野村資産設計ファンド 2035	12,668,543 円
野村資産設計ファンド 2040	30,783,471 円
野村資産設計ファンド 2045	6,181,016 円
野村インデックスファンド・外国 REIT	1,410,864,958 円
ネクストコア	5,723,609 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	609,771,194 円
野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)	492,309,197 円
野村資産設計ファンド 2050	4,012,569 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	478,333 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	503,599 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	5,345,891 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	2,756,463 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	10,473,072 円
野村 6 資産均等バランス	4,949,427,149 円
野村資産設計ファンド 2060	3,347,299 円
NEXT FUNDS 外国 REIT・S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本・為替 ヘッジなし) 連動型上場投信	6,834,818,329 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) REIT	2,688,221,711 円
ノムラ海外 REIT インデックス・ファンド VA (適格機関投資家専用)	1,212,107,430 円
ノムラ FOFs 用 インデックスファンド・外国 REIT (適格機関投資家専用)	88,120,090 円
野村 FOFs 用・ターゲット・リターン・8 資産バランス (2%コース向け) (適格 機関投資家専用)	192,758 円

野村マルチアセット・ストラテジー・オープン（適格機関投資家専用）	9,199,033 円
野村DC運用戦略ファンド	404,085,238 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	25,820,774 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	15,870,354 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	8,514,254 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	25,760,298 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	16,823,567 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	20,563,211 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	8,085,309 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	7,424,836 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	26,520,589 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年8月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年8月18日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	56,700	1,078,434.00	
		AGREE REALTY CORP	46,920	3,404,515.20	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	30,400	561,792.00	
		ALEXANDERS INC	930	203,391.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	65,700	4,999,113.00	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	6,000	87,600.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	19,800	385,902.00	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	68,200	2,758,690.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	135,600	4,716,168.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	112,900	1,676,565.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	56,200	442,856.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	95,700	1,163,712.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	34,000	239,360.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	60,600	11,549,148.00	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	42,400.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	71,000	285,420.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	130,800	3,462,276.00	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	81,200	1,362,536.00	
		BRT APARTMENTS CORP	4,200	63,210.00	
		BXP INC	62,520	4,091,308.80	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	45,470	4,857,105.40	

	CARETRUST REIT INC	90,300	3,061,170.00	
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	6,500	197,470.00	
	CENTERSPACE	7,400	409,516.00	
	CHATHAM LODGING TRUST	19,000	134,710.00	
	CITY OFFICE REIT INC	14,500	100,630.00	
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	10,100	144,935.00	
	COPT DEFENSE PROPERTIES	47,800	1,331,708.00	
	COUSINS PROPERTIES INC	71,800	1,966,602.00	
	CTO REALTY GROWTH INC	12,200	201,300.00	
	CUBESMART	97,900	3,867,050.00	
	CURBLINE PROPERTIES CORP	40,300	904,332.00	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	85,700	677,030.00	
	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	370,000	185,000.00	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	135,000	22,531,500.00	
	DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	94,000	316,780.00	
	DOUGLAS EMMETT INC	72,300	1,064,256.00	
	EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
	EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	17,660	387,460.40	
	EASTGROUP PROPERTIES	22,520	3,669,408.80	
	ELME COMMUNITIES	38,000	634,220.00	
	EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	59,400	441,342.00	
	EPR PROPERTIES	32,800	1,724,624.00	
	EQUINIX INC	41,720	32,596,253.20	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	81,600	4,951,488.00	
	EQUITY RESIDENTIAL	145,700	9,342,284.00	
	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	84,400	2,567,448.00	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	27,420	7,112,199.60	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	90,460	12,397,543.00	
	FARMLAND PARTNERS INC	16,500	178,530.00	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	33,180	3,113,943.00	
	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	56,900	2,782,410.00	
	FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	42,500	1,080,775.00	
	FRANKLIN STREET PROPERTIES C	27,000	43,200.00	
	FRONTVIEW REIT INC	6,000	74,220.00	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	117,300	5,419,260.00	

	GETTY REALTY CORP	21,900	617,361.00	
	GLADSTONE COMMERCIAL CORP	20,400	268,260.00	
	GLADSTONE LAND CORP	12,900	114,552.00	
	GLOBAL MEDICAL REIT INC	26,000	173,420.00	
	GLOBAL NET LEASE INC	80,400	601,392.00	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	150,300	2,475,441.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	296,400	5,130,684.00	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	46,300	1,355,201.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	296,100	4,654,692.00	
	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	147,000	395,430.00	
	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	100,600	1,753,458.00	
	INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	28,000	162,120.00	
	INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	11,800	616,550.00	
	INVENTRUST PROPERTIES CORP	32,500	916,500.00	
	INVITATION HOMES INC	242,800	7,415,112.00	
	IRON MOUNTAIN INC	125,750	11,504,867.50	
	JBG SMITH PROPERTIES	30,600	603,738.00	
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	350,000	70,000.00	
	KILROY REALTY CORP	45,200	1,749,692.00	
	KIMCO REALTY CORP	288,600	6,121,206.00	
	KITE REALTY GROUP TRUST	94,100	2,024,091.00	
	LAMAR ADVERTISING CO-A	37,530	4,626,323.10	
	LINEAGE INC	25,700	1,045,990.00	
	LTC PROPERTIES INC	19,500	692,640.00	
	LXP INDUSTRIAL TRUST	127,800	1,051,794.00	
	MACERICH CO /THE	108,300	1,863,843.00	
	MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	38,973.99	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	255,000	1,032,750.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	49,860	7,025,274.00	
	MILLROSE PROPERTIES-CL A	51,900	1,647,306.00	
	MODIV INDUSTRIAL INC	2,900	42,891.00	
	NATIONAL STORAGE AFFILIATES	30,400	922,032.00	
	NATL HEALTH INVESTORS INC	20,170	1,505,892.20	
	NET LEASE OFFICE PROPERTY	6,700	221,770.00	
	NETSTREIT CORP	34,300	644,497.00	

	NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	13,944	55,636.56	
	NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	9,400	292,434.00	
	NNN REIT INC	80,300	3,317,996.00	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	123,100	5,048,331.00	
	ONE LIBERTY PROPERTIES INC	6,500	147,810.00	
	ORION PROPERTIES INC	20,800	52,208.00	
	OUTFRONT MEDIA INC	58,800	1,101,324.00	
	PARAMOUNT GROUP INC	78,000	533,520.00	
	PARK HOTELS & RESORTS INC	83,900	915,349.00	
	PEAKSTONE REALTY TRUST	16,400	200,736.00	
	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	50,900	506,455.00	
	PHILLIPS EDISON & CO INC	54,000	1,826,820.00	
	PIEDMONT REALTY TRUST INC	53,200	410,172.00	
	PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	16,300	244,011.00	
	POSTAL REALTY TRUST INC-A	9,900	144,144.00	
	PRIME US REIT	313,200	53,870.40	
	PROLOGIS INC	395,790	42,187,256.10	
	PUBLIC STORAGE	67,320	19,047,520.80	
	REALTY INCOME CORP	385,100	22,520,648.00	
	REGENCY CENTERS CORP	69,530	4,938,020.60	
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	100,900	3,842,272.00	
	RLJ LODGING TRUST	61,600	440,440.00	
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	25,650	2,426,490.00	
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	101,900	1,881,074.00	
	SAFEHOLD INC	20,200	308,050.00	
	SAUL CENTERS INC	5,500	179,575.00	
	SERVICE PROPERTIES TRUST	76,000	190,000.00	
	SILA REALTY TRUST INC	22,800	561,108.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	130,840	22,671,955.20	
	SITE CENTERS CORP	21,300	248,571.00	
	SL GREEN REALTY CORP	30,600	1,659,438.00	
	STAG INDUSTRIAL INC	79,700	2,769,575.00	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	49,000	254,800.00	
	SUN COMMUNITIES INC	51,080	6,526,491.60	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	83,400	751,434.00	

	小計	TANGER INC	48,100	1,555,073.00	
		TERRENO REALTY CORP	44,400	2,406,036.00	
		UDR INC	128,600	4,952,386.00	
		UMH PROPERTIES INC	32,800	523,816.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	5,300	203,679.00	
		URBAN EDGE PROPERTIES	53,500	1,042,715.00	
		VENTAS INC	192,360	13,036,237.20	
		VERIS RESIDENTIAL INC	34,200	486,666.00	
		VICI PROPERTIES INC	450,500	14,641,250.00	
		VORNADO REALTY TRUST	71,800	2,671,678.00	
		WELLTOWER INC	264,990	43,166,871.00	
		WHITESTONE REIT	19,900	242,183.00	
		WP CAREY INC	93,400	6,083,142.00	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	41,600	544,128.00	
		銘柄数：140	11,477,229	483,939,240.65	
				(71,381,037,995)	
		組入時価比率：76.5%		77.1%	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	26,300	471,559.00	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,900	137,025.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	10,100	711,444.00	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	33,800	1,414,868.00	
		CHOICE PROPERTIES REIT	67,400	971,234.00	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	23,200	350,088.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	22,100	357,136.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	60,300	736,866.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	3,000	49,980.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	44,800	856,576.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	12,740	1,009,645.00	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	55,900	662,974.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	28,700	381,423.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	24,800	437,472.00	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	8,200	110,290.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	131,473.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	17,000	134,810.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	56,000	269,920.00	

	小計	PRIMARIS REIT	20,700	312,156.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	62,800	1,126,004.00	
		SLATE GROCERY REIT	12,800	180,736.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	30,500	815,265.00	
		銘柄数：22	647,340	11,628,944.00	
		組入時価比率：1.3%		(1,242,087,508)	1.3%
	ユーロ	AEDIFICA	20,410	1,317,465.50	
		ALTAREA	2,130	232,596.00	
		CARE PROPERTY INVEST	14,900	187,144.00	
		CARMILA	27,200	485,248.00	
		COFINIMMO	16,450	1,247,732.50	
		COVIVIO	22,670	1,326,195.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	18,000	494,100.00	
		GECINA SA	22,310	1,942,085.50	
		HAMBORNER REIT AG	30,100	173,978.00	
		ICADE	13,800	313,260.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	57,600.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	145,900	841,843.00	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	223,000	217,648.00	
		KLEPIERRE	94,400	3,281,344.00	
		MERCIALYS	37,200	424,080.00	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	167,400	2,159,460.00	
		MONTEA	8,690	589,182.00	
		NSI NV	8,100	175,770.00	
		RETAIL ESTATES	5,490	367,830.00	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	13,200	448,800.00	
		STONEWEG EUROPE STAPLED TRUST	149,000	236,910.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	43,850	3,950,885.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	75,500	1,642,880.00	
		WERELDHAVE NV	16,300	302,528.00	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	16,100	486,220.00	
	小計	銘柄数：25	1,210,100	22,902,784.50	
		組入時価比率：4.2%		(3,952,104,493)	4.3%
	英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	7,840.00	

		AEW UK REIT PLC	64,000	66,944.00	
		ASSURA PLC	1,278,000	605,772.00	
		BIG YELLOW GROUP PLC	84,600	768,168.00	
		BRITISH LAND	424,000	1,462,800.00	
		CLS HOLDINGS PLC	78,000	48,126.00	
		CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	199,000	154,026.00	
		DERWENT LONDON PLC	48,200	843,018.00	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	273,000	251,160.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	170,000	549,950.00	
		HAMMERSON PLC	192,000	562,944.00	
		HELICAL PLC	49,000	107,065.00	
		INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	316,200	1,814,988.00	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	124,000	46,872.00	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	991,000	1,876,954.00	
		NEWRIVER REIT PLC	195,000	143,325.00	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	223,000	166,581.00	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	570,000	518,985.00	
		PRS REIT PLC/THE	224,000	232,512.00	
		REGIONAL REIT LTD	70,700	87,668.00	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	94,900	612,105.00	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	200,000	102,400.00	
		SEGRO PLC	577,500	3,692,535.00	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	837,000	1,270,566.00	
		SOCIAL HOUSING REIT PLC	144,000	97,488.00	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	536,000	423,976.00	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	261,000	250,821.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	1,061,000	1,464,180.00	
		UNITE GROUP PLC	178,000	1,297,620.00	
		WAREHOUSE REIT PLC	167,000	190,380.00	
		WORKSPACE GROUP PLC	58,000	244,180.00	
	小計	銘柄数：32	10,012,100	19,961,949.00 (3,990,792,844)	
		組入時価比率：4.3%		4.3%	
	豪ドル	ABACUS GROUP	174,000	214,020.00	

		ABACUS STORAGE KING	226,000	353,690.00	
		ARENA REIT	167,000	649,630.00	
		BWP PROPERTY GROUP LTD	243,000	874,800.00	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	366,000	722,850.00	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	224,000	748,160.00	
		CENTURIA OFFICE REIT	161,000	203,665.00	
		CHARTER HALL GROUP	202,300	4,452,623.00	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	277,000	1,238,190.00	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	215,000	877,200.00	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	145,000	479,950.00	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	640,000	284,800.00	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	97,000	278,390.00	
		DEXUS/AU	460,000	3,413,200.00	
		DIGICO INFRASTRUCTURE REIT	168,000	537,600.00	
		GOODMAN GROUP	866,000	31,080,740.00	
		GPT GROUP	817,000	4,305,590.00	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	123,000	311,190.00	
		HEALTHCO REIT	176,000	142,560.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	769,000	1,011,235.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	157,000	896,470.00	
		MIRVAC GROUP	1,698,000	3,888,420.00	
		NATIONAL STORAGE REIT	602,000	1,486,940.00	
		REGION GROUP	488,000	1,161,440.00	
		RURAL FUNDS GROUP	171,000	330,030.00	
		SCENTRE GROUP	2,217,000	8,468,940.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	1,025,000	5,822,000.00	
		VICINITY CENTRES	1,659,000	4,180,680.00	
		WAYPOINT REIT	279,000	722,610.00	
	小計	銘柄数：29	14,812,300	79,137,613.00	
				(7,600,376,352)	
		組入時価比率：8.1%		8.2%	
	ニュージーランド ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	438,000	871,620.00	
	小計	銘柄数：1	438,000	871,620.00	
				(76,249,317)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%	

香港ドル	CHAMPION REIT	790,000	1,801,200.00	
	FORTUNE REIT	640,000	3,302,400.00	
	LINK REIT	1,100,000	46,332,000.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	310,000	725,400.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,169,800	1,076,216.00	
	小計	銘柄数：5	4,009,800	53,237,216.00
				(1,002,989,149)
		組入時価比率：1.1%		1.1%
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	286,650	386,977.50
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,503,762	4,045,119.78
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	1,105,956	967,711.50
		CAPITALAND CHINA TRUST	500,279	362,702.27
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	2,404,796	5,290,551.20
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	268,000	210,380.00
		EC WORLD REIT	60,000	8,400.00
		ESR-REIT	264,028	723,436.72
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	480,000	278,400.00
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	576,587	1,285,789.01
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,276,746	1,136,303.94
		KEPPEL DC REIT	783,659	1,810,252.29
		KEPPEL REIT	1,045,000	987,525.00
		LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL	740,000	421,800.00
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	880,000	1,751,200.00
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,447,980	1,665,177.00
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	988,716	1,334,766.60
		QUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,010,000	323,200.00
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	174,000	702,960.00
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	210,000	145,950.00
		STARHILL GLOBAL REIT	630,000	340,200.00
		SUNTEC REIT	940,000	1,175,000.00
	小計	銘柄数：22	17,576,159	25,353,802.81
				(2,913,912,556)
		組入時価比率：3.1%		3.2%
ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	81,995	355,858,300.00	

	小計	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	19,000	85,500,000.00		
		JR REIT XXVII	70,000	181,650,000.00		
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	20,888	89,296,200.00		
		LOTTE REIT CO LTD	63,000	244,440,000.00		
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	48,000	262,560,000.00		
		SK REITS CO LTD	62,000	299,460,000.00		
		銘柄数：7	364,883	1,518,764,500.00		
		組入時価比率：0.2%		(161,596,542)	0.2%	
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	326,000	717,200.00		
		REIT 1 LTD	83,000	1,976,230.00		
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	96,000	987,840.00		
		小計	銘柄数：3	505,000	3,681,270.00	
			組入時価比率：0.2%		(160,731,978)	0.2%
	合計				92,481,878,734	
					(92,481,878,734)	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年8月18日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	737,517,700	—	732,319,800	△5,197,900
合計	737,517,700	—	732,319,800	△5,197,900

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 8 月 18 日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,148,615,594
現先取引勘定	2,730,000,000
未収利息	28,721
差入委託証拠金	83,793,000
流動資産合計	4,962,437,315
資産合計	4,962,437,315
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	4,848,240,857
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	114,196,458
元本等合計	4,962,437,315
純資産合計	4,962,437,315
負債純資産合計	4,962,437,315

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
2. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
3. その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.0236 円
(10,000 口当たり純資産額)	(10,236 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 8 月 18 日	
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	

なっております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 8 月 18 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025 年 8 月 18 日現在	
期首	2025 年 2 月 18 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,223,864,016 円
同期中における追加設定元本額	6,150,116,179 円
同期中における一部解約元本額	5,525,739,338 円
期末元本額	4,848,240,857 円
期末元本額の内訳＊	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	2,556,019,074 円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	87,543,719 円
ネクストコア	4,259,076 円
野村世界高金利通貨投信	34,318,227 円
野村新世界高金利通貨投信	982,608 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261 円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607 円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608 円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834 円

野村グローバルC B 投信（円コース）毎月分配型	984, 543 円
野村グローバルC B 投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984, 543 円
野村グローバルC B 投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984, 543 円
野村グローバルC B 投信（円コース）年2回決算型	984, 543 円
野村グローバルC B 投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984, 543 円
野村グローバルC B 投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984, 543 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10, 000 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984, 252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98, 261 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984, 252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984, 252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984, 252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98, 261 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984, 252 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984, 252 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982, 609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982, 609 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982, 609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982, 609 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982, 607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982, 607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982, 608 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98, 261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98, 261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98, 261 円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98, 261 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983, 768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983, 768 円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983, 768 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983, 768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983, 768 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983, 672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983, 672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983, 672 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983, 672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983, 672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983, 672 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース	983, 381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Bコース	98, 261 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース	983, 381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Dコース	983, 381 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982, 609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98, 262 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982, 609 円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98, 261 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983, 091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983, 091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983, 091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983, 091 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982, 898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982, 898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982, 898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982, 898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982, 898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982, 898 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982, 801 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491, 401 円

野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029 円
野村カルミニャック・ファン ド Aコース	981,547 円
野村カルミニャック・ファン ド Bコース	981,547 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	132,547 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	100,946 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	373,897 円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451 円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451 円
ノムラ THE USA Aコース	981,258 円
ノムラ THE USA Bコース	981,258 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801 円
野村ブルーベイ・トータルリターンファン ド（野村SMA・EW向け）	9,801 円
グローバル・ストック Aコース	97,953 円
グローバル・ストック Bコース	979,528 円
グローバル・ストック Cコース	97,953 円
グローバル・ストック Dコース	116,529 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795 円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファン ド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファン ド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファン ド Aコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファン ド Bコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファン ド Cコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファン ド Dコース	9,797 円
のむらップ・ファン ド（普通型）年3%目標分配金受取型	98,001 円
のむらップ・ファン ド（普通型）年6%目標分配金受取型	98,001 円

野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011 円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011 円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020 円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020 円
マイライフ・エール (資産成長型)	98,049 円
マイライフ・エール (年2%目標払出型)	98,049 円
マイライフ・エール (年6%目標払出型)	98,049 円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Aコース	98,059 円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Bコース	98,059 円
ウエルントン・企業価値共創世界株ファンド Aコース	98,078 円
ウエルントン・企業価値共創世界株ファンド Bコース	98,078 円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド (米ドル売り円買い) (野村SMA・EW向け)	9,808 円
野村アバンティス米国小型株ファンド Aコース (野村SMA・EW向け)	9,809 円
野村アバンティス米国小型株ファンド Bコース (野村SMA・EW向け)	9,809 円
野村アバンティス新興国株ファンド Aコース (野村SMA・EW向け)	9,809 円
野村アバンティス新興国株ファンド Bコース (野村SMA・EW向け)	9,809 円
ウエルントン・企業価値共創世界株ファンド Aコース (野村SMA・EW向け)	9,806 円
ウエルントン・企業価値共創世界株ファンド Bコース (野村SMA・EW向け)	9,806 円
野村ブラックロック世界優良企業厳選ファンド Aコース	9,803 円
野村ブラックロック世界優良企業厳選ファンド Bコース	9,803 円
野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド	97,848 円
のむらップ・ファンド (保守型) 年3%目標分配金受取型	97,781 円
のむらップ・ファンド (積極型) 年3%目標分配金受取型	97,781 円
のむらップ・ファンド (積極型) 年6%目標分配金受取型	97,781 円
野村グローバル高配当株プレミアム (米ドルコース) 毎月分配型	9,771 円
野村グローバル高配当株プレミアム (米ドルコース) 年2回決算型	9,771 円
ノムラ・プライベート・シリーズTPGアンジェロ・ゴードンBDCオープン (為替ヘッジあり) 2025-06 (限定追加型) (適格機関投資家専用)	228,806,102 円
野村アンジェロ・ゴードンBDCファンド (為替ヘッジあり) 2210 (適格機関投資家転売制限付)	1,089,850,210 円
ノムラ・プライベート・シリーズTPGアンジェロ・ゴードンBDCファンド (為替ヘッジあり) 2402 (適格機関投資家転売制限付)	560,410,343 円
野村DC運用戦略ファンド	184,177,059 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	7,492,405 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年8月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年8月18日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ネクストコア

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	821, 422, 556円
II 負債総額	205, 089, 318円
III 純資産総額（I－II）	616, 333, 238円
IV 発行済口数	590, 917, 077口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 0430円

（参考）国内株式マザーファンド

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	954, 332, 955, 962円
II 負債総額	69, 985, 115, 318円
III 純資産総額（I－II）	884, 347, 840, 644円
IV 発行済口数	241, 519, 346, 834口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3. 6616円

（参考）国内債券マザーファンド

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	16, 218, 389, 446円
II 負債総額	354, 299, 301円
III 純資産総額（I－II）	15, 864, 090, 145円
IV 発行済口数	13, 192, 698, 743口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 2025円

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	3, 384, 216, 839, 582円
II 負債総額	7, 145, 675, 942円
III 純資産総額（I－II）	3, 377, 071, 163, 640円
IV 発行済口数	395, 554, 764, 451口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	8. 5376円

(参考) 外国債券マザーファンド

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	1, 078, 408, 614, 378円
II 負債総額	2, 378, 022, 053円
III 純資産総額 (I - II)	1, 076, 030, 592, 325円
IV 発行済口数	342, 728, 019, 158口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3. 1396円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	202, 841, 653, 302円
II 負債総額	799, 333, 261円
III 純資産総額 (I - II)	202, 042, 320, 041円
IV 発行済口数	79, 912, 380, 474口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2. 5283円

(参考) 新興国債券マザーファンド

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	53, 483, 472, 177円
II 負債総額	326, 835, 703円
III 純資産総額 (I - II)	53, 156, 636, 474円
IV 発行済口数	19, 548, 168, 122口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2. 7193円

(参考) 新興国債券 (現地通貨建て) マザーファンド

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	19, 885, 972, 698円
II 負債総額	18, 280, 619円
III 純資産総額 (I - II)	19, 867, 692, 079円
IV 発行済口数	9, 881, 347, 406口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2. 0106円

(参考) J - R E I T インデックス マザーファンド

2025 年 9 月 30 日現在

I 資産総額	77, 721, 782, 156円
II 負債総額	2, 045, 740, 650円
III 純資産総額 (I - II)	75, 676, 041, 506円
IV 発行済口数	24, 923, 156, 623口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3. 0364円

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

2025年9月30日現在

I 資産総額	97,766,671,150円
II 負債総額	27,180,910円
III 純資産総額 (I - II)	97,739,490,240円
IV 発行済口数	23,575,378,731口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	4.1458円

(参考) 野村マネー マザーファンド

2025年9月30日現在

I 資産総額	5,259,393,137円
II 負債総額	51,081,000円
III 純資産総額 (I - II)	5,208,312,137円
IV 発行済口数	5,085,578,752口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.0241円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

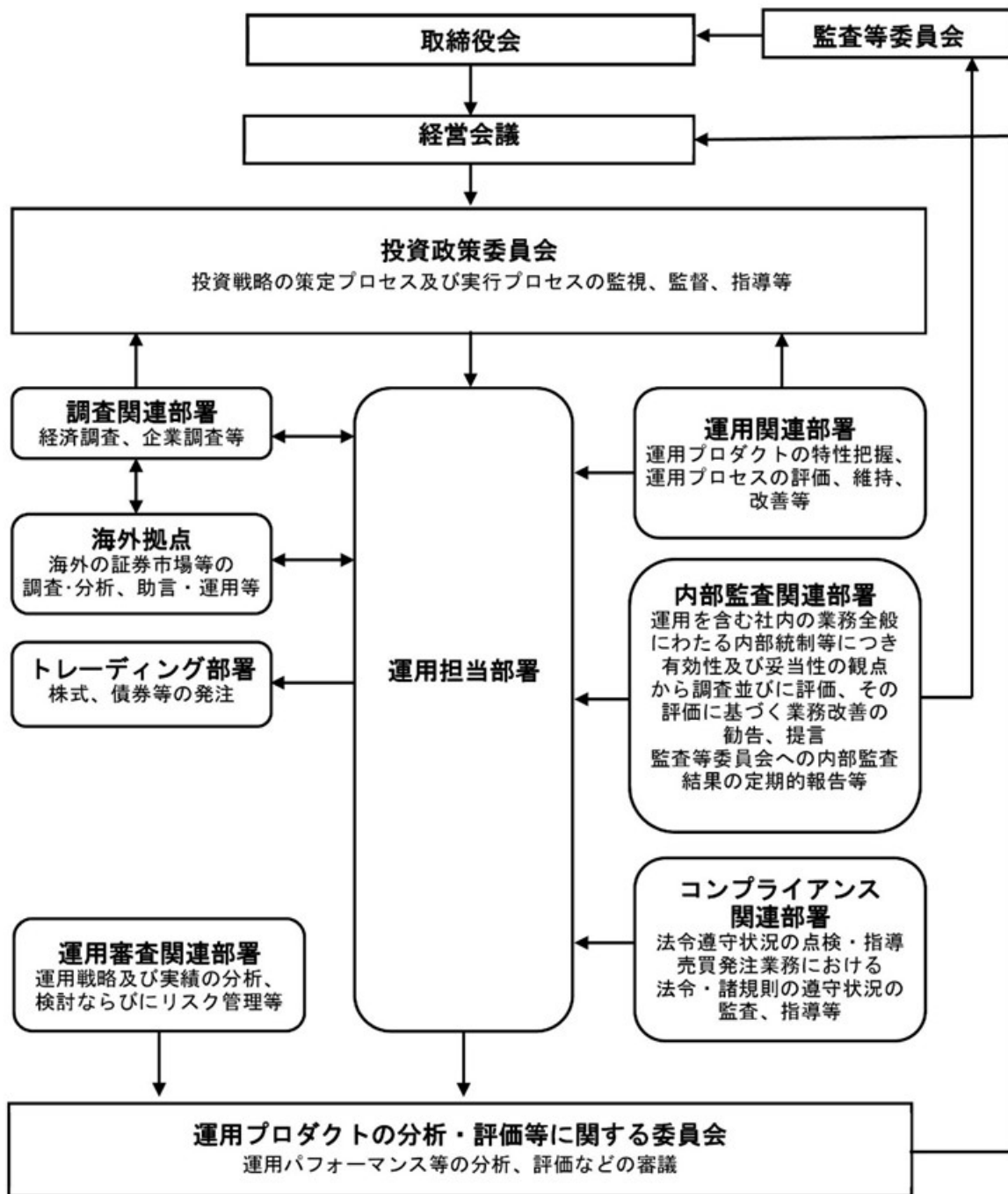
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 8 月 29 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	910	60,080,192
単位型株式投資信託	129	721,300
追加型公社債投資信託	14	7,219,032
単位型公社債投資信託	376	618,921
合計	1,429	68,639,445

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			△18		△21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	※2	595		589	
器具備品	※2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※ 1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	※ 2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419
当期変動額									
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益							28, 183	28, 183	28, 183
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	-	28, 225	28, 910	59, 820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計	
						繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」28 百万円、「その他」18 百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」 （企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」 （企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025 年 4 月 1 日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 2 号 2007 年 2 月 7 日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (2025 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1, 939 百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 2, 204 百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1, 214 百万円 器具備品 733 合計 1, 948	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1, 528 百万円 器具備品 792 合計 2, 320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 7, 050 百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 6, 591 百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 - 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※ 2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
- 2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 28,174 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 5,470 円 |
| 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2024 年 6 月 28 日 |
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
- 2025 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 38,115 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 7,400 円 |
| 基準日 | 2025 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2025 年 6 月 30 日 |

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注 1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1．売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024 年 3 月 31 日)		当事業年度末 (2025 年 3 月 31 日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,848	評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109	資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△85	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△146	その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△581	前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△922	繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%	その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。	
		これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。	
		この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に 308 百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		-	308
期末残高		1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入 (※1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (※1)	128,100		
							借入金利息 (※1)	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (※1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (※1)	3,081		
							貸付金利息 (※1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (※2)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(※2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接 100%	—	有償減資(*2)	4,475	—	—

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	40,328	未払手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
(*2) ノムラ・アセット・マネジメント U. S. A. インクが行った有償減資の金額を記載しております。
(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
1株当たり純資産額	11,677 円 62 銭	1株当たり純資産額	13,603 円 86 銭
1株当たり当期純利益	5,471 円 85 銭	1株当たり当期純利益	7,398 円 11 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円		損益計算書上の当期純利益 38,105 百万円	
普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円		普通株式に係る当期純利益 38,105 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(ネクストコア)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、国内債券マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、外国債券マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、新興国債券マザーファンド受益証券、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、為替予約取引等を主要取引対象とします。

(2) 投資態度

① 運用にあたっては、世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて分析し、リスク水準※を一定範囲内程度に抑えつつ効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションを決定します。各マザーファンドへの投資比率および為替予約取引等のポジションは適宜見直しを行ないます。なお、一部のマザーファンド受益証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

※リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

② 国内株式マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券、新興国株式マザーファンド受益証券、J-REIT インデックス マザーファンド受益証券、海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。

③ 為替予約取引等の利用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的（ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。）のほか、効率的に収益を獲得する目的（ヘッジ目的外）で活用します。なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の 100%以内とします。なお、実質的な外貨のエクスポージャーは、原則として、信託財産の純資産総額の 50%以内となるように調整を行ないます。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託

ネクストコア

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成40年2月17日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

④ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの

信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条、第27条及び第31条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ、金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ、為替手形

ロ、次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド、外国債券マザーファンド、新興国株式マザーファンド、新興国債券マザーファンド、新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド、J-REIT インデックスマザーファンド、海外 REIT インデックス マザーファンドおよび野村マネー マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券および新株予約権証券
 13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
 14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
 15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
 19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といい

ます。)

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 32 条において同じ。）、第 32 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条および第 37 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第30条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 2 月 18 日から 8 月 17 日までおよび 8 月 18 日から翌年 2 月 17 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 25 年 8 月 19 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 42 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 135 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 45 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者が

この信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第47条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第48条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第49条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、

当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第55条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託期間の延長)

第57条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第59条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがたって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第27条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第27条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第31条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 1 月 31 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の国債に投資することにより、NOMURA-BPI 国債指数の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資は行ないません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第32条第1項、第32条第2項、第35条第1項、第36条第1項および第38条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)

8. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券

の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第17条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第19条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第20条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第22条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第23条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第24条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第25条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第26条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第27条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第28条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第29条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第30条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第31条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第32条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第34条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第35条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第39条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第36条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第39条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第37条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第38条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第39条の規定にしたがい、委託者は新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第39条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第40条 第32条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第32条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第32条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 41 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第 43 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 44 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となつて行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 41 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第 49 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 約款第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第 18 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第 19 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

（利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第 49 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 約款第 18 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第 18 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第 19 条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金3億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第31条第1項、第31条第2項、第34条第1項、第35条第1項および第37条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については3億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第21条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第22条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第23条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第24条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第25条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第26条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第27条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第28条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 29 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 30 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 31 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 32 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 33 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 34 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 38 条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第35条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第36条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第37条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第38条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第39条 第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 40 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第 41 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第 42 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 43 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外 REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 20 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 20 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第18条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 25 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 27 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 18 年 6 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(野村マネー マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
野村マネー マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、100億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第16条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション

取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第18条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第21条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しませ

ん。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したとき

は、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 8 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社